

分野別索引

分野別索引

〔国際法〕

一般・総論 国際法の概念・性質

国際法の現在及将来	寺尾亭	一卷四号	九頁
国際法上の積極的制裁の存在に就て	アトキサンダ、コルシ 加福豊次(訳)	一七	一
国際法上の積極的制裁の存在に就て	アレキサンデル、コルシ 加福豊次(訳)	一八	四
DE L'EXISTENCE D'UNE SANCTION POSITIVE DANS LE DROIT INTERNATIONAL	ALEXANDRE CORSI	一八	一
DE L'EXISTENCE D'UNE SANCTION POSITIVE DANS LE DROIT INTERNATIONAL	ALEXANDRE CORSI	一九	一
QUESTIONS A RESOUDRE : (à suivre) 1. Une idée en contradiction avec le principe fondamental du droit international.	Ninagawa Arata	一九	11

国際法上の積極的制裁の存在に就て (承前)

国際法上の積極的制裁の存在に就て (完結)

現今の国際団体と非欧州国民 (第二十世紀の始めに於ける国際法第十五章本誌第一卷第十七号参照)

国際公法と国際事実

国際法の退歩

近時の哲学思想と国際法の進歩の障礙

国際法の性質を論ず

国際法の性質を論ず (承前)

亜米利加国際法に就て (上)

亜米利加国際法に就て (下)

国際法研究に就て

日本主義の国際法観念

国際法の存在樂觀

時局国際法 国際法の權威

時局と国際法 日支国民協会の宣言と国際法

アレキサンドル、コルシー
加福豊次 一 一一 四五

アレキサンドル、コルシー
加福豊次 一 一二 二三

カテラニー博士
加福豊次 二 二 二四

有賀長雄 二 五 一

カテラニー博士
加福豊次 六 六 一一

カテラニー博士
加福豊次 六 九 一八

大場茂馬 七 七 四四

大場茂馬 七 八 三一

山田三良 八 八 八一

山田三良 八 二 二九〇

安達峯一郎 一一 三 二〇九

蜷川新一 一一 四 三三〇

蜷川新一 一一 二 九九

蜷川新一 一四 二 八九

蜷川新一 一五 九 八五七

蜷川新一 一六 二 八五

国際法の改正		稻垣守克	一六	二	一〇七
国際法なる名称の変遷		板倉卓造	一七	六	四八一
国際法問答 国際法は畢竟机上の空論に非ずやの問に対する答		立作太郎	二〇	七	七四四
オツペンハイム『国際法の将来』(一)		蠟山政道(訳)	二〇	七	七四七
オツペンハイム『国際法の将来』(二)		蠟山政道(訳)	二〇	八	八五七
オツペンハイム『国際法の将来』(三)		蠟山政道(訳)	二〇	一〇	一〇六八
オツペンハイム『国際法の将来』(四)		蠟山政道(訳)	二二	二	一一二
国際法問答 国際法の法律たる基礎		立作太郎	二二	六	五三〇
オツペンハイム『国際法の将来』		岩田喜三郎(訳)	二二	八	七五五
オツペンハイム『国際法の将来』		岩田喜三郎(訳)	二二	九	一〇七二
国際法と権利(一)		松原一雄	二三	一	二二
国際法と権利(二・完)		松原一雄	二三	三	二三九
国際法学の任務		松原一雄	二三	五	四二三
国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て(一)		松原一雄	二四	三	二〇五
国際法問答 国際法と自然法(SとTの間答)		立作太郎	二四	三	二六七
国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て(二・完)		松原一雄	二四	四	三四四
グロチウスに於ける国際法と自然法との関係		横田喜三郎	二四	五	五二二
国際法の社会化に就て		松原一雄	二四	九	一〇一九

- キヤノン法と国際法
- エスラム教の国際法に及ぼせる影響
- 国際法より万国法へ
- 国際法の本質を論ず
- 現代国際法論に現はれた主観主義と客観主義
- 新国際法
- 国家主権と国際法——並に国際法と自然法——
- 制裁
- 「ナチス」国際法観
- 国際法秩序に於ける制裁と中立 (一)
- 国際法秩序に於ける制裁と中立 (二)
- 国際法秩序に於ける制裁と中立 (三)
- 国際法秩序に於ける制裁と中立 (四・完)
- 国際法の新動向
- 米、蘇、独の国際法観に対する若干の考察 (一)
- 米、蘇、独の国際法観に対する若干の考察 (二・完)
- 明日の国際法

泉	哲	二五	二	一四三
泉	哲	二五	五	四三六
杉村陽太郎		二五	一〇	九六二
菊地駒次		二六	六	五四三
今中次麿		二八	一	一三
アレハンドロ・アルヴァレス		二八	八	七四三
今中次麿		二九	二	一〇五
松原一雄		三五	一	一
立作太郎		三六	一	一
大澤章		三七	四	三〇二
大澤章		三七	五	四六七
大澤章		三七	七	六〇六
大澤章		三七	八	八二一
松原一雄		三八	一	一
一又正雄		三九	八	六三九
一又正雄		三九	九	七八六
松原一雄		三九	九	八二二

根本規範としてのバクタ・ズント・セルヴァンダ——条約法との
関係——

国家間の国際法から大陸間の国際法へ

米州国際法の基礎理念 (一)

米州国際法の基礎理念 (二・完)

政治技術としての国際法

我国に於ける国際法の前途

国際法より世界法へ——米国に於ける世界政府論の展望——

「世界社会」における国家

ソ連国際法学界の最近の動向について (一) —— Советский
Ежегодник Международного Права (Soviet Yearbook of Interna-
tional Law), 1958, 1959 и 1960.

ソ連国際法学界の最近の動向についで (二・完) —— Советский
Ежегодник Международного Права (Soviet Yearbook of Interna-
tional Law), 1958, 1959 и 1960.

現代国際法における文明の地位

ルイス・ソーン教授の世界法概念

国際法における「合法性」の観念 (一) —— 国際法「適用」論へ
の覚え書き——

前原光雄	四〇	八	六六九
ジー・エム・ペリッチ 高野雄一(訳)	四〇	九	八三三
松下正壽	四一	五	四〇九
松下正壽	四一	六	五四五
松下正壽	四二	六	五五九
信夫淳平	四五	三四	八七
大平善梧	四五	九・一〇	二六五
小田滋	五一	三	三〇五
内田久司	六一	四	三二五
内田久司	六一	五	四三八
筒井若水	六六	五	五二三
深津栄一	七二	一	一〇二
河西直也	八〇	一	一

国際法における「合法性」の観念(二・完)——国際法「適用」論への覚え書き——

国際法の法的性質に関する覚え書(二)——「法と強制」の問題を手がかりとして——

一般・総論 歴史・方法論

国際法研究の必要

第二十世紀の始に於ける国際法

第二十世紀の始めに於ける国際法(続第二)

第二十世紀の始めに於ける国際法(続第三)

日本に於ける国際法研究の進歩

サウンドデユースを論ず

サウンド、ヂユースを論ず(承前、完)

明治天皇と国際法

口絵 国際法始祖ヒュウゴ、グロチウス

国際法の始祖ヒュウゴ、グロチウス

河西直也 八〇 二 一三一

尾崎重義 八三 二 一五三

寺尾亨 一 一 一

カテラニ 一 一一 三五

カテラニ 一 一二 一三

カテラニ 一 一七 一一

高橋作衛 三 二 二三

村井八郎 一〇 三 二二三

村井八郎 一〇 四 三〇〇

有賀長雄 一 一 一

高橋作衛 二 四 三〇五

“JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA.” An instance of the American protection of Japanese interests.	SAKUYÉ TAKAHASHI	—	—	四	1
(口絵) リチャード、ザウチ	—	—	—	五	i
リチャード、ザウチの伝	高橋作衛	—	—	五	三八九
“JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA.” An instance of the American protection of Japanese interests. (continued)	SAKUYÉ TAKAHASHI	—	—	五	1
プッフエンドルフ肖像	—	—	—	六	i
サミュエル、プッフエンドルフの伝	—	—	—	六	四七五
バルタザール、アイヤラ肖像	—	—	—	九	i
バルタザール、アイヤラ Balthazar Ayala の伝	高橋作衛	—	—	九	七四六
ミュンスターの平和及ウエストフアリア国際大会議	立作太郎	—	—	二	一九一
朝鮮南漢山城の開城条件	篠田治策	—	—	八	六七〇
世界的碩学者ウエストレーキ	寺田四郎	—	—	五	三四一
奈翁の遠征と學術の尊重	蜷川新	—	—	六	四二六
国際公法典籍解題	寺田四郎	—	—	六	四三八
トライチケの国際法論	寺田四郎	—	—	一四	一七七
最近の独逸国際法学者	蜷川新	—	—	一四	三〇二
リチャーズ教授の国際法時事問題論評	寺田四郎	—	—	一五	二六

日本の古代史と国際法

英国新進の国際法学者オツペンハイム教授

デック博士の国際法改造論を読む

国際法進化の三時期

支那に於ける同盟の起源

希臘及羅馬時代の同盟

中世及近古時代の同盟

国際法問答 国内法理と国際法

アツベ・ド・サンピエールの永久平和案に就て

国際平和思想より観たるカントとウキルソン

国際法沿革略史

フーゴー、グローチウス著『平戦法規論』の由来

国際法の始祖フーゴー、グローチウス

グローシアスの幼青年時代

グローチウス及び其名著『戦争及平和法規論』の国際法上の地位

グロチウスの戦争観に就て

戦争及び平和法論に於ける海洋自由論

蜷川新一六 六三四

高橋作衛一八 八六一

泉哲一九 四二

松原一雄二〇 三四七

牧野義智二〇 五九一

牧野義智二〇 一〇一〇五八

牧野義智二二 一〇四〇

立作太郎二二 一〇一〇三五

神川彦松二三 八七〇八

神川彦松二三 三二一七

菊地駒次二三 四四八

穂積陳重二四 四〇五

山田三良二四 四一八

泉哲二四 四四一

立作太郎二四 四五五

松原一雄二四 四八三

板倉卓造二四 五〇五

グロチウスに於ける国際法と自然法との関係	横田喜三郎	二四	五	五二二
グロチウスの墓に詣でて	松原一雄	二四	五	五九一
グロチウス著平戦法規論の版数に就て	山田三良	二四	六	六六一
戦争及び平和法論に於ける海洋自由論 (二一・完)	板倉卓造	二四	八	九一六
明治初年岩倉大使遣外始末 (一)	信夫淳平	二五	七	六八〇
明治初年岩倉大使遣外始末 (二・完)	信夫淳平	二五	八	七七六
国際法より見たる幕末外交物語を読みて	立作太郎	二六	二	一八九
国際法学の研究方法について (一)	大澤章	二六	七	六六一
国際法学の研究方法について (二)	大澤章	二六	八	七九二
国際法学の研究方法について (三)	大澤章	二六	九	八九三
国際法学の研究方法について (四・完)	大澤章	二六	一〇	九九〇
春秋時代の国際慣習	泉哲	二七	三	二〇五
国際公法学者列伝 (一) 国際公法の父アルベリクス・ヂエンテイリス (Albericus Gentilis) (一)	寺田四郎	二九	二	一四五
国際公法学者列伝 (二) 国際公法の父アルベリクス・ヂエンテイリス (Albericus Gentilis) (二)	寺田四郎	二九	三	一三〇
国際公法学者列伝 (三) 国際法学創立者フーゴー・グロチウス (Hugo Grotius)	寺田四郎	二九	五	四五五

亜米利加の発見と其の国際法に於ける影響 (一)

ジェームズ・フラン・スコット 二九 七 六二七

『尽忠なる』 国際法学者ジョン・セルツン——国際公法学者列伝 (四)

寺田四郎 二九 八 七二〇

亜米利加の発見と其の国際法に於ける影響 (二・完)

ジェームズ・フラン・スコット 二九 八 七四一

『国際法第二の創立者』 リチャード・ズーチ——国際公法学者列伝 (五)

寺田四郎 三〇 一 三三一

『国際法第二の創立者』 リチャード・ズーチ (二・完)——国際公法学者列伝 (六)

寺田四郎 三〇 四 三二五

グローテイウスの自然法体系 (一)

福井康雄 三〇 八 七九二

国際法の実際的説明者エムリッシユ・ド・ヴァッテル

寺田四郎 三〇 一〇 九五五

グローテイウスの自然法体系 (二・完)

福井康雄 三〇 一〇 一〇〇七

自然法的国際法の祖サムエル・フォン・プーフエンドルフ

寺田四郎 三一 一〇 九八九

国際法学会の二人の先行者

立作太郎 三三 一 一

近世国際法学派の先駆コルネリウス・ヴァン・ピンケルスフーク

寺田四郎 三三 二 一一六

英米学派と大陸学派

立作太郎 三四 一 一

国際法上アングロサクソン派と大陸派との意見の差異——国際法学会第二回研究会報告論文——

泉哲 三四 二 九九

最近国際法学海に投ぜられたる一石の波紋

立作太郎 三四 五 三九一

英国捕獲法の創立者ストーウェル卿

明日の国際法

我国に於ける戦時国際法の発達

グロチウス「戦争と平和の法」の再吟味 (一)

グロチウス「戦争と平和の法」の再吟味 (二)

我兵法書と国際法

グロチウス・「戦争と平和の法」の再吟味 (三)

グロチウス・「戦争と平和の法」の再吟味 (四)

『フランシスコ・スアレスの国際法の基礎理論』

VICISITUDES OF INTERNATIONAL LAW IN THE MODERN HISTORY OF JAPAN.

聖トマスの国際法理論

中立制度の成立過程 (一)

フランシスコ・スアレスの正当戦争論 (一)

中立制度の成立過程 (下)

フランシスコ・スアレスの正当戦争論 (二・完)

イシドールスの『語源』の考察 (一) —— 国際法学説史の一つの

課題 ——

寺田四郎	三七	三	二一九
松原一雄	三九	九	八二二
信夫淳平	四二	一	—
一又正雄	四三	七	五九〇
一又正雄	四三	九	七三三
田岡良一	四三	一〇	八〇一
一又正雄	四三	一一	八六七
一又正雄	四四	一	一九
伊藤不二男	四九	六	四七九
J. Shinobu	五〇	二	一三四
大澤章	五一	三	二二五
石本泰雄	五一	五	四七五
伊藤不二男	五二	三	—
石本泰雄	五二	三	六三
伊藤不二男	五二	四	二九一
伊藤不二男	五五	五	五一六

イシドールスの『語源』の考察 (二) —— 国際法学説史の一つの課題 ——

自衛権の法史

条約改正と外人法官

トマス・アクイナスの正戦論と近世自然法の伝統

ヴィトリアの正当戦争論 (一) —— 国際法学説史の研究 ——

ヴィトリアの正当戦争論 (二・完) —— 国際法学説史の研究 ——

最近における国際法学の動向について

『捕獲法論』におけるグロテイウスの正当戦争論 (一) —— 国際法学説史の研究 ——

『捕獲法論』におけるグロテイウスの正当戦争論 (二・完) —— 国際法学説史の研究 ——

マクドゥーガルの法政策学説 —— Policy-Oriented Jurisprudence —— の概要とその諸批判の妥当性

トーマス・ベイティ博士の論功

西 周助「万国公法」

明治初期における国際法の導入

明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展 —— 前史と黎明期 ——

ルイス・ソーン教授の世界法概念

伊藤 不二男 五五 六 六四二

伊藤 不二男 五九 一・二 二八

大山 梓 五九 四 五一七

沢田 和夫 五九 四 六一八

伊藤 不二男 六〇 一 一

伊藤 不二男 六〇 二 一五七

深津 栄一 六一 二 一四四

伊藤 不二男 六三 五 三九三

伊藤 不二男 六四 一 四〇

大内 和臣 六四 六 六四六

内山 正熊 六五 六 五〇一

田岡 良一 七一 一 一

住吉 良人 七一 五・六 四五四

一 又 正雄 七一 五・六 四八一

深津 栄一 七二 一 一〇二

マクドゥーガルの国際法方法論とその問題点	大内和臣	七三	二	一八二
グロテイウス「戦争と平和の法」における合意論	木村實	八三	一	一
グロテイウスにおける戦争と諸国民の法——正当性と合法性の交錯——	河西直也	八三	一	三一
グロテイウスの <i>impertum</i> および <i>dominium</i> 概念に関する一試論	田中忠	八三	一	六四
グロテウス生誕四〇〇年祭	松隈清	八三	一	一二九
マルテンスの国際法理論	辻健児	八五	五	四一三
ユース・ゲンティウム概念の変遷——ヴォルフの一七二九年論文を中心として——	柳原正治	八八	二	一八五
わが国際法学の発展に尽くされた二人の先達	田畑茂二郎	九六	四五	五四九
バイケルスフークの国際法理論——「ユース・ゲンティウム」概念と方法を中心として——	明石欽司	九七	五	四七五
一般・総論 判例評釈 常設国際司法裁判所				
ロータス号事件	青木節一	二六	一〇	一〇三
『国際判例研究』を始めるについて	横田喜三郎	二八	三	二八二
常設国際司法裁判所判例(一) キール運河の自由通航	横田喜三郎	二八	三	二八四
ルドン号事件 一九二三年八月一七日判決	横田喜三郎	二八	三	二八四

常設国際司法裁判所判例 (二) 委任統治に関する紛争に対する常設国際司法裁判所の管轄権の範囲 マヴロマチス事件 一九二四年八月二〇日判決 (Serie A, No. 2)	横田喜三郎	二八	四	三九〇
常設国際司法裁判所判例 (三) 委任統治国の国際義務 ヲヴロロマチス事件 (実質問題) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 5)	横田喜三郎	二八	五	四九二
常設国際司法裁判所判例 (三) 委任統治に関する紛争に対する国際司法裁判所の管轄権の範囲 マヴロマチス事件 (改訂問題) 一九二七年一〇月一〇日判決 (Serie A, No. 11)	横田喜三郎	二八	五	四九九
常設国際司法裁判所判例 (四) 世界戦争に基づく私人の損害賠償請求権の範囲 ヌーイイ条約事件 (条約の解釈) 一九二四年九月十二日判決 (Serie A, No. 3)	横田喜三郎	二八	七	六九三
常設国際司法裁判所判例 (四) 判決の解釈に関する裁判所の権限 ヌーイイ条約事件 (判決の解釈) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 4)	横田喜三郎	二八	七	六九六
常設国際司法裁判所判例 (五) 条約の解釈に関する管轄権の範囲 上部シレジアに於けるドイツ人の利益に関する事件 (管轄権) 一九二五年八月二五日判決 (Serie A, No. 6)	横田喜三郎	二八	八	七八三
常設国際司法裁判所判例 (六) 条約の抽象的解釈——国内法の解釈——権利の濫用——申立の形式 上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件 (本案) 一九二六年五月二五日判決 (Serie A, No. 7)	横田喜三郎	二八	九	九〇五

常設国際司法裁判所判例 (七) 条約の適用に関する紛争の管轄権と賠償に関する紛争 コルツォウ工場事件 (管轄権) 一九二七年七月二六日判決 (Serie A, No. 8)	横田喜三郎	二八	一〇	九七七
常設国際司法裁判所判例 (八) 公海に於ける船舶衝突事件の裁判管轄権 ロチユス号事件 一九二七年九月七日判決 (Serie A, No. 10)	横田喜三郎	二九	七	六五三
常設国際司法裁判所判例 (九) 判決の意義に関する紛争 コルツォウ工場事件 (判決第七と第八の解釈) 一九二七年二月一六日判決 (Serie A, No. 13)	横田喜三郎	二九	八	七六一
常設国際司法裁判所判例研究 (一〇) 不法行為に基づく損害賠償の性質と範囲 コルツォウ工場事件 (本案) 判決第一三、一九二八年九月一三日宣告 (Serie A, No. 17)	横田喜三郎	二九	九	八三一
常設国際司法裁判所判例研究 (一一) 言語上の少数者 上部シレジアにおける少数者の権利 (少数者の学校) に関する事件 判決第一一、一九二八年四月二六日言渡 (Serie A, No. 15)	横田喜三郎	二九	一〇	九二八
常設国際司法裁判所判例研究 (一二) 貨幣の価格の下落と国債の支払 セルビヤ国債事件 判決第一四、一九二九年七月二二日判決 (Serie A, No. 20)	横田喜三郎	三〇	一	七七
常設国際司法裁判所判例研究 (一三) 貨幣の価格の下落と国債の支払 ブラジル国債事件 判決第一五、一九二九年七月二二日判決 (Serie A, No. 21)	横田喜三郎	三〇	一	八八
常設国際司法裁判所判例研究 (一四) オーデル河の国際管理 オーデル河国際委員会の管轄流域に関する事件 判決第一六、一九二九年九月一〇日判決 (Serie A, No. 23)	横田喜三郎	三〇	二	一九二

国際司法裁判所命令研究 (一) 条約の廃棄と権利保全の仮措置 支那とベルギーとの一八六五年の条約の廃棄に関する事件 一九 二七年一月八日、二月十五日、六月十八日の諸命令 (Serie A, No. 8) 一九二八年二月十一日の命令 (Serie A, No. 14) 一九二 八年八月十三日の命令 (Serie A, No. 16) 一九二九年五月二十五日 の命令 (Serie A, No. 18)	横田喜三郎	三〇	三	二七四
国際司法裁判所命令研究 (二) 損害賠償の支払と権利保全の仮措 置 コルツォウ工場に関する事件 一九二七年十一月二日の命 令 (Serie A, No. 12) 一九二九年五月二十五日の命令 (Serie A, No. 19)	横田喜三郎	三〇	三	二八〇
国際司法裁判所命令研究 (二) 裁判所の評議の結果の非公式発表 上部サヴオアとジエクス地方の自由地帯に関する事件 一九二九 年八月十九日命令 (Serie A, No. 22)	横田喜三郎	三〇	四	三七九
国際司法裁判所命令研究 (二) 非法律的解決と裁判所 上部サヴ オアとジエクスの自由地帯に関する事件 一九三〇年二月六日 命令 (Serie A, No. 24)	横田喜三郎	三〇	五	四八一
国際司法裁判所意見研究 (一) 労働総会の労働代表の選出方法 意見第一、オランダの労働代表の選出の事件、一九二二年七月三 一日 (Serie B, No. 1)	横田喜三郎	三〇	七	六八八
国際司法裁判所意見研究 (一) 農業労働と国際労働機関 意見第 一、一九二二年八月二日 (Serie B, No. 2)	横田喜三郎	三〇	八	八二二
国際司法裁判所意見研究 (一) 生産手段と国際労働機関 意見第 三、一九二二年八月二日 (Serie B, No. 3)	横田喜三郎	三〇	八	八一七

国際司法裁判所意見研究 (三) 国内事項と国籍 チュニスとモロッコにおける国籍法事件 意見第四(一) 一九一三年二月七日 (Serie B, No. 4)	横田喜三郎	三〇	九	九一五
国際司法裁判所意見研究 (四) 非連盟国と裁判所意見 東部カリリア事件 一九一三年七月三日意見 (Serie B, No. 5)	横田喜三郎	三一	一	七八
国際司法裁判所意見研究 (五) 連盟理事会による少数者の保護 ドイツ農民の権利に関する件 一九一三年九月一〇日意見 (Serie B, No. 6)	横田喜三郎	三一	二	一七八
国際司法裁判所意見研究 (六) 少数者の国籍と連盟の保障 ポーランド国籍の取得に関する件 一九一三年九月一五日意見 (Serie B, No. 7)	横田喜三郎	三一	三	二九九
国際司法裁判所意見研究 (七) 世界大戦に基く新国家の国境の画定 ヤウオルチナ事件 一九一三年十一月六日 (Serie B, No. 8)	横田喜三郎	三一	五	五三三
国際司法裁判所意見研究 (八) 新国家の国境の画定 聖ナオウム僧院事件 一九二四年九月四日意見 (Serie B, No. 9)	横田喜三郎	三一	六	六三〇
常設国際司法裁判所意見研究 (九) 条約の国内法に及ぼす効果ギリシアとトルコの住民交換事件 一九二五年二月二日意見 (Serie B, No. 10)	横田喜三郎	三一	七	七四四
常設国際司法裁判所意見研究 (一〇) ダンチツヒの連盟高等委員の職能 ダンチツヒのポーランド郵便事務事件 一九二五年五月一六日意見 (Serie B, No. 11)	横田喜三郎	三一	八	八四八

常設国際司法裁判所意見研究 (一一)	連盟理事会の拘束力ある決定トルコとイラクの国境事件 一九二五年十一月二一日意見 (Serie B, No. 12)	横田喜三郎 三一	九四六
国際司法裁判所意見研究 (一二)	国際労働機関と使用者の労働の規律 使用者の労働の規律に関する国際労働機関の権限に関する件 一九二六年七月二三日意見 (Serie B, No. 13)	横田喜三郎 三一	一〇一〇六三
国際司法裁判所意見研究 (一三)	ダニユープ河ヨーロッパ委員会の権能 九二七年十一月八日意見 (Serie B, No. 14)	横田喜三郎 三一	三三三五
常設国際司法裁判所意見研究 (一四)	条約と個人の権利義務 ダンチツヒ裁判所の管轄権に関する事件 一九二八年三月三日意見 (Serie B, No. 15)	横田喜三郎 三一	四四二八
常設国際司法裁判所意見研究 (一五)	裁判所の管轄権の決定者 一九二六年のギリシアとトルコ協定の解釈事件 一九二八年八月二八日意見 (Serie B, No. 16)	横田喜三郎 三一	六七〇
常設国際司法裁判所意見研究 (一六)	条約と国内法の関係 ギリシアとブルガリア部落に関する事件 一九三〇年七月三一日意見 (Serie B, No. 17)	横田喜三郎 三一	七九〇
常設国際司法裁判所意見研究 (一七)	ダンチツヒ自由市と国際労働機関 意見一八、一九三〇年八月二六日 (Serie B, No. 18)	横田喜三郎 三一	八九八
常設国際司法裁判所意見研究 (一八)	上部シレジアの少数者学校の事件 意見、一九三二年五月二五日 (Serie A/B, No. 40)	横田喜三郎 三一	九七八
常設国際司法裁判所判例研究 (一九)	ドイツとオーストリアの関税連合の事件 意見、一九三二年九月五日 (Serie A/B, No. 41)	横田喜三郎 三一	一〇一〇五九

常設国際司法裁判所判例研究 三	リスアニアとポーランドの鉄道運輸の事件 意見、一九三二年一月十五日 (Série A/B, No. 42)	横田喜三郎	三三三	二	一九五
常設国際司法裁判所判例研究 (四)	ダンチツヒ港におけるポーランド軍艦の入港・碇泊に関する事件 意見、一九三二年二月一日 (Série A/B, No. 43)	横田喜三郎	三三三	四	三九〇
常設国際司法裁判所判例研究 (五)	ダンチツヒにあるポーランド人の取扱に関する事件 意見、一九三二年二月四日 (Série A/B No. 44)	横田喜三郎	三三三	五	四八四
常設国際司法裁判所判例研究 (六)	一九二七年のギリシア・ブルガリア協定の事件 意見、一九三二年三月八日 (Série A/B, No. 45)	横田喜三郎	三三三	六	五九九
常設国際司法裁判所判例研究 (七)	上部サヴオアとチェクスの自由地帯に関する事件 一九三二年六月七日判決 (Série A/B, No. 46)	横田喜三郎	三三三	七	六九一
常設国際司法裁判所判例研究 (八)	メーメル領域規程の解釈に関する事件 (管轄権) 一九三二年六月二十四日判決 (Série A/B, No. 47)	横田喜三郎	三三三	八	八〇一
常設国際司法裁判所判例研究 (九)	メーメル領域規程の解釈に関する事件 (本案) 一九三二年八月一日判決 (Série A/B, No. 49)	横田喜三郎	三三三	九	八九八
常設国際司法裁判所判例研究 (一〇)	女子の夜間労働に関する条約の解釈に関する事件 意見、一九三二年十一月十五日 (Série A/B, No. 50)	横田喜三郎	三三三	一〇	一〇〇一

常設国際司法裁判所判例研究 (一一) 東部グリーンランドの法律的地位に関する事件 一九三三年四月五日判決 (Serie A/B, No. 53)	横田喜三郎 三四	一七〇
常設国際司法裁判所判例研究 (一二) 東南部グリーンランドの法的地位に関する事件 一九三三年八月二日と三日の命令 (Serie A/B, No. 48) 一九三三年五月十一日の命令 (Serie A/B, No. 55)	横田喜三郎 三四	二一七五
常設国際司法裁判所判例研究 (一三) カルテロリソ島とアナトリア海岸の間の領海の境界に関する事件 一九三三年一月二六日命令 (Serie A/B, No 51)	横田喜三郎 三四	二七八
常設国際司法裁判所判例研究 (一四) プレス公財産管理に関する事件 一九三三年二月四日命令 (Serie A/B, No 52) 一九三三年五月十一日命令 (Serie A/B, No 54) 一九三三年七月四日命令 (Serie A/B, No 57) 一九三三年二月二日命令 (Serie A/B, No 59)	横田喜三郎 三四	二七九
常設国際司法裁判所判例研究 (一五) ハンガリアーチェコスロヴァキア混合仲裁裁判所の判決に関する事件 一九三三年五月二日命令 (Serie A/B, No 56)	横田喜三郎 三四	二八五
常設国際司法裁判所判例研究 (一六) ポーランドの農業改良とドイツ系少数者に関する事件 一九三三年七月二九日命令 (Serie A/B, No 58) 一九三三年二月二日命令 (Serie A/B, No 60)	横田喜三郎 三四	二八六
常設国際司法裁判所判例研究 (一七) ハンガリー・チェコスロヴァキア混合仲裁裁判所の判決に関する事件 (ペテル・パズマニー大学の事件) 一九三三年十一月一五日判決 (Serie A/B No 61)	横田喜三郎 三四	二七四

常設国際司法裁判所判例研究 (一八) フランス＝ギリシアの燈台に関する事件 一九三四年三月一七日半決 (Serie A/B No 62)	横田喜三郎	三四	五	四七二
常設国際司法裁判所判例研究 (一九) オスカー・チンに関する事件 一九三四年二月二二日判決 (Serie A/B No 63)	横田喜三郎	三四	六	五四三
常設国際司法裁判所判例研究 アルバニアの少数者学校に関する事件 一九三五年四月六日判決 (Serie A/B No 64)	横田喜三郎	三四	七	六二九
常設国際司法裁判所判例研究 一一 ダンチツヒ法令の憲法違反の事件 一九三五年三月四日判決 (Serie A/B No 65)	横田喜三郎	三七	四	三七一
常設国際司法裁判所判例研究 一二 ユーゴスラヴィア農業改革の事件 (パズス、クサキ、エステルハジイ事件) 一九三六年五月二三日命令 (Serie A/B No 68) 一九三八年十一月一六日判決 (Serie A/B No 68)	横田喜三郎	三七	八	八五六
常設国際司法裁判所判例研究 一三 ロザンジェ会社事件 一九三六年六月二七日命令 (Serie A/B No. 67) 一九三六年三月一四日命令 (Serie A/B No. 69)	横田喜三郎	三七	九	九四三
常設国際司法裁判所判例研究 一四 ミユース河からの引水に関する事件 一九三七年六月二八日判決 (Serie A/B No. 70)	横田喜三郎	三七	一〇	一〇四九
常設国際司法裁判所判例研究 一五 クリート島とサモス島の燈台に関する事件 一九三七年一〇月八日判決 (Serie A/B No. 71)	横田喜三郎	三八	一	五五
常設国際司法裁判所判例研究 一六 ボルクグラーヴ事件 (管轄権) 一九三七年一月六日判決 (Serie A/B No. 72)	横田喜三郎	三八	二	一五七
常設国際司法裁判所判例研究 一七 モロッコの燐酸塩事件 一九三八年六月一四日判決 (Serie A/B No. 74)	横田喜三郎	三八	五	四四〇

常設国際司法裁判所判例研究 一一八 パネヴェジス・サルツチス
キス鉄道事件 一九三八年六月二〇日命令 (Serie A/B No. 75)
一九三九年一月二八日判決 (Serie A/B No. 76)

常設国際司法裁判所判例研究 一九 ソフィア電気会社に関する
事件 一九三九年四月四日判決 (Serie A/B No. 77)

常設国際司法裁判所判例研究 三〇 ヘルギー商會社事件 一
九三九年六月一五日判決 (Serie A/B No. 78)

一般・総論 判例評釈 国際司法裁判所

国際司法裁判所におけるコルフ海峡事件の取扱——先決的抗弁に
関する判決——

国連加入問題に関する国際司法裁判所の勧告的意見について

イギリス・ノルウェー漁業事件の国際法的意義

南西アフリカ事件判決について

国際司法裁判所判例評釈 ニカラグワに対する軍事的活動事件
——仮保全措置指示要請——

国際司法裁判所判例評釈 ニカラグワに対する軍事的活動事件
——管轄権及び受理可能性——

判例研究・国際司法裁判所 メイン湾境界画定事件 (判決・一九
八四年・特別裁判部)

横田喜三郎 三八 七 六五〇

横田喜三郎 三八 八 七〇七

横田喜三郎 三八 九 八三七

鹿取泰衛 四九 一 五二

皆川洗 五〇 二 一四九

中村洗 五六 三 二四〇

小寺初世子 六五 五 四三四

小和田恒 八三 六 六五一

小和田恒 八五 四 三〇八

杉原高嶺 八七 四 四一〇

判例研究・国際司法裁判所 ——エルサルバドルの訴訟参加の宣言—— (命令・一九八四年)	ニカラグアに対する軍事的活動事件	杉原高嶺	八七	五	五〇三
判例研究・国際司法裁判所 裁判義務の適用性(勧告的意見・一九八八年)	国際連合の本部協定にもとづく仲裁	杉原高嶺	八七	六	五八三
判例研究・国際司法裁判所 (一九八五年)	リビア・マルタ大陸棚事件(判決・一九八五年)	杉原高嶺	八八	一	一一二
判例研究・国際司法裁判所 (一九八二年)の再審および解釈請求(判決・一九八五年)	チュニジア・リビア大陸棚事件(一九八五年)	杉原高嶺	八八	二	一一二
判例研究・国際司法裁判所 ——(命令・一九八六年・特別裁判部)	国境紛争事件——仮保全措置の申請	杉原高嶺	八八	三	三四〇
判例研究・国際司法裁判所 (本案)(判決・一九八六年)	国境紛争事件(判決・一九八六年・特別裁判部)	杉原高嶺	八八	五	四九五
判例研究・国際司法裁判所 (本案)	ニカラグアに対する軍事的活動事件	杉原高嶺	八九	一	五三
判例研究・国際司法裁判所 査請求(勧告的意見・一九八七年)	国連行政裁判所判決第三三三三号の審査請求	杉原高嶺	八九	二	一五三
判例研究・国際司法裁判所 (一九八八年)	国境の武力行動事件(管轄権)	杉原高嶺	八九	五	五〇〇
判例研究・国際司法裁判所 (一九八九年・特別裁判部)	シシリー電子工業会社事件(判決・一九八九年)	杉原高嶺	九〇	一	三〇
判例研究・国際司法裁判所 の適用性(勧告的意見・一九八九年)	国際連合特権免除条約第六条二二項	杉原高嶺	九〇	四	五一七

判例研究・国際司法裁判所 保全措置の申請——(命令・一九九〇年)	仲裁判決(一九八九年) 事件——仮	杉原高嶺 九〇	五	六三五
判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件——ニ カラグアの訴訟参加の申請——(判決・一九九〇年・特別裁判部)		杉原高嶺 九一	三	三七六
判例研究・国際司法裁判所 大ベルト海峡の通航事件——仮保全 措置の申請——(命令・一九九一年)		杉原高嶺 九一	五	六二九
判例研究・国際司法裁判所 仲裁判決(一九八九年) 事件(本案) (判決・一九九一年)		杉原高嶺 九二	三	三七六
判例研究・国際司法裁判所 ロッカービー航空機事故をめぐるモ ントリオール条約の解釈・適用事件——仮保全措置の申請—— (命令・一九九二年)		杉原高嶺 九二	六	六八八
判例研究・国際司法裁判所 ナウル燐鉱地事件(先決的抗弁) (判 決・一九九二年)		杉原高嶺 九三	三・四	四九二
判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件 (判 決・一九九二年・特別裁判部)		杉原高嶺 九五	一	九二
判例研究・ジュネノサイド条約適用事件——仮保全措置の申請 (命令・一九九三年)		杉原高嶺 九五	四	四五四
「判例研究・国際司法裁判所」の新しい掲載について——国際司法 裁判所判例研究会の発足——		杉原高嶺 九五	五	五七九
判例研究・グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定 事件(判決・一九九三年)		杉原高嶺 九五	五	五八〇

国際司法裁判所判例研究会
(酒井啓亘)

判例研究・国際司法裁判所 領土紛争事件（リビア／チャド）（判決・一九九四年二月三日）	国際司法裁判所判例研究会 （吉 井 淳）	九七	一	七五
判例研究・国際司法裁判所 カタールとバーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件（管轄権及び受理可能性）（第一判決・一九九四年、第二判決・一九九五）	国際司法裁判所判例研究会 （坂 元 茂 樹）	九七	四	三九五
判例研究・国際司法裁判所 東ティモール事件（判決・一九九五）	国際司法裁判所判例研究会 （杉 原 高 嶺）	九七	五	五三三
判例研究・国際司法裁判所 カメルーンとナイジェリアの国境および海洋境界事件——仮保全措置の申請——（仮保全命令・一九九六年三月一五日）	国際司法裁判所判例研究会 （吉 井 淳）	九七	六	六二六
判例研究・国際司法裁判所 一九七四年二月二〇日の核実験事件（ニュージールランド対フランス）判決第六三項に基づき事情の検討を請求した事件（命令・一九九五年九月二二日）	国際司法裁判所判例研究会 （吉 井 淳）	九八	三	三五九
判例研究・国際司法裁判所 ジェノサイド条約適用事件——先決的抗弁——（判決・一九九六年七月二一日）	国際司法裁判所判例研究会 （酒 井 啓 亘）	九八	三	三七九
判例研究・国際司法裁判所 ガブチーコヴォ・ナジマロシユ計画事件（判決・一九九七年九月二五日）	国際司法裁判所判例研究会 （酒 井 啓 亘）	九九	一	五七
判例研究・国際司法裁判所 武力紛争における国家による核兵器使用の合法性（WHOの要請）（勧告的意見・一九九六年七月八日）	国際司法裁判所判例研究会 （杉 原 高 嶺）	九九	二	一四三
判例研究・国際司法裁判所 核兵器の威嚇又は使用の合法性（勧告的意見・一九九六年七月八日）	国際司法裁判所判例研究会 （真 山 全）	九九	三	二九〇

判例研究・国際司法裁判所 ロッカービー航空機事故をめぐるモントリオール条約の解釈・適用事件——先決的抗弁——(判決・一九九八年二月二七日)

国際司法裁判所判例研究会
杉原 高嶺 九九 六 七五〇

判例研究・国際司法裁判所 武力行使の合法性に関する事件 仮保全措置の申請(仮保全命令・一九九九年六月二日)

国際司法裁判所判例研究会
酒井 啓 亘 一〇〇 一 五〇

判例研究・国際司法裁判所 オイル・プラットフォーム事件——先決的抗弁——(判決・一九九六年二月二二日)

国際司法裁判所判例研究会
酒井 啓 亘 一〇〇 五 七四五

一般・総論 判例評釈 仲裁裁判

希土両国間領事職務問題争議仲裁々判

加 福 豊 次 一 四 四七

元外国人居留地の建物課税問題の仲裁々判

有 賀 長 雄 一 八 一

『国際判例研究』を始めるについて

横 田 喜 三 郎 二 八 三 二八二

常設仲裁裁判所判例研究(一) カリフォルニア布教基金に関する事件 一九〇二年一〇月一四日判決

横 田 喜 三 郎 三 四 八 七五〇

常設仲裁裁判所判例研究(二) ヴェネズエラ債権優先権事件 判決第二、一九〇四年二月二三日宣告

横 田 喜 三 郎 三 四 九 八五二

常設仲裁裁判所判例研究(三) 日本の家屋税事件(二) 判決第三、一九〇五年五月二三日宣告

横 田 喜 三 郎 三 四 一〇 九五五

常設仲裁裁判所判例研究 四 マスカット土人船事件 判決第四、一九〇五年八月八日宣告

横 田 喜 三 郎 三 五 二 一七七

常設仲裁裁判所判例研究 九〇九年五月二二日宣告	五	カサブランカ事件	判決第五、一	横田喜三郎	三五	三	二七一
常設仲裁裁判所判例研究 一九〇九年一〇月二三日宣告	六	그리스バダルナ事件	判決第六、	横田喜三郎	三五	四	三七二
常設仲裁裁判所判例研究 判決第七、一九一〇年九月七日宣告	七	北大西洋沿岸の漁業に関する事件		横田喜三郎	三五	五	四二八
常設仲裁裁判所判例研究 一九一〇年一〇月二五日宣告	八	オリノコ汽船会社事件	判決第八、	横田喜三郎	三五	七	六八七
常設仲裁裁判所判例研究 一九一一年二月二四日宣告	九	サヴァルカー事件	判決第九、一	横田喜三郎	三五	八	八〇〇
常設仲裁裁判所判例研究 一九一二年五月三日宣告	一〇	カネヴァアロ事件	判決第一〇、一	横田喜三郎	三五	九	八九四
常設仲裁裁判所判例研究 一九一二年一月一日宣告	一一	ロシア賠償事件	判決一一、一	横田喜三郎	三五	一〇	九七三
常設仲裁裁判所判例研究 一九一三年五月六日宣告	一二	カルタージュ号事件	判決一二、	横田喜三郎	三六	一	八四
常設仲裁裁判所判例研究 一九一三年五月六日宣告	一三	マヌーバ号事件	判決一三、一	横田喜三郎	三六	二	一九四
常設仲裁裁判所判例研究 一九一四年六月二五日宣告	一四	ティモル島事件	判決一四、一	横田喜三郎	三六	三	二八六
常設仲裁裁判所判例研究 に関する事件	一五	ポルトガルの教会財産の没収に 関する事件	判決一五、一九二〇年九月二日と四日宣告	横田喜三郎	三六	四	三九〇

常設仲裁裁判所判例研究 一六 ペルーに対するフランス人債権の事件 判決一六、一九二二年一〇月一日宣告
 常設仲裁裁判所判例研究 一七 アメリカのノルウエー船徴発事件 判決一七、一九二二年一〇月二三日宣告
 常設仲裁裁判所判例研究 一八 パルマス島事件 判決一八、一九二八年四月四日宣告
 常設仲裁裁判所判例研究 一九 シェヴロー事件(一) 判決第一九、一九三一年六月九日宣告
 常設仲裁裁判所判例研究 二〇 グスタフ・アドルフ号とパシフィック号事件(一) 判決二〇、一九三三年七月一八日宣告
 みなみまぐろ事件について——事実と経緯——
 みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——書面手続における主張の分析——
 みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——口頭弁論手続における主張の分析——
 みなみまぐろ事件仲裁判決の意義——複数の紛争解決手続の競合に伴う問題点——
 みなみまぐろ事件仲裁裁判判決の評価——紛争解決システムの多様化の中で——
 みなみまぐろ事件——仲裁判決に寄せて——

横田喜三郎	三六	六	五八〇
横田喜三郎	三六	七	六五八
横田喜三郎	三六	八	七七三
横田喜三郎	三七	二	一七一
横田喜三郎	三七	三	二六八
兼原信克	一〇〇	三	一三三
杉原高嶺	一〇〇	三	二七五
安藤仁介	一〇〇	三	三〇九
河野真理子	一〇〇	三	三四一
栗林忠男	一〇〇	三	三七六
山田中正	一〇〇	三	四〇五

一般・総論 判例評釈 国内裁判…日本

使節の随員の不可侵権に関する判例に就て

牧野 英 一 一一一 一

外国に対する民事裁判管轄権 大審院判決(第二民事部) 中華民國

横田 喜三郎 二八 六 五八八

国に対する約束手形金請求為替手形訴訟事件 昭和三年十二月二

十八日判決(大審院判例集七卷二二二号)

大平 善 梧 五三 一・二 三

公船の国際法上の地位——クリコフ船長事件について——

横田 喜三郎 五九 一・二 一八二

一般・総論 判例評釈 国内裁判…その他

Lee King 事件より観たる国有商船の治外法権問題(一)

竹 井 廉 二二 四 三三九

Lee King 事件より観たる国有商船の治外法権問題(二、完)

竹 井 廉 二二 五 五〇九

ハーグ陸戦規則と原油の押収——シンガポール控訴院判決を中心

竹 本 正 幸 五九 五 六七四

判例研究「サバチーノ事件」

松 井 芳 郎 六七 二 一八二

一般・総論 判例評釈 その他

常設仲裁裁判所判例研究(国際審査委員会報告研究) 一 北海の
イギリス漁船砲撃事件 報告書第一、一九〇五年二月二六日提出

横田 喜三郎 三六 九 九一〇

常設仲裁裁判所判例研究 (国際審査委員会報告研究) 二一 タヴィ
ニアノ号、カムーナ号、ゴローア号事件 報告第二、一九一二年
七月二三日提出

国際審査委員会報告研究 三 チュバンチア号事件 報告書第三、
一九二二年二月二七日提出

赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橘丸事件

法源 一般

強制的に結ばれたる条約の効力及国際法の淵源に関する新説

変容した国際社会と条約至上主義への疑問——新モデルを求める
UNCITRAL

国際連合における規則作成と一般国際法の形成への影響

日本の国際法学における法源論の位相

国際法形成フォーラムとしての南極条約協議国会議の「正当性」

法源 慣習法

慣習国際法

Droit international coutumier (non-écrit).

序言

横田喜三郎 三六 一〇 九九二

横田喜三郎 三七 一 三六

喜多義人 八七 六 六〇三

立作太郎 三八 九 七七九

曾野和明 八四 六 六八五

小森光夫 九四 五六 七四七

村瀬信也 九六 四五 七二三

柴田明穂 九九 一 一

ベリツチ 三一 一 五五

J. M. Perich 三一 一 一〇四

村瀬信也 八八 一 一

現代の慣習国際法における「慣行」概念の一考察

慣習国際法の理論と「一貫した反対国」の原則

慣習国際法の形成における国連総会決議の意義

国連総会決議の法的効果——国際司法裁判所の判例を中心として

慣習法の形成・認定過程の変容と国家の役割

法源 条約 一般(定義・名称・種類)

連盟と憲法及び条約問題

国際法問答 国際法設定条約の本質

保護国が被保護国のために締結する条約の性質

国際約定の一形式たる交換公文の研究

Draft Convention on the Law of Treaties

法源 条約 締結・効力発生

条約批准問答

条約の効力発生の時期

支那憲法草案に於ける条約権

兼原敦子 八八 一 六

江藤淳 一八八 一 三八

篠原梓 八八 一 六五

山本良 八八 一 九〇

田中則夫 一〇〇 四 五〇五

牧野義智 一八 四 三一九

立作太郎 二一 一〇 一〇四〇

泉哲 二九 八 七〇七

一又正雄 三四 三 二二九

—— 六七 四 五二四

寺尾亨 四 二 一

立作太郎 五 一 四

有賀長雄 一一 一〇 八三五

条約締結権と自治植民地

泉 哲 一五 五 四六五

自治植民地条約締結権之行使

泉 哲 一五 七 六六二

国際連盟と国際条約

立 作 太郎 一八 八 七三九

国際法問答 或る所の或る試験の問題の二

立 作 太郎 二〇 八 八五二

国際法問答 或る所の試験問題の二

立 作 太郎 二一 四 三三七

国際法問答 条約加入条款の効力

立 作 太郎 二一 一〇 一〇四一

条約の登録と其の効力 (一)

鳩 山 秀 夫 二二 四 三三五

条約の登録と其の効力 (二、完)

鳩 山 秀 夫 二二 六 五七七

不戦条約に所謂締約者の意義

立 作 太郎 二八 六 五一七

国際条約の署名、加入、留保等に関する諸問題

澁 澤 信 一 二九 一 七八

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手続 (一)

一 又 正 雄 三四 六 五一八

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手続 (二)

一 又 正 雄 三四 七 六一二

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手続 (三)

一 又 正 雄 三四 八 七二九

条約登録の義務と効果

小 谷 鶴 次 三九 七 五六六

国際法委員会による留保規則の法典化 (一)

小 川 芳 彦 六六 二 一八二

国際法委員会による留保規則の法典化 (二・完)

小 川 芳 彦 六六 三 二九三

多数国間条約に対する留保——条約法草案第一六条乃至第二十条

小 川 芳 彦 六七 四 四一六

を中心として——

条約の寄託所の権限——条約法に関するウィーン協約の批判的考察——	大内和臣	七〇	三	二三五
条約締結の実際的要請と民主的統制	柳井俊二	七八	四	三九一
人権条約に付された留保の取り扱い——人権条約実施機関の対応の仕方を中心として——	薬師寺公夫	八三	四	三六七
国連海洋法条約に対する一方的宣言——署名時の解釈宣言ないし留保に関連して——	中村洗	八三	六	六一九
法源 条約 遵守・適用・解釈				
国際法学会四月例会討論記事（四月十八日午後七時十五分開会） 議題 条約中最恵国條款につき条件の有無明記なき場合における 解釈如何	倉知鐵吉	一	四	七六
条約の解釈を論ず	寺尾亨	一	五	一
国際法問答 或る所の試験問題三	立作太郎	二三	七	六九八
条約の解釈に於ける準備交渉の地位（二）	一又正雄	三三	六	五三二
条約の解釈に於ける準備交渉の地位（二・完）	一又正雄	三三	七	六六五
同盟条約を繞る諸問題	一又正雄	四〇	五	三九九
根本規範としてのパクタ・ズント・セルヴァンダ——条約法との 関係——	前原光雄	四〇	八	六六九

条約の第三国に対する効力——条約法草案第三〇条—第三四条を中心として——

条約の第三国に対する効力(先例研究)

最惠国条項論(一)

最惠国条項論(二・完)

ウィーン条約法条約第三八条の意義

国連海洋法条約と第三国(一)

国連海洋法条約と第三国(二・完)

国際人権の立憲性——国際人権諸条約におけるデロゲートできない権利を視角として——

法源 条約 改正・修正

国際連盟と *Clausula rebus sic stantibus*

安全保障に於ける条約の二重の意義

安全保障に於ける条約の二重の意義

安全保障に於ける条約の二重の意義(三・完)

国際法に於ける条約改訂の問題(一)

国際法に於ける条約改訂の問題(二)

国際法に於ける条約改訂の問題(三)

経塚作太郎 六七 四 四三一

宮崎繁樹 六七 四 四六四

村瀬信也 七二 四 四二九

村瀬信也 七二 五 五三五

村瀬信也 七八 一・二 五七

中村道 八四 五 四九一

中村道 八五 四 二八一

寺谷広司 一〇〇 六 八一五

松原一雄 一九 二 九三

大澤章 三四 九 七六六

大澤章 三四 一〇 八七〇

大澤章 三五 二 一二七

大澤章 三五 九 八〇六

大澤章 三五 一〇 九四四

大澤章 三六 三 二〇四

国際法に於ける条約改訂の問題(四)

国際法に於ける条約改訂の問題(五・完)

連盟規約第十九条論(一)

連盟規約第十九条論(二)

連盟規約第十九条論(三)

法源 条約 無効・終了・運用停止

戦争と条約

時局と国際法 独支開戦の効果

時局と国際法 独支開戦と青島問題

国際連盟と *Clausula rebus sic stantibus*

条約は一方的に廃棄し得るや

強制的に結ばれたる条約の効力及国際法の淵源に関する新説

同盟条約を繞る諸問題

強制による条約の効力

強制による条約の効力(二・完)

国交断絶と条約の効力

戦争と条約の効力(二)

大澤	章	三六	四	三〇二
大澤	章	三六	五	三九九
山下	康雄	三六	七	六〇七
山下	康雄	三六	八	七四八
山下	康雄	三六	九	八七一
蜷川	新	一三	七	四八九
蜷川	新	一六	一	二
蜷川	新	一六	一	四
松原	一雄	一九	二	九三
松原	一雄	二七	七	六三三
立作	太郎	三八	九	七七九
一又	正雄	四〇	五	三九九
小谷	鶴次	四〇	九	七六九
小谷	鶴次	四〇	一〇	九〇八
一又	正雄	四一	一一	一〇六七
一又	正雄	四二	七	六七二

租借条約と戦争

戦争と条約の効力(二)

戦争と条約の効力(三)

戦争と条約の効力(四・完)

「事情変更の原則」と条約法草案第五九条

締結意思の瑕疵に基づく条約の無効原因——条約法草案第四三条
 第四九条を中心として——

強行規範に抵触する条約の無効・終了

法源 条約 その他

国際法問答 国際連盟規約第二十一条の解釈

条約二関スル法典案

不平等条約と伊・仏・西・丁・瑞

安保条約の期限と適用区域

国連条約法草案シンポジウムについて

国連条約法会議第一会期の事業

ウィーン条約法条約の意義と評価

条約法法典化に関する若干の問題

大平善梧	四二	八	七五九
一又正雄	四二	八	七九五
一又正雄	四二	九	九〇六
一又正雄	四二	一〇	一〇二二
一又正雄	六七	四	三六一
太寿堂 鼎	六七	四	四四一
中村 洸	六七	四	四五四
立 作 太郎	二三	三	二六九
ハバード大国際法研究会 一又正雄(訳)	三九	四	三四一
大平善梧	四二	六	六一一
大平善梧	五九	一・二	一五五
大平善梧	六七	四	四一三
湯下 博之	六七	四	四八九
経塚作太郎	七八	一・二	一
小川 芳彦	七八	一・二	三一

条約法条約における紛争解決手続をめぐる問題

坂元茂樹 七八 一・二 七九

法源 法典化

海牙平和会議ニ提出セシ露国仲裁条約案——義務的仲裁裁判ノ説明

—— 三 一 五一

英国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

—— 三 一 七二

米国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

—— 三 一 七四

伊国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

—— 三 一 七六

国際法協会に就て

入江良之 九 八 六一二

国際法典編纂

立 作太郎 一二 一〇 八二九

国際法の編纂に就て

松原一雄 二五 六 五三三

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

—— 二五 六 五九九

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (l'Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

—— 二五 六 六四八

全米国際法典案を評す

泉 哲 二六 二 一〇一

国際連盟に於ける国際法編纂事業の現状

松原一雄 二七 二 一二〇

国際連盟と国際法典編纂

NINETH ORDINARY SESSION OF THE ASSEMBLY OF THE LEAGUE OF NATIONS. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW. RESOLUTIONS SUBMITTED BY THE FIRST COMMITTEE. Geneva, September 14th, 1928.

国際法典編纂項目

Report of the Committee on Juridical and Political Questions.

Resolution adopted by the XIIIth Plenary Congress of League of Nations Societies held at Madrid in May 1929. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW.

国際法典編纂に対する米国学者の貢献

日本国際法学会決議国際法典案(第二)

第一回国際法典編纂会議に於ける領海の範囲の問題

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題

第一回国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約(一)

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題(二完)

国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約(一完)

承認に関する国際法典案の批判(一)

山田三良	二八	二	九五
——	二八	二	一八七
東京支務局	二八	六	六〇八
YAMADA	二八	六	六一五
——	二八	六	六一六
松原一雄	二八	七	六一九
——	二九	三	二八三
立作太郎	二九	一〇	八四七
松原一雄	三〇	二	一一七
江川英文	三〇	三	二一七
松原一雄	三〇	三	二三四
江川英文	三〇	六	五五八
安井郁	三四	四	三六六

承認に関する国際法典案の批判 (二・完)	安井郁	三四	四五	四五四
条約ニ関スル法典案	ハーバード大学国際法委員会 一又正雄 <small>（訳）</small>	三九	四	三四一
外交使節の特権及免除並に領事の法的地位及職務に関する二法典案	ハーバード大学国際法委員会 一又正雄 <small>（訳）</small>	三九	一〇	八七八
領事ノ法的地位及職務ニ関スル法典案	一又正雄	四〇	四	三六三
国際連合の立法事業——公法——国際法委員会の任務及び業績	木本三郎	五五・二・三四		三八六
海洋法国際会議の第五委員会の審議経過について	関道雄	五八	一一二	二七
公海に関する条約	高林秀雄	五八	一一二	七二
大陸棚に関する条約——つくられた大陸棚制度——	小田滋	五八	一一二	一〇一
紛争の義務的解決に関する選択署名議定書と各条約の最終条項	皆川洗	五八	一一二	一五五
第二次国際連合海洋法会議について	小田滋	六一	一一二	三一
国際法委員会による留保規則の法典化 (一一)	小川芳彦	六六	二	一八二
国際法委員会による留保規則の法典化 (二・完)	小川芳彦	六六	三	二九三
弱点を克服せんとする国際法委員会	鶴岡千 <small>（訳）</small>	六六	四	四二二
国連条約法草案シンポジウムについて	原島秀毅 <small>（訳）</small>	六六	四	四二二
国連条約法会議第一会期の事業	大平善梧	六七	四	四一三
	湯下博之	六七	四	四八九

海洋開発と国際連合——海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と
第三次海洋法会議への展望——

国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に
関する国家承継条約」最終草案について 第一部 総説

国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に
関する国家承継条約」最終草案について 第二部 条文草案

第三次海洋法会議カラカス会期を顧みて

第三次国連海洋法会議改訂非公式単一交渉草案

国際法委員会第三〇会期の審議概要

ウィーン条約法条約の意義と評価

条約法典化に関する若干の問題

国際法委員会第二二会期の審議の概要

国際法委員会第三二会期の審議の概要

国際法委員会第三三会期の審議の概要

国際法委員会第三四会期の審議概要

国際法委員会第三五会期の審議の概要

国際法委員会第三六会期の審議の概要

国際法委員会第三六会期の審議の概要

中村	澆	六九四・五六	六八四
筒井若水	七三	四	四一〇
小川芳彦	七三	四	四二〇
小田滋	七三	五	四五一
第一部 福田菊	七六	一	七四
第二部 林司宣	七六	一	七四
日向精義	七七	五	五二六
経塚作太郎	七八	一・二	一
小川芳彦	七八	一・二	三二
芹田健太郎	七九	一	九〇
筒井若水	八〇	二	一九〇
須田明彦	八〇	二	一九〇
堀江正彦	八一	二	一六二
中村道	八一	二	一六二
横川新	八二	三	三七五
川島慶雄	八三	二	一九三
小寺彰	八四	一	七六

海洋法条約交渉手続の特徴とその影響	古賀衛	八四	三	三五一
国際法委員会における立法過程の諸問題	村瀬信也	八四	六	七〇九
国際法委員会第三七会期の審議の概要	小木曾本雄	八五	一	四九
国連海洋法条約準備委員会の経過と問題点	湯下博之	八五	四	三四八
国際法委員会第三八会期の審議概要	小木曾本雄	八六	一	八〇
国際法委員会第三九会期の審議概要	小木曾本雄	八七	一	六六
国際法委員会第四〇会期の審議概要	小木曾本雄	八七	六	六二三
国際法委員会第四一会期の審議概要	小木曾本雄	八八	六	六三九
国際法委員会第四二会期の審議概要	小木曾本雄	九〇	二	一五九
国際法委員会第四十三会期の審議概要	小木曾本雄	九一	四	四八二
国際法委員会第四四会期の審議概要	山田中正	九一	六	七三〇
国際法委員会第四五会期の審議概要	山田中正	九二	六	六九七
国家免除条約草案の意義と問題点	広部和也	九四	一	一
国際法委員会第四六会期の審議概要	山田中正	九四	二	一六一
国際法委員会第四七会期の審議概要	山田中正	九五	二	二〇七
国連国際法委員会第四八会期の審議概要	山田中正	九六	三	三八八
国連国際法委員会第四九会期の審議概要	山田中正	九七	二	一六八
国連国際法委員会第五〇会期の審議概要	山田中正	九七	六	六四〇

国連国際法委員会第五一会期の審議概要

山田中正 九八 六 八二〇

国連国際法委員会第五二会期の審議概要

山田中正 九九 六 七二三

国連国際法委員会第五三会期の審議概要

山田中正 一〇〇 六 八五一

法源 その他

国際通誼を論じて国際公・私法との関係に及ぶ

松原一雄 二八 二 一四五

国際労働総会の準立法権について

皆川洸 四九 一 二七

国際立法に対するA・A諸国の態度の変遷——国連友好関係宣言の起草過程をふりかえって——

波多野里望 六九四・五六 五九六

国際連合における規則作成と一般国際法の形成への影響

小森光夫 九四 五・六 七四七

南北問題と国際立法

西海真樹 九五 六 六二五

国際法と国内法 一般

日英協約論第一

高橋作衛 一 二 一

国際法優位理論の現代的意義 (二) A. von Verdross の国際法理論の研究

安井郁 三〇 七 六二三

国際法優位理論の現代的意義 (一・完) A. von Verdross の国際法理論の研究

安井郁 三〇 九 八四九

国家結合論の新構成 (一)

福井康雄 三三 六 六〇三

国家結合論の新構成 (二)

国家結合論の新構成 (三・完)

条約と憲法

砂川事件最高裁判所及び東京地方裁判所判決

国際法と国内法 (二) —— イタリア国際法学説の研究 ——

国際法と国内法 (二・完) —— イタリア国際法学説の研究 ——

ドイツ基本法における条約の国内的効力

国際法の国内的妥当性をめぐる論理と法制度化 —— 日本の国際法学の対応過程 ——

日本に於ける国際条約の実施

条約の国内実施と憲法上の制約 —— 化学兵器禁止条約を素材として ——

国際法と国内法 国内裁判所における国際法の適用

捕獲審検所の適用法規

条約の国内実施および適用をめぐる若干の問題 —— 英米仏国の法規慣行を中心に ——

国際法における国内裁判所についての一考察

福井 康雄 三三三 六 五五八

福井 康雄 三三三 一〇 九七三

大沢 章 五九 一・二 七五

皆川 洗 六二 六 四九三

皆川 洗 六三 二 一一一

村上 謙 六七 五 五九五

山本 草二 九六 四五 五六六

谷内 正太郎 一〇〇 一 一

浅田 正彦 一〇〇 五 六五九

立 作太郎 四一 九 八三五

經塚 作太郎 五六 一 一

広部 和也 七五 二 一三七

フランス国内裁判所におけるEC法の適用——ローマ条約一七七条の手續を中心に——

大谷良雄 八七 一

アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開(二)——その国際法上の意義と問題点——

岩沢雄司 八七 二 一六〇

アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開(二・完)——その国際法上の意義と問題点——

岩沢雄司 八七 五 四六一

国内裁判所による国際法適用の限界——GATT/WTO協定の場合一——

中川淳司 一〇〇 二 九一

国家 一般(概念・種類)

国際法上に所謂文明国と野蛮国

蛭川新 二 一 四七

現時の国際団体中小国家の地位

カテラニ 二 九 三二

日本と国際法に関するケベチー博士の意見 「ガセット、ド、ローザンヌ」三月二十八日

牧野英一 二 九 四七

ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず

エミール リンゲ 四 一 六二

ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず(承前)

エミール リンゲ 四 三 七二

ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず(承前)

エミール リンゲ 四 七 七〇

国家の分離合併並に領土変更の効果

高橋作衛 八 九 七四一

- 露芬両国の法律上の地位
- パナマ共和国の国際法上の地位
- 支那の国際法的観 附我國の警戒
- 支那の国際法的観 (承前) 附日本の警戒
- 支那の国際法的観 (承前) 附我國の警戒
- 支那の国際法的観 (完) 附我國の警戒
- ルドルフ、チエレーンの国家に関する学説
- 国際政治団体と国家状態の類同 (一)
- 国際政治団体と国家状態の類同 (二・完)
- 国際法上の国家の觀念と国家の領土
- 露西亞の連邦制に就て
- 国際法に於ける国家の独立と承繼 (一)
- 国際法に於ける国家の独立と承繼 (二)
- 国際法に於ける国家の独立と承繼 (三)
- 国際法に於ける国家の独立と承繼 (四・完)
- 国家結合論の新構成 (一)
- 国家結合論の新構成 (二)
- 国家結合論の新構成 (三・完)

逸見晋八	一〇	八三八
有賀長雄九	二	八三
高橋榮三	一八	四五八
高橋榮三	一八	五七九
高橋榮三	一八	六六二
高橋榮三	一八	七四三
藤澤親雄	二四	一五五
今中次磨	二七	二三
今中次磨	二七	一三五
立作太郎	二八	二〇一
花岡止郎	二八	三三五
大澤章	三一	五五一
大澤章	三一	七二五
大澤章	三一	七七六
大澤章	三一	八八八
福井康雄	三二	六〇三
福井康雄	三三	五五八
福井康雄	三三	九七三

「ヴァチカン市国」の特質及我国よりの使節派遣

「世界社会」における国家

国際法上の主体についての理論

スコラ哲学における法と国家——国際主義形成史上におけるその地位——

分裂国の法的地位

分裂国と国際法の適用

ベトナムにおける「分裂」国家の国際法上の諸問題（一）

ベトナムにおける「分裂」国家の国際法上の諸問題（二・完）

国家（承認（国家承認・政府承認・交戦団体承認）

交戦団体の承認を論し本国が承認したる場合に於ける第三国の地位に及ぶ

国家の承認は溯及力を有するや

交戦団体承認の効果を論じて秋山博士の所説に及ぶ

交戦団体の承認に関する松原学士の評論を読む

交戦団体の承認に関する松原学士の評論を読む（承前）

清国革命動乱と国際法

時局と国際法 日露両国間の関係

立 作 太郎 四一 六 五八八

小 田 滋 五一 三 三〇五

大淵 仁右衛門 六二 一 一

堀 川 武 夫 六二 三 二〇五

小 谷 鶴 次 六八 一 一

小 谷 鶴 次 七一 二 一一一

松 井 芳 郎 七二 三 二九九

松 井 芳 郎 七三 一 四六

秋 山 雅 之 介 二 一 八

遠 藤 源 六 五 三 四七

松 原 一 雄 八 三 一九九

秋 山 雅 之 介 八 四 三〇〇

秋 山 雅 之 介 八 五 三七七

有 賀 長 雄 一〇 三 一六七

蜷 川 新 一六 八 六五五

支那南方の軍政府は交戦団体として承認すべきものなりや否や
新政府の承認

国家承認論 (一)

国家承認論 (二)

国家承認論 (三・完)

満州事件とフーヴァー主義

満州国承認に関する日本政府の声明 (一九三二・九・一五)

ステイムソン主義の学会に於ける反響

ステイムソン主義の国際法化

承認に関する国際法典案の批判 (一)

承認に関する国際法典案の批判 (二・完)

満州国不承認に関する国際連盟機関の議決の効力

満州国不承認に関する国際連盟機関の議決の効力 (承前)

明治新政府の成立及承認

未承認国家の国際法的意義

不承認主義の現勢 (一)

不承認主義の現勢 (二・完)

国家承認と国家の「国際法団体への加入」 (二)

寺尾亨	一七	一	一
立作太郎	二七	八	七二七
安井郁	三一	一	二一
安井郁	三一	二	一四〇
安井郁	三一	三	二六八
横田喜三郎	三二	一	四六
松原一雄	三二	一	74
横田喜三郎	三三	九	九四二
安井郁	三四	八	七一
安井郁	三四	四	三六六
安井郁	三四	五	四五四
立作太郎	三五	四	二九九
立作太郎	三五	六	五二九
神川彦松	三五	七	六〇二
大淵仁右衛門	三七	五	四三二
一又正雄	三七	五	四五〇
一又正雄	三七	七	六五七
田畑茂二郎	四〇	二	一四九

国家承認と国家の「国際法団体への加入」(二・完)

ド・ゴール政府の承認

自由印度仮政府に付て

国連機関と承認——中共の承認と総会の強化——

国家及び政府承認の法構造(二)——デ・ファクトー承認の法理を中心として——

国家及び政府承認の法構造(二・完)——デ・ファクトー承認の法理を中心として——

国家承認制度の再検討

領事関係と国際法上の不承認

国家 承継(国家承継・政府承継)

国家の併合と被併合国の負債

国家国土権力及人民の併合

国際法上に於ける国家の相続の基本思想

国債と国際法

国家の滅亡と政体の変更

国家法秩序の継続性及び同一性と革命

国際法に於ける国家の独立と承継(二)

田畑茂二郎	四〇	三	二二二
中山賀博	四三	一二	九九九
藤崎萬里	四四	一	五七
小谷鶴次	五〇	四	三七九
廣瀬善男	五七	四	三五九
廣瀬善男	五七	六	五九二
芹田健太郎	九四	二	九七
白杵英一	九八	三	三二一
立作太郎	九	二	一〇二
蜷川新	一一	五	四四〇
立作太郎	一四	四	二九三
立作太郎	一七	三	一七七
泉哲	二二	六	五六九
岡康哉	三〇	六	五三四
大澤章	三一	六	五五一

国際法に於ける国家の独立と承継 (二)	大澤	章	三一	七	七一五
国際法に於ける国家の独立と承継 (三)	大澤	章	三一	八	七七六
国際法に於ける国家の独立と承継 (四・完)	大澤	章	三一	九	八八八
国家の独立と条約の承継——その序説——	田畑茂二郎		六七	六	六八一
国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に関する国家承継条約」最終草案について 第一部 総説	筒井若水		七三	四	四一〇
国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に関する国家承継条約」最終草案について 第二部 条文草案	小川芳彦		七三	四	四二〇
条約に関する国家承継条約——その問題点と評価——	小川芳彦		八一	一	一
非植民地化と既得権の法理 (二)	森川俊孝		八一	四	四三四
非植民地化と既得権の法理 (二・完)	森川俊孝		八二	一	四六
ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (二)	浅田正彦		九二	六	六五五
ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (二・完)	浅田正彦		九三	一	九
国家 主権 (干渉・平等)	米田奈良吉		一	三	四九
一九〇〇年万国々際法協会決議 一、暴動蜂起の際第三国暴動国の既設且つ承認政府に対する権利及義務	米田奈良吉		一	三	四九
千九百年万国々際法協会議事 一、暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)	米田奈良吉		一	四	一八

千九百年万国々際法協会議事 暴動蜂起の際暴動国の既設且承認
政府に対する第三国の権利義務 (承前)

千九百年万国々際法協議会議録 (九月八日午前会議) 暴動蜂起の
際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)

干渉の定義

満州に於ける露兵の撤去

干渉の定義を論じて主権と国際法との關係に及ぶ

現時の国際団体中小国家の地位

露国と芬蘭土

国際法上の主権国を論ず

外国の動乱と干渉

米国と巴奈馬共和国との關係

干渉権及干渉の定義

国際法上大国の地位

国際法上大国の地位 (承前)

国際法上大国の地位 (承前)

国際法上大国の地位 (承前)

米田奈良吉 一 五 四四

米田奈良吉 一 六 三〇

蜷川新 一 一一 四二

高橋作衛 二 一 二四

立作太郎 二 二 一七

カテラニ 二 九 三二

ジエ、ウエストレーキ 八 四 三二二

津島壽一 一〇 一 三九

蜷川新 一〇 五 三六八

米田實 一〇 一〇 七九八

蜷川新 一一 二 一一七

板倉卓造 一一 四 三四五

板倉卓造 一一 五 四〇〇

板倉卓造 一一 六 五〇九

板倉卓造 一一 七 五七六

墨西哥並に外人の要求

チーレス、チエネ、ハイド
国際法学会抄訳 一二 九 七五二

国際行政警察

泉 哲 一四 一〇 八六八

国際行政警察

泉 哲 一五 二 一六〇

国際連盟と国家主権 (上)

泉 哲 二一 一 一七

国際連盟と国家主権 (下)

泉 哲 二二 二 九四

国際法問答 交戦団体承認前に於ける内乱の際の外国の義務

立 作 太郎 二三 八 七九三

国際連盟と国内問題——国内問題に対する連盟干渉の法理と限界

横 田 喜 三 郎 二三 一〇 九五五

平和議定書と国内的問題 (第一)

立 作 太郎 二四 四 三〇九

平和議定書と国内的問題 (第二)

立 作 太郎 二四 六 六〇七

国際連盟の将来の变化並に国家の主権及び独立

立 作 太郎 二四 八 八〇一

国際法より万国法へ

杉 村 陽 太 郎 二五 一〇 九六二

基本権に就て

松 原 一 雄 二六 一 二六

国家は鎖国の権利を有するや

松 原 一 雄 二六 三 二一七

在外臣民保護権の性質及作用

松 原 一 雄 二六 七 六四五

AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL AR-
BITRATION

Kiyo Sue Inui 二七 三 三〇六

AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui	二七	四	四一六
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui	二七	五	五一六
最近の国際政局と内政不干渉主義 (一)	花岡止郎	二七	七	六九三
最近の政局と内政不干渉主義 (二・完)	花岡止郎	二七	八	七九〇
国家主権と国際法——並に国際法と自然法——	今中次麿	二九	二	一〇五
所謂国際法上の国内問題に関する或る研究	立作太郎	三〇	七	六〇七
La Signification et la Portée du Domaine laissé par le Droit international à la Compétence exclusive de l'Etat	Sakutaro Taichi	三〇	七	七一一
国内管轄事項に関する一考察	泉哲	三一	九	八七三
国際変化と国際法	松原一雄	三一	三	二四三
スペインの内乱と不干渉協定	横田喜三郎	三五	八	七八二
国際連盟規約による干渉 (一)	小谷鶴次	三六	一	三一
国際連盟規約による干渉 (二)	小谷鶴次	三六	二	一一八
国際連盟規約による干渉 (三・完)	小谷鶴次	三六	三	一三四
自主独立の語義	大平善梧	四三	五	四八八
ソヴェト陣営と人権論争 (一)	入江啓四郎	四九	五	三七七
ソヴェト陣営と人権論争 (二・完)	入江啓四郎	四九	六	五二二

西欧統合と国家主権の問題

アメリカ施政権の本質

国際法における権利濫用の一考察 (一)

国際法における権利濫用の一考察 (二・完)

国際裁判と国内管轄権の原則

国際組織と国家平等理論

人権と国家主権

国連における人権保護と国内管轄権 (一)

国連における人権保護と国内管轄権 (二・完)

いわゆる「人道的干渉」について

国家主権の今日的意義

ソマリアにおける国連活動の「人道的干渉性」と国家主権とのかわり——「人間の安全保障型平和活動」への道——

国家 管轄権 一般

国土及民人の国法観並に其の国際法観

領域及び領域高権の概念の法律的構成 (一)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (二)

一	又	正	雄	五二	一・二	一
横	田	喜	三	郎	五六	四・五
名	島	芳	五八	六	六〇一	
名	島	芳	五九	四	五四六	
皆	川	洸	六五	六	四六七	
大	谷	良	六八	二	二五〇	
宮	崎	繁	六九	三	二三一	
金		東	七〇	六	五八〇	
金		東	七一	三	二五九	
松	田	竹	七三	六	五五三	
高	野	雄	八九	五	四六一	
大	泉	敬	九九	五	四九五	
菊	地	駒	次	二	一三九	
大	澤	章	二七	二	一五四	
大	澤	章	二七	三	二七〇	

領域及び領域高権の概念の法律的構成 (三)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (四)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (五)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (六)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (七)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (八)

一国の港津及内海に在る外国商船に関する裁判管轄権

国際法に於ける管轄権分配の基本原則 (一)

国際法に於ける管轄権分配の基本原則 (二・完)

軍艦乗組員に対する裁判権——イギリス水兵事件について——

軍艦乗組員の外国領土における地位 (一)

軍艦乗組員の外国領土における地位 (二・完)

イギリス水兵事件に関する大阪高等裁判所判決 (昭和二十七年一月五日第六刑事部言渡)

アメリカ国際関係法リステイトメントの改訂について——国家管轄権を中心に

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (二)

大澤 章 二七 五 四五四

大澤 章 二七 六 五八一

大澤 章 二七 八 七七四

大澤 章 二八 一 六七

大澤 章 二八 三 二二三

大澤 章 二八 四 三五八

立 作 太郎 三七 八 七八六

小 谷 鶴 次 四二 三 二一五

小 谷 鶴 次 四二 五 四六一

横 田 喜 三 郎 五一 六 五五九

大 平 善 梧 五一 六 五八八

大 平 善 梧 五二 三 二八

野 村 美 明 八五 三 一一二

野 村 美 明 八五 六 六四四

アメリカ対外関係法リステイトメント研究会誌 八八 五 五二九

アメリカ対外関係法リステイトメント研究会誌 八八 六 六二〇

アメリカ対外関係法リステイトメント研究会誌 八八 六 六二〇

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一五・完)

アメリカ対外関係法リステイトメント研究会記

九一

二

一五二

国家 管轄権 域外管轄権

米国所得税法と日本被傭船者の責任

岩井 尊 人 一六

五

三九〇

支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係 (一)

齋藤 良 衛 二二

八

七三二

支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係 (二、完)

齋藤 良 衛 二三

二

一六八

在外臣民保護権の性質及作用

松原 一 雄 二六

七

六四五

東西貿易をめぐる先進国間の経済摩擦——主として西シベリア天然ガス・パイプライン事件について——

小原 喜 雄 八四

三

二六一

域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界

小原 喜 雄 八八

四

三八一

国家 管轄権 免除 (国家・外国軍隊・公船)

Ice King 事件より観たる国有商船の治外法権問題 (一)

竹井 廉 二二

四

三三九

Ice King 事件より観たる国有商船の治外法権問題 (二、完)

竹井 廉 二二

五

五〇九

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

二五

六

五九九

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (l'Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

公船責任条約案の成立 (一)	松波仁一郎	二五	七	六四九
公船責任条約案の成立 (二・完)	松波仁一郎	二五	八	七五七
日本国際法学会決議国際法典案 (第二)	高柳賢三	三一	三	二八三
米国有商船は日本の裁判管轄権に対しインミュニティを主張し得るや——涉外事件に関する鑑定 (一一) ——	高柳賢三	三一	五	五二五
軍艦乗組員に対する裁判権——イギリス水兵事件について——	横田喜三郎	五一	六	五五九
軍艦乗組員の外国領土における地位 (一)	大平善梧	五一	六	五八八
軍艦乗組員の外国領土における地位 (二・完)	大平善梧	五二	三	二八
公船の国際法上の地位——クリコフ船長事件について——	大平善梧	五三	一・二	三
国際公務員の特権	川崎一郎	五七	一	二八
国際法上の国家の裁判権免除に関する研究	広瀬善男	六三	三	二一六
普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウイーン条約	高島井征晋	七五	三	三六三
国家契約における裁判権免除と準拠法	山本敬三	八二	五	五二七
国家免除条約草案の意義と問題点	広部和也	九四	一	一

ドイツにおける主権免除

中野俊一郎 九四 二 二二六

國家 外交領事機關 外交機關

外交官領事官臨時増員(勅令二月九日官報)

寺尾亨 二 六 附録三八

全權大使の権能

寺尾亨 四 七 一

「ディプロマシー」釈義

蜷川新 五 九 五〇

ホキートン事件を論ず 外交官の住屋の賃貸人が其動産を留置せる事件

岡田分平 一〇 四 二八七

外交官の序位及席次に関する維乙納条約 一千八百十五年三月十九日調印

一〇 一〇 八〇九

外交官の席次に関する議定書 一千八百十八年一月廿一日

一〇 一〇 八一〇

外交官の特権に関する万国国際法学会の規程 (Règlement sur les immunités diplomatiques)

澤田廉(三訳) 一一 一 三二

南米の国際法事件

国際法問答 或る所の或る試験の問題の二

藤井實 一一 一〇 八五八

使節の随員の不可侵權に関する判例に就て

立野英一 一二 一 八五二

国際法問答 或る所の試験問題と其解答(二)

立野英一 一二 一 八五二

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

立野英一 一二 一 八五二

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

国際法問答 外交使節の特権に関する問答 (一)	立	作太郎	二六	五	五一九
国際法問答 外交使節の特権に関する問答 (二・完)	立	作太郎	二六	六	六二三
国士民人に関する国家主権の作用の交錯に就て	菊	地駒次	二七	四	三三六
国士民人に関する国家主権の作用の交錯に就て (二)	菊	地駒次	二七	六	五六三
特権と軍艦の治外法権	菊	地駒次	二七	九	八八五
国士民人に関する国家主権の作用の交錯に就て (三)	泉	哲	二七	七	六二一
特権と軍艦の治外法権 (承前)	松	原一雄	二九	二	一八五
北京に於ける公使館区域の法律的性質	大淵	仁右衛門	三九	三	二〇五
小幡公使アグレマン拒絶事件について	大淵	仁右衛門	三九	三	二〇五
日本国際法学会決議国際法典案 (第二)	大淵	仁右衛門	三九	三	二〇五
外交使節の特権について	大淵	仁右衛門	三九	三	二〇五
外交使節の特権及免除並に領事の法的地位及職務に関する二法典案	大淵	仁右衛門	三九	三	二〇五
戦争状態開始後に於ける敵国外交使節の地位	立	作太郎	四一	三	二四八
「ヴァチカン市国」の特質及我国よりの使節派遣	立	作太郎	四一	六	五八八

ハーバート大学國際法研究會
一又正雄(訳)

日英及日米間外交官、領事官及在留民の交換

イギリスによる外交特権の停止

アグレマンの拒否問題に関する若干の考察

国家 外交領事機関 領事機関(含 領事裁判権)

独逸領事裁判権に関する千九百年四月七日の法律

軍艦千島事件意見

千島艦事件意見書

外交官領事官臨時増員(勅令二月九日官報)

領事館費用(勅令二月九日官報)

満州開放後に於ける裁判権問題

領事裁判権ある国に於ける商船船員の犯罪管轄権

チュニスに於ける領事裁判権の撤回事情

暹羅国に於ける各国領事裁判の現制一般

領事裁判に関する現行法制の不備を論ず

和蘭国の海外領地及殖民地に関する日蘭領事職務条約

外務省令第一号 在外帝国領事館管轄区域 明治四十二年三月六日

太田三郎 四一 一一二〇

横田喜三郎 四三 七 六三〇

海妻玄彦 五七 五 四四七

清水市太郎 二 一〇 三六

清水市太郎 二 五 七六

清水市太郎 二 六 八一

—— 二 六 附録三八

—— 二 六 附録三九

寺尾亨 三 二 一

松田道一 四 八 一

長岡春一 五 七 三一

山内四郎 五 一〇 一七

菊地駒次 六 七 二二

—— 七 一 四一

—— 七 七 六三

領事の特権に関する万国国際法学会の規定 (Règlement sur les immunités consulaires)

領事の職務権限

時局と国際法 理春事件と我国の権利

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

日本国際法学会決議国際法典案 (第二)

外交使節の特権及免除並に領事の法的地位及職務に関する二法典案

領事ノ法的地位及職務ニ関スル法典案

支那に於ける領事裁判の起源

領事裁判法の改正

戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ関スル法律

日英及日米間外交官、領事官及在留民の交換

不平等条約と伊・仏・西・丁・瑞

澤田廉 (三記) 一一 一三五

寺尾亨 一一 七五六

蜷川新 一六 二八〇

—— 二五 六五九

—— 二五 六四八

—— 二九 三二八

—— 二九 三八三

—— 二九 三

ハバード大國際法研究會 一〇 八七八

一又正雄 (歌) 三九 一〇

一又正雄 四〇 四三六

植田捷雄 四〇 八七七

植田喜三郎 四一 五〇〇

—— 四一 五一九

太田三郎 四一 一一二〇

大平善梧 四二 六一一

領事関係と国際法上の不承認

白 杵 英 一 九八

三 三二一

国家 その他(含 モンロー主義・門戸開放政策・ドミニオン・保護国)

保護条約の実例

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

一七

仏国チユニス間担保条約

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

一七

仏国チユニス間保護条約

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

二〇

仏国安南間保護条約

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

二二

仏蘭西東蒲塞間条約

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

二七

仏蘭西マダカスカル間条約

藤立 井 作 太 郎 稔 校 實 訳

三

八

二九

Traité de garantie conclu à Casr Said, le 12 mai 1881, entre la France et Tunis.

三

八

三四

Convention conclue à la Marsa le 8 juin 1883 entre la France et la Tunisie pour régler les rapports respectifs des deux Pays.

三

八

三六

Traité conclu à Hue le 6 juin 1884 pour consacrer le protectorat de la France sur le royaume d'Annam

三

八

三八

Convention conclue à Pnom-Penh le 17 juin 1884, entre la France et le Cambodge, pour régler les rapports respectifs des deux Pays.

FRANCE-MADAGASCAR. Traité du 17 décembre 1885.

公法の本質

算 克彦

三 八

四六

保護国の内治に関する保護条約の研究

立 作太郎

四 四

二六

公法の本質 (承前)

算 克彦

四 七

二四

保護国論を著したる理由

有 賀長雄

四 八

二六

チュニスに於ける仏国保護権の設定

長 岡春一

五 二

一

保護国の類別論

立 作太郎

五 三

一

チュニスに於ける仏国保護権の設定 (承前)

長 岡春一

五 四

二二

保護国論に関して有賀博士に答ふ

立 作太郎

五 五

六二

公法の本質 (完)

算 克彦

五 六

一八

仏国と其被保護国に於ける行政

長 岡春一

五 七

一

宣言書

長 岡春一

五 八

六

日仏協約

長 岡春一

五 一〇

四四

ARRANGEMENT

長 岡春一

五 一〇

四四

DECLARATION

長 岡春一

五 一〇

四五

蘭国の皇位継承問題に就て

遠 藤源六

六 五

二二

被保護国の観念

保護条約概論

日米覚書を評す 明治四十一年十二月五日起草

保護権の設定と国際關係

日米覚書

日米覚書 (英文)

被保護国の商業

被保護国と保護国又は第三国との間の司法關係

保護国の是非に関する諸家の見解

被保護国の宮廷

日韓一家説に就て

韓国に於ける司法制度を論ず

THE AGREEMENT OF GREAT BRITAIN AND SIAM.
(Signed at Bangkok in March 10, 1909.)

THE JURISDICTION PROTOCOL.

委任統治と政務の一部の委託

被保護国に対する仏国の政策

清国の憲政施行問題に付て

長岡春一 七二一

長岡春一 七三〇

高橋作衛 七四一

長岡春一 七四六

長岡春一 七五九

長岡春一 七六〇

長岡春一 七六一

長岡春一 七六一

蟻川新 七二一

蟻川新 七二七

S 氏 七三二

S 氏 七三一

無名氏 七一

江木翼 二二三

江木翼 二二五

蟻川新 三五一

岡田朝太郎 四七四

憲政編查館会奏、遵議憲法大綱、暨議院選舉各法、並逐年籌備事宜、摺 附清單二件

被保護國の拓殖

日米關係の緊切なる融接点 (米國と滿州) 米國研究報告の一

日米關係の緊切なる融接点 (承前)

南米視察談

南米視察談 (承前、完)

主權者若くは其の代表者の將來の會合に關する議定書 一千八百十八年十一月十五日

瑞西連邦 (Helvetic Confederacy) に關する宣言 一千八百十五年三月廿日維也納にて調印

波斯灣武器密輸入問題

国旗論

印度國境諸國

印度國境諸國

印度國境諸國

印度國境諸國 (承前、完)

外交用語上の他國の保全

羅馬法王の地位に及ぼせる戰爭の影響を論ず

全米主義の勝利

島谷亮輔	眞野毅	蜷川新	江木翼	江木翼	江木翼	松波仁一郎	米田實	赤塚正助	赤塚正助	高橋作衛	高橋作衛	蜷川新	八	六	四七八
一四	一四	一三	一三	一三	一三	一二	一二	九	九	九	九	八	八	九	七二八
四	三	八	五	四	三	五	一	五	四	三	一	九	一	九	一九
三〇九	二一六	五七一	三六三	二七四	一七七	三五七	一一三	三四五	二四一	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二

亞米利加主義の動搖

条約締結権と自治植民地

自治植民地之外交

自治植民地条約締結權之行使

時局國際法 米独開戦とモンロー主義

日米新宣言

時局と國際法 日米共同宣言の解釈

國家連合の意義に就いて

埃及の獨立

TREATY BETWEEN THE NINE POWERS CONCERNING
CHINA SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY, 6 1922.

大戰後の新建國觀

最近モロッコ問題の推移 (一)

最近モロッコ問題の推移 (二)

最近モロッコ問題の推移 (三)

英領自治植民地の法律上の地位

國際法上のエジプト

「モンロー」主義と米國の外交

島谷亮輔	一五	三	二五五
泉哲	一五	五	四六五
泉哲	一五	六	五七二
泉哲	一五	七	六六二
蛭川新	一五	九	八六四
牧野義智	一六	三	一九二
蛭川新	一六	三	一九七
佐々弘雄	二〇	一〇	一〇四五
高橋榮三	二一	四	二六五
高橋榮三	二一	九	九四三
高橋榮三	二一	一〇	九八七
綾川武治	二二	五	四三三
綾川武治	二二	六	六一一
綾川武治	二三	一	五四
蘆田均	二三	四	三二三
立作太郎	二四	一	一
松原一雄	二四	二	一〇七

加奈陀公使の新任	米田實	二六	二	一七三
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui	二七	三	三〇六
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui	二七	四	四一六
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui	二七	五	五一六
法王領独立国の回復	米田實	二八	四	三七四
羅馬法王の法律的地位(上)	信夫淳平	二八	五	四八〇
モンロー主義の現状と其帰趨	大山卯次郎	二八	六	五三五
羅馬法王の法律的地位(下)	信夫淳平	二八	六	五七七
「ラテラン」協定の意義及価値	鹿島守之助	二九	六	五二六
保護国が被保護国のために締結する条約の性質	泉哲	二九	八	七〇七
ダンチヒ自由市の国際法上の制度	田岡良一	三一	二	一〇五
国際法上に於ける宗主権	立作太郎	三一	七	六五七
モンロー主義の考察	神川彦松	三三	七	六一一
国旗と国際法(一)	神川彦松	三八	七	五七六
国旗と国際法(二・完)	一又正雄	三八	八	六七五
	一又正雄	三八	九	七九九

プロテクトラート・バーメン及メーレンの基礎法

コーデル・ハルのモンロー主義観

国交断絶

英帝国及自治領の国際法上の地位

安南と順化条約(一)

安南と順化条約(二)

安南と順化条約(三・完)

大東亜共栄圏の国際関係と「モンロー」主義との関係に就て

ビルマ国の独立

比島の独立

大東亜共栄圏の性格——「大東亜共栄圏の政治機構」の研究前論

カイロ宣言と朝鮮の独立

国際連合における朝鮮独立問題

TRADE WITH CHINA

サイプレス島

ドミニオンの条約締結能力——国際法主体性を探る手がかりとして——

市毛孝三	三三九	六	四五五
神川彦松	三三九	八	七〇三
横田喜三郎	四一	三	二五五
立作太郎	四一	五	四九四
秋保一郎	四二	六	五八九
秋保一郎	四二	七	七一〇
秋保一郎	四二	八	七七八
田村幸策	四二	九	八六五
大平善梧	四二	九	九三九
松下正壽	四二	一一	一一三九
川原次吉郎	四三	六	五一九
高野雄一	五〇	一	一
須山一夫	五〇	一	一五
廣瀬達夫	五〇	一	一五
Thomas Baty	五三	一一	一〇七
中村洗	五六	四・五	五九〇
松田幹夫	七六	三	二五七

領域 一般

- 国際法と空間
- 国際法問答 国家領土に関する相互的代償主義の意義
- 土地に関する国家の国際的権利義務の種々相
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(一)
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(二)
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(三)
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(四)
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(五)
- 領域及び領域高権の概念の法律的構成(六)
- 国際法上の国家の観念と国家の領土
- 領域及領域高権の概念の法律的構成(七)
- 領域及領域高権の概念の法律的構成(八)
- 国際法に於ける領域と生活圏(一)
- 国際法に於ける領域と生活圏(二)
- 国際法に於ける領域と生活圏(三)
- 占領地と領域の概念

大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	立	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	松原	立	牧野
章	章	章	章	章	章	作	章	章	章	章	章	章	章	章	章	一	作	英
四一	四〇	四〇	四〇	二八	二八	二八	二八	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二六	二二	一
八	八	六	五	四	三	三	一	八	六	五	三	二	九	九	二	九	〇	一八
七三一	七一九	五一七	三七七	三五八	二二三	二〇一	六七	七七四	五八一	四五四	二七〇	一五四	八七九	九〇六				

日本の国際法学における領域性原理の展開——領域支配の実効性と正当性——

奥脇直也 九六 四・五 六三四

領域 領域の得喪

露韓条約(馬山浦附近巨濟島不割讓条約)

国土分合の効果を論ず

寺尾亨 一三 四一

国土の膨張

寺尾亨 三 七 一

国家の分離合併並に領土変更の効果

高橋作衛 八 九 七四一

国家国土権力及人民の併合

蜷川新一 一一 五 四四〇

併合国と被併合国との国語の同化

蜷川新一 一二 五 三八五

時局と国際法 領土不割讓主義の提案を評す

蜷川新一 一五 一〇 九四二

無主の島嶼の先占の法理と先例

立作太郎 三三 八 八一五

土地の先占に関する沿革的考察

立作太郎 三八 三 一八三

領土割讓と国籍・私有財産——沿革と類型——

山下康雄 四六 一 三六

領土割讓と国籍・私有財産(二)——沿革と類型——

山下康雄 四六 二 八九

領域取得の法理

深津栄一 六〇 三 三〇六

立法管轄権の域外適用——基準・認証制度の改善をめぐる——

竹内春久 八六 四 四〇七

領域 極地

国連における南極問題

林 司宣 八四 四 四三一

領域 日本の領域 一般

国際法上の重要文書に關し外務当局者に望む

有 賀 長 雄 一 一 一五

有賀博士の外交文書に關する意見を讀て感あり *Quelques mots pour la thèse de professeur Ariga au sujet de la conservation des documents importants relatifs au droit international*

高 橋 作 衛 一 二 二六

高橋法学博士に答ふ

有 賀 長 雄 一 二 三九

国際法上瀬戸内の地位

遠 藤 源 六 六 六 一

共通法に就て

山 田 三 良 一 六 八 六三三

共通法に就て (承前完)

山 田 三 良 一 六 九 六九九

平和条約と日本の領土

高 野 雄 一 四九 三 二二五

領域 日本の領域 北方領土・樺太

本多林学博士の樺太に關する意見

三 七 二八

樺太に關する実状

川 新 四 四 一四

樺太の漁業問題に關する研究

高 橋 作 衛 四 四 一〇 一

樺太島漁業仮規則 (明治三十八年八月七日官報)

樺太島出入船舶及渡航者規則 (同上官報)

共通法に就て

共通法に就て (承前完)

敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件

はしがき

明治初期の北方領土問題

ポーツマス条約と北方領土問題

占領管理下の北方領土

北方領土問題の起因と経過

北方領土の法的地位

北方領土の法理

北方領土の返還要求運動

文献目録

公文書

TRAITE DE COMMERCE, DE NAVIGATION, ET DE DÉLIMITATION ENTRE LA RUSSIE ET LE JAPON, signé à Shimoda, le 26 janvier 1855

樺太島漁業仮規則	四	一〇	七九
樺太島出入船舶及渡航者規則	四	一〇	八二
共通法に就て	山田三良	一六	八
共通法に就て (承前完)	山田三良	一六	九
敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件	田岡良一	四一	七二七
はしがき	田岡良一	四一	七二七
明治初期の北方領土問題	大山梓	六〇	四三七
ポーツマス条約と北方領土問題	石田栄雄	六〇	四七六
占領管理下の北方領土	入江啓四郎	六〇	四七五
北方領土問題の起因と経過	田村幸策	六〇	四七五
北方領土の法的地位	前原光雄	六〇	四七五
北方領土の法理	高野雄一	六〇	四七五
北方領土の返還要求運動	桑原輝路	六〇	四七五
文献目録	広瀬善男	六〇	四七五
公文書	内田久司	六〇	四七五
TRAITE DE COMMERCE, DE NAVIGATION, ET DE DÉLIMITATION ENTRE LA RUSSIE ET LE JAPON, signé à Shimoda, le 26 janvier 1855	高野雄一 (編)	六〇	四七五

TRAITÉ D'ÉCHANGE DE L'ÎLE DE SAKHALINE CONTRE LE GROUPE DES ÎLES KOURILES. signé à St. Pétersbourg, en français et japonais, le 7 mai 1875 (8ème année de Meiji)	—	長〇四・五・六	101111
TRAITE DE PAIX (entre le Japon et la Russie), Signé à Portsmouth, Septembre 5, 1905, Ratifié Octobre 14, 1905	—	長〇四・五・六	101114
CAIRO DECLARATION	—	長〇四・五・六	101114
Memorandum of the Division of Territorial Studies. (The Conference at Malta and Yalta 1945, Foreign Relations of the U. S., Diplomatic Papers) CAC-302 DECEMBER 28, 1944.	—	長〇四・五・六	101115
Memorandum of the Division of Territorial Studies. (F. E. C. Files) SECRET CAC-306b Preliminary January 10, 1945	—	長〇四・五・六	101119
Agreement Regarding Entry of the Soviet Union into the War Against Japan. (YALTA AGREEMENT) TOP SECRET 11 Feb. 1945	—	長〇四・五・六	101131
PROCLAMATION OF THE THREE POWERS, THE UNITED STATES, GREAT BRITAIN AND CHINA, Potsdam. July 26, 1945 (joined by the Soviet Russia, August 9, 1945)	—	長〇四・五・六	101134
THE CONFERENCE FOR THE CONCLUSION AND SIGNATURE OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, September 5, 1951	—	長〇四・五・六	101134
TREATY OF PEACE WITH JAPAN, signed at San Francisco, the 8 September, 1951	—	長〇四・五・六	101135

LETTERS EXCHANGED BETWEEN MR. MATSUMOTO AND MR. GROMYKO, September 29, 1956

JOINT DECLARATION BY JAPAN AND THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS, October 19, 1956

AIDE-MEMOIRE (U. S. views on Japan-Soviet Talks), September 7, 1956

領域 日本の領域 竹島・尖閣

竹島紛争

領域 日本 of 領域 沖繩

沖繩帰属の沿革

アメリカ学者の観た沖繩問題

沖繩帰属に関する一省察

沖繩諸島の法的地位

沖繩の国際法上の地位

沖繩と日本の主権

日本の領土処理における二つの盲点——千島と沖繩——

沖繩に関し日本又は米国の有する権利の範囲

六〇四・五六 一〇三五

六〇四・五六 一〇三七

六〇四・五六 一〇三七

太 寿 堂 鼎 六四 四・五 三八五

英 植 田 捷 道 五四一・二三 三

秋 保 一 郎 五四一・二三 五七

入 江 啓 四 郎 五四一・二三 六三

新 城 利 彦 五四一・二三 九六

横 田 喜 三 郎 五四一・二三 一〇八

高 野 雄 一 五四一・二三 一一六

大 郷 正 夫 五四一・二三 一三三

沖繩に関する準国際私法問題

沖繩における国際私法問題

沖繩に施行された旧日本法令は、外国法ではないか

沖繩経済の現状と将来

海運より見た沖繩の地位

一 沖繩管理経過日誌

二 公文書

第一部 講和条約関係

一、サン・フランシスコ平和条約 (抜粋)

TREATY OF PEACE WITH JAPAN (Extract)

二、サン・フランシスコ会議各国全権演説

(1) サン・フランシスコ調印会議第二回全体会議において対日

平和条約の草案の共同起草者としての合衆国全権団を代表して行ったジョン・フォスター・ダレス氏の説明 (抜粋) (一九五一年九月五日)

The statement by John Foster Dulles, on behalf of the delegation of the United States of America as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory conference at San Francisco on Sept. 5, 1951.

久保岩太郎	五四	一・二・三	一四一
川上太郎	五四	一・二・三	一六五
大郷正夫	五四	一・二・三	一六九
板垣與一	五四	一・二・三	一七三
高梨正夫	五四	一・二・三	二〇九
	五四	一・二・三	二二三
	五四	一・二・三	二二七
	五四	一・二・三	二二八
	五四	一・二・三	二二八
	五四	一・二・三	二二九
	五四	一・二・三	二二九
	五四	一・二・三	二三〇
	五四	一・二・三	二三〇
	五四	一・二・三	二三〇
	五四	一・二・三	二三〇

(2) サン・フランシスコ調印会議第二回全体会議における対日平和条約草案の共同起草者としての英国全権団を代表して行ったケネス・ヤンガー氏の説明 (抜粋) (一九五一年九月五日)	五四	一・二・三	一三三二
The statement by Kenneth Younger, on behalf of the delegation of the United Kingdom as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory at San Francisco on Sept. 5, 1951.	五四	一・二・三	一三三三
(3) サン・フランシスコ会議における吉田首相の演説 (抜粋) (一九五一年九月七日)	五四	一・二・三	一三三三
三、在東京日米協会におけるシーボルト氏の演説 (抜粋) (一九五一年九月二八日)	五四	一・二・三	一三三四
Seald address before the America-Japan Society in Tokyo on Sept. 28, 1951.	五四	一・二・三	一三三四
四、対日講話に関する合衆国の対印回答 (抜粋) (一九五一年八月一五日付)	五四	一・二・三	一三三五
Text of U. S. note of August 25, 1951 to India on Japanese peace	五四	一・二・三	一三三六
五、日本国会議事録	五四	一・二・三	一三三七
(1) 第十一回国会における内閣総理大臣演説 (抜粋) (昭和二六年八月十六日)	五四	一・二・三	一三三七
(2) 第十二回国会における内閣総理大臣演説 (抜粋) (昭和二六年十月十二日)	五四	一・二・三	一三三七

- (3) 参議院外務委員会における質疑応答(抜粋)(昭和二十六年十一月七日) | 五四一・二三 | 一三三八
- (4) 平和条約発効に伴う決議(議長発議、衆議院決議第十二号昭和二十七年四月二十八日) | 五四一・二三 | 一三三八
- (5) 領土に関する決議(床次徳二外二十名提出、衆議院決議第四四号昭和二十七年七月三十一日) | 五四一・二三 | 一三三九
- (6) 奄美大島に関する決議(追水久常外四十五名提出、衆議院決議第六号昭和二十七年二月二十五日) | 五四一・二三 | 一三三九
- (7) 領土に関する決議(益谷秀次外三十九名提出、衆議院決議第十号昭和二十八年七月七日) | 五四一・二三 | 二四〇
- (8) 沖縄及び小笠原諸島に関する決議(佐藤榮作外六十七名提出、衆議院決議第三号昭和二十八年一月七日) | 五四一・二三 | 二四一
- 六、アメリカ合衆国議事録(一九五二年三月一四日) | 五四一・二三 | 二四一
- A Few Comparisons Between Versailles Peace Treaty and Japanese Treaty (Presented by Senator Alexander Wiley, and printed, with unanimous consent, in the Congressional Record, United States of America. Proceedings and Debates of the 82d Congress, Second Session, Vol. 98, No. 42, March 14, 1952, pp. 2875).
- 七、外郭地域の行政分離に関する覚書 | 五四一・二三 | 二四一
- (1) 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに關する覚書 連合国最高司令官総司令部(一九四六年一月二九日) | 五四一・二三 | 二四一

MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 29 January 1946	—	五四	一・二・三	二四三
(2) 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに關する件 (一九四六年三月二二日付)	—	五四	一・二・三	二四四
MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 22 March 1946	—	五四	一・二・三	二四五
(3) 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件 (一九五一年二月五日)	—	五四	一・二・三	二四五
MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 5 December 1951	—	五四	一・二・三	二四六
八、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 交換公文	—	五四	一・二・三	二四六
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE AMAMI ISLANDS	—	五四	一・二・三	二五〇
九、航空協定	—	五四	一・二・三	二五一
(1) 航空業に関する日本国とグレート・ブリテン及北部アイルランド連合王国との間の協定	—	五四	一・二・三	二五六
	—	五四	一・二・三	二五八

Agreement of Aerial Navigation Service between Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (Extract)

(2) 日本国とアメリカ合衆国との民間航空輸送協定 (抜粋)

(3) その他同種内容の航空業務協定

一〇、日米友好通商条約 (抜粋)

第二部 琉球管理関係

一一、米国軍占領下の南西諸島及びその近海の居住者に告ぐ (米
国海軍軍政布告第一号一九四五年)

UNITED STATES NAVY MILITARY GOVERNMENT
PROCLAMATION NO. 1

一二、刑法並に訴訟手続法典 (抜粋) (琉球列島軍政布告第一号一
九四九年六月二八日)

一三、琉球列島住民に告ぐ (琉球列島米国民政本部布告第一号一
九五〇年)

一四、琉球列島米国民政府に関する指令 (極東軍総司令部発、琉
球軍司令官宛、一九五二年四月三〇日)

Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu
Islands

一五、琉球船舶規則 (抜粋) (琉球列島米国民政府令第六十五号一
九五二年二月二七日)

五四 一・二・三 二五九

五四 一・二・三 二六一

五四 一・二・三 二六二

五四 一・二・三 二六二

五四 一・二・三 二六二

五四 一・二・三 二六一

五四 一・二・三 二六三

五四 一・二・三 二六五

五四 一・二・三 二六六

五四 一・二・三 二六六

五四 一・二・三 二七一

五四 一・二・三 二七九

一六、琉球政府の設立（琉球列島米国民政府布告第十三号一九五二年二月二十九日、改正一九五二年四月二日）	五四	一・二・三	二八二
一七、琉球政府章典（Provisions Of The Government Of The Ryukyu Islands）（琉球列島米国民政府布令第六十八号一九五二年二月一九日）	五四	一・二・三	二八七
一七ノ一、琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第二号千九百五十二年四月二日）	五四	一・二・三	二八七
一七ノ二、琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第二号一九五二年五月二七日）	五四	一・二・三	二八八
一七ノ三、琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第三号一九五三年一月三二二六日）	五四	一・二・三	二八八
一七ノ四、琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第四号一九五三年三月三一日）	五四	一・二・三	二八八
PROVISIONS OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (UNITED) STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLAND Office of the Deputy Governor)	五四	一・二・三	二八八
一八、琉球政府立法院開会式に際する琉球諸島民政長官リッジウェイ大將の琉球住民に対するメッセージ（昭和二十七年四月一日）	五四	一・二・三	三〇〇
一九、琉球人の日本旅行に関する規定及び手續（琉球列島米国民政府指令第十二号一九五二年六月一七日）	五四	一・二・三	三〇二
二〇、琉球人民諸君へ（琉球列島米国民政府長官室、民政府布令第二十二号一九五三年四月三〇日）	五四	一・二・三	三〇五

二二、琉球列島出入管理令（琉球列島米国民政府布令第一二五号 一九五四年二月一日）		五四 一・二・三	三〇六
第三部 連絡事務所関係			
二二、琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する件 （昭和二十七年四月二四日）		五四 一・二・三	三二二
MEMORANDUM Concerning Establishment of Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands, 14 April 1952		五四 一・二・三	三二二
二三、外務省回答口上書（昭和二十七年六月二五日）		五四 一・二・三	三二四
二四、南方連絡事務局設置法（昭和二十七年六月三〇日、法律第二百十八号、改正昭和二十九年法律第二百一号）		五四 一・二・三	三二六
二五、南方連絡事務局組織規定（昭和二十七年七月一日総理府令第三六号、改正昭和二十九年総理府令第十八号）		五四 一・二・三	三二八
二六、琉球諸島における日本政府連絡事務所の所掌業務（一九五三年五月二一日、在東京米国外使館）		五四 一・二・三	三二九
THE FOREIGN SERVICE OF THE UNITED STATES OF AMERICA, American Embassy, Tokyo, May 21, 1953		五四 一・二・三	三三一
第四部 官庁間往復文書等			
二七、本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書（一九五二年七月一〇日）		五四 一・二・三	三三四
二八、本土と南西諸島との間の郵便為替に関する覚書（一九五二年十二月二九日）		五四 一・二・三	三三六

二九、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(抄)(昭和二年九月三〇日政令第三百六号、改正昭和二十七年一月十九日政令第五号)	五四	一・二・三	三三六
二九ノ一、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第一条に規定する地域等を定める府令(昭和二十六年一月六日法務府令第五百十号、改正昭和二十八年、第八九号他)	五四	一・二・三	三三七
三〇、親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例(昭和二十七年二月九日政令第十五号)	五四	一・二・三	三三七
三一、戸籍整備法(一九五三年一月一六日)	五四	一・二・三	三三八
三二、平和条約に伴う朝鮮人、台湾人に関する国籍及び戸籍事務の処理について(抜粹)(昭和二十七年四月十九日、法務府民事局長発、法務局長、地方法務局長宛通達)	五四	一・二・三	三三三
三三、北緯二十九度以南の南西諸島の地位について(昭和二十七年九月三日、総理府南方連絡事務局長発、南方連絡事務局長宛回答)	五四	一・二・三	三三三
三四、(1) 沖繩に居住する本土在籍者の戸籍の取扱に関する件及び(2)琉球列島(沖繩)への転籍に関する米民政府の指令について(昭和二十九年十一月十二日、法務省民事局長発、南方連絡事務局長宛回答)	五四	一・二・三	三三三
三四ノ一①沖繩における本土籍人の戸籍取扱に関する件(別紙甲、昭和二十九年七月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事局長宛回答)	五四	一・二・三	三三三
三四ノ二②沖繩に居住する本土在籍者の戸籍取扱に関する件(別紙乙、昭和二十九年十月十一日、法務省民事局長発、南方連絡事務局長宛回答)	五四	一・二・三	三三三

三四ノ二①「琉球列島への転籍」に関する米民政府指令について
(別紙丙、昭和二十九年九月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事
局長宛)

「琉球政府への転籍」と題する米民政府指令について(昭和二十九年
八月九日、那覇日本政府南方連絡事務所長発、南方連絡事務局長
宛)

琉球列島への転籍(琉球列島米国民政府指令第六号、一九五四年
七月二十三日)

三四ノ二②「琉球列島への転籍」に関する米民政府の指令につ
いて(別紙丁、昭和二十九年一〇月二二日、法務省民事局長発、内閣
南方連絡事務局長宛)

三五、現地及び本土間における身分法規等の適用の差異から生ず
る諸障害(昭和二十九年、一〇、二八印、法務省民事局第一課)

三、琉球政府機構図(昭和二九、九、一)

沖繩および沖繩島民の地位

日本の国際連合加入と南方諸島

アメリカ施政権の本質

沖繩統治の機構と機能 沖繩施政権の本質と住民の自治権

外交保護権

沖繩住民の地位

沖繩軍用地問題

五四一・二三 三三五

五四一・二三 三三六

五四一・二三 三三七

五四一・二三 三三八

五四一・二三 三三九

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

五四一・二三 三四二

加藤一郎 五六 四五 四七五

桑田三郎 五六 四五 四五四

小谷鶴次 五六 四五 四三五

新城利彦 五六 四五 三七六

横田喜三郎 五六 四五 三五二

皆川洗 五六 四五 三三五

平賀健太 五四 六 五六九

沖繩沈船の地位

入江啓四郎

五六

四・五

四九九

琉球列島の統治に関する大統領命令(仮訳)

THE EXECUTIVE ORDER

五六

四・五

六二三

領域 日本の領域 朝鮮

日韓議定書(二月二十七日)

二

六 附録四七

朝鮮の処分

戸水寛人

三

一

一

朝鮮の地位に関する英国学者の意見

高橋作衛

三

一

六

韓国に関する勅令

高橋作衛

四

四

七六

日韓新協約

匿名

四

四

七六

朝鮮の実状

匿名

四

七

五

明治三十七年二月二十三日調印日韓議定書

匿名

四

八

四四

PROTOCOL.

匿名

四

八

四五

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約

匿名

四

八

四七

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約(英文)

匿名

四

八

四七

明治三十八年四月一日調印日韓通信機關委託に関する約定書

匿名

四

八

四八

AGREEMENT.

匿名

四

八

五〇

明治三十八年八月十三日調印韓国沿岸及内河の航行に関する約定書

AGREEMENT.

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約 (英文)

日韓協約

勅令第九十六号 韓国特許令

勅令第九十七号 韓国意匠令

勅令第九十八号 韓国商標令

勅令第九十九号 韓国商号令

勅令第二百号 韓国著作權令

關東州及帝國が治外法權を行使することを得る外国に於ける特許權、意匠權、商標權及著作權の保護に関する件 勅令第二百一号

韓国統監府裁判令 (明治四十二年十月十八日官報)

統監府裁判所事務取扱令

韓国人と司法

統監府監獄事務

韓国に於ける犯罪即決令

八	八	八	八	八	七	七	七	七	七	七	六	四	四	四	四
三	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	八	八	八	八
二四〇	二四〇	二四〇	二三八	二三六	四九	四九	四八	四八	四七	四七	六九	五九	五八	五五	五三

合併関係諸法令	九	—	七三
朝鮮貴族令 (皇室令)	九	—	七三
朝鮮貴族と総督 (皇室令)	九	—	七五
朝鮮貴族の叙位 (皇室令)	九	—	七五
華族令中の改正 (皇室令)	九	—	七五
宮内省官制改正 (皇室令)	九	—	七五
宮内府職員と残務 (皇室令)	九	—	七六
朝鮮総督府設置 (勅令)	九	—	七六
韓国軍人の件 (勅令)	九	—	七六
総督の発令権 (緊急勅令)	九	—	七六
大赦令	九	—	七七
歳入歳出予算 (勅令)	九	—	七七
臨時恩賜公債 (勅令)	九	—	七八
恩賜公債条例 (緊急勅令)	九	—	七八
会計の經理 (緊急勅令)	九	—	七八
貨物輸入税 (緊急勅令)	九	—	七八
朝鮮の関税 (勅令)	九	—	七八
地租免除 (勅令)	九	—	七九

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第
四十二議會に於て

敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件

領域 日本の領域 台湾

海軍治罪法を台湾に施行するの件 (勅令二月十日官報)

台湾永代借地令

同上施行規則

台湾に於ける既往及現在の国際問題

敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件

領域 日本の領域 委任統治地域

南洋の新領土

南洋の新領土 (承前)

南洋の新領土 (承前)

切迫せる南洋諸島問題

高橋作衛 一八 六 五四一

四一 七 七二七

二 六 附録四〇

一〇 九 七三三

一〇 九 七三四

後藤新平 一一 三 二〇三

四一 七 七二七

南 薰 一七 一 二八

南 薰 一七 二 一一四

南 薰 一七 三 二〇七

高橋作衛 一七 六 五一一

TREATY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE ISLAND OF YAP AND OTHER MANDATED ISLANDS SITUATED IN THE PACIFIC OCEAN AND LYING NORTH OF THE EQUATOR, SIGNED AT WASHINGTON FEBRUARY 11, 1922.

TREATY BETWEEN THE FOUR POWERS CONCERNING THEIR INSULAR POSSESSIONS AND INSULAR DOMINIONS IN THE REGION OF THE PACIFIC OCEAN SIGNED AT WASHINGTON, DECEMBER 13, 1921 AND SUPPLEMENTARY AGREEMENT, SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922

南洋諸島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件

領域 日本ノ領域 その他

THE BONIN ISLANDS; AN ESSAY ON THE WESTERN LANGUAGE LITERATURE

アメリカ施政權の本質

小笠原問題の沿革と特性

奄美群島の復帰

南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定(昭四三・六・二六発効)

一一一 一〇 一〇七二

一一一 一 一〇一一

四一 七 七二七

Hyman Kublin 五四 六 六八六

横田喜三郎 五六 四・五 三五二

川上健三 五六 四・五 四一五

山下康雄 五六 四・五 五二五

六七 二 二〇七

領域 領域紛争事例

暹羅国及メーコン河上流ニ関スル英仏協約 十五日締約	千八百九十六年一月	加	福	豊	次	一	八	四二
仏暹条約 (千九百二年十月七日巴里に於て調印)		加	福	豊	次	一	一一	七三
極東総督に関する疑義		高	橋	作	衛	二	一	三四
ニューファウンドランド漁業問題 "The New foundland Fishery Question"		高	橋	作	衛	四	三	一三
メイン境界問題 "The Maine Boundary Question"		高	橋	作	衛	四	三	三〇
仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや (A Development of the Views and Designs of the French Nations; and why they persist in making the Rivers Rhine, Maese, and Scheldt the boundaries of their country.)		高	橋	作	衛	四	八	三八
仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや (承前前号、完結)		高	橋	作	衛	四	一〇	四〇
日露戦争以前に於ける間島問題		篠	田	治	策	八	三	一七一
クリート問題の真相		逸	見	晉		八	三	二一六
日露戦争以前に於ける間島問題 (承前)		篠	田	治	策	八	五	三六一
日露戦争以前に於ける間島問題 (完)		篠	田	治	策	八	六	四五三

間島に於ける統監府派出所の行動 本年二月国際法学会にて講談
せられたるもの

南米視察談

南米視察談 (承前、完)

南米の国際法事件

南米事件タクナ、アリカ問題

アルサス、ローレーンと国籍主義

アルサス、ローレーンと国籍主義 (承前完)

領土に関する智利と秘露との紛争附パラグアイと暮里比亞との紛争

バナート問題

巴里平和會議に於ける領土分配の主義

シエルト左岸並南リムブルク問題 白耳義が巴里平和會議に提出せるシエルト河左岸及リムブルク州南部に対する要求を擁護する事実の梗概

パレスチンと英国

テツシエン国際委員会に就て

テツシエン国際委員会に就て (承前)

篠田 治 策 八 七 五五六

赤塚 正 助 九 四 二四一

赤塚 正 助 九 五 三四五

藤井 實 一 一〇 八五八

藤井 實 一 二 三 二〇九

パウル、ヘルマー 讓 三 郎 一 六 八 六六一

パウル、ヘルマー 讓 三 郎 一 六 九 七三五

矢野 真 一 七 八 六六〇

米田 實 一 八 三 一三〇

立 作 太 郎 一 八 四 三三三

白耳義 査 報 局 讓 三 郎 一 八 四 三二九

米田 實 一 八 五 四三八

山田 三 良 一 九 四 三三三

山田 三 良 二 〇 一 八六

白耳義に関する一八三九年の条約の改訂委員会に就て	林	毅	陸	二〇	二	一四六
テツシエン国際委員会に就て (承前)	山田	三	良	二〇	二	二〇一
テツシエン国際委員会に就て (承前)	山田	三	良	二〇	三	三〇八
リトアニアとメーメル	米田		實	二二	三	二五九
印度北西境蕃界の重要性 (一)	高橋	清	一	二六	八	八一三
印度北西境蕃界の重要性 (二)	高橋	清	一	二七	一	八一
印度北西境蕃界の重要性 (三・完)	高橋	清	一	二七	六	五九六
ポリヴィア・バラグアイ国境の画定	秋保	一	郎	三五	三	二五六
巨文島事件回顧	秋保	一	郎	三八	六	五五四
イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題 (一)	奥平	武	彦	三九	七	五四七
イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題 (二・完)	奥平	武	彦	三九	八	六七六
ルーマニア領土変動につきて	米田		實	四〇	一	八五
タイ仏印紛争調停会議に於ける国際法問題	松本	俊	一	四〇	七	五八三
国境画定委員会ノ構成及運用ニ関スル議定書				四〇	七	六二八
非武装地帯ニ関スル規定ノ履行ニ関スル議定書				四〇	七	六二九
泰・仏印の新国境	大平	善	梧	四一	一〇	一〇〇五
仏領印度支那「タイ」国間国境劃定ニ関スル議定書	大平	善	梧	四一	一二	一二三三
泰・緬甸の新領土	大平	善	梧	四二	一二	一二四二

「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約	—	—	四二	—	—	二二	二二七五
「ビルマ」国領土ニ関スル日本国「ビルマ」国間条約	—	—	四二	—	—	一二	二二七七
エルサレム国際化案の系譜	—	—	—	—	—	六	七二二
フォークランド（マルビナス）諸島の領有権紛争と国際法	安藤	神山	八三	晃令	八一	五	五〇六
領域 その他（含 租借地）	—	—	—	—	—	—	—
北清議定書及関係書類	—	—	—	—	—	—	三七
北清議定書及関係書類（結）	—	—	—	—	—	二	七六
外国人居留地券 東京外国人居留地券	—	—	—	—	—	三	四二
FORM OF TITLE-DEED FOR FOREIGN SETTLEMENT, YEDO.	—	—	—	—	—	三	四三
大阪兵庫	—	—	—	—	—	三	四四
FORM OF TITLE-DEED.	—	—	—	—	—	三	四五
地所貸渡券書	—	—	—	—	—	三	四五
CERTIFICATE OF TITLE.	—	—	—	—	—	三	四六
北米合衆国支那人排斥法 [Public No. 90]（英文）	—	—	—	—	—	五	三八
伯林会議ノ一般議定書訳文（一千八百八十五年二月二十六日伯林に於て調印）	高橋	—	—	—	—	五	五六
外務省令第五号 在天津帝国專管居留地の土地に関する件	—	—	—	—	—	六	二三

北米合衆国支那人排斥法關係法規 (承前) Act of May 6, 1882.
(英文)

伯林會議の一般議定書訳文 (承前)

伯林會議一般議定書 (完)

元外国人居留地の建物課税問題の仲裁々判

家屋税問題仲裁裁判に関する議定書 (外務省告示第十号)

暹羅に於ける国際法及び外交問題 (会報)

暹羅に於ける国際法及び外交問題・捕逸 (会報)

天津日本居留地拡張取極書 (明治三十六年外務省告示第四号)

コ、ス諸島海峡殖民地編入

内地水路汽船航通規則

中日通商行船条約統約 (清国文)

SUPPLEMENTARY TREATY OF COMMERCE AND
NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND CHINA

ANNEX 1. INLAND WATER STEAM NAVIGATION.

ANNEX 2.

ANNEX 3.

ANNEX 4.

ANNEX 5.

— | — | 六 | 二四

— | — | 高橋清一 | 六 | 四一

— | — | (高橋清一) | 七 | 三三

— | — | 有賀長雄 | 八 | 一

— | — | — | 八 | 一四

— | — | 稻垣滿次郎 | 一五 | 一

— | — | 稻垣滿次郎 | 一六 | 一

— | — | — | 一七 | 五八

— | — | — | 一七 | 六六

— | — | — | 二 | 附録四

— | — | — | 二 | 附録八

— | — | — | 二 | 附録一六

— | — | — | 二 | 附録二一

— | — | — | 二 | 附録二四

— | — | — | 二 | 附録二六

— | — | — | 二 | 附録二八

— | — | — | 二 | 附録二九

ANNEX 6.

ANNEX 7.

薩哈噠島の行政制度

比耳其斯坦

新租借地論

租借権の性質と関東州の租借地

租借権の性質と関東州の租借地 (承前)

南滿鐵道附屬地論

南滿州の施政殊に帝國諸機關の權限に就きて

小亜細亞に於ける独逸帝國の經營

寛城子停車場問題

小亜細亞に於ける独逸帝國の經營 (承前)

奉天に於ける居留民制度

國際河川

白耳義王國殖民地法草案

國際河川に於ける領海の範圍 附 鴨綠江、図們江、樺太「ポロナイ」河及揚子江に於ける關係

支那に於ける葡國人の貿易及殖民の濫觴

遠藤源六	遠藤源六	立作太郎	松田道一	藤井實	伊藤文吉	藤井實	塚積辰馬	蜷川新	篠田治策	篠田治策	無名氏	薩哈噠島の行政制度	比耳其斯坦	ANNEX 7.	ANNEX 6.
六	六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	三	二	二	二
九	九	六	一	一〇	九	八	六	五	三	二	一	七	五	五	五
三二	一	五二	一一	三五	五四	三八	六一	三九	一一	一一	一五	一〇	附録三一	附録三〇	附録三〇

波羅的海並にアランド島警備問題に関する条約に就て	安	倍	四	郎	七	三九
所謂国際地役とは何ぞや	菊	地	駒	次	七	二七
国際殖民協会 (The Institute Colonial International)					八	一三九
間島協約					八	一五一
満韓統一説と先例	無	名		氏	八	六六〇
租借類例	江	木		翼	九	三六一
国際河川の研究	蜷	川		新	一〇	一七九
清国領土保全の意義を研究して関東州租借地の国際法上の性質に論及す	高	橋		作衛	一〇	五一九
保護地勢力範囲ヒンテルランド租与地に関する万国国際法学会の新提案	澤	田		廉三	一〇	六三一
河流の自由航行に関する維也納条約 維也納一千八百十五年三月	東	讓		三郎	一〇	七二三
数箇国を分かち若くは貫流する河流の航行に関する条款					一〇	七二三
ライン河航行に関する条款					一〇	七二五
ネッケル河マイン河モーゼル河ミユース河及スケルト河航行ニ関スル条款					一〇	七二四
印度に於ける土人の教育問題	伊	吹		山徳司	一一	一一二
併合国と被併合国との国語の同化	蜷	川		新	一二	三八五
仏国殖民地の發展	蜷	川		新	一二	六四八

第五 支那政府ニ対スル帝國政府ノ最後通牒（大正四年五月七日
在支日置公使支那国政府へ交付）

第六 最後通牒提出ノ際在支日置公使ヨリ陸外交総長へ手交セル
説明書

第七 帝國政府ノ最後通牒ニ対スル支那国政府ノ回答

羅馬法王ノ地位に及ぼせる戦争の影響を論ず

戦争の欧州永世中立地に及ぼす影響

国際河川に関する研究

国際河川に関する研究（承前）

時局と国際法 独支開戦と青島問題

時局と国際法 東洋拓殖会社法の改正

国際法上植民地と地位

共通法に就て

共通法に就て（承前完）

上海共同租界に於ける吾同胞の立場

極東に於ける国際河川問題

山東問題と支那の主張及不法

青島に於ける専管又は共同居留地設置の結果を比較表出す

— 13 10 800

— 13 10 801

— 13 10 801

眞野 毅 14 3 226

泉 哲 14 3 229

伊藤 重次 15 3 266

伊藤 重次 15 4 381

蜷川 新一 16 1 4

蜷川 新一 16 2 88

泉 哲 16 2 115

山田 三良 16 8 623

山田 三良 16 9 699

伊吹山徳司 17 7 583

小山精一郎 17 9 777

蜷川 新一 18 2 119

高橋作衛 18 3 223

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第
四十二議會に於て

外蒙古自治取消

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ (承前・完)

椰府論

白耳義に関する一八三九年の条約の改訂委員会に就て

TREATY FOR THE SETTLEMENT OF OUTSTANDING
QUESTIONS RELATIVE TO SHANTUNG SIGNED AT
WASHINGTON, FEBRUARY 4, 1922.

支那一般開市場の条約上の性質 (一)

關東州還附論について

支那一般開市場の条約上の性質 (二)

支那一般開市場の条約上の性質 (三)

支那一般開市場の条約上の性質 (四、完)

支那一般開市場と外国の属人的行政権との關係 (一)

支那一般開市場と外国の属人的行政権との關係 (二、完)

国際法問答 或る所の試験問題三

イタリアと植民地問題

高橋作衛 一八 六 五四一

清水泰次 一八 六 五六五

三枝茂智 一八 九 八三七

三枝茂智 一八 一〇 九五九

高橋粲三 二〇 一 三三三

林毅陸 二〇 二 一四八

—— 二二 一〇 一〇八八

齋藤良衛 二二 三 二二五

清水泰次 二二 三 二七一

齋藤良衛 二二 四 三五六

齋藤良衛 二二 五 四九〇

齋藤良衛 二二 七 七二八

齋藤良衛 二二 八 七三二

立作太郎 二二 七 一六八

藤澤親雄 二二 七 六九八

藤澤親雄 二二 七 六六八

EXTRATERRITORIAL EXPERIENCES OF THE COUNTRIES OTHER THAN CHINA.

南滿鐵道附屬地の国際法的地位

日英同盟の印度条項

独逸の膠州湾、露西亜の旅順大連及英國の威海衛獲得事情(主として独逸外交文書に依る研究)

独逸の膠州湾、露國の旅順大連及英國の威海衛獲得事情(主として独逸外交文書に依る研究)

(主として独逸外交文書に依る研究)

租借地の法理を論ず

滿鐵附屬地の行政問題(一)

滿鐵附屬地の行政問題(二・完)

ザール地域の法的構成(一)

ザール地域の法的構成(二)

租借地と国際地役(一)

租借地と国際地役(二)

租借地と国際地役(三・完)

永代借地制度解消ニ関スル交換公文

一 日英交換公文

Kiyo Sue Inui 二五 九 九四四

泉 哲 二五 一〇 九四五

高橋 清 一 二六 三 二三四

永富守之助 二六 六 五七四

永富守之助 二六 八 八二五

菊地 駒次 二九 四 二九七

蠟山 政道 二九 五 三九五

蠟山 政道 二九 六 五五七

田岡 良 一 二九 九 七九七

田岡 良 一 二九 一〇 八六九

田岡 良 一 三二 二 一九一

田岡 良 一 三二 三 二八九

田岡 良 一 三二 四 四〇三

— 三六 六 五九八

— 三六 六 五九八

— 三六 六 六〇〇

二 日仏交換公文

日仏交換公文(仏文)

租借地と戦争(一)

租借地と戦争(二・完)

植民地統治者としての和蘭東印度会社(一)

植民地統治者としての和蘭東印度会社(二)

支那租界の中立性(一)

支那租界の中立性(二)

自由主義時代の典型植民地——英領豪州植民地の成立——

大東亞戦争と支那租界

英租界の国府移管

支那の内河航行権

本邦に於ける永代借地制度の沿革(一)

本邦に於ける永代借地制度の沿革(二)

本邦に於ける永代借地制度の沿革(三・完)

永代借地権問題に関する若干の法理的考察

上海土地永租権に関する若干の考察(一)

上海土地永租権に関する若干の考察(二・完)

英	英	佐藤信太郎	田付景一	田付景一	田付景一	大平善梧	大平善梧	大平善梧	楊井克巳	大平善梧	大平善梧	楊井克巳	楊井克巳	植田捷雄	植田捷雄	植田捷雄	植田捷雄	植田捷雄	植田捷雄
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	三九	三九	三九	三七	三七	三六	三六	三六	三六	三六	三六
一一七二	九七一	八八〇	七九二	六七七	五六八	五二一	五〇四	一七三	八四二	三〇九	一八七	一〇一六	九〇七	九八〇	八五二	六〇四	六〇二	六〇二	六〇二

米英の在支治外法権の撤廃政策	大平善梧	四二	一	七八
帝国の租界還付・治外法権撤廃	植田捷雄	四二	三	二九二
租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル日本国中華民國間協定	——	四二	三	三二二
広域圏の要件	川原次吉郎	四二	四	三一九
仏国の在支租界還付・治外法権撤廃	植田捷雄	四二	四	三八六
広州湾租借地へ皇軍の進駐	大平善梧	四二	四	三九三
International Servitudes	Thomas Bary	四一	六	六五六
仏国の在支租界返還	大平善梧	四二	七	七二七
専管租界還付実施ニ関スル細目取極北京公使館区域回収実施ニ関スル取極及厦門鼓浪嶼共同租界回収実施ニ関スル取極	——	四二	七	七五三
租借条約と戦争	大平善梧	四二	八	七五九
上海共同租界の還附実施	植田捷雄	四二	八	八三二
在華課稅權の移管	英 修道	四二	一〇	一〇三二
中華民國ニ於ケル日本国民ニ対スル課稅ニ関スル日本国中華民國間條約	——	四二	一〇	一〇七三
附屬協定	——	四二	一〇	一〇七三
中華民國ニ於ケル日本国民ニ対スル課稅ニ関スル日本国中華民國間條約ニ関スル日華兩國全權委員間了解事項	——	四二	一〇	一〇七五

ボルネオ北部に於ける英国の裁判管轄権——並に同地方に関する
国際関係略史——

上海租界返還後に於ける行政制度の現状

大上海市の実現

天津伊太利租界の還付

在華租借地の現況

軍事基地協定

中国の租借地

ザールラント

セント・ローレンス・シーウェイの軍事的意義 (Strategic Value
of the St. Lawrence Seaway)

海洋 一般

海洋之自由

海洋の自由と軍備制限 (上)

海洋の自由と軍備制限 (中)

海洋の自由と軍備制限 (下)

海洋の自由

国際法の始祖フーゴー、グローチウス

英	植田捷雄	四三	三	一九九
大	植田捷雄	四三	四	三八七
大	平善梧	四三	一〇	八四八
植	田捷雄	四三	一〇	八五二
大	平善梧	四五	三四	一三六
高	野雄一	五一	一	二九
植	田捷雄	五六	四五	五四四
宮	崎繁樹	五六	四五	五六一
高	梨正夫	五八	五	五二〇
坂	本俊篤	一七	九	七五一
小	山精一	二〇	八	八二六
小	山精一	二〇	九	九六二
小	山精一	二一	一	二七
立	作太郎	二三	九	八三九
山	田三良	二四	五	四一八

- 戦争及び平和法論に於ける海洋自由論
- 戦争及び平和法論に於ける海洋自由論 (二・完)
- 国際法に於ける領域と生活圏 (一)
- 国際法に於ける領域と生活圏 (二)
- 国際法に於ける領域と生活圏 (三)
- 第二次国際連合海洋法会議について
- 海洋開発と国際連合——海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と第三次海洋法会議への展望——
- 転換期にたつ海洋法
- 第三次海洋法会議カラカス会期を顧みて
- 第三次国連海洋法会議改訂非公式単一交渉草案
- 日本と海洋法
- 海洋法条約交渉手続の特徴とその影響
- 国連海洋法条約と第三国 (一)
- 国連海洋法条約と第三国 (二・完)
- 国連海洋法条約準備委員会の経過と問題点

湯下博之	中村道	中村道	古賀衛	大内和臣	第一部 福田 菊記	第一部 林 司宣	小田滋	小田滋	中村洗	小田滋	大澤章	大澤章	大澤章	板倉卓造	板倉卓造
八五	八五	八四	八四	七六	七六	七六	七三	七一	六九四・五六	六一	四〇	四〇	四〇	二四	二四
四	四	五	三	四	一	一	五	五六	六八四	一一二	八	六	五	八	五
三四八	二八一	四九一	三五一	四五四	七四	四五一	四五一	五三二	六八四	三一	七一九	五一七	三七七	九一六	五〇五

海洋・領水・接続水域

国際法上の重要文書に關し外務当局者に望む

有賀博士の外交文書に關する意見を讀んで感あり *Quelques mots pour la thèse du professeur Ariga au sujet de la conservation des documents importants relatifs au droit international*

高橋法学博士に答ふ

戦時船舶仏国領海出入に關する法令 (山田領事報告)

蘭領印度真珠貝等採獵規則

論題 明治三十六年二十九日国際法学会討論速記 軍艦に非ざる国家の船舶は(国有たると私船を借上げたる場合をも含む) 外国に於て如何なる取扱いを受くるか

領海論 千八百九十二年国際法学会委員会報告

クリーン博士領海論 万国国際法学会委員会報告

ラーベル氏領海論 万国国際法学会委員会報告

マニラ港境界設定 (十月三十日官報)

軍艦千島事件意見

千島艦事件意見書

領海説

有賀長雄	一	一	一五
高橋作衛	一	二	二六
有賀長雄	一	二	三九
有賀長雄	一	八	三四
有賀長雄(出題)	一	一	六五
有賀長雄	一	一三	四一
——	二	一	六〇
——	二	二	九二
——	二	二	九七
——	二	二	一〇〇
清水市太郎	二	五	七六
清水市太郎	二	六	八一
ホルランド博士	二	一	七六

領海の範囲	立	作太郎	三	三	一
領海の範囲(第三号の続)	立	作太郎	三	五	六
領海論(前号続き)	立	作太郎	三	六	三二
浦塩斯徳は自由港となす可からず我軍港となす可し	高	橋作衛	三	九	三二
アントユルプ港			四	一〇	六三
樺太島出入船舶及渡航者規則(同上官報)			四	一〇	八二
国際法上瀬戸内の地位	遠	藤源六	六	六	一
国際河川に於ける領海の範囲 附 鴨緑江、図們江、樺太「ポロナイ」河及揚子江に於ける關係	遠	藤源六	六	九	一
国際法上河と海との境界如何(河と海との境界に関する英米兩國間の紛争問題)	山	崎平吉	七	六	一〇
公海と領海とに就て	櫻	井芳樹	七	七	五七
自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ	三	枝茂智	一八	九	八三七
自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ(承前・完)	三	枝茂智	一八	一〇	九五九
国際法問答 或る所の試験問題と其解答(二)	立	作太郎	二二	五	五一九
沿岸領海の範囲及び其上に行はるる国権の性質	立	作太郎	二四	一〇	一〇六九
沿岸領海の範囲及び其上に行はるる、国権の性質	立	作太郎	二五	一	六三
沿岸領海の範囲及び其上に行はるる、国権の性質(三)	立	作太郎	二五	二	一八六

沿岸領海の範囲及び其上に行はるる国権の性質 (四)

沿岸領海の範囲及び其上に行はるる国権の性質 (五)

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

領海問題に就いて

第一回国際法典編纂會議に於ける領海の範囲の問題

沿岸貿易に関する考察

一国の港津及内海に在る外国商船に関する裁判管轄権

公船の国際法上の地位——クリコフ船長事件について——

ソ連人等の密入国事件の判決 (1) クリコフ船長に対する判決

ソ連人等の密入国事件の判決 (2) 關 三次朗に対する判決

ソヴェトの領水理論について (一) ——アー・エヌ・ニコラーエフの所説を中心として——

ソヴェトの領水理論について (二・完) ——アー・エヌ・ニコラーエフの所説を中心として——

ソヴェトの領水理論について (二・完) ——アー・エヌ・ニコラーエフの所説を中心として——

立 作太郎 二五 四 三五五

立 作太郎 二五 五 四八六

—— 二五 六 五九九

—— 二五 六 六四八

森 權吉 二六 六 五五八

立 作太郎 二九 一〇 八四七

泉 哲 三〇 九 八二一

立 作太郎 三七 八 七八六

大 平善梧 五三 一・二 三

—— 五三 三 一九一

—— 五三 三 一九七

内 田久司 五五 六 六一七

内 田久司 五六 二 一五一

内 田久司 五六 二 一五一

イギリス・ノルウェー漁業事件の国際法的意義

領海の幅と国際法

領海及び接続水域に関する条約

CONVENTION ON THE TERRITORIAL SEA AND THE CONTIGUOUS ZONE

ソ連の領海制度

ピョートル大帝湾の内海化宣言について——内海化宣言の意味と国際法的効果——

三カイリ主義と射程距離説

一九世紀における領海幅員問題 (一)

一九世紀における領海幅員問題 (二・完)

海洋 漁業水域・経済水域

韓国の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文

韓国の漁業に関する水域に関する交換公文

十二マイル漁業水域 (一)

十二マイル漁業水域 (二・完)

経済水域概念

排他的経済水域における科学的調査

中 村 洗 五六 三 二四〇

横 田 喜 三 郎 五八 一・二 一

中 村 洗 五八 一・二 三六

内 田 久 司 六〇・四・五・六 七五五

中 村 洗 六〇・四・五・六 八〇二

高 林 秀 雄 六一 四 三一九

高 林 秀 雄 六一 六 五一七

高 林 秀 雄 六三 二 一三七

小 田 滋 六六 五 四八七

小 田 滋 六六 四・五 四五六

小 田 滋 六六 四・五 四五五

林 司 宣 七三 四 三六一

林 司 宣 七三 四 三六一

高 林 秀 雄 八五 三 一七七

高 林 秀 雄 八五 三 一七七

海洋 大陸棚

大陸棚の法理 (一)	小田	滋	五三	三	一〇九
大陸棚の法理 (二)	小田	滋	五三	四	二五五
大陸棚の法理 (三)	小田	滋	五四	四	三六一
大陸棚の法理 (四・完)	小田	滋	五四	五	五一六
大陸棚に関する条約——つぐられた大陸棚制度——	小田	滋	五八	一・二	一〇一
CONVENTION ON THE CONTINENTAL SHELF	——	——	五八	一・二	一八四

海洋 公海

国際法上の海賊に関し我刑法改正案の規定を論ず	秋山	雅之介	一	四	一
国際法上の海賊に付て刑法改正案に特に規定を設くるの必要あり や否	——	——	五	四	一
公海と領海とに就て	櫻井	芳樹	七	七	五七
国際法問答 或る所の或る試験の問題の二	立	作太郎	二〇	八	八五二
国際法問答 或る所の試験問題三	立	作太郎	二三	七	六九八
国土民人に関する国家主権の作用の交錯に就て	菊地	駒次	二七	四	三三六
日本国際法学会決議国際法典案 (第二)	——	——	二九	三	二八三

高海国権論

海洋の自由とその制限

海洋の自由とその制限 (一・完)

公海に関する条約

CONVENTION ON THE HIGH SEAS

海洋の自由と海運自由の原則

政府間海事協議機構条約第二十八条——「国際法上の船籍」の序論として——

国際海上運送における国旗差別措置

海洋 深海底

深海海底制度論の系譜 (一)

深海海底制度論の系譜 (一・完)

DECLARATION OF PRINCIPLES GOVERNING THE SEABED AND THE OCEAN FLOOR, AND SUBSOIL THEREOF, BEYOND THE LIMITS OF NATIONAL JURISDICTION, 17 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2749 (XXXV))

深海底硬鉱物資源法 (米国)

深海採鉱 (暫定) 法・深海採鉱活動に関し、かつそれに関連する目的のための規定を定める法律 (英国)

松波仁一郎 二九 九 七六三

大澤 章 四二 一〇 九七三

大澤 章 四二 一一 一〇八一

高林 秀雄 五八 一二 七二

高梨 正夫 六一 一二 二〇〇

高梨 正夫 六一 六 四六九

嘉納 孔 六三 六 四八一

高梨 正夫 六六 一 三〇

小田 滋 六九 一 一

小田 滋 六九 三 二七四

六九 四・五六 七九四

高林 秀雄 八一 一 六八

田中 則夫 八一 一 一〇一

深海鉱業の暫定的規制に関する法律(西独)

古賀 衛(訖) 八一 一 一一一

深海底鉱物資源の探査及び開発に関する法律(仏)

古賀 衛(訖) 八一 一 一一六

深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討(一)

田中 則夫 八五 五 四四七

深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討(二・完)

田中 則夫 八六 三 二四三

国連海洋法条約第一一部に関する事務総長協議と実施協定

林 司 宣 九三 五 六三五

海洋 海峡・国際水路・通航

英米新運河条約

— — 一 五九

英米新運河条約(英文)

— — 一 六二

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや

立 作太郎 二 四 四

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや

立 作太郎 二 五 二一

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや(承前)

立 作太郎 二 六 九

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや(承前)

立 作太郎 二 七 二〇

何故にダーダネル海峡は梗塞せざるべからざる乎

高橋 作 衛 二 一一 五三

ダーダネル海峡問題等に関する英国首相の答弁

— — 二 一一 五三

蘇西運河条約

松原 一雄 三 三 三六

露国黒海艦隊

トーマス、ギボン、パオルス
(Thos. Gibson Bowles)

三 四 三九

露国叛乱軍艦「クニヤツ、ボテムキン」

エルネスト、ナイス

モスケット仲裁裁判に就て

四 二 四五

南阿船運会議 (The South African Shipping Conference)

四 九 六八

外国商船内の犯罪に対する裁判管轄権問題に付て

菊地 駒次 四 四 四二

外国商船内の犯罪に対する裁判管轄権問題に付て (承前)

菊地 駒次 五 五 二七

日露協約

六 一 六七

CONVENTION.

六 一 六八

辰丸事件国際法観

立 作太郎 六 八 一

日韓新協約 (明治四十二年七月十五日官報号外)

八 一 四四

巴奈馬運河防備問題に就て

寺 尾 亨 九 一 一

バナマ共和国の国際法上の地位

有 賀 長 雄 九 二 八三

巴奈馬運河防備問題に就て (前号の続き)

寺 尾 亨 九 二 一一〇

南米視察談

赤 塚 正 助 九 四 二四一

南米視察談 (承前、完)

赤 塚 正 助 九 五 三四五

バナマ運河に関する諸条約を評す

黒 田 欽 哉 一〇 二 一一一

サウンドヂユースを論ず

村 井 八 郎 一〇 三 二二三

サウンド、ヂュースを論ず (承前、完)	村井八郎	一〇	四	三〇〇
万国議員同盟会委員会の海峡運河中立案を評す	高橋作衛	一〇	一〇	七六九
米国と巴奈馬共和国との関係	米田實	一〇	一〇	七九八
日蘭間船舶積量測定証書互認に関する外交文書 明治四十五年六月十五日官報	—	一一	一	九六
巴奈馬運河法	—	一一	三	二九五
巴奈馬運河の防備 アリアス氏の説 (Harmodio Arias - The Panama Canal)	天羽英二	一一	四	三三六
運河地帯に於ける米国の地位	米田實	一一	五	四三二
列国議員団第五調査委員会の議に上りたる海峡運河中立問題	宮岡恒次郎	一一	七	五六九
パナマ運河通航に関する米国の義務	ル吉田五郎 (再訳)	一一	九	七七〇
巴拿馬運河通行税に関する北米合衆国の義務 (承前、完)	堀内茂智 (再訳)	一一	一〇	八六五
アルヘシラ (Algeiras) 会議 極東戦争とモロッコとの関係	堀内茂智 (再訳)	一一	一〇	八六五
船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約	高橋作衛	一二	一	—
海難に於ける救援救助に付ての規定の統一に関する条約	—	一二	六	五四〇
議定書	—	一二	六	五四七
	—	一二	六	五五四

司法省告示第七号 船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約の批准書の寄託	——	一一	六	五五五
司法省告示第八号 海難における救援救助に付ての規定の統一に関する条約の批准書の寄託	——	一一	六	五五六
CONVENTION pour l'Unification de Certaines Règles en matière d'Assistance et de Sauvetage Maritimes	——	一一	七	1
CONVENTION pour l'Unification de Certaines Règles en matière D'abordage	——	一一	七	10
PROTOCOLE DE SIGNATURE	——	一一	七	15
武装せるパナマ運河	ブレイクスレー 兒島多賀太郎	一四	二	一〇四
加州問題と運河通過料問題	島谷亮輔	一四	五	三九八
世界に於ける船舶状況	一九一九年八月七日英 Board of Trade 誌 大蔵省財局調査報告	一八	八	七六七
朝鮮海峡論 (一)	松波仁一郎	二四	六	五九三
朝鮮海峡論 (二)	松波仁一郎	二四	七	七一二
朝鮮海峡論 (三・完)	松波仁一郎	二四	八	九〇五
船舶の国籍に就て	田中誠二	二四	一〇	一〇九六
Neutralisation 及 Internationalisation	松原一雄	二五	三	二五三
君府海峡の通航制度を論ず (一)	芦田均	二六	八	七七五

君府海峡の通航制度を論ず	(一)	芦田	均	二七	一	四五
君府海峡の通航制度を論ず	(三)	芦田	均	二七	三	二三四
パナマ運河地帯の行政経営		蠟山	政道	三四	六	四八七
「モントルー」条約に依る新海峡制度		佐藤	舜	三六	五	四四八
海峡制度ニ関スル「モントルー」条約				三六	五	四七七
第一附属書				三六	五	四八六
第二附属書				三六	五	四八七
第三附属書				三六	五	四八九
第四附属書				三六	五	四八九
議定書				三六	五	四九〇
CONVENTION CONCERNANT LE RÉGIME DES DÉF-						
ROITS, SIGNÉE A MONTREUX, LE VINGT JUILLET 1936				三六	五	四九一
ANNEXE I				三六	五	五〇三
ANNEXE II				三六	五	五〇五
ANNEXE III				三六	五	五〇七
ANNEXE IV				三六	五	五〇八
PROCOLE				三六	五	五〇八
外務省告示第二十一号				三六	五	五〇九

外務省告示第二十二号					三六	五	五〇九
国旗と国際法 (一)	一	又正雄	三八	八	六七五		
国旗と国際法 (二・完)	一	又正雄	三八	九	七九九		
現戦争に於けるスエズ運河の地位	立	作太郎	四〇	四	三五一		
戦時に於ける巴拿馬運河の地位 (一)	海本	徹雄	四三	二	九五		
戦時に於ける巴拿馬運河の地位 (二・完)	海本	徹雄	四三	四	三三五		
スエズ運河の自由航行に關する条約 Convention between Great Britain, Austria-Hungary, France, Germany, Italy, the Netherlands, Russia, Spain, and Turkey, respecting the Free Navigation of the Suez Maritime Canal. —— Signed at Constantinople, October 29, 1888.	——	——	——	五五	六	六七四	
万国スエズ運河会社規定 (一八五六年一月五日マントワサンマリア) STATUTS de la Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez. —— Alexandre, le 5 Janvier, 1856.	——	——	——	五五	六	六七九	
CANAL COMPANY NATIONALISATION LAW	——	——	——	五六	二	一九七	
MINISTERE DES AFFAIRES ETRANGERES, DIRECTION D'AFRIQUE LEVANT, Circulaire n° 127-I. P., Paris, le 25 mai 1950.	——	——	——	五六	二	一九八	
DECLARATION DES GOUVERNEMENTS DES ETATS-UNIS, DE LA FRANCE, DU ROYAUME-UNI ET DE LA TURQUIE	——	——	——	五六	二	二〇〇	

(2e.) ACTE DE CONCESSION du Vice Roi d'Egypte, et Cahier des Charges, pour la Construction et l'Exploitation du Canal Maritime de Suez et Dependances. Alexandrie, le 5 Janvier, 1856.	—	五六	二	二〇二
Convention entre le Vice-Roi d'Egypte et la Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez. Signée au Caire, le 22 Février 1866.	—	五六	二	二〇八
AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND THE EGYPTIAN GOVERNMENT REGARDING THE SUEZ CANAL BASE. Signed at Cairo, October 19, 1954. Entered into force, October 19, 1954.	—	五六	二	二一一

海洋 漁業

ブリチッシェ、ロロンビア州漁業法改正 (十月二十九日官報)	—	二	二	九九
英米間漁業問題の概要	高橋作衛	四	一	一三
白令海漁業問題の概要	高橋作衛	四	一	一八
一八九四年五月華盛頓に於て調印せられたる白令海及北部太平洋の海豹漁業に関する合衆国政府と露西亜帝國政府間の協約	—	四	一	二六
Agreement between the Government of the United States and the Imperial Government of Russia, for a modus vivendi in relation to the Fur-seal Fisheries in Behing Sea and the North Pacific Ocean. — Signed at Washington, May 4, 1894.	—	四	一	二八

日露漁業条約延長議定書

PROTOCOL.

日露漁業協定

PROTOCOL.

外務省告示第十五号

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約効力延長ニ

関スル議定書

PROTOCOL.

鯧腦獸問題の歴史 (一)

鯧腦獸問題の歴史 (二)

鯧腦獸問題の歴史 (三・完)

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約の第七回効力延長に関する議定書

帝国特命全権大使ガ政府ノ承認ヲ条件トシテ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ代表者ト共ニ署名シタル議定書

日「ソ」漁業新協定に付いて

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約ノ五年間効力存続ニ関スル議定書

条約に依る外国法人の認許

山田	高野	井手	須山	須山	須山						
田	野	手	山	山	山						
一	宏	一	夫	夫	夫						
五七	四三	六四	四一	四一	四一	三九	三九	三八	三八	三八	三八
二	五	五	五	三	一	四	四	七	七	七	七
一一七	四九二	五〇九	四七二	一三八	四一	三六四	三六三	六七〇	六七〇	六六九	六六九
	六四六										
	四二										
	二〇三										
	二〇二										
	三六										
	三六										

日ソ漁業の国際法史的概観

日中漁業問題

漁業および公海生物資源保存に関する条約——その効果と限界

CONVENTION ON FISHING AND CONSERVATION OF THE LYING RESOURCES OF THE HIGH SEAS

排他的漁業権概念の歴史的展開 (一)

排他的漁業権概念の歴史的展開 (二・完)

戦前の日ソ漁業——明治四十年日露漁業協約の効力存続問題を中心として

第二次大戦後における日ソ漁業関係

北方近海安全操業問題

日韓漁業協定

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定についての合意された議事録

漁業協定附属書に定める標識に関する交換公文

漁業協力に関する交換公文

安全操業に関する往復書簡

大平善梧 五七 三 二一九

桑原輝路 五七 六 五六五

小田滋 五八 一二 一二四

五八 一二 一九一

山本草二 五八 三 二三三

山本草二 五八 四 三九一

小林幸男 六〇 四・五六 六八九

大平善梧 六〇 四・五六 七一五

杉山茂雄 六〇 四・五六 八二七

中村洸 六四 四・五 三五六

六四 四・五 四四九

六四 四・五 四五七

六四 四・五 四六〇

六四 四・五 四六三

六四 四・五 四六四

漁業協定に関する討議の記録

日韓漁業協定の署名に際して行なわれた両国政府の声明 (昭和四十年六月二十二日)

日本国とニュー・ジールランドとの間の漁業に関する協定 (昭四三・七・二六発効)

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (昭四三・六・一〇発効)

国際漁業の新しい発展

新しい漁業の制度と紛争解決——第三次海洋法会議審議におけるひとつの盲点——

国際漁業資源の保存と管理についての一考察——ガバナンス論の視点から——

みなみまぐろ事件について——事実と経緯——

みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——書面手続における主張の分析——

みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——口頭弁論手続における主張の分析——

みなみまぐろ事件仲裁判決の意義——複数の紛争解決手続の競合に伴う問題点——

みなみまぐろ事件仲裁裁判判決の評価——紛争解決システムの多様化の中で——

六四 四・五 四六六

六四 四・五 四六七

六七 二 二〇九

六七 二 二一一

小田 滋 六八 二 一五三

小田 滋 七九 四 三三三

都留 康子 九九 四 三七九

兼原 信克 一〇〇 三 一三一

杉原 高嶺 一〇〇 三 二七五

安藤 仁介 一〇〇 三 三〇九

河野 真理子 一〇〇 三 三四一

栗林 忠男 一〇〇 三 三七六

海洋汚染と国際法

海洋汚染

								山田中正	四〇五
								有松吉川留美	四一四
									四一五
									四二六
									四二七
									四三三
									四三四
									四三六
									四三八
									四三九
									四四六
									四四九
									四五五
									四五九
									四六六
									四七二
									四七六
									四八三
									四八七
									四九五
									四五〇
									四五三
									四五五
									四五七
									四五九
									四六〇
									四六一
									四六二
									四六三
									四六四
									四六五
									四六六
									四六七
									四六八
									四六九
									四七〇
									四七一
									四七二
									四七三
									四七四
									四七五
									四七六
									四七七
									四七八
									四七九
									四八〇
									四八一
									四八二
									四八三
									四八四
									四八五
									四八六
									四八七
									四八八
									四八九
									四九〇
									四九一
									四九二
									四九三
									四九四
									四九五
									四九六
									四九七
									四九八
									四九九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二
									五〇三
									五〇四
									五〇五
									五〇六
									五〇七
									五〇八
									五〇九
									五〇〇
									五〇一
									五〇二</

政府間海事協議機関 (IMCO) と海洋汚染

海洋汚染規則に関する国家管轄権の拡大について

水上千之七二 六 六四二
水上千之七六 五 五〇二

海洋 海上犯罪取締

国際法上の海賊に關し我刑法改正案の規定を論ず

秋山雅之介 一 四 一

国際法上の海賊に付て刑法改正案に特に規定を設くるの必要あり
や否

菊地駒次 五 四 一

外国商船内の犯罪に対する裁判管轄権問題に付て

菊地駒次 五 四 四二

海賊の処分に関し国際法学会の爲したる建議に対する法律取調委員会の回答

菊地駒次 五 五 一

外国商船内の犯罪に対する裁判管轄権問題に付て (承前)

菊地駒次 五 五 二七

国土民人に關する国家主権の作用の交錯に就て

菊地駒次 二七 四 三三六

日本国際法学会決議国際法典案 (第二)

菊地駒次 二九 三 二八三

海洋 その他

漢堡万国海法会議回章

關道雄 一 一 六四

海洋法国際会議の第五委員会の審議経過について

關道雄 一 二 二七

紛争の義務的解決に関する選り署名議定書と各条約の最終条項

皆川洗五八 一 二 一五五

FINAL ACT OF THE UNITED NATIONS CONFERENCE
ON THE LAW OF THE SEA
OPTIONAL PROTOCOL OF SIGNATURE CONCERNING
THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES

国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (一)
国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (二・完)
国連海洋法条約に対する一方的宣言——署名時の解釈宣言ないし
留保に関連して——

空・宇宙 空

領空論

飛行器と法律

ポルドウキン博士所論「飛行器の法律上の地位」の概要

空中飛行の奇禍に関する責任

空中自由説を評す

飛行機に関する平時規則 一九二〇年万国々際法学会、巴里會議
決議

万国国際法学会飛行機法案

領空権

	——	五八	一一	一七八
	——	五八	一二	一七九
牧田幸人	八二	三	三四四	
牧田幸人	八二	四	四四八	
中村 洸	八三	六	六一九	
松島 肇	七	一	九	
寺尾 亨	八	二	七九	
エス、イ、ポルドウキン	八	九	七五七	
無 名 氏	九	六	四二九	
板倉 卓 造	一〇	六	四二七	
澤田 廉 三(訳)	一〇	九	六九六	
澤田 廉 三(訳)	一〇	九	六九八	
ウイ ル ソン	一一	三	二三六	
兒島多賀太(訳)	一一	三	二三六	

国際法上の空中問題

上空に及ぼす領土権

航空法規研究会(第二回)

一九一九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第五条ノ修正ニ関スル議定書

一九百十九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第三十四条ノ修正ニ関スル議定書

日本国「タイ」国間定期航空業務の運営に関する協定

AGREEMENT FOR THE OPERATION OF REGULAR AIR SERVICES BETWEEN JAPAN AND THAILAND.

「パラオ」「ディリ」間航空業務設定ニ関スル日本国政府「ポルトガル」国政府間協定

ACCORD ENTRE LES GOUVERNEMENTS JAPONAIS ET PORTUGAIS POUR L'ETABLISSEMENT D'UN SERVICE AERIEN ENTRE PALAO ET DILI.

空間と国際法

超高度飛行と国家の領空権について——国際航空法上の新しい課題——

航空機上で行なわれた犯罪及びある種の他の行為に関する条約

国際航空運送条約における責任制限の研究(一)

池田文雄	中野直樹	彭明敏	前原光雄	——	——	松原一雄	松原一雄	松原一雄	泉哲	小山精一郎
六六	六二	五四	四一	四〇	四〇	二六	二六	二六	二〇	一六
三	六	六	一〇	一〇	一〇	二	二	三	一	九
二三七	五七九	五九五	九三七	九五七	九五五	二二〇	二〇八	二八七	一	七二六

国際航空運送条約における責任制限の研究 (二・完)
 接続空域の法的地位——「防空確認区域」の有効性をめぐって

池田文雄 六六 四 三九七
 栗林忠男 六七 六 七四一

空・宇宙 宇宙

宇宙空間の法的地位

池田文雄 五八 四 三六七

大気圏外の地位とその平和利用 —— 大気圏外平和利用法律委員会より歸りて——

高野雄一 五八 四 四一九

Resolution 1348 (XIII). Question of the peaceful use of outer space, December 13, 1958.

—— 五八 四 四三四

AD HOC COMMITTEE ON THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, REPORT OF THE LEGAL COMMITTEE

—— 五八 四 四三六

OBSERVATIONS ON OUTER SPACE

—— 五八 四 四四六

大気圏外法の特徴

城戸正彦 六三 五 四三一

宇宙天体条約の基本構造

池田文雄 六七 一 七一六

宇宙法における開発概念

山本草二 六九 四・五六 七二六

INTERNATIONAL CO-OPERATION IN THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, 16 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2733 (XXV))

—— 六九 四・五六 七九〇

国際機構 一般(含 国際行政法)

国際行政法に就て	松原一雄	二	三	六
国際平和同盟論の過去及将来	泉哲	一七	五	三六一
国際行政とその機関	蠟山政道	二二	九	一〇一四
国際協力の発達と国際行政法の意義(一)	安東義良	二五	七	六九五
国際協力の発達と国際行政法の意義(二・完)	安東義良	二五	八	七九一
国際行政論(一)	蠟山政道	二七	五	四一七
国際団体の強制力(一)	松下正壽	三一	七	七二一
国際団体の強制力(二・完)	松下正壽	三一	八	八七五
国際法上の主体についての理論	大淵仁右衛門	六二	一	一
国際組織における超国家性の研究(一)	筒井若水	六二	五	四二三
国際組織における超国家性の研究(二・完)	筒井若水	六三	一	三四
国際共同企業と国内管轄権行使の抑制	山本草二	六三	六	四九七
国際行政法の存立基盤	山本草二	六七	五	五二九
国際組織と国家平等理論	大谷良雄	六八	二	二五〇
国際金融機関の組織法上の特色(一)	横田洋三	七〇	一	四七

——国際公社論の試み——

国際金融機関の組織法上の特色 (二・完) —— 国際公社論の試み

条約にみられる国際機構の概念

太平洋共同体構想の法的側面

国際組織の法構造 —— 機能的統合説の限界

国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール —— 国際組織の権限逾越 (ultra vires) ——

電気通信と主権 —— 国際電気通信業務分野を対象にして ——

国際組織の国際違法行為と国家責任 —— 国際責任法への一視座

国際コントロール (control international) 理論の歴史的展開 —— 概念と機能を中心として ——

日本における国際機構法研究

国際公法秩序における履行確保の多様化と実効性

国際法における「国際制度」の新展開 —— 国際社会の組織化現象の理論的再検討 ——

国際機構 国際公務員

国際公務員の特権

横田洋三 七〇 三 二六五

筒井若水 七五 三 二八七

深津栄一 七六 四 四四五

横田洋三 七七 六 五五三

古川照美 七八 三 二八八

小寺彰 九〇 三 二八五

植木俊哉 九〇 四 四八二

森田章夫 九五 三 三二三

中村道 九六 四・五 六六八

小森光夫 九七 三 二五九

吉田脩 九九 三 二五九

川崎一郎 五七 一 二八

国際機構 国際連盟 一般・歴史

国際平和同盟論の過去及将来

人種的差別に就て

国際連盟の批判的研究

FULL TEXT OF NEW COVENANT. 修正国際連盟案

THE COVENANT. 国際連盟原案

国際連盟の日英同盟に及ぼす影響

LA LIGUE DES NATIONS ET LA LIGUE DES CROIX-

ROUGES. 国際連盟並万国赤十字同盟ニ就テ

国際連盟と軍備問題

連盟と憲法及び条約問題

支那の国際法的観 附我國の警戒

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第

四十二議會に於て

支那の国際法的観(承前) 附我國の警戒

国際連盟と国際条約

国際連盟規約

泉	哲	一七	五	三六一
高橋	作衛	一七	七	五五五
牧野	義智	一七	九	七五八
——	——	一七	一〇	八七九
——	——	一七	一〇	八九四
牧野	義智	一八	一	二九
蜷川	新	一八	一	五五
坂本	俊篤	一八	二	一二七
牧野	義智	一八	四	三一九
高橋	榮三	一八	五	四五八
高橋	作衛	一八	六	五四一
高橋	榮三	一八	七	六六二
立作	太郎	一八	八	七三九
杉村	陽太郎	一九	一	二二

国際連盟の内国際仲裁々判条約に関する重要なる瑞西国政府の提議	野澤武之助(記)	一九	一	三〇
国際連盟総会の決議	杉村陽太郎	二〇	二	一二七
国際連盟と特殊条約の關係を論ず	牧野義智	二〇	三	二四五
国際連盟と特殊条約の關係を論ず(承前)	牧野義智	二〇	四	三六〇
平和會議及最高會議に就て	長岡春一	二〇	四	四二五
国際連盟と特殊条約の關係を論ず(承前)	牧野義智	二〇	五	五〇九
国際連盟の本質に關して	立作太郎	二〇	五	五二〇
北歐三国の連盟規約修正案に就て(上)	米田實	二〇	七	六九二
北歐三国の連盟規約修正案に就て(下)	米田實	二〇	八	八〇八
連盟平和論の一誤謬	澤田謙	二〇	九	九〇三
国家連合の意義に就いて	佐々弘雄	二〇	一〇	一〇四五
国際連盟と国家主權(上)	泉哲	二一	一	一七
国際連盟と国家主權(下)	泉哲	二一	二	九四
国際連盟の目的	立作太郎	二一	一〇	九四九
国際連盟の人格	立作太郎	二二	一	一
国際連盟の将来の變化並に国家の主權及び獨立	立作太郎	二四	八	八〇一
連盟規約第四条改正議定書	松原一雄	二六	二	二〇二

連盟規約進化の一節

泉 哲 二七 一〇 九五〇

国際連盟規約の進化 (二)

泉 哲 二八 八 七六五

不戦条約に適合せしむる連盟規約の改正

国際連盟事務局 二九 五 四八三

国際連盟と国際法

松原一雄 二九 七 六〇五

The Amendment of the Covenant of the League of Nations in order to bring it into harmony with the Pact of Paris.

三〇 三 三一〇

国際連盟規約による干渉 (一)

小谷鶴次 三六 一 三一

国際連盟規約による干渉 (二)

小谷鶴次 三六 二 一二八

国際連盟規約による干渉 (三・完)

小谷鶴次 三六 三 二三四

国際機構 国際連盟 加盟国 (加入・脱退)

連盟国

杉村陽太郎 一八 一〇 九五〇

国際連盟総会の決議

杉村陽太郎 二〇 二 一二七

連盟脱退論を耳にして

立 作太郎 三〇 一〇 九五二

連盟脱退通告文と国際法

立 作太郎 三一 四 三五一

ソヴェート・ロシアの連盟加入を展望して

松原一雄 三三 九 八七七

国際連盟脱退の要件及効果 (一)

松原一雄 三四 四 二九一

連盟脱退の要件及効果 (二)

松原一雄 三四 五 四二〇

国際機構 国際連盟 組織

国際連盟総会の決議

国際連盟理事会について

国際機構 国際連盟 活動：一般

国際連盟総会第三会期の成績 (一)

国際連盟総会第三会期の成績 (二、完)

国際連盟第四年の成績 (一)

国際連盟第四年の成績 (二)

国際連盟第四年の成績 (三、完)

国際連盟と国内問題——国内問題に対する連盟干渉の法理と限界

国際連盟第五年の成績 (一)

国際連盟第五年の成績 (二)

国際連盟第五年の成績 (三)

国際連盟第五年の成績 (四、完)

国際連盟第十一回総会の業績

杉村陽太郎 二〇 二 一二七
神谷竜男 六六 六 六一七

岩田喜三 二二 五 四五三

岩田喜三 二二 六 六一八

横田喜三 二二 六 五五八

横田喜三 二二 七 六六二

横田喜三 二二 八 七五一

横田喜三 二三 一〇 九五五

横田喜三 二四 三 二五〇

横田喜三 二四 四 三五五

横田喜三 二四 六 六二五

横田喜三 二四 七 七四二

国際連盟事務局 三〇 一 五二

国際機構 国際連盟 活動：紛争の平和的処理

国際法問答 国際連盟規約第十五条第八項の意義

立 作太郎 二二 三 二一八

国際法問答 連盟規約第十二条の国交断絶の意義

立 作太郎 二三 四 三九一

国際法問答 仲裁裁判、司法的解決及び連盟理事会の審査に関する問答

立 作太郎 二七 一 九四

米國提案非戦条約と国際連盟

神川彦松 二七 二 一八四

国際機構 国際連盟 活動：安全保障

国際法問答 国際連盟規約第二十一条の解釈

立 作太郎 二三 三 二六九

国際制裁に就て

神川彦松 二七 八 七四八

安全保障と連盟規約の研究

杉村陽太郎 二九 一 一

規約第十一条による連盟の行動

松原一雄 三〇 一〇 九三二

国際法上の封鎖と連盟規約上の所謂経済封鎖

立 作太郎 三一 一 一

The League and the Manchurian Emergency
Japan's Position and Claims

A Conspectus of

K. Mori 三一 二 二〇八

満州事件と国際連盟

神川彦松 三一 四 三四一

連盟理事会の決議 (一九三一・九・三〇)

—— 三一 四 一四

連盟理事会の決議案 (一九三一・一〇・二四表決)	三	四	37
日本政府の修正案 (一九三一・一〇・二四表決)	三	四	38
連盟理事会の決議 (一九三一・一二・一〇)	三	四	78
連盟理事会議長の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	79
日本代表の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	81
中国代表の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	81
中国政府の国際連盟宛の通牒 (一九三一・九・二二)	三	四	1
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三一・九・二二)	三	四	3
中国政府の回答 (一九三一・九・二三)	三	四	3
日本政府の回答 (一九三一・九・二四)	三	四	5
米政府の連盟理事会宛の通牒 (一九三一・九・二三)	三	四	7
連盟理事会の回答 (一九三一・九・二四)	三	四	8
米政府の連盟理事会宛の覚書 (一九三一・一〇・五)	三	四	18
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三一・一〇・九)	三	四	20
日本政府の回答 (一九三一・一〇・一二)	三	四	20
連盟理事会の米国代表招請状 (一九三一・一〇・一六)	三	四	28
米国國務長官のギルバート総領事宛の訓令 (一九三一・一〇・一六)	三	四	29

ギルバート総領事より連盟理事会議長に手交されたる受諾書 (一九三一・一〇・一六)	三二	四	30
連盟理事会に於けるギルバート総領事の声明 (一九三一・一〇・一六)	三二	四	30
米国代表の理事会参加に関する日本外務当局の声明 (一九三一・一〇・一六)	三二	四	31
連盟規約に関する日本政府の質問書 (一九三一・一〇・一七)	三二	四	32
連盟理事会議長の回答 (一九三一・一〇・一八)	三二	四	32
連盟中国代表の理事会議長宛の通牒 (一九三一・一〇・二四)	三二	四	39
日本政府の声明に対する連盟理事会議長の見解書 (一九三一・一〇・二九)	三二	四	43
日本政府の声明に対する連盟中国代表の覚書 (一九三一・一〇・三一)	三二	四	45
日本政府の連盟理事会議長宛の回答 (一九三一・一一・七)	三二	四	48
連盟理事会議長の日本代表宛の通牒 (一九三一・一一・五)	三二	四	60
日本代表の回答 (一九三一・一一・六)	三二	四	61
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三一・一一・六)	三二	四	62
日本政府の回答 (一九三一・一一・八)	三二	四	62
中国政府の回答 (一九三一・一一・八)	三二	四	65
米回国務長官のドオズ大使宛の訓令 (一九三一・一一・一〇)	三二	四	66

連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一)				三	四	66
日本政府の回答(一九三二・一一・一三)				三	四	67
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・一一・二五)				三	四	74
日本政府の回答(一九三二・一一・二七)				三	四	74
中国政府の回答(一九三二・一一・二八)				三	四	75
連盟事務総長のドオズ大使宛の書翰 (一九三二・一一・二六)				三	四	76
連盟理事会の決議案に関するコムミュニケ (一九三二・一一・二五)				三	四	77
連盟理事会の決議案に関するドオズ大使の声明 (一九三二・一一・二五)				三	四	78
英国代表の声明(一九三二・一一・一〇)				三	四	82
米国外務長官の声明(一九三二・一一・一〇)				三	四	83
満州事件と国際連盟	神	川	彦	三		二五
連盟理事会の決議(一九三二・二・一九)				三	一	32
連盟理事会に於ける議長の提案 (一九三二・二・二九)				三	一	49
連盟総会の決議(一九三二・三・四)				三	一	53
連盟総会の決議(一九三二・三・一一)				三	一	55

連盟総会の決議 (一九三二・四・三〇)	三二	—	60
リットン報告書作成期限延長に関する連盟臨時総会議長の提案 (一九三二・七・一)	三二	—	73
上海事件調査委員会の第一次報告 (一九三二・二・六)	三一	—	7
上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足 I 支那代表の 要求 (一九三二・二・九)	三一	—	15
上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足 II 上海事件調 査委員会の回答 (一九三二・二・二三)	三一	—	15
上海事件調査委員会の第二次報告 (一九三二・二・二二)	三一	—	16
上海委員会の第二次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二・ 二・一八)	三一	—	29
上海事件調査委員会の第三次報告 (一九三二・二・二二〇)	三一	—	34
上海事件調査委員会の第三次報告に対する補足 (一九三二・二・ 二四)	三一	—	42
上海事件調査委員会の第三次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二・二)	三一	—	43
上海事件調査委員会の第四次報告 (一九三二・三・五)	三一	—	53
上海事件調査委員会の第三次及び第四次報告に対する日本政府の 意見書 (一九三二・三・一三三)	三一	—	59
日支紛争調査委員会の予備報告 (一九三二・四・三〇)	三一	—	62

国際組織と中立

石本泰雄 五五 一 二七

国際機構 国際連盟 活動…委任統治

委任統治と租借統治

泉 哲 一七 一〇 八七〇

委任統治地の国際的地位

泉 哲 二三 八 七三五

委任統治と列国及連盟

松原一雄 三二 五 四四九

パレストアイン委任統治(一) — 国際法学会第二回研究会報告論文 —

田岡良一 三四 三 一九一

パレストアイン委任統治(二) — 国際法学会第二回研究会報告論文 —

田岡良一 三四 四 三二二

パレストアイン委任統治(三・完) — 国際法学会第二回研究会報告論文 —

田岡良一 三四 五 四三七

国際機構 国際連盟 活動…その他

国際連盟と軍備制限問題(上)

小山精一郎 一九 二 一三〇

国際連盟と軍備制限問題(下)

小山精一郎 一九 三 二二二

国際連盟総会の決議

杉村陽太郎 二〇 二 二二七

国際連盟総会の決議(承前)

杉村陽太郎 二〇 三 二六八

国際連盟規約第二十三条の研究

町田實雄 二一 五 三七四

国際法の社会化に就て

国際連盟に於ける国際法編纂事業の現状

国際連盟と国際法典編纂

NINETH ORDINARY SESSION OF THE ASSEMBLY OF THE LEAGUE OF NATIONS. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW. RESOLUTIONS SUBMITTED BY THE FIRST COMMITTEE. Geneva, September 14th, 1928.

国際機構 国際連盟 その他

国際連盟と Clausula rebus sic stantibus

条約の登録と其の効力 (一)

条約の登録と其の効力 (二、完)

国際労働機関の国際連盟に対する関係

ダンチヒ自由市の国際法上の制度

連盟規約第十九条論 (一)

連盟規約第十九条論 (二)

連盟規約第十九条論 (三)

松原一雄 二四 九一〇一九

松原一雄 二七 一二〇

山田三良 二八 九五

— 二八 一八七

松原一雄 一九 二 九三

鳩山秀夫 二二 四 三二五

鳩山秀夫 二二 六 五七七

牧内正男 二九 二 一六八

田岡良一 三一 二 一〇五

山下康雄 三六 七 六〇七

山下康雄 三六 八 七四八

山下康雄 三六 九 八七一

国連関係主要文献目録

国際連合の二十五年

国際連合と国家主権——国際機構の実効性と国家主権によるコン
トロールの対峙——

国連憲章千姿万態

国際機構 国際連合 加盟国（加入・脱退）

国際連合加入問題の経緯

国連加入問題に関する国際司法裁判所の勧告的意見について

国際連合加盟国代表問題の処理

国際連合の加入問題

国際連合と日本

日本の国際連合加入と南方諸島

加盟国の増大と国連機構への影響

カンボディアの代表資格をめぐる国際法上の論点

国際機構 国際連合 組織（除 国際司法裁判所）

国際連合における表決手続

筒井若水 六五 一・二 一六一

高野雄一 六九四・五六 四三三

位田隆一 一九〇 四 四三五

石本泰雄 九四 五・六 五七五

伊藤卓也 四五二・二二 三七四

皆川洗 五〇 二 一四九

皆川洗 五二 五 三六九

皆川洗 五五二・三四 二四四

横田喜三郎 五五二・三四 四一九

皆川洗 五六 四・五 三三五

神谷竜男 六五 一・二 二六

曾我英雄 八一 二 一二七

一又正雄 四五 七・八 二二三

国際連合の総会と安全保障理事会

安全保障理事会の決議の効力

国際連合安全保障理事会における拒否権の行使

所謂総会強化の決議と集団自衛

拒否権問題

国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (一)

国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (一・完)

国際機構 国際連合 活動：一般

国際連合第一回総会

DECLARATION ON THE OCCASION OF THE TWENTY-FIFTH ANNIVERSARY OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2627 (XXV))

DECLARATION ON PRINCIPLES OF INTERNATIONAL LAW CONCERNING FRIENDLY RELATIONS AND CO-OPERATION AMONG STATES IN ACCORDANCE WITH THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2625 (XXV))

国連システムにおける表決制度の意味——機構論的再検討——

芳賀四郎 四八三 四二五

前原光雄 五〇一 八七

大平善梧 五一二 二〇四

經塚太郎 五一二 二〇四

神谷龍男 五五一 五七

山下康雄 五五二・三・四 二六五

東泰介 七九四 三六一

東泰介 七九六 五六九

高野雄一 四五一〇 二九一

—— 六九四・五・六 八三四

—— 六九四・五・六 八三〇

横田洋三 八五一 一

国際連合における規則作成と一般国際法の形成への影響

小森光夫 九四 五・六 七四七

国際機構 国際連合 活動…紛争の平和的解決

安全保障理事会の決議の効力

前原光雄 五〇 一 八七

国連事務総長の周旋活動 (1)

林司宣 九〇 一 一

国連事務総長の周旋活動 (2)

林司宣 九〇 三 三二五

国際機構 国際連合 活動…安全保障

国際平和と安全の確保

前原光雄 四五 七・八 一九七

国際連合と原子力問題 (二)

伊藤卓也 四七 一 一九

国際連合と原子力問題 (二・完)

伊藤卓也 四七 二 九八

平和日本と安全保障

一又正雄 四七 三・四 一七三

平和日本と新世界経済機構

大平善梧 四七 三・四 二〇一

平和保障条約と日本の外交——特に満州事変を中心として——

植田捷雄 四七 三四 二二二

集团的自衛の法理

横田喜三郎 四八 四 四八五

国際連合と国の自衛

信夫淳平 四九 二 九三

国際連合と永世中立

大平善梧 四九 三 二四六

国際連合と日本の安全保障

横田喜三郎 四九 三 二五七

国際連合憲章第五十一条の研究

安全保障理事会における朝鮮動乱の処理

朝鮮動乱と国際連合の強化

朝鮮動乱とソヴェト的法主張

朝鮮動乱と中共の態度

UNITED NATIONS Department of Public Information Press
and Publication Bureau, Lake Success, New York

Security Council Resolution of July 31, 1950

Resolution Adopted by Security Council on July 7, 1950

RESOLUTION ADOPTED BY SECURITY COUNCIL ON
JUNE 27, 1950

Resolution Adopted by Security Council on June 25, 1950

Resolution adopted by the First Committee of the General
Assembly, 4 October 1950

Resolution 293 (IV) adopted by the General Assembly at its
233rd plenary meeting, 21 October 1949

Resolution 195 (III) adopted by the General Assembly at its
187th plenary meeting, 12 December 1948.

Resolution 112 (II) adopted by the General Assembly at its 112th
plenary meeting, 14 November 1947.

神谷龍男	四九	五	四一〇
須山達夫	五〇	一	三三三
大平善梧	五〇	一	六一一
入江啓四郎	五〇	一	一〇二
植田捷雄	五〇	一	一一四

—	五〇	—	139
—	五〇	—	140
—	五〇	—	141
—	五〇	—	141
—	五〇	—	142
—	五〇	—	144
—	五〇	—	145
—	五〇	—	147
—	五〇	—	148

国際連合安全保障理事会における拒否権の行使	大塚善太郎	五一	二	二〇四
国際組織と中立	石本泰雄	五五	一	二七
所謂総会強化の決議と集団自衛	神谷龍男	五五	一	五七
平和維持	入江啓四郎	五五・二・三・四		一〇五
拒否権問題	山下康雄	五五・二・三・四		二六五
地域的安全保障と集団的自衛	高野雄一	五五・二・三・四		二八三
国際連合に於ける侵略の定義 (The Attempts of Defining Aggression in the United Nations)	土屋茂樹	五八	六	六三三
国際連合憲章との関係	高野雄一	五九	一・二	一一一
国際警察軍	杉山茂雄	六〇	三	三五一
地域的機関における強制行動——キューバ問題をめぐる米州機構と国際連合との関係——	高橋悠	六三	四	二九五
国連と軍縮——法的分析とその現代的課題	広瀬善男	六九・四・五六		四九〇
国連の平和維持活動——同意原則の再検討——	香西茂	六九・四・五六		五三六
国際連合機構と経済制裁——南ローデシアに対する国連憲章第四一条の適用——	深津栄一	七〇	五	四八一
アラブ・イスラエル紛争と国連の介入——PKOの基本的性格と機能——	柘山堯司	七五	四	四〇七
国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (一)	東泰介	七九	四	三六一

国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (二・完)

平和維持活動の「ガイドライン」策定について

冷戦の終焉と国連の平和維持機能

国連平和維持活動に対する各国の態度

「平和憲法」と集団安全保障 (二) —— 国際公共価値志向の憲法を
目指して ——

「平和憲法」と集団安全保障 —— 国際公共価値志向の憲法を目指し
て —— (二・完)

国際連合の強制措置と法の支配 (一) —— 安全保障理事会の裁量
権の限界をめぐって ——

国際連合の強制措置と法の支配 (二・完) —— 安全保障理事会の
裁量権の限界をめぐって ——

ポスト冷戦下の国際連合 —— 国際安全保障機能および役割の変化
と改革構想

国際連合の集団安全保障 —— その歴史、現状、課題

国連平和維持活動の今日的展開と原則の動揺

ソマリアにおける国連活動の「人道的干渉性」と国家主権とのか
かり —— 「人間の安全保障型平和活動」への道 ——

東	香	納	高	大	大	森	森	森	鴉	松	酒	大
泰	西	家	井	沼	沼	川	川	川	武	田	井	泉
介	茂	政	晉	保	保	幸	幸	幸	彦	竹	啓	敬
七九	八六	九一	九一	九二	九二	九四	九三	九四	九四	男	亘	子
六	一	三	四	一	一	四	二	五・六	五・六	九四	五・六	五
五六九	一	二五五	四六二	一	一	五二一	一二七	六一〇	六四五	六六七	六六七	四九五

国際機構 国際連合 活動…経済的・社会的協力

国際経済協力

国連と南北問題

国際連合と経済社会開発

開発途上国の開発問題と国際連合・世界銀行

国際機構 国際連合 活動…非自治地域・信託統治

信託統治—その制度と運用—

日本の国際連合加入と南方諸島

国際機構 国際連合 活動…その他

国際人権宣言 (一)

国際人権宣言 (二・完)

国際連合と地域の協定

国連憲章と地方的取極

国際連合における朝鮮独立問題

尾高朝雄	五五二・三四	一二七
内山正熊	六五 一・二	四七
佐藤和男	六九四・五六	六三二
大芝亮	九四 五六	七二二
小谷鶴次	五五二・三四	一四九
皆川洸	五六 四五	三三五
大平善梧	四七 二	八三
大平善梧	四八 五	五七五
西村熊雄	四八 五	六〇〇
須山達夫	五〇 一	一五

國際連合と民族主義

田 中 直 吉 五五二・三・四 三三七

國際連合と人權問題

田 畑 茂 二 郎 五五二・三・四 三六四

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUCTION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Canada, Japan and Norway: revised joint draft resolution, A/C. I/L. 126/Rev. 1, 25 January 1957.

— 五七 一 九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUCTION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. I/L. 164, 24 January 1957.

— 五七 一 九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC-
TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS:
CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION
(TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND
THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND
OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT
OF THE DISARMAMENT COMMISSION, USSR: draft re-
solution, A/C. I/L. 160, 14 January 1957.

Resolution adopted by the First Committee of the General
Assembly on 6 Nov., 1957.

India: draft resolution, A/C. I/L. 176/Rev. 2, 9 October 1957.

Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. I/L.
175, 23 September 1957.

Japan: draft resolution, A/C. I/L. 174, 23 September 1957.

Discontinuance under International Control of Test of Atomic
and Hydrogen Weapons, Union of Soviet Socialist Republics:
draft resolution, A/3673, 20 September 1957.

—	五七	—	九四
—	五七	—	九五
—	五七	—	九六
—	五七	—	九七
—	五七	—	九八
—	五七	—	九九

分野別索引

人権の国際的保護と国際連合

国際連合の施政機能

人権の国際化——国連人権保障活動の五〇年

皆	川	洗	六九四・五・六	七四四		
神	山	晃	八七	—	二五	
阿	部	浩	己	九四	五・六	六九一

国際機構 専門機関

国際法の社会化に就て

国際労働機関の国際連盟に対する関係

労働者職業病補償条約

CONVENTION CONCERNANT LA RÉPARATION DES MALADIES PROFESSIONNELLES (RÉVISÉE EN 1934).

CONVENTION CONCERNING WORKMEN'S COMPENSATION FOR OCCUPATIONAL DISEASES (REVISED 1934).

外務省告示第四十八号

平和日本と新世界経済機構

国際労働総会の準立法権について

国際経済とILO——経済的・社会的正義達成のために——

国際金融機関の組織法上の特色 (一) —— 国際公社論の試み ——

国際金融機関の組織法上の特色 (二)・完 —— 国際公社論の試み ——

世界銀行の「非政治性」に関する一考察 (一)

世界銀行の「非政治性」に関する一考察 (二)

松原一雄	二四	九	一〇一九
牧内正男	二九	二	一六八
——	三五	一〇	九九五
——	三五	一〇	一〇〇〇
——	三五	一〇	一〇〇〇
——	三五	一〇	一〇〇九
大平善梧	四七	三四	二〇一
皆川洗	四九	一	二七
菊池勇夫	五三	五	三三七
横田洋三	七〇	一	四七
横田洋三	七〇	三	二六五
横田洋三	七六	二	一七五
横田洋三	七六	三	二八八

国際機構 地域的機構

- 全米主義の勝利
- 亜米利加に於ける大陸国際警察
- 中米に於ける国際平和維持機関の設定
- 汎米會議の将来 (残されたる加奈陀の参加問題)
- 汎亜米利加 (一)
- 汎亞米利加 (二・完)
- 全米国際法典案を評す
- リオ會議の背景
- リオ會議の成果
- 米州国際法の基礎理念 (一)
- 米州国際法の基礎理念 (二・完)
- 国際連合と地域主義
- 米州相互援助条約
- 国際連合と地域的協定
- 国連憲章と地方的取極
- 西欧統合と国家主権の問題

一	西村熊雄	大平善梧	松下正壽	安井郁	松下正壽	松下正壽	松下正壽	横田喜三郎	松下正壽	泉哲	永富守之助	永富守之助	米田實	泉哲	泉哲	島谷亮輔
又	正雄	四八	四七	四五	四一	四一	四一	四一	四一	二六	二六	二五	二五	二三	一四	一四
五	二	五	二	七	六	五	四	四	二	一	一〇	四	二	七	四	三〇
一	六〇〇	五七五	一一七	二四一	五四五	四〇九	三八九	三八五	一〇一	七六	九四	三一七	一〇九	六〇八	三〇九	

欧州石炭鉄鋼共同体の成立

シューマン・プランの一考察

西欧統合運動関係日誌 一九四七年三月——一九五二年九月
〔ヨーロッパ連合〕の結成から「ストラスブル・プラン」採択
の前後まで）

地域主義の偏向

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳

ヨーロッパ共同市場における法と経済

地域的機関における強制行動——キューバ問題をめぐる米州機構
と国際連合との関係——

中央アメリカ共同市場条約の体系と機能——地域経済統合におけ
る国際条約の役割に関する一考察——

ヨーロッパ共同体機関の議決の法的性質と拘束力——ヨーロッパ
経済共同体——

ヨーロッパ共同体の対外的権能

米州機構における紛争の平和的解決（二）——米州平和委員会の
展開を中心に——

ECの新しい動向について

米州機構における紛争の平和的解決（二・完）——米州平和委員
会の展開を中心に——

入江啓四郎	五二	一・二	五一
村野孝	五二	一・二	八四
一又正雄	五二	一・二	一〇〇
寺澤一	五三	一・二	二三
佐藤和男	五七	二	一七七
佐藤和男	六一	六	四九四
高橋悠	六三	四	二九五
佐藤和男	六五	五	三七三
岡村堯	七〇	四	三三五
大谷良雄	七五	五六	五三五
中村道	七六	六	五九一
大谷良雄	七八	五	五一四
中村道	八〇	一	四六

欧州共同体の組織構造 (二) —— 「統合の組織」論再構成の試み

最上敏樹 八一 一 三〇

国際カルテルの経済統合化要因 —— 欧州石炭鉄鋼共同体による考察

筒井若水 八一 三 一三五

欧州共同体の組織構造 (二・完) —— 「統合の組織」論再構成の試み

最上敏樹 八一 三 二六〇

フランス国内裁判所におけるEO法の適用 —— ローマ条約一七七条の手續を中心に

大谷良雄 八七 一 一

欧州審議会の拡大とその意義 —— ロシア加盟を中心に

庄司克宏 九五 四 四二七

国際機構 その他

国際団体と警察

ゼームス、エム、チロン 東讓三郎訳 一四 一〇 八四三

国際法の改正

稲垣守克 一六 二 一〇七

広域圏の要件

川原次吉郎 四二 四 三一九

国際航空運送事業における国際組織化要因

栗林忠男 八一 六 六六〇

自決権・非植民地化

平和条約に現はれたる民族自決主義

堀内謙介 二〇 六 六三四

対立陣営の通商差別待遇論争 (上)

入江啓四郎 五一 三 二四七

対立陣営の通商差別待遇論争 (下)

国際連合と民族主義

天然の富と資源に対する永続的主権の現状——国際連合事務局による研究——

A・A諸国の加盟と国際法——自決権の形成を中心に——

PROGRAMME OF ACTION FOR THE FULL IMPLEMENTATION OF THE DECLARATION ON THE GRANTING OF INDEPENDENCE TO COLONIAL COUNTRIES AND PEOPLES, 12 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2621 (XXXV))

民族自決権と内戦

非植民地化と既得権の法理 (一)

民族解放団体の国際法上の地位

非植民地化と既得権の法理 (二・完)

私人 一般

国際法受範者としての国家と個人 (一)

国際法受範者としての国家と個人 (二)

国際法受範者としての国家と個人 (三)

国際法受範者としての国家と個人 (四・完)

入江啓四郎	五二	四〇三
田中直吉	五二・三・四	三二七
安藤仁介	六〇	三九三
筒井若水	六九四・五・六	五七一
家正治	七三	一一五
森川俊孝	八一	四三四
松井芳郎	八一	五二三
森川俊孝	八二	四六
田畑茂二郎	三八	三二二
田畑茂二郎	三八	四一八
田畑茂二郎	三八	五二七
田畑茂二郎	三八	六三五

国際法における国家と個人の関係の変化について——特に個人の
 国際裁判所への出訴権を中心として——
 国際法上の主体についての理論

田畑茂二郎 四六 二 五九
 大淵仁右衛門 六二 一 一

私人 国籍

土地制譲に伴ふ国籍変更に関する約定の注意

中村進午 二 一二 三〇

英国公民権

無名氏 一〇 八 六四〇

敵国民の帰化の撤去

牧野英一 一四 五 三八三

日本人の米国籍権

根來源之 一四 九 七三六

国籍に関する諸国の法令に就て

牧野英一 一六 四 二五八

国籍の離脱に関する新規定に就て

山田三良 二三 七 六二九

国際法上国籍の得喪に関する原則

山田三良 二五 五 四二五

国際法上国籍の得喪に関する原則 (承前完)

山田三良 二五 六 五五〇

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

—— 二五 六 五九九

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association
 de Droit International du Japon), in conjunction with the
 Japanese Branch of the International Law Association, with the
 view of contributing towards the Progressive codification of Inter-
 national Law, as planned by the League of Nations' Resolution,
 September 1924.

—— 二五 六 六四八

国際法問答 生地主義国に生れたる血統主義国人の子の国籍

CONVENTION ON CERTAIN QUESTIONS RELATING TO THE CONFLICT OF NATIONALITY LAWS

第一回国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (一)

国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (二・完)

仏蘭西の戦時国籍立法

中国人の合衆国帰化資格の獲得——合衆国国籍法の改正——

領土割譲と国籍・私有財産——沿革と類型——

領土割譲と国籍・私有財産 (二)——沿革と類型——

領土変更と国籍の得喪——朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失問題を中心として——

国籍単一の原因に対する疑問

文化財の国際的保護と国際取引規制

私人 外国人の地位

外国人の地位を論ず (De la Condition juridique des étrangers au Japon. (à suivre))

北清議定書及関係書類

立 作 太郎 二七 四 三七五

二九 七 六九九

江 川 英文 三〇 三 二二七

江 川 英文 三〇 六 五五八

江 川 英文 三九 一〇 八八七

江 川 英文 四五 九・一〇 三二五

山 下 康 雄 四六 一 三六

山 下 康 雄 四六 二 八九

川 上 太郎 七六 一 一

芹 田 健 太郎 八三 三 二六七

河 野 俊 行 九一 六 六八五

山 田 三 良 一 一 七

一 一 三七

外国人の地位を論ず (De la Condition juridique des étrangers au Japon. (suite))	山田三良	一	一七
豪州移民制限法	—	一	八二
AN ACT. To place certain restrictions on Immigration and to provide for the removal from the common-wealth of prohibited Immigrants	—	一	八三
移住に制限を設け連邦より禁止住民退去を規定する法律	—	一	八九
家屋税問題と仲裁々判	山田三良	一	一
千九〇〇年第九月万国々際協会決議案 暴動蜂起の際暴動の蜂起せる既設且つ承認政府に対する第三国及第三国臣民の権利義務	—	一	五二
豪州移民制限法施行細則 (千九百一一年十二月三十一日発布)	—	一	四三
外国人の地位を論ず (第二号続)	山田三良	一	一一
豪州新西蘭移住制限法	—	一	三二
北米合衆国支那人排斥法 [Public. No. 90] (英文)	—	一	三八
千八百九十四年十二月の清国労働者入国禁止に関する米清両国間の条約及其他の関係法規 (英文)	—	一	四〇
外国人の地位を論ず (承前)	山田三良	一	一
外務省告示第五号 馬山日本専管居留地取極書	—	一	二四
豪州連邦居住証明書出願書式並に身分申告書雛形	—	一	二四
北米合衆国支那人排斥法 (承前) ACT OF JULY 5, 1884. (英文)	—	一	三五

外国人の私権享有に就て

山田三良 一 九

南米委内瑞拉国外人取調に関する法令 (本年五月二十八日発布)

— | — 九 四一

北米合衆国支那人排斥法関係法規 ACT OF SEPTEMBER 13, 1888. (英文)

— | — 九 四二

本島人 (台湾) 亜米利加合衆国及其領土内渡航証明規則 (台湾總督府令第八十号)

— | — 一〇 二八

北米合衆国支那人排斥法関係法規 (完) ACT OF OCTOBER 1, 1888/ACT OF MAY 5, 1892/ACT OF NOVEMBER 3, 1893/ACT OF AUGUST 18, 1894/JOINT RESOLUTION OF JULY 7, 1893/ACT OF JUNE 6, 1900 (英文)

— | — 一〇 二九

豪州移民制限法除外例停止

— | — 一三 五九

喜望殖民地移住民制限法

— | — 一三 五九

三月五日例会議事速記 論題 千九百一年豪州移民制限法 (国際法雑誌第二号八十九頁以下同法第三条第五号等) 中に欧州語の何れかにて自己の名を署することを得ざるものは豪州に入るを許さずまた既に豪州に在る者に対し欧州語中五十字に付試験をなし不合格者を国外に放逐すとのことあり之れに対し日本は抗議を呈する権利なきか

中村進午 一 一四 一

合衆国移民法

— | — 一七 五九

外務省告示第六号 (明治三十六年八月三日)

— | — 一七 六五

墨国国法上の外国人の地位

信夫淳平 一 一七 六六

日本移民論

倉知鐵吉 二 一 一七

日本学童の排斥を論ず

日本学童の排斥を論ず (承前)

日本の殖民方針

日加間移民協商往復文書

カリフォルニア州に於ける外国人の権利

欧米所見の一部

埃及に於ける仏人の勢力 (ケシチオン、ザプロマチック、エ、コロニアル所載)

本邦に於ける外国人国法上の地位

学童隔離と米国憲法の保障

本邦に於ける外国人国法上の地位 (承前)

国民新聞に答ふ

条約改正と土地所有権

北米合衆国加州の公有地私下法

外国人土地所有権法案に関する諸博士の意見 (高橋、山田、桑田三博士の分)

日本人帰化権を論じて条約締結に及ぶ

日米条約改訂に就て (補条すべき要点)

川崎巳之太郎	米田實	桑田良衛	高橋作衛	高橋作衛	米田實	高橋作衛	無名氏	米田實	無名氏	X Y 生記	エマニエル・プリユネ	高橋作衛	逸名氏	蛭川新	武部欽一	武部欽一
八	八	八	八	八	八	八	八	八	七	七	七	七	六	六	五	五
九	八	七	七	七	六	三	二	一	一〇	八	七	四	六	二	八	七
七〇七	六五〇	五七六	五七二	五七二	四三一	二一一	九六	二四	三六	五二	一	二九	六一	二八	四七	五〇

北米移民を論じて当局者並に学者の一層誠実なる移殖民問題研究を希望す

加州の日本移民調査

布哇転航禁止論

発表後の日米新条約

布哇転航禁止論(承前)

日米条約附帯全權往復文書を論ず

The Anti-Japanism of Americans is Ingratitude.

四十二年布哇事件に関する米国の賠償義務

日本の移民誓約に対する米国の義務

外国人取扱規則の軌一整備を望み外国人の許容追放法に論及す

米国民法改正案に就て

玖馬並ポルトリコ比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義

玖馬、ポルトリコ比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義(前号の続)

秘露国に於ける外国人の法律上の地位

米国加州土地法案論 請ふ余か七年間の主張を聞け

米国加州の主張の論拠 学童問題に関する桑港市弁護士の弁論

外国人排斥論

高橋作衛 八 一〇 七九五

會員某氏 八 一〇 八三五

根來源之 九 八 五九二

川崎巳之太郎 九 八 六一七

根來源之 九 九 六九七

米田實 九 九 七一五

S. Takashi 九 一〇 一

根來源之 一〇 一 一四

根來源之 一〇 四 二六三

高橋作衛 一〇 六 四三六

川崎巳之太郎 一〇 六 四五四

無名氏 一〇 六 四六八

東讓三郎(記) 一〇 七 五六九

伊藤敬一 一一 三 二二一

高橋作衛 一一 七 五九三

高柳賢三 一一 八 六七二

蜷川新 一一 九 七五〇

昨年の日米問題

在米日本人の市民権取得問題 合衆国対金子眞成事件 The United States v. Kaneko.

伊太利移民の研究

米国の新法官罷免制と外人保護

加州問題と運河通過料問題

日本人の米国籍化権

移民に関する諸問題

時局と国際法 正門外に市場を建設する事

時局と国際法 支那兵の我が移住民に対する暴行

人種的差別に就て

米国市民に与ふる書

IN THE SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA, IN AND FOR THE COUNTY OF RIVERSIDE. 加州人民対原田重吉事件判決文 THE PEOPLE OF THE STATE OF CALIFORNIA, Plaintiff, — VS— JUKICHI HARADA, et al., Defendants. OPINION.

加州に於ける排日土地法問題

写真結婚問題

排日問題の解決方法

高橋作衛	二二	五	三七九
高橋作衛	二二	七	五五九
蛭川新	二二	九	七二三
米田實	二二	一〇	八三八
島谷亮輔	一四	五	三九八
根來源之	一四	九	七三六
蛭川新	一五	四	三三三
蛭川新	一六	二	八一
蛭川新	一六	三	二〇五
高橋作衛	一七	七	五五五
高橋作衛	一八	一	二三
——	一八	四	三三八
小林治	一八	九	八四七
小林治	一八	一〇	九七五
米田實	一九	三	一六九

加州土地法の合法性	吉野作造	一九三三
排日問題の解決方法(中)	米田實	一九四三
排日問題の解決方法(完結)	米田實	二〇五九
国際法問答 自国に住所を有する他国人に兵役義務を課し得るか	立作太郎	二一六七
支那一般開市場の条約上の性質(一)	齋藤良衛	二二一五
支那一般開市場の条約上の性質(二)	齋藤良衛	二二四三
支那一般開市場の条約上の性質(三)	齋藤良衛	二二五九
世界大戦と外国人の私法上の地位	跡部定次郎	二二七五
支那一般開市場の条約上の性質(四、完)	齋藤良衛	二二八七
支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係(一)	齋藤良衛	二二九七
支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係(二、完)	齋藤良衛	二三〇八
外国人の一般的入国禁止に就て	泉哲	二三三五
DIFFERENTIAL TREATMENT OF ALIENS IN THE UNITED STATES OF AMERICA, WITH A SPECIAL REFERENCE TO THE JAPANESE IN CALIFORNIA.	Kiyosue Inui	二三三八
LEGAL ASPECTS OF THE UNITED STATES IMMIGRATION LAW OF 1924	Kiyosue Inui	二四〇六
日米關係に就て	植原正直	二四九七
日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案	——	二五九六

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (一)

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (二)

外国人土地法施行期日ノ件

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (三)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の法律上の地位並に法律の抵触に就て (一)

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (四・完)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の地位並に法律の抵触に就て (二・完)

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

満州国治外法権一部撤廃ニ関スル日滿条約

二五 六 六四八

和田 禎 純 二五 九 八六四

和田 禎 純 二六 一 六一

松原 一 雄 二六 二 二〇七

和田 禎 純 二六 三 二九〇

江川 英 文 二六 四 三三九

和田 禎 純 二六 四 三八一

江川 英 文 二六 七 六八一

Kiyosue Inui 二八 七 七二六

Kiyosue Inui 二八 九 九三二

Kiyosue Inui 二八 一〇 一〇一四

三五 七 七〇〇

附屬協定

關於在滿州国日本国臣民居住及滿州国課稅等之滿州国與日本国間
條約

附屬協定

滿州国治外法權撤廢及滿鉄附屬地行政權移讓ニ關スル日滿條約

附屬協定(甲)

附屬協定(乙)

關於在滿州国治外法權之撤廢及南滿州鐵道附屬地行政權之移讓之
滿州国與日本国間條約

附屬協定(甲)

附屬協定(乙)

本邦に於ける永代借地制度の沿革 (一)

本邦に於ける永代借地制度の沿革 (二)

米州に於ける在留邦人取扱問題

本邦に於ける永代借地制度の沿革 (三・完)

永代借地權問題に關する若干の法理的考察

上海土地永租權に關する若干の考察 (一)

上海土地永租權に關する若干の考察 (二・完)

外務省大東亞省告示第三号

三五 七 七〇一

三五 七 七〇四

三五 七 七〇五

三六 一〇 一〇〇四

三六 一〇 一〇〇六

三六 一〇 一〇一一

三六 一〇 一〇一三

三六 一〇 一〇一四

三六 一〇 一〇一九

四一 六 五六八

四一 七 六七七

四一 七 七〇一

四一 八 七九二

四一 九 八八〇

四一 一〇 九七一

四一 一一 一一七二

四二 一〇 一〇七五

米国の支那人排斥法廃棄案につき

満州国に於ける商租権の整理

南京条約の研究(一)

南京条約の研究(二)

続南京条約の研究

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

在日韓国人の法的地位協定に関する討議の記録

在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の署名に際して行なわれた日本国法務大臣声明

戦前のわが国における外国人の処遇

国際人権規約と外人法

私人 亡命・難民

国際法上の政治亡命者概念

アフリカにおける難民問題条約

国連の領域内庇護宣言について(一)

米田 實 四二 一一 一八一

大平 善 梧 四三 六 五七七

植田 捷 雄 四五 三四 九三

植田 捷 雄 四五 五六 一五四

植田 捷 雄 四六 三 一二三

—— ———— 六四 四五 四八六

—— ———— 六四 四五 四八八

—— ———— 六四 四五 四九〇

—— ———— 六四 四五 四九一

—— ———— 六四 四五 四九一

宮崎 繁 樹 七二 二 一三七

澤木 敬 郎 七九 五 四四一

—— ———— 七九 五 四四一

—— ———— 七九 五 四四一

島田 征 夫 七四 一 一

西井 正 弘 七四 二 一五一

芹田 健 太郎 七四 六 五六六

国連の領域内庇護宣言について (二・完)

庇護権の理論と現実——国連の第一回領域的庇護全権会議よりみて——

日本における政治亡命者の地位

難民条約第一二条について——難民の属人法問題——

難民保護に関する現今の法的諸問題——資格認定の要件論と国際協力の方法論——

東南アジア難民と国際法——日本の対処と問題点——

私人 少数者

加奈太の異民族問題

私人 外交的保護

北清事変個人損害賠償の件 (外務省告示第十二号)

「アルソップ」会社対智利政府事件

墨西哥並に外人の要求

時局と国際法 支那兵の我が移住民に対する暴行

外交保護権

芹田健太郎 七五 一 三九

斎藤恵彦 七六 四 四〇五

村瀬信也 七六 四 四五二

溜池良夫 八二 四 四〇九

久保敦彦 八二 六 六四一

本間浩 九〇 三 三四七

米田實 一六 一〇 七八三

藤井實 一一 二 九六

チャレス・チエネ、ハイド
国際法学会(抄訳) 一一 九 七五二

蜷川新 一六 三 二〇五

小谷鶴次 五六 四・五 四三五

私人 人権 一般

ソヴェト陣営と人権論争 (一)

ソヴェト陣営と人権論争 (二・完)

国際連合と人権問題

人権と国家主権

人権の国際的保護と国際連合

国連における人権保護と国内管轄権 (一)

国連における人権保護と国内管轄権 (二・完)

人権条約の履行確保

人権問題の国際化の提起するもの

人権条約上の国家の義務 (一) —— 条約実施における人権二分論の再考 ——

人権条約上の国家の義務 (二) —— 条約実施における人権三分論の再考 ——

人権条約上の国家の義務 (三) —— 条約実施における人権三分論の再考 ——

国際人権保障の展開と問題点

女性の権利 (人権) の国際保障 —— 女子差別撤廃条約の目標は、「事実上」の男女平等実現 ——

入江啓四郎	四九	五	三七七
入江啓四郎	四九	六	五三二
田畑茂二郎	五五二・三・四		三六四
宮崎繁樹	六九	三	二三一
皆川洗	六九四・五六		七四四
金東勲	七〇	六	五八〇
金東勲	七一	三	二五九
小寺初世子	七四	五	四一三
田畑茂二郎	八八	六	五六一
申惠丰	九六	一	一
申惠丰	九六	二	一六六
安藤仁介	九八	一・二	一
小寺初世子	九八	一・二	三七

国連の人権保障システムの展開と機能——テーマ別手続を中心に

今井直九八 一・二 九五

犯罪人引渡しと人権基準の要請——人権規範の優位性論に関する序論的考察——

北村泰三九八 一・二 一五六

オーストラリアに対する人権条約の影響——同国裁判所の動向を中心に——

村上正直九八 一・二 一九四

国際人権の立憲性——国際人権諸条約におけるデロゲートできない権利を視角として——

寺谷広司一〇〇 六 八一五

私人 人権 普遍的な人権文書（世界人権宣言・国際人権規約など）

国際人権宣言（一）

大平善梧四七 一 一

国際人権宣言（二・完）

大平善梧四七 二 八三

女子差別撤廃条約における男女平等——条約十条（教育権）を中心に——

山下泰子八四 五 五一九

自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価

佐藤文夫九八 一・二 六六

私人 人権 地域的人権文書

米州人権委員会による現地調査活動

北村泰三八三 四 四二七

ヨーロッパ人権条約とトルコの地位——ヨーロッパ人権条約第二
五条に基づくトルコの宣言及びその有効性に関するヨーロッパ人
権委員会の判断を素材として——

EC裁判所における基本権（人権）保護の展開

地域的人権保障体制とアジア・太平洋地域

ヨーロッパ人権条約実施手続の司法的純化についての一考察——
閣僚委員会の事件の実質的処理権限の分析を通じて——

ヨーロッパ人権条約における国家の義務の範囲

私人 人権 国内法秩序における国際人権法の地位

アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開（二）——その国際
法上の意義と問題点——

アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開（二・完）——その
国際法上の意義と問題点——

国際人権法と家族関係に関する日本法

私人 人権 その他

人権条約に付された留保の取り扱い——人権条約実施機関の対応
の仕方を中心として——

戸田五郎 九一 五八二

庄司克宏 九二 三四五

山崎公士 九六 三五三

小畑郁 九八 一二四

中井伊都子 九九 三二九

岩沢雄司 八七 一六〇

岩沢雄司 八七 四六一

鳥居淳子 九七 三五一

薬師寺公夫 八三 三六七

四 三六七

私人 国際犯罪・刑事司法共助(含 戦争犯罪)

政治犯人引渡論

政治犯人不引渡論

DE CRIME POLITIQUE AU POINT DE VUE DU DROIT INTERNATIONAL.

自国臣民の引渡 千九百年比律賓開会第六万国監獄會議決議

政治犯罪人の引渡を論ず

政治犯罪人の引渡を論ず(承前)

自国民の引渡を論ず

日露犯人引渡条約

附属宣言書

国際犯罪に就て

国際犯罪に就て(承前完)

国際警察権

戦時犯罪其予防及処罰

戦争法規違反者に対する制裁の新傾向

阿片売買の制限に関する国際協定

中村進午 一 二〇
 蜷川新 一 三 二九

Ninagawa Arata 一 一〇 7

松島肇 二 一 五二
 松島肇 六 八 二八
 松島肇 六 九 五

松島肇 六 一〇 二五
 | 一〇 二 一三九
 | 一〇 二 一四〇

牧野英一 一 二 二七
 牧野英一 一 二 二七

泉哲 一 三 二八
 泉哲 一 三 二八

東 謙三(トクト、エルクベロント) 一 五 四七
 東 謙三(トクト、エルクベロント) 一 五 四七

松原一雄 一 二 九九
 松原一雄 一 二 九九

泉哲 一 二 一三〇
 泉哲 一 二 一三〇

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

二五

六

五九九

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-Gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

二五

六

六四八

日本国際法学会決議国際法典案(第二)

二九

三

二八三

第十回国際刑務会議と刑法の国際化問題

二九

四

三三一

敵機の搭乗員処罰

四一

一一

二〇九

極東委員会の戦争犯罪処理方針

四七

二

一一〇

航空機上で行なわれた犯罪及びある種の他の行為に関する条約

六二

六

五七九

国際法における国家の外国通貨偽造防止義務

六三

三

一九三

戦犯裁判研究余論(一) 一九二九年捕虜条約準用問題

六六

一

一

戦犯裁判研究余論(二) 太平洋戦争の停戦処理に関する国際法的考察——とくに日中戦争について——

六六

二

一四八

国際司法共助——米国における最近の發展(一)

六六

三

三二四

国際司法共助——米国における最近の發展(二)

六六

五

五七七

国際司法共助——米国における最近の發展(三・完)

六六

六

六四七

政治犯罪人不引渡原則の確立——歴史的・実証的検討——

七一

四

三四四

芹田健太郎

七一

四

三四四

尾後貫莊太郎

二九

三

二八三

前原光雄

四一

一一

二〇九

入江啓四郎

四七

二

一一〇

中野直樹

六二

六

五七九

土井輝生

六三

三

一九三

一又正雄

六六

一

一

一又正雄

六六

二

一四八

尾中俊彦

六六

三

三二四

尾中俊彦

六六

五

五七七

尾中俊彦

六六

六

六四七

芹田健太郎

七一

四

三四四

国際人道法における条約違反行為処罰制度(二)——一九七七年
第一議定書処罰規定の成立——

国際犯罪に対する普遍的管轄権の意義

赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橋丸事件

国際刑事裁判所設立の意義と問題点

国際刑事裁判所構想の展開——ICC規程の位置づけ

国際刑事裁判所の管轄権

国際刑事裁判所規程と戦争犯罪

国際刑事裁判所規程の刑法総則的規定——刑事法の視点から——

私人 法人

法人の敵性

私人 その他

ブリュッセル会議一般議定書 千八百九十年七月十二日同地に於
て調印

奴隷売買一般禁止に関する八国の宣言 一千八百十五年二月八日
維也納にて

岡田 泉 八一 六 六八七

西井 正弘 八二 一 一七

喜多 義人 八七 六 六〇三

小和田 恆 九八 五 五七一

藤田 久一 九八 五 六〇一

岡田 泉 九八 五 六三三

真山 全 九八 五 六六九

愛知 正博 九八 五 七〇二

大平 善梧 四〇 四 二八九

高橋 清一 一一 九 四八

一〇 一〇 八二二

国際労働問題と支那の労働状況

華府労働会議の決議

経済 一般

明治三十八年法律第六十六号に就て

韓国に於ける発明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約

清国に於ける発明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日米条約

清韓両国に於ける発明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約釈義

日清採木公司業務章程

鴨緑江採木公司業務章程に関する覚書

資本と外交と国際法

時局と国際法 経済連合或は経済同盟の計画

国際共助の一傾向

経済協力ニ関スル日本国「ドイツ」国間協定

経済協力ニ関スル日本国「イタリア」国間協定

友好及文化的協力ニ関スル日本国「ブルガリヤ」国間条約

国際経済政策の発展と国際経済法

伊吹山徳司 一八 二 一三三
川崎巳之太郎 一八 七 六四七

岡田朝太郎 三 八 一

—— 七 一 四四
—— 七 一 四五

菊地駒次 七 二 九

—— 七 二 五二

江木翼 一〇 八 六〇三

—— 七 二 五五

蜷川新 一六 六 四八四

和田禎純 三三 五 四〇七

—— 四二 六 六四二

—— 四二 六 六四四

—— 四二 六 六四五

金田近二 五六 六 六二七

欧米の国際経済法学に関する一考察——その概念と領域について

ヨーロッパ共同市場における法と経済

中央アメリカ共同市場条約の体系と機能——地域経済統合における国際条約の役割に関する一考察——

国際経済法の発展と体系(二)——エルラー学説の理解と吟味をを通して——

南北経済紛争回避のための法的枠組

南北問題と国際立法

経済 通商・貿易(含 GATT・WTO)

仏国及サルヴァドル共和国間通商協約

千九百一十一年豪州関税法船舶需要品に関する規定

船舶の需要品に関する税関細則

殖民地生産的消費品に対する仏国輸入税最低率適用

フキリッピン群島臨時収入法

仏国丁抹外三国間通商及工商標保護協約

国際法学会討論速記録(六月二十三日) 議題 一国は其本国と領

地との間に大洋を隔つる場合に於ても尚ほ沿海貿易(cabotage)の特権を主張して他国船舶の航海業を排斥することを得るや否や

小原喜雄 六一 四 二八三

佐藤和男 六一 六 四九四

佐藤和男 六五 五 三七三

佐藤和男 七三 一 一

吾郷真一 八四 二 一四二

西海真樹 九五 六 六二五

—— ———— 四 三五

—— ———— 四 四二

—— ———— 四 四二

—— ———— 四 四六

—— ———— 五 三六

—— ———— 六 二〇

山田三良 七 七一

—— ———— 七 七一

乙号附録第一号	—	二	三	九〇
乙号附録第二号	—	二	三	九一
乙号附録第三号	—	二	三	九二
丙号附録 内地水路汽船航通附則	—	二	三	九二
TREATY BETWEEN GREAT BRITAIN AND CHINA, SIGNED AT SHANGHAI, SEPTEMBER 5, 1902	—	二	三	九四
ANNEX A (1).	—	二	三	一〇六
ANNEX A (2).	—	二	三	一〇七
ANNEX B (1).	—	二	三	一〇七
ANNEX B (2).	—	二	三	一〇八
ANNEX B (3).	—	二	三	一〇九
ANNEX C. INLAND WATER STEAM NAVIGATION. Additional Rules.	—	二	三	一一〇
COMMERCIAL TREATY BETWEEN THE UNITED STATES AND CHINA.	—	二	四	八四
追加日清通商航海条約の要領	倉 知 鐵 吉	二	五	七
内地水路汽船航通規則	—	二	五	附録四
往復外交文書	—	二	五	附録六
中日通商行船条約統約 (清国文)	—	二	五	附録八

SUPPLEMENTARY TREATY OF COMMERCE AND NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND CHINA.		二	五	附錄一六
ANNEX 1. INLAND WATER STEAM NAVIGATION.		二	五	附錄一一
ANNEX 2.		二	五	附錄一四
ANNEX 3.		二	五	附錄一六
ANNEX 4.		二	五	附錄一八
ANNEX 5.		二	五	附錄一九
ANNEX 6.		二	五	附錄三〇
ANNEX 7.		二	五	附錄三一
日清條約		四	五	一〇三
英欽條約 (The Anglo-Cuban Treaty)		四	八	六〇
日本帝國智利共和國修好通商航海條約		五	三	五九
追加條款		五	三	六四
日仏協約		五	一〇	四四
宣言書		五	一〇	四四
ARRANGEMENT		五	一〇	四五
DECLARATION		五	一〇	四六
大連海關設置に関する協定		五	一〇	五三

発表後の日米新条約

日米通商航海条約

議定書

修正

宣言

日米条約附帯全權往復文書を論ず

日英通商航海条約

附属税表

声明と説明

米露条約廃棄の内情

日本瑞西間居住通商条約

改締日仏暫定協約

日澳暫定取極

米露条約問題

日仏通商航海条約(明治四十五年二月二十九日官報第八千六百六号)

附属議定書

附属税表甲号

川崎巳之太郎

九

八

六一七

九

八

六三九

九

八

六四一

九

八

六四一

九

八

六四一

米田

實

九

九

七二五

九

九

七三三

九

九

七三七

九

九

七三九

川崎巳之太郎

一〇

五

三八二

一〇

五

三九一

一〇

五

三九九

一〇

五

三九九

米田

實

一〇

六

四四六

一〇

九

七二七

一〇

九

七三一

一〇

九

七三一

伊太利並列国沿岸貿易制度 (承前)

伊太利並列国沿岸貿易制度 (完)

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ

貿易の基礎としての金本位廃止論 (一九一九年十二月十五日 The

Annalist) (対露貿易方法論)

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ (承前・完)

支那一般開市場の条約上の性質 (一)

支那一般開市場の条約上の性質 (二)

支那一般開市場の条約上の性質 (三)

支那一般開市場の条約上の性質 (四、完)

日本と各国との通商条約の現状並之に対する方針

日本と各国との通商条約の現状並之に対する方針 (二・完)

通商衡平待遇の意義

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

国家は鎖国の権利を有するや

仏領印度支那に於ける関税問題

沿岸貿易に関する考察

世界恐慌以来の世界通商条約及通商協定

寺田四郎	一八	七	六七七
寺田四郎	一八	八	七五七
三枝茂智	一八	九	八三七
アール、エストコート	一八	九	八七四
三枝茂智	一八	一〇	九五九
齋藤良衛	二二	三	二一五
齋藤良衛	二二	四	三五六
齋藤良衛	二二	五	四九〇
齋藤良衛	二二	七	七二八
川島信太郎	二四	七	七三一
川島信太郎	二四	八	九三四
松島鹿夫	二五	四	三三七
松原一雄	二六	三	二一七
大山卯次郎	三〇	五	四五二
泉哲	三〇	九	八二一
生島廣治郎	三三	八	七七七

世界恐慌以来の世界通商条約及通商協定(二)——一九三二年の
世界通商条約——

生島廣治郎 三四 二 一四七

門戸開放、機会均等、商業自由 附 満州石油専門問題及コン
ゴアのオスカー・チン事件

立 作太郎 三四 八 六六五

最恵国待遇と門戸開放との類似点に関する一考察(一)

重 光 藏 三五 二 一六一

最恵国待遇と門戸開放との類似点に関する一考察(二・完)

重 光 藏 三五 四 三四四

日本・リベリア間通商航海に関する交換公文(日・英文)

— 三五 四 三九二

猥褻刊行物ノ流布及取引禁止条約

— 三五 六 五五八

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際會議最終議定書

— 三五 六 五六三

附屬書

— 三五 六 五六七

CONVENTION INTERNATIONALE POUR LA RÉPRES-
SION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUB-
LICATONS OBSCÈNES.

— 三五 六 五七〇

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SUPPRES-
SION OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN
OBSCENE PUBLICATIONS

— 三五 六 五七〇

CONFÉRENCE INTERNATIONALE POUR LA RÉPRES-
SION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUB-
LICATONS OBSCÈNES. ACTE FINNAL.

— 三五 六 五八一

INTERNATIONAL CONFERENCE FOR THE SUPPRESSION
OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN OBSCENE
PUBLICATIONS. FINAL ACT.

— 三五 六 五八一

ANNEXE.		三五	六	五九三
ANNEX.		三五	六	五九三
外務省告示第三十一号		三五	六	五九六
日本「ビルマ」間通商条約		三七	一	六五
議定書		三七	一	六八
Convention regarding the Commercial Relations between Japan and Burma		三七	一	七一
Protocol.		三七	一	七五
外務省告示第五百二号		三七	一	八〇
日本印度間通商關係ニ関スル条約ノ効力延長ニ関スル公文		三七	一	八〇
日本印度間通商關係ニ関スル条約ノ効力延長ニ関スル公文(英文)		三七	一	八二
日本綿布ノ印度ヘノ輸入ニ関スル議定書		三七	一	八三
PROTOCOL.		三七	一	八七
日本「トルコ」間貿易協定		三七	一	九二
ACCORD SUR LES ECHANGES COMMERCIAUX ENTRE LE JAPON ET LA TURQUIE.		三七	一	九三
日本国「トルコ」間貿易協定ノ実施ニ関スル取極		三七	一	九四

ARRANGEMENT POUR L'EXECUTION DE L'ACCORD SUR LES ECHANGES COMMERCEIAUX ENTER LE JAPON ET LA TURQUIE.	——	三七	一	九七
日暹友好通商航海条約の研究	佐藤	三七	六	五四四
日本国暹羅国間友好通商航海条約	——	三七	六	五八〇
最終議定書	——	三七	六	五八九
TREATY OF FRIENDSHIP, COMMERCE AND NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND SIAM	——	三七	六	五九一
FINAL PROTOCOL.	——	三七	六	六〇三
伊太利日滿間貿易協定	——	三七	九	九五九
署名議定書	——	三七	九	九六一
ACCORD ENTRE LE GOUVERNEMENT D'ITALIE, LE GOUVERNEMENT DU JAPON ET LE GOUVERNEMENT DU MANDCHOUKOUO POUR REGLER LES ECHANGES COMMERCEIAUX ET LES PAIEMENTS Y AFFERENTS ENTRE L'ITALIE D'UNE PART ET LE JAPON ET LE MANDCHOUKOUO D'AUTRE PART.	——	三七	九	九六三
PROTOCOL DE SIGNATURE.	——	三七	九	九六七
日本「ウルグァー」間通商航海条約	——	三九	七	六三一
最終議定書	——	三九	七	六三三
TRAITE DE COMMERCE ET DE NAVIGATION	——	三九	七	六三三

特惠に関する研究 (二・完) —— 通商条約先例、関税及び貿易に 関する一般協定及び国際貿易憲章を中心として ——	有田武男	四九	六	五五一
最近日本の貿易協定	湯川盛夫	五〇	四	三五九
対立陣営の通商差別待遇論等 (上)	入江啓四郎	五一	三	二四七
対立陣営の通商差別待遇論等 (下)	入江啓四郎	五一	四	四〇三
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (一)	有田武夫	五一	四	二六三
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (二)	有田武夫	五一	五	三九〇
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (三・完)	有田武夫	五一	六	四九六
TRADE WITH CHINA	Dr. Thomas Baty	五三	一・二	一〇七
TRAITÉ DE COMMERCE, DE NAVIGATION, ET DE DÉLIM- ITATION ENTRE LA RUSSIE ET LE JAPON, signé à Shi- moda, le 26 janvier 1855	——	六〇	四・五・六	一〇三三
TREATY OF COMMERCE, ESTABLISHMENT AND NAVIGATION BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN	——	六一	六	XXXIX
PROTOCOL OF SIGNATURE	——	六一	六	LXI
FIRST PROTOCOL CONCERNING TRADE RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN	——	六一	六	LXXI

国際コントロールの機能と限界——WTO/GATT紛争解決手続の法的性質——
 WTO体制における貿易自由化と国内産業保護
 国内裁判所による国際法適用の限界——GATT/WTO協定の場合一——

経済 投資・収用・国有化

時局と国際法 露国の国債廃棄に対する研究と其の制裁（トロッキー式とドラゴ―主義）

国債と国際法

国際投資管理論

大北電信会社の特許状に就て

北「サガレン」ニ於ケル日本国ノ石油及石炭利権ノ移讓ニ関スル議定書並議定書適用条件

イラン石油事件判決（1）東京地方裁判所の判決 昭和二十八年三月第二、九四二号

イラン石油事件判決（2）東京高等裁判所の判決 昭和二十八年（ネ）第八九九号（原審東京地方裁判所昭和二十八年（ヨ）第二、九四二号）

天然の富と資源に対する永続的主権の現状——国際連合事務局による研究——

小寺彰	九五	二	一三七
間宮勇	九九	六	六六三
中川淳司	一〇〇	二	九一
蜷川新	一六	六	四七八
立作太郎	一七	三	一七七
赤木進	二九	五	四〇八
藤崎萬里	四二	六	六一四
	四三	五	五一四
	五三	三	二〇一
	五三	三	二〇九
安藤仁介	六〇	三	三九三

投資の保証に関するアメリカとブラジルとの間の協定(付、関係法規)

OPECのパーティシペーションと国際法

国際投資の基本問題——間接投資としてのプラント・ノウハウの輸出と仲裁——

コンセツションと国際法

国家契約における仲裁条項の機能

経済開発協定と国内化の法原則

開発協定と仲裁裁判

投資紛争解決国際センターにおける仲裁判断のコントロール——仲裁制度における裁判所の権限と当事者の意思の妥当範囲についての一考察——

投資条約における国家と投資家との間の国際仲裁の法的メカニズムと機能

経済 金融(含 世銀・IMF)

国際経済会議の失敗原因の考察

日泰金融協定

日・仏印決済協定

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文

桜井雅夫 六五 三 二五三

横川新 七二 四 三九一

喜多川篤典 七二 五 四九九

川岸繁雄 七九 一 一

川岸繁雄 八二 三 三〇五

安藤勝美 八四 一 三九

川岸繁雄 九二 二 一四一

河野真理子 九七 一 三三一

森川俊孝 一〇〇 一 二二

蠟山政道 三二 八 八六三

大平善梧 四一 八 八一四

大平善梧 四二 三 二八八

—— 四二 三 三一四

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文(仏文)

日独銀行支払協定

国際金融機関の組織法上の特色(二)——国際公社論の試み——

国際金融機関の組織法上の特色(二・完)——国際公社論の試み

経済 援助・協力

マニラ旅客手荷物船舶積込規則改正(七月八日)

四国借款と国際道徳

経済協力に関する日独間及日伊間協定

経済協力ニ関スル日本国「ドイツ」国間協定

経済協力ニ関スル日本国「イタリヤ」国間協定

友好及文化的協力ニ関スル日本国「ブルガリヤ」国間条約

ガリオア・エロア返済協定

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

第一議定書の実施細目に関する交換公文

請求権経済協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文

	大平善梧	四二	三	三二六
	横田洋三	七〇	一	八二九
	横田洋三	七〇	三	四七
	横田洋三	七〇	三	二六五
	高橋作衛	九	一〇	八〇二
	井手一六	四二	四	三九〇
		四二	六	六四二
		四二	六	六四二
		四二	六	六四四
		四二	六	六四五
	入江啓四郎	六一	三	二二八
		六四	四・五	四六九
		六四	四・五	四七五
		六四	四・五	四七八

請求権経済協力協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文

六四 四・五 四八〇

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

六四 四・五 四八一

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

六四 四・五 四八四

AN INTERNATIONAL DEVELOPMENT STRATEGY FOR THE SECOND UNITED NATIONS DEVELOPMENT DECADE, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2626 (XXV))

六九 四・五六 八一五

日本の対外援助の法的側面

横 田 洋 三 七六 四 四四七

一次産品に関する国際機構と国際協力

桜 井 雅 夫 七七 一 四〇

南北問題と国際立法

西 海 真 樹 九五 六 六二五

経済 その他

海底電信線保護万国連合条約罰則 (明治三十五年法律第二十七号)

一 三 四〇

東清鉄道に依り外国人の通行許可に関する規則

一 四 三八

清国礦業条例

一 四 三八

海底電信線保護万国連合条約罰則を台湾に施行するの件 (明治三十五年四月二十五日)

一 四 四六

砂糖奨励金に関する万国会議条約

一 五 二七

終結議定書	—	五	三〇
欧州列国砂糖会議解説理由	—	五	三一
万国郵便連合 價格表記信書及箱物交換約定	—	一〇	一七
万国郵便連合 小包郵便物交換条約	—	一〇	二二
万国郵便連合 最終議定書	—	一〇	二七
小包郵便物交換条約施行細則	—	一二	五六
清国吉林省砵務章程	—	一二	六五
通信省告示第二百五十三号	—	一三	六二
農商務省告示第一百一号 (明治三十六年五月十三日)	—	一七	六四
外務省告示第三号 (明治三十六年五月二十二日)	—	一七	六五
学芸及美術著作權保護万国同盟加入 布告数件	—	一七	六五
加拿陀鐵道法改正 (十月二十九日官報)	二	一	七九
清国鐵道	二	二	九九
支那に於ける外国鐵道表	二	五	九四
外国電報の制限 (省令二月五日官報)	二	五	三六
軍事郵便物 (勅令二月五日官報)	二	五	三六
清国に於ける諸外国鐵道	二	六	附錄三六 附錄三六
	二	八	四九

国際鉱業会議 (Miners' International Congress)

砂糖会議

日米間著作権保護に関する条約 (明治三十九年五月十一日官報)

日米間著作権保護に関する条約第三条の解決に関する件 (明治三十九年五月十一日官報)

ドラゴ―主義と国際法

補約

最終議定書

万国無線電話協約附帯規則目次

満州に於ける日露鉄道接続業務に関する仮条約

追加條款

議定書

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE PROTECTION IN KOREA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE RECIPROCAL PROTECTION IN CHINA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.

立 作 太 郎

三	三	五九
四	六	六四
四	一〇	七七
四	一〇	七八
五	八	一
五	九	六四
五	九	六五
五	九	六六
六	一	六九
六	一	七二
六	一	七三
七	一	六〇
七	一	六四

戦時に於ける鉄道国際連絡運送に就て

独逸電信会社 附管理問題要諦

東支鉄道問題

南満に於ける日支鉄道問題

日満工業所有権保護協定

關於滿州国與日本国間工業所有権互相保護之協定

阿片吸食防止協定

ACCORD

AGREEMENT

最終議定書

ACTE FINAL

FINAL ACT

外務省告示第二十七号

日本国「タイ」国間定期航空業務の運営に關する協定

AGREEMENT FOR THE OPERATION OF REGULAR AIR SERVICES BETWEEN JAPAN AND THAILAND.

滿州ニ於ケル日滿合弁通信会社ノ設立ニ關スル協定ノ修正ニ關スル議定書

關於修正「關於設立滿州滿日合弁通信公司之協定」之議定書

大江武男 一三 七 四九五

高橋 三 一九 二 一一二

清水泰次 三〇 二 一七九

清水泰次 三〇 七 六四六

三三 七 七〇八

三五 七 七〇九

三六 七 六九三

三六 七 六九六

三六 七 六九六

三六 七 七〇一

三六 七 七〇六

三六 七 七〇六

三六 七 七〇六

三九 一 七九

三九 一 八二

三九 八 七一九

三九 八 七二〇

国際環境法における国家の管理責任——多国籍企業の活動とその管理をめぐる——

地球環境保護における損害予防の法理

健康・文化

日独文化協定

ABKOMMEN ÜBER KULTURELLE ZUSAMMENARBEIT ZWISCHEN DEM DEUTSCHEN REICH UND JAPAN.

日本「ハンガリー」文化協定

CONVENTION D'AMITIÉ ET DE COLLABORATION CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LA HONGRIE.

文化的協力ニ関スル日本国「ブラジル」国間条約

CONVÊNIO DE INTERCÂMBIO CULTURAL ENTRE O JAPÃO E O BRASIL

CONVENTION CONCERNANT LA COLLABORATION CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LE BRÉSIL

日本国タイ国間文化協定に付て

日本国「タイ」国間文化協定

文化財・文化協力協定

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

村瀬 信也 九三 三四 四一八
兼原 敦子 九三 三四 四四八

—— 三八 一 九四

—— 三八 五 九五

—— 三九 二 一八三

—— 三九 二 一八五

—— 四一 二 一九四

—— 四一 二 一九五

—— 四一 二 一九七

箕輪 三郎 四二 二 一九一

—— 四二 二 二一一

池田 文雄 六四 四五 三三五

—— 六四 四五 四九二

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定について
の合意された議事録

大韓民国政府に引き渡される文化財に関する往復書簡

国際責任 一般

国家の責任を論ず

国際不法行為に対する国家の責任

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題 (二完)

国際法の新動向

倫敦海戦法規会議に於ける間接的損害の問題 (二) —— 「国際法に於ける間接的損害の賠償」の一節 ——

倫敦海戦法規会議に於ける間接的損害の問題 (二・完) —— 「国際法に於ける間接的損害の賠償」の一節 ——

国際社会における違法と責任

伝統的国際法における国家責任法の性格 —— 国家責任法の転換 (二) ——

国際組織の国際違法行為と国家責任 —— 国際責任法への一視座

国家責任と契約責任の交錯 —— 資源開発契約を素材に ——

六四 四五 五〇一

六四 四五 五〇一

山田 準次 郎 五 八 五〇

泉 哲 二四 九 一〇三五

松原 一 雄 三〇 二 一一七

松原 一 雄 三〇 三 二三四

松原 一 雄 三八 一 一

安井 郁 三九 四 二九五

安井 郁 三九 五 三九〇

深津 栄 一七六 二 一五七

松井 芳 郎 八九 一 一

植木 俊 哉 九〇 四 四八二

中川 淳 司 九〇 五 六〇五

国際連合における国家責任法の転換——国家責任法の転換 (二)
 完

国際法上の「自己完結的制度」に関する一考察

国家責任成立の国際法上の基盤

国家責任に関する国際法委員会の法典化作業とその問題点

越境損害と国家の国際適法行為責任

国際環境法における国家の管理責任——多国籍企業の活動とその管理をめぐって——

地球環境保護における損害予防の法理

国家責任法における「一般利益」概念適用の限界

国家責任法の機能——損害払拭と合法性コントロール——

国際責任 責任の発生

国際不法行為の要素に就て

党独裁制と国際責任 (一) —— コミンテルンと中国々民党 ——

党独裁制と国際責任 (二) —— コミンテルンと中国々民党 ——

党独裁制と国際責任 (三) —— コミンテルンと中国々民党 ——

党独裁制と国際責任 (四) —— コミンテルンと中国々民党 ——

現代国際法における過失の本質 (一)

松井芳郎 九一 四 四一九

山本良 九三 二 一五八

山本草 二 九三 三四 二八九

安藤仁介 九三 三四 三三二

葉師寺公夫 九三 三四 三六三

村瀬信也 九三 三四 四一八

兼原敦子 九三 三四 四四八

兼原敦子 九四 四 四七一

西村弓 九五 三 三五六

松原一雄 二七 九 八一九

高柳賢三 三二 二 一三一

高柳賢三 三二 四 三六一

高柳賢三 三二 五 四七二

高柳賢三 三二 六 六四一

波多野里望 五九 三 三七一

現代國際法における過失の本質 (一)

現代國際法における過失の本質 (二・三・完)

現代國際法における無過失責任原則の機能

国籍継続の原則の問題点

自衛理論の轉換点——I L C 国家責任条約草案における違法性阻却事由——

国家の单独の決定に基づく非軍事的制裁措置

國際違法行為責任における過失の機能

國際責任 責任の追及・解除

丁抹艦隊差押事件の先例的価値

自衛と復仇

国内的救済原則の法的性格と「複合行為」——国家責任条約草案の批判的分析——

紛争の平和的処理 一般

海牙仲裁条約に関するデカン博士の理由説明書

海牙國際紛争平和的処理条約ニ関スルデカン博士ノ説明書 (承前)

波多野里望	五九	六	七六四
波多野里望	六〇	一	七一
山本草二	六九	二	一一五
陳原正輝	七一	四	三九二
筒井若水	八〇	三	二九三
中谷和弘	八九	三・四	二六三
兼原敦子	九六	六	八六七
板倉卓造	二二	九	八一七
松原一雄	三一	三	二〇九
加藤信行	九〇	六	六九一

——	二	二	八二
——	二	四	三六

米国の首唱せる第二回平和会議の趣意

第二回万国平和会議の成績

第二回万国平和会議の成績(一)

第二回平和会議の成績(三)

第二回平和会議の成績(四)

第二回平和会議

第二回平和会議の成績(五)

第二回平和会議(承前)

第二回平和会議の成績(六)

国際法の改正

国際連盟の内国際仲裁々判条約に関する重要なる瑞西国政府の提議

国際紛争の平和的処理

スカンディナヴィア三国と国際紛争平和的解決運動

PROTOCOL FOR THE PACIFIC SETTLEMENT OF INTERNATIONAL DISPUTES.

国際紛争に関する仲裁裁判と司法的解決との分化

ロカルノ条約と平和議定書

寿府平和議定書と「ロカルノ」協定

高橋作衛 三 二四

無名氏 一六 三 五六

無名氏 六 四 五三

無名氏 六 五 五九

無名氏 六 六 四一

倉知鐵吉 六 七 一

無名氏 六 七 四二

倉知鐵吉 六 八 一〇

無名氏 六 一〇 三八

稻垣守克 一六 二 一〇七

野澤武之助(訳) 一九 一 三〇

杉村陽太郎 二〇 六 五六五

寺田四郎 二〇 六 六二〇

—— 一三 一〇 一〇四一

森 喬 二四 一〇 一一二四

立 作太郎 二五 三 二二七

杉村陽太郎 二五 九 八三九

国際紛争の平和的処理に関する新傾向

国際法問答 仲裁裁判、司法的解決及び連盟理事会の審査に関する問答

国際紛争の平和的解決 (一)

国際紛争の平和的解決 (二)

一九二九年中に於ける国際紛争平和的処理の發達

国際変化と国際法

国際紛争の解決と安全保障

一九三〇—一九三三年に於ける国際紛争平和处理の發達

一九三四—一九三五年に於ける国際紛争平和的処理の情勢 (一)

一九三四—一九三五年に於ける国際紛争平和的処理の情勢 (二・完)

紛争の義務的解決に関する選択署名議定書と各条約の最終条項

OPTIONAL PROTOCOL OF SIGNATURE CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES

紛争の解決に関する交換公文

条約法条約における紛争解決手続をめぐむる問題

国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (一)

国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (二・完)

松原一雄 二六 五 四三三

立作太郎 二七 一 九四

杉村陽太郎 二八 九 八一九

杉村陽太郎 二八 一〇 九六八

国際連盟事務局 二九 四 三六四

東京支局 二九 四 三六四

松原一雄 三三 三 二四三

大澤章 三三 一〇 一〇〇九

一又正雄 三三 五 四五六

一又正雄 三六 二 一八三

一又正雄 三六 四 三七二

皆川洗 五八 一・二 一五五

—— 五八 一・二 一七九

—— 六四 四・五 五〇二

坂元茂樹 七八 一・二 七九

牧田幸人 八二 三 三四四

牧田幸人 八二 四 四四八

国際紛争処理制度の多様化と紛争処理概念の変容

宮野洋一 一九七

二

一一一

紛争の平和的処理 非裁判処理

国際審査会に就て

ウィリアム・テール、ステアード
(William T. Stead)

三

四

四〇

北海事件の国際審査に関する英露の協約文

—— 三

五

三七

審査会と海牙条約

テール、ホルランド

三

五

四二

調停委員会問題 (一)

澤田謙

二一

八

七一七

調停委員会問題 (二完)

澤田謙

二一

九

八七二

国際裁判と調停との有機的結合

横田喜三郎

二八

四

三〇七

国際裁判と調停との有機的結合 (一・完)

横田喜三郎

二八

五

四四一

調停の二種に就て

立作太郎

二八

一〇

九三三

日本国和蘭国間司法的解決、仲裁裁判及調停条約

—— 三四

六

付一

TRAITÉ DE RÉGLEMENT JUDICIAIRE, D'ARBITRAGE ET DE CONCILIATION ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS.

—— 三四

六

付一

書名議定書

—— 三四

六

付九

PROTOCOLE DE SIGNATURE.

—— 三四

六

付九

日本とオランダの裁判調停条約

横田喜三郎

三四

八

六九八

日本とオランダの裁判調停条約 (二)

横田喜三郎

三四

九

七九八

日本とオランダの裁判調停条約 (三・完)

国際調停の意義

調停と裁判についての問題

米州機構における紛争の平和的解決 (二) —— 米州平和委員会の展開を中心に ——

米州機構における紛争の平和的解決 (二・完) —— 米州平和委員会
の展開を中心に ——

国連事務総長の周旋活動 (一)

国連事務総長の周旋活動 (二)

紛争の平和的処理 裁判処理 一般

中米に於ける国際平和維持機関の設定

国際裁判に対する米国の理想と其矛盾

国際裁判に於ける制限と留保 (一)

国際裁判に於ける制限と留保 (二)

法的紛争の概念 (一)

法的紛争の概念 (二)

法的紛争の概念 (三)

横田喜三郎 三四 一〇 八九二

田岡良一 三八 二 九七

大淵仁右衛門 六四 二 一〇七

中村道 七六 六 五九一

中村道 八〇 一 四六

林司宣 九〇 一 一

林司宣 九〇 三 三二五

泉哲 二二 二 一〇九

大山卯次郎 二八 一〇 九四五

松原一雄 三三 二 一〇一

松原一雄 三三 四 三二六

横田喜三郎 三八 一 二七

横田喜三郎 三八 二 一二五

横田喜三郎 三八 三 二四一

法的紛争の概念 (四)

法的紛争の概念 (五)

法的紛争の概念 (六・完)

調停と裁判についての問題

国際判決の執行をめぐる諸問題

国際裁判と国内管轄権の原則

国際判決の執行

国際裁判と日本

一般利益にもとづく国家の出訴権 (一)

一般利益にもとづく国家の出訴権 (二・完)

国際裁判の機能的制約論の展開——政治的紛争論の検証——

紛争の平和的処理 裁判処理 仲裁

家屋税問題と仲裁々判

議定書附属外交文書

PROTOCOLE.

仲裁裁判の法理

仲裁裁判の法理

横田喜三郎 三八 四 三四二

横田喜三郎 三八 五 三八一

横田喜三郎 三八 六 四九一

大淵仁右衛門 六四 二 一〇七

深津栄一 六四 六 五二七

皆川洗 六五 六 四六七

深津栄一 六七 一 六三

横田喜三郎 七一 五・六 四二四

杉原高嶺 七四 三 二五三

杉原高嶺 七四 四 三〇九

杉原高嶺 九六 四・五 六九八

山田三良 一 三 一

—— 一 八 一九

—— 一 八 二〇

松原一雄 一 九 七

松原一雄 一 一〇 四

常設仲裁裁判所暹羅国裁判官任命

英仏新仲裁条約に関する欧州人の批評

海牙仲裁条約に関するデカン博士の理由説明書

海牙平和会議ニ提出セシ露国仲裁条約案——義務的仲裁裁判ノ説明

英国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

米国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

伊国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

米国上院と仲裁条約

モスケツト仲裁裁判に就て

日米仲裁裁判条約

カザブランクカ事件に関する仏独仲裁裁判に付するの契約書

仲裁裁判に附すべき事項を説明して日米仲裁条約締結の風評に論及す

英米仲裁条約

仲裁裁判と万国平和

日米仲裁条約の効力

国際法上仲裁なる用語に就て

東	トマス、ウイリシグ、バルチ	一四	六	五一〇	無名氏	九	一〇	七八九
	寺尾 亨	一〇	二	一五六		一〇	一	五八
	米田 實	一二	六	四七九		七	五	五一
						七	二	五三
						四	三	三七
						三	一	七六
						三	一	七四
						三	一	七二
						三	一	五一
						二	一	八八
						二	四	三六
						二	一	七八

国際紛争に関する仲裁裁判と司法的解決との分化	森	番	二四	一〇	一一二四
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui		二七	三	三〇六
About the Headings of Treaties.	—		二七	四	三九四
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui		二七	四	四一六
AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION	Kiyo Sue Inui		二七	五	五一六
国際裁判と調停との有機的結合	横田喜三郎		二八	四	三〇七
国際裁判と調停との有機的結合 (一・完)	横田喜三郎		二八	五	四四一
日本国和蘭国間司法的解決、仲裁裁判及調停条約	—		三四	六	付一
TRAITÉ DE RÉGLEMENT JUDICIAIRE, D'ARBITRAGE ET DE CONCILIATION ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS.	—		三四	六	付一
署名議定書	—		三四	六	付九
PROTOCOLE DE SIGNATURE.	—		三四	六	付九
日本とオランダの裁判調停条約	横田喜三郎		三四	八	六九八
日本とオランダの裁判調停条約 (一)	横田喜三郎		三四	九	七九八
日本とオランダの裁判調停条約 (三・完)	横田喜三郎		三四	一〇	八九二
仲裁裁判の法的本質——その事実的考察——	横田喜三郎		三九	九	七二一

国際仲裁裁判における衡平——領域および国境紛争をめぐる仲裁裁判を中心として——	三好正弘	七七	一	一
投資紛争解決国際センターにおける仲裁判断のコントロール——仲裁制度における裁判所の権限と当事者の意思の妥当範囲についての一考察——	河野真理子	九七	一	三二
みなみまぐろ事件資料集	有松吉川留美	一〇〇	三	四二四
資料1 みなみまぐろ事件の経緯(年表)	有松吉川留美	一〇〇	三	四二五
資料2 原告(豪・NZ)による暫定措置の要請主題 PRO-VISIONAL MEASURES REQUESTED	—	一〇〇	三	四二六
資料3 国際海洋法裁判所の暫定措置命令主文(日英文)	—	一〇〇	三	四二七
資料4 原告(豪・NZ)の訴状における請求主題 RELIEF SOUGHT	—	一〇〇	三	四三三
資料5 仲裁裁判所管轄権審理における当事国の申立て(英文)	—	一〇〇	三	四三四
資料6 仲裁裁判判決主文(日英文)	—	一〇〇	三	四三六
資料7 仲裁裁判官一覧	—	一〇〇	三	四三八
資料8 みなみまぐろの保存のための条約 CONVENTION FOR CONSERVATION OF SOUTHERN BLUEFIN TUNA	—	一〇〇	三	四三九
資料9 仲裁裁判所に関する附属書 ANNEX FOR AN ARBITRAL TRIBUNAL	—	一〇〇	三	四五六

紛争の平和的处理 裁判处理 常設国際司法裁判所

国際連盟の内国際仲裁々判条約に関する重要なる瑞西国政府の提議

常設国際司法裁判所

国際連盟総会の決議

常設国際司法裁判所の開設 (上)

常設国際司法裁判所ノ開設 (下) (接続篇第二号)

常設国際司法裁判所に就て (一)

常設国際司法裁判所に就て (二、完)

国際紛争に関する仲裁裁判と司法的解決との分化

常設国際司法裁判所の勧告的意見

米国の国際司法裁判所参加問題

国際裁判と調停との有機的結合

国際裁判と調停との有機的結合 (二・完)

国際公法上の仲裁々判の觀念の最近の变化 (一九二九年六月六日)

仏会館に於ける講演

野澤武之助(記)	一九	一	三〇
立 作 太 郎	一九	四	二五五
杉 村 陽 太 郎	二〇	二	一二七
山 田 三 良	二二	二	七一
山 田 三 良	二二	六	四四七
織 田 萬	二三	一	二〇
織 田 萬	二三	二	一〇三
森 番	二四	一〇	一二四
阪 本 瑞 男	二五	五	四四五
松 原 一 雄	二六	一	九四
横 田 喜 三 郎	二八	四	三〇七
横 田 喜 三 郎	二八	五	四四一
ジヤン・レイ	二八	八	七二七

Les transformations récentes de l'idée d'arbitrage en droit international public. (Causerie donnée à la Maison franco-Japonaise, le 6 Juin 1929)

Jean Ray

二八

八

八一八

常設國際司法裁判所ニ応募ノ義務ヲ受諾セル条約

二九

八

七四五

常設國際司法裁判所規程第三十六條ノ受諾ニ附シタル各国ノ留保

二九

八

七四六

常設國際司法裁判所の意見の法律的性質

三〇

一

一

常設國際司法裁判所の意見の法律的性質 (二五元)

三〇

二

一四〇

常設國際司法裁判所の職能に關する二三の考察

三〇

六

五〇九

國際裁判に於ける制限と留保 (一)

三一

二

一〇一

國際裁判に於ける制限と留保 (二)

三一

四

三二六

常設國際司法裁判所と國際私法問題

三四

七

五六七

常設國際司法裁判所規程改正議定書

三五

五

四六三

千九百二十九年九月十四日の議定書の附屬書

三五

五

四六四

PROTOCOLE

三五

五

四七一

PROTOCOL.

三五

五

四七一

ANNEXE AU PROTOCOLE DU 14 SEPTEMBRE 1929

三五

五

四七四

ANNEX TO THE PROTOCOL OF SEPTEMBER 14 1929.

三五

五

四七四

外務省告示第二十五号

三五

五

四九〇

紛争の平和的処理 裁判処理 国際司法裁判所

国際司法裁判所

国際裁判所における仮保全措置の先例

任意条項制度における相互主義の問題

任意条項受諾宣言の期限と留保——五〇年を経た国際司法裁判所の問題状況の一側面——

ピース・パレスと国際司法裁判所の近況

国際司法裁判所における仮保全措置の先例——一九七〇年代——

国際司法裁判所規則（一九七八年改正）（仮訳）

国際司法裁判所の七年

国際司法裁判所における第三国の訴訟参加

国際司法裁判所の司法機能の積極性と消極性

国際司法裁判所規程の選択条項における留保およびその期間——一九八四年のシュルツ書簡を契機として——

国際司法裁判所の現況

国際司法裁判所における司法判断回避の法理

古川照美	小田滋	小田滋	杉原高嶺	小田滋	小田滋	関野昭一	杉原高嶺	関野昭一	関野昭一	関野昭一	杉原高嶺	中村光
八七	八六	八五	八五	八四	八一	八〇	七八	七二	七〇	六九	六七	五五・二三・四
二	六	六	二	一	六	一	六	二	六	一	六	一七七
一一三	五三一	五七五	九一	一	六四一	八六	六〇四	二二六	五三五	三五	七七七	

國際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価(二)

國際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価(二・完)

安全保障 一般

米国の首唱せる第二回平和會議の趣意

平和と國際法

第三回平和會議の開催及其の議題

コスモス著「永続す可き平和の基礎」を読みカーネギー財団に告ぐ

太平洋會議に至るまで 平和運動の歴史的考察

連盟平和論の一誤謬

アツベ・ド・サンピエールの永久平和案に就て

國際平和思想より觀たるカントとウキルソン

ロカルノ条約と平和議定書

寿府平和議定書と「ロカルノ」協定

シヨットウエルの平和計画に就て

Securité (一)

Securité (安全) (一)

坂元茂樹	九六	三	二八九
坂元茂樹	九八	六	七九一
高橋作衛	三	三	二四
寺尾亨	六	三	一
立作太郎	一〇	八	六〇九
立川新	一六	五	三八六
立作太郎	二〇	七	六八三
澤田謙	二〇	九	九〇三
神川彦松	二三	八	七〇八
神川彦松	二三	三	二二七
立作太郎	二五	三	二二七
杉村陽太郎	二五	九	八三九
松原一雄	二七	一	一
杉村陽太郎	二七	六	五一七
杉村陽太郎	二七	七	六五一

Sécurité (安全) (三)	杉村陽太郎	二七	八	七三八
国際制裁に就て	神川彦松	二七	八	七四八
Sécurité (安全) (四)	杉村陽太郎	二七	九	八三七
Sécurité (安全) (五)	杉村陽太郎	二七	一〇	九三八
Sécurité (安全) (六)	杉村陽太郎	二八	一	三六
Sécurité (安全) (七)	杉村陽太郎	二八	二	一二六
Sécurité (安全) (八)	杉村陽太郎	二八	七	六三八
安全保障と連盟規約の研究	杉村陽太郎	二九	一	一
国際紛争の解決と安全保障	大澤章	三二	一〇	一〇〇九
安全保障問題	横田喜三郎	三三	一	六
共同安全保障組織に就て	細野軍治	三四	一	二七
安全保障に於ける条約の二重の意義	大澤章	三四	九	七六六
安全保障に於ける条約の二重の意義	大澤章	三四	一〇	八七〇
安全保障に於ける条約の二重の意義 (三・完)	大澤章	三五	二	一二七
国際法秩序に於ける制裁と中立 (一)	大澤章	三七	四	三〇二
国際法秩序に於ける制裁と中立 (二)	大澤章	三七	五	四六七
国際法秩序に於ける制裁と中立 (三)	大澤章	三七	七	六〇六
国際法秩序に於ける制裁と中立 (四・完)	大澤章	三七	八	八二一

国際平和と安全の確保

平和の哲学

平和保障条約と日本の外交——特に満州事変を中心として——

日本の安全保障

安全保障に関する新聞論調

安全保障に関する雑誌論調

軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心として——

「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」(一)——法社会学的分析——

「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」(二・完)——法社会学的分析——

安全保障 戦争の違法化・自衛

吾人の戦争観

欧州公法学者の戦争観並に平和観

欧州公法学者の戦争観並に平和観

QUESTIONS A RESOUDRE : (à suivre) 1. Une idée en contradiction avec le principe fondamental du droit international.

前原光雄	四五	七八	一九七
尾高朝雄	四七	三四	一二七
植田捷雄	四七	三四	二三二
横田喜三郎	五一	一	一
石本泰雄	五一	一	六八
寺澤一	五一	一	九三
黒沢満	七八	四	三五五
廣瀬和子	九七	一	一
廣瀬和子	九七	二	一四四
蜷川新	一	二	四一
蜷川新	一	六	七
蜷川新	一	七	六
Ninagawa Arata	一	九	一一

戦争の是非及本質に関する数説

万国平和論に就て

ドラゴ―主義と国際法

政治同盟の研究

時局と国際法 露国の国債廃棄に対する研究と其の制裁 (トロッ
キー式とドラゴ―主義)

シベリヤ出兵の法理的論拠と先例

丁抹艦隊差押事件の先例的価値

米国提案非戦条約と国際連盟

不戦条約に関する米仏交渉

戦争と自衛権

不戦条約の国際法観

The Text of the Anti-War Treaty.

不戦条約に適合せしむる連盟規約の改正

自衛と復仇

自衛権概説

満州事件と国際法

自衛権

自衛権

中村進午	三	四	一
寺尾亨	五	五	一二
立作太郎	五	八	一
蜷川新	一四	一〇	八二七
蜷川新	一六	六	四七八
高橋作衛	一六	六	四八七
板倉卓造	二二	九	八一七
神川彦松	二七	二	一八四
松原一雄	二七	四	三〇七
松原一雄	二七	六	五四三
立作太郎	二七	一〇	九一九
立作太郎	二七	一〇	一〇二二
国際連盟事務局	二九	五	四八三
東京支局	二九	五	四八三
松原一雄	三一	三	二〇九
立作太郎	三一	四	三一五
横田喜三郎	三一	四	三五七
杉村陽太郎	三一	七	六九七

侵略の定義に関する条約 (一)

侵略の定義に関する条約

侵略の定義に関する条約 (三・完)

世界平和と平和日本

東京判決と自衛権

集団的自衛の法理

国際連合と国の自衛

国際連合憲章第五十一条の研究

対日講和条約と集団的自衛権

日本の安全保障

フランシスコ・スアレスの正当戦争論 (一)

フランシスコ・スアレスの正当戦争論 (二・完)

地域的安全保障と集団的自衛

国際連合に於ける侵略の定義 (The Attempts of Defining Aggression in the United Nations)

自衛権の法史

新安保条約と自衛権

憲法の戦争放棄の限界——砂川判決に照して——

大澤 章 三三 九 八一

大澤 章 三三 一〇 九三七

大澤 章 三四 二 一二二

横田喜三郎 四七 三・四 一四九

横田喜三郎 四八 二 三一九

横田喜三郎 四八 四 四八五

信夫 淳 平 四九 二 九三

神谷 龍 男 四九 五 四二〇

大平 善 梧 五〇 五 四三一

横田喜三郎 五一 一 一

伊藤不二男 五二 三 一

伊藤不二男 五二 四 二九一

高野 雄 一 五五・二三・四 二八三

土屋 茂 樹 五八 六 六三三

伊藤不二男 五九 一・二 二八

田畑茂二郎 五九 一・二 五六

横田喜三郎 五九 一・二 一八二

トマス・アクイナスの正戦論と近世自然法の伝統

集団的自衛の法理 (一)

集団的自衛の法理 (二)

慣習的自衛権の再吟味 (一) —— 東京裁判にあらわれた自衛権論議を起点として

慣習的自衛権の再吟味 (二・完) —— 東京裁判にあらわれた自衛権論議を起点として

経済的「力」の行使と国際法 (一)

経済的「力」の行使と国際法 (二・完)

戦争違法化と日本 —— 第二次大戦期の日本と国際法 ——

自衛理論の転換点 —— ILC 国家責任条約草案における違法性阻却事由 ——

武力不行使原則の実効性強化 —— 国連における最近の動き ——

安全保障 二 国間・地域的安全保障・同盟

日英協約論第一

日英協約

日英協約 (英文)

露仏宣言の疑義

沢田和夫 五九四 六一八

森脇庸太 六二五 二四六

森脇庸太 六二五 三九一

一又正雄 六四一 一

一又正雄 六四二 一三一

深津榮一 七八五 四八五

深津榮一 七八六 五六七

松田竹男 七九五 五二三

筒井若水 八〇三 二九三

山本条太 八六三 二八一

高橋作衛 一一二 一

日英協約 一一二 七三

日英協約 (英文) 一一二 七四

戸水寛人 一一三 二七

- 同盟及協約の一般的及特別の性質
- 露仏同盟の真相(下)
- 希臘及羅馬時代の同盟
- 中世及近古の同盟
- 同盟協約の価値及能率
- 同盟協約の一般的性質(上)
- 同盟協約の一般的性質(続、完)
- 三国同盟の真相(一)
- 三国同盟の真相(二)
- 三国同盟の真相(三)
- 三国同盟の真相(四・完)
- 同盟に関する法律上及歴史上若干の觀察
- 寿府平和議定書と「ロカルノ」協定
- 日英同盟の印度条項
- 日英同盟の史的考察(一)
- 日英同盟の史的考察(二)
- 日英同盟の史的考察(三)
- 日英同盟の史的考察(四)

信夫淳平	信夫淳平	信夫淳平	信夫淳平	高橋清一	杉村陽太郎	松原一雄	立作太郎	立作太郎	立作太郎	立作太郎	牧野義智	牧野義智	牧野義智	牧野義智	牧野義智	立作太郎	牧野義智	牧野義智
二六	二六	二六	二六	二六	二五	二五	二三	二三	二三	二三	二二	二二	二二	二二	二〇	二〇	二〇	二〇
六	五	四	三	三	九	八	五	四	二	一	一〇	四	二	一	一〇	九	八	八
五九九	四八一	三五七	二七三	二三四	八三九	七四三	四七四	三五〇	一一九	一	一〇二二	二九〇	一〇五	四〇	一〇五九	九四八	八三七	

日英同盟の史的考察 (五・完)

再保險條約 (一)

再保險條約 (二)

再保險條約 (三・完)

三国協商 (一)

三国協商 (二)

三国協商 (三・完)

日本同盟協商制度論 (一)

SOME CONSIDERATIONS ON THE FUTURE RECONSTRUCTION OF PEACE MACHINERY IN THE PACIFIC

日本同盟協商制度論 (二)

日本同盟協商制度論 (三)

日本同盟協商制度論 (四)

日本同盟協商制度論 (五)

日本同盟協商制度論 (六)

日本同盟協商制度論 (七)

日米協商——日本同盟協商制度論 (八) ——

第二回日露協商——日本同盟協商制度論 (九) ——

信 夫 淳 平 二六 七 七二三

鹿 島 守 之 助 三〇 五 四〇三

鹿 島 守 之 助 三〇 八 七四二

鹿 島 守 之 助 三〇 九 八八一

鹿 島 守 之 助 三一 五 四六三

鹿 島 守 之 助 三一 八 七九九

鹿 島 守 之 助 三一 九 九〇六

鹿 島 守 之 助 三一 一〇 一〇四一

Y. TAKAKI
K. YOKOTA 三一 一〇 一一八

鹿 島 守 之 助 三三 二 一六八

鹿 島 守 之 助 三三 三 二二五

鹿 島 守 之 助 三三 四 三四八

鹿 島 守 之 助 三三 七 六三一

鹿 島 守 之 助 三三 八 七四八

鹿 島 守 之 助 三三 九 八五九

鹿 島 守 之 助 三四 一 一五五

鹿 島 守 之 助 三四 二 一三一

第三回日英同盟——日本同盟協商制度論(一〇)——	鹿島守之助	三四	三	二五〇
第三回日露協商——日本同盟協商制度論(一一)——	鹿島守之助	三四	四	三四五
日仏・日露並日英仏露四国同盟案——日本同盟協商制度論(一二)	鹿島守之助	三四	六	五〇五
帝国の倫敦宣言加入並に第四回日露協商及秘密同盟条約——日本同盟協商制度論(一三)——	鹿島守之助	三四	七	五九一
石井・ランシング協定——日本同盟協商制度論(一四)——	鹿島守之助	三四	九	八二九
日英同盟の廃棄並に四国条約の成立——日本同盟協商制度論(一五)——	鹿島守之助	三四	一〇	九三四
支那に関する九国条約(一)——日本同盟協商制度論(一六)	鹿島守之助	三五	三	一一三三
支那に関する九国条約(二・完)——日本同盟協商制度論(一六)	鹿島守之助	三五	五	四一五
蘇蒙互助条約の成立	清水 泰次	三五	八	七一〇
日蘇条約と両国の新關係——日本同盟協商制度論(一七)——	鹿島守之助	三五	八	七六〇
日独防共協定	——	三六	一	九九
共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ附屬議定書	——	三六	一	一〇〇
ABKOMMEN GEGEN DIE KOMMUNISTISCHE INTERNATIONALE.	——	三六	一	一〇一

ZUSATZPROTOKOLL ZUM ABKOMMEN GEGEN DIE
KOMMUNISTISCHE INTERNATIONALE.

外務省声明

我が大陸政策の史的考察 (一) —— 日本同盟協商制度論 (一八・
結論)

鹿島守之助 三六

一 一〇三

我が大陸政策の史的考察 (二) —— 日本同盟協商制度論 (結論)

鹿島守之助 三六

五 四三二

我が大陸政策の史的考察 (三) —— 日本同盟協商制度論 (結論)

鹿島守之助 三六

六 五六七

我が大陸政策の史的考察 (四・完) —— 日本同盟協商制度論 (結
論)

鹿島守之助 三六

九 八八九

露清密約と直隸湾問題 (一)

秋保一 郎 三六

一〇 九四八

露清密約と直隸湾問題 (二)

秋保一 郎 三七

二 一四九

露清密約と直隸湾問題 (三)

秋保一 郎 三七

三 二〇一

伊太利ノ日独防共協定参加議定書

三 三七

三 二九七

PROTOCOLLO.

三 三七

三 二九八

PROTOKOLL.

三 三七

三 二九九

露清密約と直隸湾問題 (四・完)

秋保一 郎 三七

六 五一八

満州国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル
議定書

三 三八

五 四六八

PROTOCOLLO.						三八	五	四七一
PROKOLL.						三八	五	四七二
議定書						三八	五	四七三
ハンガール国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書						三八	五	四七四
PROPCOLLO.						三八	五	四七六
PROKOLL.						三八	五	四七六
西班牙国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書						三八	五	四七七
PROCCOLLO.						三八	五	四七九
PROKOLL.						三八	五	四八〇
日本國、独逸國及伊太利國間三國條約 昭和十五年十月二十一日官報掲載						三九	一〇	八九七
DREI MÄCHTEPAKT ZWISCHEN DEUTSCHLAND, ITALIEN UND JAPAN						三九	一〇	八九八
PATTO TRIPARTITO FRA L'ITALIA, LA GERMANIA E IL GIAPPONE						三九	一〇	九〇〇
同盟條約を繞る諸問題	一	又	正	雄		四〇	五	三九九
保障及政治的了解ニ関スル日本國「フランス」國間議定書						四〇	七	六二五
保障及政治的了解ニ関スル日本國「タイ」國間議定書						四〇	七	六二六

「ハンガリー」 国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書	四〇	八	七五六
「ルーマニヤ」 国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書	四〇	八	七五七
「スロヴァキヤ」 国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書	四〇	八	七五八
「ブルガリヤ」 国ノ日本国、独逸国及伊太利国三國条約参加ニ関スル議定書	四〇	八	七五九
仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本国「フランス」 国間議定書	四〇	八	七六六
PROTOCOLE ENTRE LA FRANCE ET L'EMPIRE DU JAPON CONCERNANT LA DEFENSE EN COMMUN DE L'INDOCHINE FRANÇAISE	四〇	八	七六六
「クロアチア」 国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書	四一	二	一九九
共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ効力延長ニ関スル議定書	四一	二	二〇〇
PROTOKOLL	四一	二	二〇一
PROTOCOLLO	四一	二	二〇三
日本国、「ドイツ」 国及「イタリア」 国間協定	四一	二	二〇四
日本国「タイ」 国間同盟条約	四一	二	二〇五
反枢軸共同宣言	四一	四	三九六

安 井 郁

英米ソ協定

戦争完遂ニ付テノ協力ニ関スル日華共同宣言

日本国「ビルマ」国間同盟条約

日本国「フィリピン」国間同盟条約

日本国中華民国間同盟条約

日華同盟条約の成立

米州相互援助条約

一八九八年の英独同盟問題

一八九八年の英独同盟問題 (下)

軍事基地協定

北大西洋条約機構成立史

北大西洋条約機構に関する諸条約

イギリス・ベルギー・フランス・ルクセンブルグ・オランダ間、
経済的、社会的及び文化的協力並びに集團的自衛のための条約
(一九四八年三月十七日ブラッセルで署名)

北大西洋条約 (一九四九年四月四日ワシントンで署名)

北大西洋条約、ブラッセル条約、リオ条約及びダンケルク条約
の、脅威の生じた場合の協議並びに軍事攻撃の場合の行動に関する
条項の比較

横田喜三郎 四一 九 九一四

——— 四二 三 三二二

——— 四二 九 九七一

——— 四二 一一 一二七八

——— 四二 一一 一二九〇

植田捷雄 四三 一 八一

松下正壽 四七 二 一一七

細谷千博 五〇 三 二九九

細谷千博 五〇 五 四九五

高野雄一 五一 一 二九

内山正熊 五二 一一 二二

中村 洗 五二 一一 一〇六

中村 洗 五二 一一 一〇九

中村 洗 五二 一一 一一一

中村 洗 五二 一一 一一三

軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定(抄)(一九五一年六月十九日ロンドンで署名)

ギリシヤ、トルコ両国の北大西洋条約加盟に関する議定書に基づく北大西洋条約第六条適用範囲に関する規定の改正

三国及びドイツ連邦共和国間の関係に関する協約(一九五二年五月二十六日ボンで調印)

欧州防衛共同体を設立するための条約(抄)(一九五二年五月二十七日パリで署名)

欧州防衛共同体と北大西洋条約機構との関係に関する議定書(一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)

北大西洋条約加盟国に対する欧州防衛共同体の加盟国の援助義務に関する附属議定書(一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)

欧州防衛共同体の加盟国に対する北大西洋条約加盟国の援助義務に関する北大西洋条約附属議定書(一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)

連合王国と欧州防衛共同体の加盟国間の条約(一九五二年五月二十七日パリで署名)

地域的安全保障と集団的自衛

安保条約改定の歴史

新安保条約と自衛権

国際連合憲章との関係

中 村 洸 五二 一・二 一七

中 村 洸 五二 一・二 二五

中 村 洸 五二 一・二 二五

中 村 洸 五二 一・二 二九

中 村 洸 五二 一・二 三五

中 村 洸 五二 一・二 三六

中 村 洸 五二 一・二 三六

中 村 洸 五二 一・二 三七

高 野 雄 一 五五・二・三・四 二八三

西 村 熊 雄 五九 一・二 一

田 畑 茂 二郎 五九 一・二 五六

高 野 雄 一 五九 一・二 二一

(9) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録

(10) 千九百六十年一月十九日に發表された岸日本国総理大臣とアイゼンハウアー合衆国大統領との共同コミュニケ

(11) 日本国とアメリカ合衆国との間安全保障条約

砂川事件最高裁判所及び東京地方裁判所判決

安全保障 軍縮

講和会議と軍事問題

国際連盟と軍備問題

国際連盟と軍備制限問題 (上)

国際連盟と軍備制限問題 (下)

国際連盟総会の決議

デサルムマンの解 附 軍備制限要諦

海洋の自由と軍備制限 (上)

海洋の自由と軍備制限 (中)

海洋の自由と軍備制限 (下)

軍備制限に関する条約

五九 一・二 三三二

五九 一・二 三三五

五九 一・二 三三七

五九 一・二 三三九

坂本俊篤 一七 八 六四一

坂本俊篤 一八 二 一二七

小山精一郎 一九 二 一三〇

小山精一郎 一九 三 二二二

杉村陽太郎 二〇 二 一二七

高橋 三 二〇 七 七〇七

小山精一郎 二〇 八 八二六

小山精一郎 二〇 九 九六二

小山精一郎 二二 一 二七

立 作太郎 二二 三 一九七

『デザルマン』の解(承前) 附 軍備制限の要諦									
海軍制限条約に就て (一)									高橋 榮 三 二二
海軍制限条約に就て (二)									杉村 陽太郎 二二 五三
海軍制限条約に就て (三)									杉村 陽太郎 二二 四七
海軍制限条約に就て (四完)									杉村 陽太郎 二二 七八
TREATY BETWEEN THE FIVE POWERS CONCERNING THE LIMITATION OF NAVAL ARMAMENT SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY, 6 1922.									八 八一六
米国の軍備制限会議提唱事情 (上)									米田 實 二六 四〇四
米国の軍備制限会議提唱事情 (下)									米田 實 二六 四一九
THE AMERICAN MEMORANDUM REGARDING THE PRO- POSAL ON THE LIMITATION OF ARMAMENTS									二六 四三二
米国の軍備制限会議提唱事情 (一)									米田 實 二六 五三〇
ロンドン海軍々備制限会議につきて									米田 實 二九 二五五
ロンドン海軍々備制限会議につきて (一)									米田 實 二九 三五〇
ロンドン会議と潜水艦使用法規									横田 喜三郎 二九 五〇三
International Treaty for the Limitation and Reduction of Naval Armanent									二九 六〇四
武器取引取締會議に於ける化学戰問題									山下 康雄 四〇 七〇三

武器取引取締会議に於ける化学戦問題 (一・完)

国際連合と原子力問題 (二)

国際連合と原子力問題 (一・完)

原子力管理の諸問題

原子力管理における国家主義と国際主義

山下康雄	伊藤卓也	伊藤卓也	山下康雄
四〇	四七	四七	四〇
九	二	一	九
八一〇	九八	二七五	四五一

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUCTION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Canada, Japan and Norway: revised joint draft resolution, A/C. 1/L. 126/Rev. 1, 25 January 1957.

——— 五七 一 九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUCTION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. 1/L. 164, 24 January 1957.

——— 五七 一 九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS; CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, USSR: draft re- solution, A/C. I/L. 160, 14 January 1957.	—	—	五七	—	九四
Resolution adopted by the First Committee of the General Assembly on 6 Nov., 1957.	—	—	五七	—	九五
India: draft resolution, A/C. I/L. 176/Rev. 2, 9 October 1957.	—	—	五七	—	九六
Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. I/L. 175, 23 September 1957.	—	—	五七	—	九七
Japan: draft resolution, A/C. I/L. 174, 23 September 1957.	—	—	五七	—	九八
Discontinuance under International Control of Test of Atomic and Hydrogen Weapons, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/3673, 20 September 1957.	—	—	五七	—	九九
大気圏外の地位とその平和利用 —— 大気圏外平和利用法律委員 会より帰りにて——	高野雄一	—	五八	四	四一九
Resolution 1348 (XIII). Question of the peaceful use of outer space, December 13, 1958.	—	—	五八	四	四三四
AD HOC COMMITTEE ON THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, REPORT OF THE LEGAL COMMITTEE	—	—	五八	四	四三六

OBSERVATIONS ON OUTER SPACE

ラテン・アメリカ非核武装化条約について

QUESTION OF GENERAL AND COMPLETE DISARMAMENT, 16 DECEMBER 1969 (RESOLUTION 2602 (XXIV))

軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心に——

核兵器と国際法 (一)

核兵器と国際法 (二・完)

軍縮の法的基礎

化学兵器軍縮交渉義務の研究

第三回生物兵器禁止条約再検討会議最終宣言

ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)

ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (二・完)

地雷規制の複合的法構造

条約の国内実施と憲法上の制約——化学兵器禁止条約を素材として——

大塚博比古 五八 四 四四六
 六六 五 五五七

六九四・五六 八二一

黒沢満 七八 四 三五五

リチャード・フォーク
 テリオット・L・メイロウィッツ
 ジャック・サンダスン
 三好正弘記 八〇 五 五一九

リチャード・フォーク
 テリオット・L・メイロウィッツ
 ジャック・サンダスン
 三好正弘記 八〇 六 六五四

藤田久一 八六 六 五五〇

杉島正秋 八六 六 五八六

杉島正秋 九一 三 三四八

浅田正彦 九二 六 六五五

浅田正彦 九三 一 九

岩本誠吾 九七 五 五〇三

浅田正彦 一〇〇 五 六五九

PROBLEMS OF WAR

TH. BATES

米国と外人兵役協約

米田 實 一七

一 六

戦時国際法の現在——開講の辞——

立 作 太郎 二一

五 三六〇

国際法問答 平時に於ける復仇に因る兵力の使用

立 作 太郎 二一

五 四一九

フーゴー、グロッチウス著『平戦法規論』の由来

穂 積 陳 重 二四

五 四〇五

国際法の始祖フーゴー、グロッチウス

山 田 三 良 二四

五 四一八

グロッチウス及び其名著『戦争及平和法規論』の国際法學上の地位

立 作 太郎 二四

五 四五五

グロッチュースの戦争観に就て

松 原 一 雄 二四

五 四八三

戦争責任論争の一考察

神 川 彦 松 三七

九 八八三

我国に於ける戦時国際法の發達

信 夫 淳 平 四二

一 一

グロッチウス「戦争と平和の法」の再吟味 (一)

一 又 正 雄 四三

七 五九〇

グロッチウス「戦争と平和の法」の再吟味 (二)

一 又 正 雄 四三

九 七三三

グロッチウス・「戦争と平和の法」の再吟味 (三)

一 又 正 雄 四三

一一 八六七

グロッチウス・「戦争と平和の法」の再吟味 (四)

一 又 正 雄 四四

一 一九

我国に於ける国際法の前途

信 夫 淳 平 四五

三・四 八七

戦争の性質に関連する若干の考察

小 谷 鶴 次 四六

一 一

第二次世界大戦戦争責任論

内 山 正 熊 五〇

五 四四三

交戦権の放棄

一九四九年のジュネーブ諸条約の実施

ジュネーブ条約に関する資料 一九四九年のジュネーブ条約の実施に関する若干の立法例及びひな型法

(1) 英国の一九五七年のジュネーブ条約法 GENEVA CONVENTIONS ACT, 1957 5 & 6 Eliz. 2. Ch. 52

(2) ヘルギー國の一九五六年の赤十字の名称、及び記章及び商標の保護に関する法律 4 JUILLET 1956- LOI RELATIVE A LA PROTECTION DES DENOMINATIONS, SIGNES ET EMBLEMES DE LA CROIX-ROUGE.

(3) タイ國の一九五六年の赤十字法 (TRANSLATION) RED CROSS ACT, B. E. 2499 (1956)

(4) スイス連邦の一九五二年の、軍隊におけるジュネーブ条約の適用に関する布告 ARRETE DU CONSEIL FEDERAL concernant l'application des conventions de Genève dans l'armée (Du 29 août 1952)

(5) 赤十字国際委員会作成の、赤十字の名称及び標章に関するひな型法 MODEL LAW FOR THE PROTECTION OF THE RED CROSS NAME AND EMBLEM

一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について
(一)

一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について
(二・完)

前原光雄	五一	二	一一七
榎本重治	六〇	三	二五七
榎本重治編	六〇	三	二八四
——	六〇	三	二八四
——	六〇	三	二九三
——	六〇	三	二九四
——	六〇	三	二九四
——	六〇	三	二九四
——	六〇	三	二九四
竹本正幸	七七	二	一七五
竹本正幸	七七	三	三〇一
竹本正幸	七七	三	二九七

戦闘手段制限の外観と内実——一九四九年八月二二日のジュネーブ条約への追加議定書を中心にして——

日本における戦争法研究の歩み

田中忠 七八 三 二五一
藤田久 一九六 四・五 六〇〇

武力紛争 武力紛争法の適用 戦争・武力紛争の概念

戦争の定義に関する疑義

戦争の是非及本質に関する数説

戦争とその以外の兵力使用

満州事件と兵力の行使

国際法上の戦争

戦時国際法の特徴から観た戦争の意義

戦争と政治との関係

事変法規制定の必要

蜷川新 二 一二 一三
中村進 午 三 四 一
松原一雄 二九 三 二〇七
立作太郎 三二 一 一
松原一雄 三七 二 一〇一
大淵仁右衛門 三九 一〇 八二三
神川彦松 四〇 六 四八一
山名壽三 四〇 一〇 九四一

武力紛争 武力紛争法の適用 戦争・武力紛争の開始と終了・休戦

日露戦争開始の時期如何

日露戦争開始期論(捕獲開戦論)

ウエストレーキ博士の日露開戦観

寺尾亨 二 七 一
立作太郎 二 八 一
ウエストレーキ 二 八 四五
高橋作衛(訳)

立君の捕獲開戦論に付て	松原一雄	二	一〇	一二
続 日露戦争開始期論 捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄	立 作太郎	二	一一	三五
韓露両国間交戦状態成立時期に関する事実について	立 作太郎	二	一一	五七
続日露戦争開始期論(捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄)(承前)	立 作太郎	二	一二	一七
休戦の法理	高橋作衛	三	九	三五
媾話談判と休戦	立 作太郎	三	一〇	二
戦争の宣言に関する議題	アルベリック、ローラン	五	一	三五
朝鮮南漢山城の開城条件	篠田治策	一二	八	六七〇
戦局と講和問題	牧野義智	一五	五	四四五
時局と国際法 無賠償主義の主張を評す	蜷川新	一五	一〇	九四五
時局と国際法 支那対独逸の戦争開始手續	蜷川新	一六	一	一
時局と国際法 露国の単独休戦と休戦条約批判	蜷川新	一六	四	二六五
時局と国際法 露国の行動に対する法的批判	蜷川新	一六	四	二六八
時局と国際法 ハルピンの支那兵と日本の利害	蜷川新	一六	四	二六九
日本の講和条件を論じて「ジャツパン、クロニクル」の社説に答ふ	高橋作衛	一六	四	二七七
時局と国際法 単独講和に関する露国の宣言批評	蜷川新	一六	五	三五九
時局と国際法 独露間の講和条件批評	蜷川新	一六	五	三六一

高橋博士の講和条件論に対する神戸クロニクルの再評	東讓三郎(訳)	一六	五	三九二
時局と国際法 小露と独逸との講和条約	蜷川新	一六	六	四八二
時局と国際法 露独講和条約の法理的研究	蜷川新	一六	七	五二七
時局と国際法 独羅の講和条約と羅国の地位	蜷川新	一六	七	五三六
時局と国際法 露独の講和と露領への出兵問題	蜷川新	一六	七	五三七
断交状態と交戦状態	泉哲	一六	八	六四四
講和に関する諸慣例の総合的考察	牧野義智	一七	三	一九四
予定和約論(上)	小山精一郎	一七	五	三八二
土壘独逸戦条約に就て	蜷川新	一七	六	四六一
独逸講和と羅馬尼	米田實	一七	六	四七二
予定和約論(下)	小山精一郎	一七	七	五八九
予期せられたる帝国講和条件と実現せられつつある同条件との懸隔 大正八年九月九日起草	高橋作衛	一八	一	一
巴里平和会議に於ける領土分配の主義	立作太郎	一八	四	三二三
平和条約実施の爲めにする独逸の国内法令に就て	末弘嚴太郎	二〇	一	一〇
償金論 附对独關係の要諦	高橋粲	二〇	五	四九一
同盟及連合国と独、壘其他諸国との平和条約の研究	長岡春一	二〇	八	七八七
国際法問答 宣戦と戦争開始	立作太郎	二二	七	六四六

平和条約殊に対独条約に就て

THE TEXT OF THE ROBERTS COMMISSION REPORT ON THE PEARL HARBOR DISASTER. Jan. 23, 1942.

ルーマニア及フィンランドの休戦

無条件降伏と国体

「ポツダム」宣言受諾の経過

休戦条約と媾和条約との関係

Termination of War.

武力紛争 武力紛争法の適用 非国際武力紛争・内戦

内乱の発展と国際法

内乱と国際法

内戦と国際法——国際法学における実証主義とは何か——

内戦と一九四九年ジュネーブ条約——捕えられた戦闘員の法的保護を中心に——

民族自決権と内戦

長岡春一 二四七 六九九

四一四 四〇八

神川彦松 四三二 九七二

横田喜三郎 四五二 一

高野雄一 四五二 四五

大平善梧 四六三 一五六

T. Baty 四九四 三七六

蜷川新一 一〇四 二七九

松原一雄 三五〇 九一二

広瀬善男 六五三 一九九

藤田久一 七一三 一三四

家正治 七三三 一二五

武力紛争 武力紛争法の適用 その他(含 戦時復仇・戦数)

バルチック艦隊の運命

陣中に於ける国際法事務の一斑

陣中に於ける国際法事務の一斑

ナタルに於ける軍法 (Marital Law in Natal)

軍法の正当 (The Justification of Marital Law.)

軍法の正当 (承前)

野外要務令の改正と戦時公報

武士道と国際法

戦時犯罪其予防及処罰

時局と国際法 英仏飛行機の復仇攻撃

PROBLEMS OF WAR

現戦争と国際法の根本観念

国際法問答 戦数と戦時復仇との異同

戦争法規違反者に対する制裁の新傾向

国際法上及び条約上の用語に就て

高橋作衛	三	六	四八
皆川治廣	四	三	一三
皆川治廣	四	四	二五
デー、イー、ホルランド	五	一	三八
フレデリック、ポロロック	五	一	三九
フレデリック、ポロロック	五	二	三四
加福豊次	五	六	九
蜷川新	八	七	五七〇
ヒート、エチ、エル、ベロント 東讓三郎(訳)	一五	五	四七四
蜷川新	一六	二	八四
Th. BATY	一六	三	1
小山精一郎	一六	五	三七六
立作太郎	二一	六	五三三
松原一雄	二二	九	九九九
松原一雄	二三	九	八五八

自衛と復仇	松原 一雄	三一	三	二〇九
租借地と戦争 (一)	植田 捷雄	三六	九	八五二
租借地と戦争 (二・完)	植田 捷雄	三六	一〇	九八〇
戦数論	田岡 良一	四〇	一	一
敵機の搭乗員処罰	前原 光雄	四一	一一	二〇九
極東委員会の戦争犯罪処理方針	入江 啓四郎	四七	二	一一〇
戦犯裁判研究余論 (一)	一又 正雄	六六	一	一
戦犯裁判研究余論 (二)	一又 正雄	六六	二	一四八
戦犯裁判研究余論 (三) 太平洋戦争の停戦処理に関する国際法的考察——とくに日ソ戦争について——	一又 正雄	六六	二	一四八
国際人道法における条約違反行為処罰制度 (一) ——一九七七年第一議定書処罰規定の成立——	岡田 泉	八一	六	六八七
赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橋丸事件——	喜多 義人	八七	六	六〇三
国際刑事裁判所設立の意義と問題点	小和田 恆	九八	五	五七一
国際刑事裁判所構想の展開——ICC規程の位置づけ	藤田 久一	九八	五	六〇一
国際刑事裁判所の管轄権	岡田 泉	九八	五	六三三
国際刑事裁判所規程と戦争犯罪	真山 全	九八	五	六六九
国際刑事裁判所規程の刑法総則的規定——刑事法の視点から——	愛知 正博	九八	五	七〇二

武力紛争 害敵手段・方法の規制 兵器の規制

現戦争に於ける海牙の三宣言の適用特に有毒瓦斯の使用

現戦争に於ける毒瓦斯使用

華府会議と戦時国際法

TREATY BETWEEN THE FIVE POWERS CONCERNING THE USE OF SUBMARINES AND NOXIOUS GASES IN TIME OF WAR SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.

化学戦と国際法

ロンドン会議と潜水艦使用法規

武器取引取締会議に於ける化学戦問題

武器取引取締会議に於ける化学戦問題 (二・完)

ジュネーヴにおける空戦及び盲目兵器に関する赤十字専門委員会の議事概要

核兵器と国際法 (一)

立	作太郎	一四	九	七二五
小山	精一郎	一六	七	五三九
立	作太郎	二一	四	二四三
松	原一雄	二六	八	七四七
横	田喜三郎	二九	六	五〇三
山	下康雄	四〇	八	七〇三
山	下康雄	四〇	九	八一〇
榎	本重治	五三	四	二八九
リチャード・フオーク				
テリオット・L・メイロウィツ				
ジャック・サンダスン				
三好正弘(訳)		八〇	五	五一九

核兵器と国際法 (二・完)

リチャード・フオーイク
 エリオット・L・メイロワイヅ
 ジャック・サンダスン
 三好正弘(訳) 八〇 六 六五四

武力紛争 害敵手段・方法の規制 攻撃対象の規制

海底電線と最近戦時法

所謂「無防守都市」の空中襲撃問題

ローマの非武装化

海戦法規における目標区別原則の新展開 (一)

海戦法規における目標区別原則の新展開 (二)

武力紛争 害敵手段・方法の規制 陸戦 (占領)

韓国及サルヴァドル共和国陸戦の法規慣例に関する条約及「ジエネヴァ」条約の原則を海戦に応用する条約加盟

陸戦ノ法規慣例ニ関スル海牙条約ノ説明書

満州に於て帝国軍隊の行へる土地占領の性質

軍律及軍事警察

遼東守備軍軍律

遼東守備軍行政規則

石坂泰三	一四	一	二〇
楢崎敏雄	二七	五	四三五
一又正雄	四三	七	六四三
真山全	九五	五	五三九
真山全	九六	一	二五
ローラン	二	九	七一
立作太郎	二	一〇	八
在外法律顧問	三	二	一〇
——	三	七	三〇
——	三	七	三三

日清条約

黒木軍に於ける戦利品に就て

黒木軍に於ける戦利品に就て (前号の続)

黒木軍の戦利品に就て (第四巻の続き完結)

戦利品論 (baitin or booty)

占領地に於ける遺留財産「附」樺太に於ける事実

現品の徴発に対する補償を論ず

在外軍隊の所在地住民に対する法権

陸上に於ける露軍の戦闘法規違反の事実

戦争に関する個人の地位と第一回平和会議の陸戦の法規慣例に関する条約の規定

奈翁の遠征と学術の尊重

時局国際法 对敵取引禁止令批評

時局と国際法 ポーランドの統治詔書

時局と国際法 青島民政署の設置と支那の抗議

時局と国際法 露独の講和と露領への出兵問題

占領地に於ける占領者の国際公法上の地位

占領地に於ける占領軍の国際法上の地位

加	加	加	加	加	加	立	遠	立	秋	蟪	蟪	加	加	加	寺
福	福	福	福	福	福	作	藤	作	山	川	川	福	福	福	田
豊	豊	豊	豊	豊	豊	太	源	太	雅	川	川	豊	豊	豊	四
次	次	次	次	次	次	郎	六	郎	之	新	新	次	次	次	郎
四	四	四	四	四	四	一〇	七	六	介	五	五	五	四	四	一
五	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一	一	三	六	二	二	一	一	一	四
一〇三	二四	二三	二三	二三	二三	一	二〇	四〇	一	五八	五	二三	一五	一五	二九四

占領地に於ける占領軍の国際法上の地位

国際法上及び条約上の用語に就て

比島に於ける公有財産処理の問題

戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ関スル法律

占領地と領域の概念

総力戦と戦時占領

占領地軍政官憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ関スル法律

占領地統治に関する国際法規の再吟味(一)

占領地住民の政治参与

占領地統治に関する国際法規の再吟味(二・完)

広州湾占拠地区の軍政撤廃

我兵法書と国際法

連合国の日本占領の本質——戦後占領の新形態——

武力紛争 害敵手段・方法の規制 海戦

SOME QUESTIONS IN MARITIME INTERNATIONAL LAW

SAKUYE TAKAHASHI

戦時船舶仏国領海出入に関する法令(山田領事報告)

寺田四郎 二〇 二 一七〇

松原一雄 二三 九 八五八

松下正壽 四一 二 一七八

大澤章 四一 五 五一九

立作太郎 四二 三 二七一

山下康雄 四二 五 五五二

山原光雄 四二 一〇 九九九

前原光雄 四二 一一 一四六

山下康雄 四二 一二 二〇一

大平善梧 四三 四 三八五

田岡良一 四三 一〇 八〇一

安井郁 四五 一二 一九

一 一 5

一 八 三四

英国政府委内瑞拉国諸港湾封鎖告示 (仏国外務省告示千九百二十年十二月二十日同国官報所載)

韓国及サルヴァドール共和国陸戦の法規慣例に関する条約及「ジエネヴァ」条約の原則を海戦に応用する条約加盟

グアテマラ共和国「ジエネヴァ」条約の原則を海戦に応用する海牙条約加盟

防御海面令 (勅令三十七年一月二十三日官報)

防御海面区域 (二月十日)

捕獲審検所開設 (十日官報)

戦時禁制品 (訓令二月十日)

捕獲審検令改正 (三月二日官報)

露国海上捕獲規程

拿捕し得へき船舶と撃沈し得へき船舶

露艦の日本商船撃沈を評す

三山島砲撃に対する露国の抗議を評す

現行日本帝国海上捕獲規程

露国商船「ムクデン」号に関する捕獲審検所の検定 (明治三十七年三月十二日官報)

同「アルグン」号に関する検定 (同上)

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

赤十字条約と海戦

日本捕獲法に就て

再び日本捕獲法に就て

捕獲審検所の管轄権及其遵守法

「カルチャス」号事件

捕獲法と学術品

捕獲審検所は平和克復と共に当然消滅すべきものなりや

日本捕獲審検所に就て

戦時禁制品を輸送する船舶を拿捕し得る時期

露国商船拿捕免除に関する勅令及其適用を論ず

自国の海岸は封鎖することを得るや附封鎖区域内に租借地乃至居留地を包有し居る場合

捕獲権行使の場所に関し日露戦争中起りたる問題

捕獲審検所に関する日本の主義

戦時に於ける敵国漁船の拿捕免除

戦役の結果沈没したる交戦国艦船の所屬に就て

捕獲規程第六条に所謂特許若くは免許の効果に及ぼすべき範囲

国際捕獲審検所の適用すべき法規に付て

高橋 作 衛 三 七 八

テ、イ、ホルランド 三 八 五九

テ、イ、ホルランド 三 八 六一

松田 道 一 三 一〇 九

テ、バチー (T. Barty) 四 一 三六

松波 仁 一 郎 四 二 三

遠藤 源 六 四 二 二五

遠藤 源 六 四 六 六二

遠藤 源 六 四 九 三六

遠藤 源 六 六 三 五

有賀 長 雄 六 三 三六

遠藤 源 六 六 四 一二

遠藤 源 六 六 五 七

立 作 太 郎 六 一〇 一

遠藤 源 六 七 一 一

松波 仁 一 郎 七 四 二二

長岡 春 一 七 七 一八

護送船舶に就て

海戦法会議に就て

海戦法会議に就て (承前)

封鎖違反の船舶を拿捕する場所

国際捕獲審検所設立に関する第二平和会議条約及海戦法規に関する倫敦宣言の成行

同上に就きて一言す

倫敦宣言と継続航海の原則

倫敦海戦法規会議

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦海戦法会議 (承前)

倫敦宣言

倫敦宣言に於ける戦時禁制品

立	立	長	長	長	長	長	長	長	長	遠	高	有	遠	遠	遠	遠
作	作	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	藤	橋	賀	藤	藤	藤	藤
太	太	春	春	春	春	春	春	春	春	源	作	長	源	源	源	源
郎	郎	一	一	一	一	一	一	一	一	六	衛	雄	六	六	六	六
一	一	九	九	九	九	九	九	九	九	八	八	八	七	七	七	七
三	三	一〇	九	八	七	六	五	四	三	六	一	一	一〇	九	八	七
五	四	八	七	六	五	四	三	二	一	九	一〇	一〇	一	一	一	一
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	二	二	一	一	一	一
八	六	四	五	五	五	五	五	五	五	九	一	一〇	一	一	一	一

英国と海戦法規
 倫敦宣言に於ける戦時禁制品
 欧州戦争より起れる英国裁判所の捕獲審検事件
 現戦争に於ける軍需品供給問題
 現戦争に於ける軍需品供給問題 (二)
 時局国際法 所謂独逸の潜航艇に依る封鎖又は潜航艇戦
 時局国際法 商船武装の権利
 時局国際法 英国の対独通商一切禁止の正当
 時局国際法 米国武装商船の独艇撃沈
 時局国際法 漁船の撃沈と商船の敷設水雷に依る沈没
 帝国海軍の地中海遠征に関する国際法規
 時局と国際法 没収独塊船舶総数と法理
 時局と国際法 合衆国政府の独逸商船押収
 英国の所謂対独封鎖
 PROBLEMS OF WAR
 現戦役に於ける日本海軍の行動概要 (巻頭の地図参照)
 潜航艇と武装商船

長岡春一	一三	六	四一五
立作太郎	一三	六	四二九
ラッセル、テ、マウント 東讓三郎訳	一四	五	四一九
立作太郎	一五	七	六三九
立作太郎	一五	八	七七五
蜷川新	一五	九	八六一
蜷川新	一五	九	八六一
蜷川新	一五	九	八六二
蜷川新	一五	九	八六六
蜷川新	一五	九	八六八
蜷川新	一五	一〇	九一一
蜷川新	一六	二	八二
蜷川新	一六	二	八四
板倉卓造	一六	三	一七五
Th. BATY	一六	三	1
——	一六	四	三〇八
ピアース・ヒツギンス	一七	二	九一
寺田四郎訳	一七	二	九一

海上捕獲に関する英仏条約と我海戦法規との關係を論ず

潜航艇と武装商船 (承前)

潜航艇と武装商船 (承前)

潜航艇と武装商船 (完)

國際法問答 或る所の或る試験の問題の一

實力封鎖法史論 (一)

CONTINUOUS VOYAGE-THE PRESENT POSITION

實力封鎖法史論 (二)

實力封鎖法史論 (三)

實力封鎖法史論 (四)

實力封鎖法史論 (五)

實力封鎖法史論 (六)

國際法上及び条約上の用語に就て

實力封鎖法史論 (七、完)

英国政府の海牙第六条約廢棄

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響 (一)

田村幸策	一七	二	一〇五
ピアース・ヒツギンス 寺田四郎記	一七	四	二八四
ピアース、ヒツギンス 寺田四郎記	一七	五	三八九
ピアース、ヒツギンス 寺田四郎記	一七	六	四九一
立作太郎	二〇	八	八四五
板倉卓造	二二	一	三四
Thomas Baty	二二	二	二二四
板倉卓造	二二	六	五八九
板倉卓造	二二	九	一〇五一
板倉卓造	二三	二	一四八
板倉卓造	二三	四	三七六
板倉卓造	二三	七	六四三
松原一雄	二三	九	八五八
板倉卓造	二三	一〇	九八四
松原一雄	二五	四	三七六
森権吉	二五	九	八八一

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響 (二・完)	森 権 吉 二五	一〇	一〇一六
世界大戦の際の所謂海洋の自由の主張の起原	立 作 太 郎 二六	四	三一九
ペーチャー博士の「スコッチ・ケース」の研究	立 作 太 郎 二七	六	五五六
米国の海軍拡張と海洋自由問題	松 原 一 雄 二八	三	二七四
海法改訂と米国海軍	松 波 仁 一 郎 二八	五	四一三
海法改訂と米国海軍 (二・完)	松 波 仁 一 郎 二八	六	五五二
ロンドン会議と潜水艦使用法規	横 田 喜 三 郎 二九	六	五〇三
国際法上の封鎖と連盟規約上の所謂経済封鎖	立 作 太 郎 三一	一	一
世界大戦中及其以後に於ける武装商船問題	立 作 太 郎 三三	四	三〇一
世界大戦中及其以後に於ける武装商船問題 (二)	立 作 太 郎 三三	五	四三九
国際法上の平時封鎖と全支沿岸航行遮断宣言	立 作 太 郎 三七	一	一
英国捕獲法の創立者ストーウエル卿	寺 田 四 郎 三七	三	二一九
海戦と空戦における中立国の権利義務に関する条約案	横 田 喜 三 郎 三八	八	七二六
欧州戦争と経済戦	松 原 一 雄 三八	一〇	八六五
浅間丸事件	立 作 太 郎 三九	三	二五二
倫敦海戦法規会議に於ける間接的損害の問題 (二) —— 「国際法に於ける間接的損害の賠償」の一節 ——	安 井 郁 三九	四	二九五
倫敦海戦法規会議に於ける間接的損害の問題 (二・完) —— 「国際法に於ける間接的損害の賠償」の一節 ——	安 井 郁 三九	五	三九〇

氣比丸事件

安井郁 四一 一 六〇

香港植民地全沿岸の封鎖宣言

一又正雄 四一 一 六五

大東亞戰爭と帝國海戦法規

信夫淳平 四一 三 二〇七

捕獲審檢令中改正

四一 三 二九四

捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設ニ関スル件

四一 三 二九五

戦時禁制品ニ関スル海軍省告示

四一 三 二九五

捕獲審檢令中改正

四一 三 二九六

海戦法規の修正規定

榎本重治 四一 四 三三六

大東亞戰爭ニ於テ敵國ノ執ル措置ニ鑑ミ大正三年軍令海第八号海

四一 六 六三三

戦法規ノ一部ト異ル規定ヲ適用スルノ件

四一 七 六二七

マルチニの海戦法規改正提案について(二)——戦時海上通商問題研究の一齣——

一又正雄 四一 七 六二七

横須賀捕獲審檢所檢定

四一 七 七二八

捕獲審檢所の適用法規

立作太郎 四一 九 八三五

佐世保捕獲審檢所檢定

四一 一一 一一三八

佐世保捕獲審檢所檢定

四一 一一 一一四一

佐世保捕獲審檢所檢定

四一 一一 一一四一

佐世保捕獲審檢所檢定

四一 一一 一一四二

横須賀捕獲審檢所檢定

四一 一一 一一四三

横須賀捕獲審検所検定	四一	一一	一一三三
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三四
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三五
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三八
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一四一
大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績(一)	四二	一	四八
大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績(二)	四二	二	一五九
捕獲と捕獲審検所	四二	二	一八五
政 第八一議会の外交・国際法問題の解説 国際法問題 占領地の軍	四二	五	五一二
高等捕獲審検所検定	四二	八	八五二
第一号事件	四二	八	八五二
第五号事件	四二	八	八五六
海洋の自由とその制限	四二	一〇	九七三
海洋の自由とその制限(二・完)	四二	一一	一〇八一
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一一七一
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一一六一
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一二七〇
大澤 章	四二	一一	一一八一
大澤 章	四二	一一	一一八一
前原 光雄	四二	五	五一二
佐藤 信太郎	四二	一	四八
佐藤 信太郎	四二	二	一五九
立 作 太郎	四二	二	一八五

戦時国際法上再検討を要する若干問題

戦時封鎖制度論 (一) —— 実力性の概念を中心として ——

戦時封鎖制度論 (二) —— 実力性の概念を中心として ——

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二)

大東亜戦争と支那沿岸航行遮断

戦時封鎖制度論 (三) —— 実力性の概念を中心として ——

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二・完)

船舶の敵性に関するフランス主義

戦時封鎖制度論 (四) —— 実力性の概念を中心として ——

戦時封鎖制度論 (五) —— 実力性の概念を中心として ——

戦時封鎖制度論 (六) —— 実力性の概念を中心として ——

戦時封鎖制度論 (七) —— 実力性の概念を中心として ——

中支船舶の航行統制の緩和

戦時封鎖制度論 (八) —— 実力性の概念を中心として ——

戦時封鎖制度論 (九) —— 実力性の概念を中心として ——

上海水先船株式会社所属船舶の捕獲事件に付て

捕獲手続法の修正

「サンタ・フェ」号捕獲事件の再審査決定書

信夫淳平	四三	一	一
高野雄一	四三	一	二〇
高野雄一	四三	二	二四
佐藤信太郎	四三	二	一五六
大平善梧	四三	二	一七五
高野雄一	四三	三	二二六
佐藤信太郎	四三	三	二五三
前原光雄	四三	四	三〇三
高野雄一	四三	四	三六一
高野雄一	四三	五	四三三
高野雄一	四三	六	五三〇
高野雄一	四三	八	六八一
大平善梧	四三	八	七〇七
高野雄一	四三	一〇	八三〇
高野雄一	四三	一二	九三七
藤崎萬里	四三	一二	九七五
田岡良一	四四	一	一
	五八	五	五四三

捕獲における個人の保護

海戦法規における目標区別原則の新展開 (一)

海戦法規における目標区別原則の新展開 (二)

武力紛争 害敵手段・方法の規制 空戦

飛行器と法律

空中飛行術に関する討論

飛行機に関する戦時規則と海牙諸条約との比較研究

飛行機に関する戦時規則と海牙諸条約との比較研究 (承前)

敵国航空機の取扱

航空機と中立国

空戦法規私見 (上)

空戦法規私見 (下)

泉博士の「空戦法規私見」を読む

泉博士の「空戦法規私見」を読む (二完)

空戦法規に就て

空戦法規草案を評す

空戦法規としての臨検搜索権

小谷 鶴次 六一 五 三五三

真山 全 九五 五 五三九

真山 全 九六 一 二五

寺尾 亨 八 二 七九

テ、イ、ホルランド 八 三 二二三

高橋 作 衛 一〇 九 六九〇

高橋 作 衛 一〇 一〇 八〇六

小山 精一郎 一七 一 二〇

小山 精一郎 一七 四 二七八

泉 哲 二二 五 三六六

泉 哲 二二 六 四八七

松本 俊 一 二二 七 六二六

松本 俊 一 二二 八 七四二

泉 哲 二二 一〇 九六一

泉 哲 二二 八 六八五

松田 道一 二三 六 五二九

BOMBARDEMENT AERIEN.

Y. Sugimura 二四 二 二〇四

世界大戦の際の所謂海洋の自由の主張の起原

立 作 太 郎 二六 四 三一九

航空機の交戦権に就ての一研究 (一)

橋 崎 敏 雄 二六 七 六九六

航空機の交戦権に就ての一研究 (二)

橋 崎 敏 雄 二六 九 九一五

所謂「無防守都市」の空中襲撃問題

橋 崎 敏 雄 二七 五 四三五

空襲に関する軍事目標主義 (一)

田 岡 良 一 三五 六 四九三

空襲に関する軍事目標主義 (二)

田 岡 良 一 三五 七 六三一

空襲に関する軍事目標主義 (三)

田 岡 良 一 三五 八 七三五

空襲に関する軍事目標主義 (四・完)

田 岡 良 一 三五 九 八五四

海戦と空戦における中立国の権利義務に関する条約案

横 田 喜 三 郎 三八 八 七二六

敵機の搭乗員処罰

前 原 光 雄 四一 一二 二〇九

戦時国際法上再検討を要する若干問題

信 夫 淳 平 四三 一 一

ジュネーヴにおける空戦及び盲目兵器に関する赤十字専門委員会の議事概要

榎 本 重 治 五三 四 二八九

第二大戦および戦後の国際法学説における軍事目標主義

城 戸 正 彦 五七 五 五〇二

武力紛争 保護されるべき者 捕虜

俘虜情報局の設置 (勅令二月二十二日官報)

二 六 附録四六

- 俘虜情報局の設置を論じて露国政府の爲め其怠慢を惜む
- 露国俘虜の解放
- 俘虜收容所に於て刀剣領置に関する秋山參事官の談話
- 俘虜待遇非難の通信に関する当局者の談話
- 名古屋に於ける俘虜
- 俘虜に関する国際法規
- 俘虜に関する国際法規
- 俘虜に関する国際法規
- 露国俘虜取扱規則
- 在露俘虜としての二箇年
- 露国官憲の我同胞俘虜に対する待遇を論ず
- 黒木軍と赤十字
- 俘虜に関する我か実験 (一)
- 俘虜に関する我か実験 (二)
- 俘虜に関する我か実験 (三)

秋山雅之介	二	九	一
秋山雅之介	三	三	三九
——	三	六	七八
——	三	六	八三
蜷川新	三	八	五二
エドアール、ロムベルク	四	三	三五
山崎二郎(訳述)	四	四	三五
エトアール、ロムベルク	四	四	五九
山崎二郎(訳述)	四	五	五九
エドアール、ロムベルク	四	五	五〇
山崎二郎(訳述)	四	六	四七
エドアール、ロムベルク	四	六	四七
山崎次郎(訳述)	四	七	四六
矢野亮一	四	一〇	五二
秋山雅之介	五	九	三四
加福豊次	五	一〇	一
蜷川新	六	七	四〇
蜷川新	六	九	一六
蜷川新	七	一	一七

現行刑法に於ける国際法上の疑問の一（刑法と国際法との衝突？）外国人の犯す外患に関する罪に就て

俘虜雜記

俘虜雜記（承前）

俘虜雜記

俘虜雜記（承前）

俘虜を論ず

俘虜取扱に関する會議（ストックホルム開会「ノイエ、フライエ、プレッス」所載）

現戦争に於ける俘虜の待遇

欧州大戦と俘虜

平明丸搭乗俘虜伊太利国に收容事件

俘虜收容所条例改正

俘虜情報局官制

俘虜郵便規則中改正

俘虜郵便為替規則

俘虜宛贈答品等無償運送取扱

俘虜給与規則

大場茂馬	八	三	二〇六
蜷川新	九	四	二五二
蜷川新	九	五	三五六
蜷川新	九	六	四五九
眞野毅	一三	一〇	七四九
井田輝吉	一四	八	六七六
小山精一郎	一六	一〇	八〇六
蜷川新	二〇	五	四五七
アツシユケノ次	二一	四	三一六
俘虜收容所条例改正	四一	三	二九七
俘虜情報局官制	四一	三	二九八
俘虜郵便規則中改正	四一	三	二九九
俘虜郵便為替規則	四一	三	三〇〇
俘虜宛贈答品等無償運送取扱	四一	三	三〇〇
俘虜給与規則	四一	三	三〇一

捕獲を行ふ官憲及捕獲の行はるる場所

俘虜に関する法規の改正

第八一議会の外交・国際法問題の解説 俘虜の取扱

俘虜処罰法

俘虜派遣規則

俘虜労務規則

俘虜派遣規則中改正

我兵法書と国際法

捕虜資格と国際人道法の展開

東京裁判と捕虜虐待

武力紛争 保護されるべき者 傷病者・難船者・衛生要員

勅令第二百二十三号 明治三十四年十二月二日の勅令 日本赤十字社条例

韓国政府赤十字条約加盟

露国の戦時規定

赤十字条約と海戦

病院船に関する条約案

立 作太郎 四一 四 三七二

立 作太郎 四一 六 五九八

横田喜三郎 四二 五 五一八

四二 五 五四九

四二 六 六三六

四二 六 六三八

四二 六 六四〇

田岡良一 四三 一〇 八〇一

藤田久一 七七 五 四五三

大山梓 八二 一 一

一 一 三六

一 一 六六

二 一 六六 附録五〇

三 三 七 八

三 八 五四

再ひ「アンガラ」号事件に就て									
日本赤十字慰問使と列国									
LA LIGUE DES NATIONS ET LA LIGUE DES CROIX-ROUGES. 国際連盟並万国赤十字同盟ニ就テ	遠藤源六	一〇	五	三七二					
LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES. 赤十字連盟	蜷川新	一七	八	六五〇					
国際法問答 或る所の或る試験の問題の一	蜷川新	一八	一	五五					
THE FACTS ON THE FORMATION OF THE LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES	立作太郎	二〇	八	八四五					
今次戦争に於ける国際赤十字の活動振り	Arata Ninagawa	二五	八	八三八					
病院船の攻撃	須山達夫	四一	一〇	九九三					
ブエノスアイレス丸事件	横田喜三郎	四二	七	七二一					
帝国病院船「ブエノスアイレス」丸撃沈ニ関スル対米抗議(昭一八、一一、一五条約局)	横田喜三郎	四三	三	二八三					
PROTEST OF THE JAPANESE GOVERNMENT TO THE UNITED STATES GOVERNMENT CONCERNING THE SINKING OF THE HOSPITAL SHIP, BUENOS AIRES MARU	——	四三	三	二九九					
赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橘丸事件	喜多義人	八七	六	六〇三					

武力紛争 保護されるべき者 文民・一般住民

敵国臣民の地位に就て (De la Condition Juridique des sujets ennemis au Japon)

敵国臣民の地位に就て

敵国臣民の地位(承前、完)

戦争に関する個人の地位と第二回平和会議の陸戦の法規慣例に関する条約の規定

日英及日米間外交官、領事官及在留民の交換

高千穂丸事件

赤十字国際委員会が作成した「戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案」(一九五六年) (Draft Rules for the Limitation of the Dangers incurred by the Civilian Population in Time of War, 1956) の説明

武力紛争 保護されるべき者 その他

グワテマラ共和国赤十字条約加盟

同上(訓令二月十日官報)

戦地に於ける宣教師の保護

在留敵国人の保護に関する日本の主義

山田三良	三	二	五
山田三良	三	三	八
山田三良	四	四	四
立作太郎	一〇	一	一
太田三郎	四一	一一	一一〇
横田喜三郎	四二	六	六〇一
榎本重治	五六	三	二九八
——	——	一	一七
——	——	二	六
有賀長雄	五	六	附録四一
高橋作衛	一三	一	一

敵国臣民に属する財産にして交戦国法権内に在るものの法律上の地位並敵国人の関与せる法人の法律關係を論ず

敵国民の帰化の撤去

時局国際法 商船武装の権利

時局国際法 漁船の撃沈と商船の敷設水雷に依る沈没

時局と国際法 独支開戦の効果

PROBLEMS OF WAR

国際法問答 自国に住所を有する他国人に兵役義務を課し得るか

国際法問答 戦争と個人の地位

戦争状態開始後に於ける敵国外交使節の地位

マニラ市の軍政施行とヴァルガス協定

潜水艦及び軍用航空機の商船に対する行動

第八一議会の外交・国際法問題の解説 敵国在留邦人の待遇

武力紛争 財産の保護

瑞典諾威国及丁抹国の中立規則

捕獲法と学術品

掠奪と徵発の法理 (万国平和の一原則)

金森徳次郎 一三二 一一五

牧野英一 一四一 三八三

蜷川新 一五九 八六一

蜷川新 一五九 八六八

蜷川新 一六一 二

Th. BATY 一六一 三

立作太郎 二一七 六四九

立作太郎 二二八 七五二

立作太郎 四一三 二四八

前原光雄 四一三 二六九

松原一雄 四一四 一〇四一

松下正壽 四二五 五三三

松波仁一 二二四 四一

松波仁一 二二四 三

蜷川新 四一七 四三

黒木軍に於ける戦利品に就て

加福豊次 四九二

黒木軍に於ける戦利品に就て (前号の続)

加福豊次 四〇二

黒木軍の戦利品に就て (第四巻の続き完結)

加福豊次 五一〇

戦利品論 (baitin or booty)

加福豊次 五一〇

外人遺留財産整理状況

加福豊次 五一〇

敵国臣民に属する財産にして交戦国法権内に在るものの法律上の地位並敵国人の関与せる法人の法律關係を論ず

金森徳次郎 一三五

時局と国際法 独軍の退却と不法行為

金森徳次郎 一三五

時局と国際法 独支開戦の効果

金森徳次郎 一三五

敵国航空機の取扱

金森徳次郎 一三五

西伯利戦争と戦利品問題

金森徳次郎 一三五

国際法問答 或る所の試験問題の一

小山精一郎 一〇八

国際法問答 押収と没収との意義

小山精一郎 一〇八

国際法問答 船舶及び貨物の没収

小山精一郎 一〇八

国際法問答 或る所の試験問題二

小山精一郎 一〇八

国際法問答 敵国私有財産に関する問答

小山精一郎 一〇八

国際法問答 貨物の敵性及戦時禁制品に関する試験問題と其解答

立作太郎 二七五

戦争ノ契約ニ対スル効果ニ関スル国際法協会日本支部会報

立作太郎 二七五

受動的の意義に於ける全体主義と敵国私有財産の没収	立	作太郎	三七	五	三九四
法人の敵性	大	平善梧	四〇	四	二八九
敵産管理法	江	川英文	四一	三	二六〇
敵産管理法			四一	七	七三二
敵産管理法施行令			四一	七	七三三
敵産管理法施行規則			四一	七	七二五
敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件			四一	七	七二七
南洋諸島ニ於ケル敵産ノ管理ニ関スル件			四一	七	七二七
關東州敵産管理令			四一	七	七二八
敵性工業所有權の処理	江	川英文	四一	一一	二〇六
敵産管理法施行令の改正	江	川英文	四一	一一	二〇八
第八一議会の外交・國際法問題の解説 敵産の処理	江	川英文	四一	五	五一五
在支敵産の移管 (一)	植	田捷雄	四二	九	九四五
在支敵産の移管 (二)	植	田捷雄	四二	一〇	一〇三七
在支敵産の移管 (三)	植	田捷雄	四二	一一	一一四七
戦争と私有財産——主として大陸の敵産管理に就て——	大	平善梧	四五	五六	一三七
ハーグ陸戦規則と原油の押収——シンガポール控訴院判決を中心 に——	竹	本正幸	五九	五	六七四

武力紛争 中立

国際法上の重要文書に関し外務当局者に望む

クリーン博士近著中に於ける日本

SOME QUESTIONS IN MARITIME INTERNATIONAL LAW

SAKUYÉ TAKAHASHI

1

1

5

有賀博士の外交文書に関する意見を讀ぶ感ある Quelques mots pour la thèse de professeur Ariga au sujet de la conservation des documents importants relatifs au droit international

高橋 作衛

1

二

二六

高橋英孝博士に答ふ

HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870.

有賀 長雄

1

二

二九

クリーン博士近著中に於ける日本 (承前)

HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870

米田 奈良吉

1

三

一九

戦時船舶仏国領海出入に関する法令 (山田領事報告)

HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870

——

1

八

三四

戦時禁制海運論

戦時禁制海運論 (其二)

戦時禁制海運論 (其三 第十三号の続)

遠藤 源六

1

一一

一

遠藤 源六

1

一三

一

遠藤 源六

1

一七

一

朝鮮国中立の価値							高橋作衛	二	五	二八
マンヂュール号事件							高橋作衛	二	六	四〇
清国の中立 (二月十九日官報)								二	六	五七
捕獲審檢所開設 (十日官報)								二	六	附録四二
戦時禁制品 (訓令二月十日)								二	六	附録四三
捕獲審檢令改正 (三月二日官報)								二	六	附録四八
露国の戦時規定								二	六	附録五〇
露国海上捕獲規程								二	七	五八
戦時禁制品に付て (三月十二日倫敦「タイムス」所載)						テ、イ、ホーランド		二	八	四七
「マンヂュール」号事件に関する書類								二	八	七八
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 独国 (独文)								二	九	五三
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 仏国 (仏文)								二	九	五四
現行日本帝国海上捕獲規程								二	九	九二
諾威国汽船「ヘルムス」号に関する検定 (同上)								二	一〇	二九
諾威汽船「アッギー」号に関する検定 (明治三十七年七月一日官報)								二	一〇	六〇
捕獲船西平号の解放								二	二	五四
「レシテリヌイ」事件に関する弁明書								二	二	五八

商船に関する権利義務

露国捕獲法に就て

「アラントン」号に就て

波羅の艦隊暴乱事件及其解決方法

石炭の供給に関する一先例

再び露国捕獲法に就て

露国と中立船 八月十九日コロンウォール、セント、アイヴス、
トレガルテンに於て

交戦国船舶と中立国港

中立国船の待遇

中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず

三たび露国捕獲法に就て

「ナイトコンマンダー」号事件とホルランド博士及びギブソン、バ
オルス氏

捕獲審検所論

平和条約調印後批准前に為したる捕獲

中立港と逃竄軍艦(倫敦「スペクター」所論)

戦時禁制品の処分に関する日露英並に大陸の諸主義を論評す

ナイベルス 三 一 一八

テ、イ、ホルランド 三 一 二六

テージエー ローレンス 三 一 二九

松原一雄 三 二 一五

高橋清一 三 二 四三

デー、イ、ホルランド 三 二 四六

ジエー、ウエストレーキ 三 二 五〇

ダブルユー、アル 三 二 五二

エージエー、ラム (A.J. Ram) 三 二 五三

秋山雅之介 三 三 一五

トーマス、ギブソン、バオルス 三 三 五一

アーサー、コーヘン 三 三 五四

松波仁一郎 三 四 五

高橋作衛 三 四 三〇

—— 三 四 四二

高橋作衛 三 五 一

中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず (第三卷第三号の続)
 石炭と中立国の義務

戦時禁制品及中立国船舶に関する英国の態度
 英国の中立宣言

中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず (前号からの続き、
 結論)

英国の中立宣言

露国艦隊への給炭

波羅的艦隊とポルトサイドに於ける給炭の便宜

日本捕獲法に就て

再び日本捕獲法に就て

日露戦争の中立法規

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上) 第一 英国及其の属領
 等——威海衛中立規則／マルタ中立追補宣言／露国並に日本兩軍
 隊所屬避難者の抑留場取締条例／蘇土運河に関する告示／蘇土運
 河以外の埃及国の中立規則／By the King. A PROCLAMATION
 日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上) 北米合衆国中立規則
 BY THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMER-
 ICA, A PROCLAMATION

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上) 伊太利国

秋山雅之介	三	五	一七
エルネスト、ナイス	三	五	三一
——	三	五	三四
テ、イ、ホルランド	三	五	四四
秋山雅之介	三	六	一〇
テ、イ、ホルランド	三	六	七三
テ、イ、ホルランド	三	六	七六
マルコム、マクイルレーヌ (Malcolm McIlwraith)	三	七	三五
テ、イ、ホルランド	三	八	五九
テ、イ、ホルランド	三	八	六一
高橋作衛	三	八	六二
——	三	九	三八
——	三	九	六〇
——	三	九	六九

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上)	独逸国	—	三	九	六九
日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上)	西班牙国	—	三	九	七〇
日露戦争の際諸外国の局外中立宣言 (上)	暹羅国	—	三	九	七〇
捕獲審検所の管轄権及其遵守法	松田道一	—	三	九	九
中立国領海内に於ける交戦国艦隊	テ、イ、ホルランド	—	三	〇	二八
時局に於けるド、マルテンス教授	テ、イ、ホルランド	—	三	〇	三〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	和蘭	—	三	〇	三八
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	仏蘭西	—	三	〇	四〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	埃太利国	—	三	〇	四三
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	丁抹国 (英文)	—	三	〇	五〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	瑞典及那威国	—	三	〇	六四
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	清国	—	三	〇	七一
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	葡萄牙国	—	三	〇	七五
「カルチャス」号事件	テ、バチー (T. Baty)	—	四	一	三六
捕獲審検所は平和克復と共に当然消滅すべきものなりや	遠藤源六	—	四	二	二五
中立国船の撃沈に就て	テ、イ、ホルランド (T. E. Holland)	—	四	二	四六
中立国船舶の撃沈に就て	テ、バチー (T. Baty)	—	四	二	四八

戦時禁制品としての棉花

デー、イー、ホルランド
(T. E. Holland)

四三

三一

不完全中立と局地中立

中立国領水内に於ける交戦国軍艦の地位を論ず

中村進午

四四

五一

日本捕獲審検所に就て

人、物及船舶の敵性に関する英仏主義

佐分利貞男

四四

六一

戦時禁制品を輸送する船舶を拿捕し得る時期

局外中立法案

山内四郎

四四

六七

局外中立法案(承前)

海上私有財産捕獲の禁止

遠藤源六

四四

三六

備船乃至賃貸借契約より生ずる敵性

クリーン氏の局外中立案に対する学者の意見

リシヤール、クリーン

五五

四一

中立法規に関する万国国際法協会提案

立作太郎

五六

四〇

拿捕船舶の撃沈に就て

捕獲権行使の場所に関し日露戦争中起りたる問題

松波仁一郎

五六

一九

クリーン氏の戦時禁制品に関する日露両国法論を読む

海山生

五六

三〇

捕獲審検所に関する日本の主義

渡部信

五六

四五

日露戦争中各国の局外中立

遠藤源六

五六

四三

永世中立国

日露開戦当初に於ける韓国の上法律上の地位

永世中立国 (前号の続)

独船「ブンデスラート」号捕獲事件に関する諸大法律家の所説
(独紙所載)

「ブンデスラート」号事件

封鎖違反の船舶を拿捕する場所

墨西哥マグアレナ湾に関する問題

倫敦宣言と継統航海の原則

巴奈馬運河防備問題に就て

巴奈馬運河防備問題に就て (前号の続き)

倫敦海戦法規会議

倫敦海戦法規会議 (承前)

日本と局外中立

倫敦海戦法規会議 (承前)

日本と局外中立 (承前)

倫敦海戦法規会議 (承前)

倫敦海戦法規会議 (承前)

長岡春一	長岡春一	高橋作衛	長岡春一	高橋作衛	長岡春一	長岡春一	寺尾亨	寺尾亨	遠藤源六	有賀長雄	遠藤源六	G N 生	G N 生	松島肇	有賀長雄	松島肇
九	九	九	九	九	九	九	九	九	八	八	七	七	七	七	七	七
七	六	六	五	五	四	三	二	一	六	五	一〇	六	五	三	三	二
五四五	四六八	四五三	三七一	三三九	二八〇	一九六	一一〇	一	四六九	三四三	一	三一	四二	三二	八	二八

- 倫敦海戰法會議 (承前)
- 倫敦海戰法會議 (承前)
- 日本と局外中立 (第六号の続き)
- 倫敦海戰法會議 (承前)
- 巴里宣言中貨物に関する原則に就て
- 列国議員団第五調査委員会の議に上りたる海峡運河中立問題
- 倫敦宣言に於ける敵対幫助 (非中立役務)
- 米国の中立態度
- 支那の中立
- 倫敦宣言に於ける戦時禁制品
- 倫敦宣言に於ける戦時禁制品
- 海底電線と最近戦時法
- 中立国としての北米合衆国の地位
- 中立国としての北米合衆国の地位 (前号の続完了)
- 戦争の欧州永世中立地に及ぼす影響
- 欧州戦争より起れる英国裁判所の捕獲審検事件
- 現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

遠藤源六	東 讓三郎 <small>ラッセル、テリ、マウント</small>	泉 哲	島 谷 亮 輔	島 谷 亮 輔	石 坂 泰 三	立 作 太 郎	立 作 太 郎	根 來 源 之	米 田 實	立 作 太 郎	宮 岡 恒 次 郎	高 橋 作 衛	長 岡 春 一	高 橋 作 衛	長 岡 春 一	長 岡 春 一
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一一	一一	一〇	九	九	九	九
一〇	五	三	二	一	一	六	五	二	二	一〇	七	一	一〇	一〇	九	八
八二五	四一九	二二九	一一六	二七	二〇	四二九	三二八	一一八	一〇七	八四四	五六九	二八	八一四	七九五	七二〇	六二五

現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

リチャーズ教授の国際法時事問題論評

SUR L'ATTITUDE DE L'ALLEMAGNE A L'EGARD DE LA
BELGIQUE A L'OUVRETTURE DES PRESENTES HOSTI-
LITES

船籍移転に就いて (承前)

船籍移転に就いて (承前完)

現戦争に於ける軍需品供給問題

現戦争に於ける軍需品供給問題 (一)

米国態度変遷の順序

時局国際法 独逸と米国との関係

米国態度変遷の順序 (承前)

時局と国際法 断交せる中立国の地位を論ず

参戦前の米国内情

英国の所謂対独封鎖

PROBLEMS OF WAR

中立国船中の郵便物の押収

海上捕獲に関する英仏条約と我海戦法規との関係を論ず

ドラ、ファイユ
町田 梓 樓記

寺田 四郎

C. DELLA FALLA

寺田 四郎

寺田 四郎

立 作 太郎

立 作 太郎

川崎 巳之太郎

川崎 巳之太郎

川崎 巳之太郎

川崎 巳之太郎

板倉 卓造

板倉 卓造

Th. BATY

立 作 太郎

田村 幸策

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一六

一六

一六

一六

一七

一

一

一

五

六

七

八

九

九

一〇

一〇

一〇

一

三

四

二

一

一

1

四五三

五五九

六三九

七七五

八三七

八五九

九一四

九四七

一八

一七五

1

二四九

一〇五

航空機と中立国									
中華民國と欧州大戦国際法論									
国際法問答 或る所の試験問題の一	有賀長雄	一八	五	四二三					
国際法問答 或る試験問題と之に対する或人の解答	立作太郎	二二	四	三三一					
CONTINUOUS VOYAGE-THE PRESENT POSITION	立作太郎	二二	二	一五六					
Thomas Bay		二二	二	二二四					
国際法問答 戦時禁制品の連続航海主義 (SとTとの間の問答)	立作太郎	二二	六	六五〇					
国際法問答 大戦に於ける白耳義の地位と陸戦に於ける中立国及中立人の権利義務に関する海牙条約第十条	立作太郎	二二	九	一〇八五					
国際法問答 船舶及び貨物の没収	立作太郎	二二	六	五九三					
国際法問答 或る所の試験問題三	立作太郎	二二	七	六九八					
LES ETATS NEUTRES SONT-ILS LIBRES D'INTERDIRE LE SURVOL DES AERONEFS BELLIGERANTS	Yotaro Sugimura	二二	七	七三四					
国際法上及び条約上の用語に就て	松原一雄	二二	九	八五八					
Neutralisation 之 Internationalisation	松原一雄	二二	三	二五三					
国際法問答 二十四時間規則に関する問答	立作太郎	二二	三	三〇七					
敵貨と戦時禁制品	松原一雄	二二	一〇	九五一					
国際法問答 貨物の敵性及戦時禁制品に関する試験問題と其解答	立作太郎	二二	五	四七八					
ベーチー博士の「スコッチ・ケース」の研究	立作太郎	二二	六	五五六					
米国の海軍拡張と海洋自由問題	松原一雄	二二	三	二七四					

海法改訂と米国海軍

海法改訂と米国海軍 (二・完)

アメリカ合衆国新中立法要義 (一)

アメリカ合衆国新中立法要義 (二・完)

英国捕獲法の創立者ストーウエル卿

国際法秩序に於ける制裁と中立 (一)

国際法秩序に於ける制裁と中立 (二)

国際法秩序に於ける制裁と中立 (三)

国際法秩序に於ける制裁と中立 (四・完)

国際法の新動向

海戦と空戦における中立国の権利義務に関する条約案

欧州戦争と経済戦

シチー・オヴ・フrintト号事件に関する研究

支那租界の中立性 (一)

浅間丸事件

浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文 (仮訳)

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文

使宛公文

松波仁一郎 二八 五 四一三

松波仁一郎 二八 六 五五二

立作太郎 三六 八 七七八

立作太郎 三六 九 八二六

寺田四郎 三七 三 二一九

大澤章 三七 四 三〇二

大澤章 三七 五 四六七

大澤章 三七 七 六〇六

大澤章 三七 八 八二一

松原一雄 三八 一 一

横田喜三郎 三八 八 七二六

松原一雄 三八 一〇 八六五

立作太郎 三九 二 一五八

大平善梧 三九 三 一八七

立作太郎 三九 三 二五二

三九 三 二七一

三九 三 二七七

三九 三 二七七

アメリカ中立法の改正

横田喜三郎 四一 一五六

船舶の破壊の場合に於ける敵船中の中立貨及び中立船中の敵貨
(一・完)

立 作太郎 四一 二一三七

大東亜戦争と戦時禁制品——戦時海上通商の一傾向——

一 又正雄 四一 二二六五

捕獲審検令中改正

一 又正雄 四一 二二九四

捕獲審検所及高等捕獲審検所開設ニ関スル件

一 又正雄 四一 二二九五

戦時禁制品ニ関スル海軍省告示

一 又正雄 四一 二二九五

捕獲審検令中改正

一 又正雄 四一 二二九六

貨物の敵性決定の規準 (ベイチ博士の新論文)

立 作太郎 四一 四〇〇

中立国に依る交戦国の利益の保護

高橋通敏 四一 五七五

横須賀捕獲審検所検定

七 七二八

捕獲審検所の適用法規

立 作太郎 四一 八三五

禁制品輸送船の制裁に関する純日本主義及其の根拠

立 作太郎 四一 一〇〇三

佐世保捕獲審検所検定

一 一四一

佐世保捕獲審検所検定

一 一四一

佐世保捕獲審検所検定

一 一四二

佐世保捕獲審検所検定

一 一三八

横須賀捕獲審検所検定

一 一四三

戦時封鎖制度論 (二)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	二	一二四
大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二)		佐藤信太郎	四三	二	一五六
戦時封鎖制度論 (三)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	三	二二六
大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二・完)		佐藤信太郎	四三	三	二五三
船舶の敵性に関するフランス主義		前原光雄	四三	四	三〇三
戦時に於ける巴奈馬運河の地位 (二・完)		海本徹雄	四三	四	三二五
戦時封鎖制度論 (四)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	四	三六一
戦時封鎖制度論 (五)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	五	四三三
戦時封鎖制度論 (六)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	六	五三〇
戦時封鎖制度論 (七)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	八	六八一
トルコの中立政策		一又正雄	四三	八	七二二
スペイン		一又正雄	四三	九	七八〇
戦時封鎖制度論 (八)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	一〇	八三〇
戦時封鎖制度論 (九)	—— 実力性の概念を中心として ——	高野雄一	四三	一二	九三七
上海水先船株式会社所属船舶の捕獲事件に付て		藤崎萬里	四三	一二	九七五
捕獲手続法の修正		田岡良一	四四	一	一
永世中立の起因		田岡良一	四八	六	六六七
国際連合と永世中立		大平善梧	四九	三	二四六

軍事郵便物 (勅令二月五日官報)	二	六	附録三六
露国商船拿捕猶予 (勅令二月九日官報)	二	六	附録三七
外交官領事官臨時増員 (勅令二月九日官報)	二	六	附録三八
領事館費用 (勅令二月九日官報)	二	六	附録三九
戦時又は事変に際し官吏に非ずして陸軍の事務に従事する者の待遇の件 (勅令二月十日官報)	二	六	附録三九
海軍治罪法を台湾に施行するの件 (勅令二月十日官報)	二	六	附録四〇
臨時海軍軍法会議及び海軍合囲地軍法会議に於ける主理、録事、海軍警査に関する件 (同上)	二	六	附録四〇
海軍戦時給与規則中改正の件 (同上)	二	六	附録四〇
露国臣民保護 (勅令二月九日官報)	二	六	附録四一
同上 (勅令二月十日官報)	二	六	附録四一
防御海面区域 (二月十日)	二	六	附録四二
捕獲審検所開設 (十日官報)	二	六	附録四二
戦時禁制品 (勅令二月十日)	二	六	附録四三
陸軍兵籍規則 (陸軍省令第六号)	二	六	附録四三
郵便物の件 (二月十日)	二	六	附録四五
海陸軍に対する勅語 (二月十四日官報)	二	六	附録四五
俘虜情報局の設置 (勅令二月二十二日官報)	二	六	附録四六

日韓議定書 (二月二十七日)

捕獲審檢令改正 (三月二日官報)

露国の戦時規定

日露戦争開始の時期如何

ホルランド博士の日本に対する同情

日露開戦前之外交文書 原井并英文

日露交渉に関する往復

CORRESPONDENCE REGARDING THE NEGOTIATIONS
BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.

日露戦争開始期論 (捕獲開戦論)

ウエストレーキ博士の日露開戦観

「マンヂュール」号事件に関する書類

俘虜情報局の設置を論じて露国政府の爲め其怠慢を惜む

再び露艦の日本商船撃沈を非難し外交時報中の質疑に答へ並に同誌編纂者の注意を促す

日本と国際法に関するケベチー博士の意見 「ガセット」、ド、ローザンヌ」三月二十八日

三山島砲撃に対する露国の抗議を評す

六 附録四七

六 附録四八

六 附録五〇

七 一

七 三五

七 附録別冊

七 附録別冊一

七 附録別冊一

八 一

八 四五

八 七八

九 一

九 三八

九 四七

九 五一

諸威汽船「アッキー」号に関する検定(明治三十七年七月一日官報)

今日の戦局は列国の容喙により終了すべきものに非ず

露国陸海軍及び義勇艦隊の国際法違反を論ず

続 日露戦争開始期論 捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄

露国義勇艦隊の暴挙

韓露両国間交戦状態成立時期に関する事実について

公海に於ける水雷沈設に関する英米学者の所見

再び公海に於ける水雷沈設に関する英国学者の所説

続日露戦争開始期論(捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄)(承前)

英国ローレンス博士の最新著書

捕獲船西平号の解放

「タリヤ」号捕獲検定書

商船に関する権利義務

露国捕獲法に就て

「アラントシ」号に就て

戦地に於ける国際法問題

波羅的艦隊暴乱事件及其解決方法

寺尾 亨	二	一〇	六〇
秋山雅之介	二	一一	一七
立 作 太郎	二	一一	三五
松 原 一 雄	二	一一	四八
立 作 太郎	二	一一	五七
高 橋 作 衛	二	一一	六〇
立 作 太郎	二	一一	六六
立 作 太郎	二	一二	一七
高 橋 作 衛	二	一二	三九
高 橋 作 衛	二	一二	五四
高 橋 作 衛	二	一二	五六
ナイベルス	三	一一	一八
テ、イー、ホルランド	三	一一	二六
テ、ジー、ローレンス	三	一一	二九
蜷 川 新	三	一一	三一
松 原 一 雄	三	一二	一五

再ひ露国捕獲法に就て
 露国と中立船 八月十九日コロンウォール、セント、アイヴス、
 トレガルテンに於て
 交戦国船舶と中立国港
 露国の英商船舶捕獲に就て
 ウェストレーキ博士の日露戦観と其新著
 三たび露国捕獲法に就て
 「ナイトコンマンダー」号事件とホルランド博士及びギブソン、バ
 オルス氏
 日露戦争国際法事件史要
 バルチツク艦隊の運命
 露国艦隊への給炭
 俘虜收容所に於て刀剣領置に関する秋山參事官の談話
 俘虜待遇非難の通信に関する当局者の談話
 従軍所見(一)
 最近欧州雁信(一) ウェストレーキ博士の書信
 最近欧州雁信(二) クリーン博士ノ書信
 波羅的艦隊とポルトサイドに於ける給炭の便宜

デー、イー、ホルランド	三	二	四六
ジェー、ウェストレーキ	三	二	五〇
ダブルユー、アル	三	二	五二
——	三	二	五五
高橋 作 衛	三	三	四七
トマス、ギブソン、バオルス	三	三	五一
アーサー、コーヘン	三	三	五四
高橋 作 衛(編)	三	四	六八
高橋 作 衛	三	六	四八
デー、イー、ホルランド	三	六	七六
——	三	六	七八
——	三	六	八三
蜷 川 新	三	七	五
高橋 作 衛	三	七	二四
高橋 作 衛	三	七	二五
マルコム、マクイルラエース (Malcolm McIlraith)	三	七	三五

日露戦争国際法事件史要

欧州雁信 ウェストレーキ博士の音信

名古屋に於ける俘虜

日露戦争の中立法規

従軍所感

従軍所感

従軍所感

浦塩斯徳は自由港となす可からず我軍港となす可し

日露戦争国際法事件史要日記の部(続)

ウイツテの宣言と予定和約

六博士の上奏文

東京帝国大学教授の抗議

京都帝国大学教授の抗議

日露戦争と国際法の発展

陣中に於ける国際法事務の一斑

高橋作衛 三 七 六四

水野鍊太郎 三 八 五一

蜷川新 三 八 五二

高橋作衛 三 八 六二

皆川治廣 三 九 六一

高橋粲三 三 九 七一

田中遜 三 九 一五

高橋作衛 三 九 三二

高橋作衛(編) 三 一〇 九四

立作太郎 四 一 一

金井寛延 四 一 一

戸水寛人 四 二 五一

寺尾朝亨 四 二 五一

岡田朝太郎 四 二 五一

建部遜吾 四 二 五一

中村進午 四 二 五一

花井卓藏 四 二 五五

皆川治廣 四 三 一三

ボーツマス講和会議の逸話	
旅順開城の真相と遼東行政に関する実験談	
陣中に於ける国際法事務の一斑	
日露講和条約に関するウェストレーキ博士の短評	
クリーン博士の日露講和条約に関する意見	
在米中の日露戦争国際法観	
旅順開城の真相と遼東半島行政に関する実験談(承前)	
日露講和条約に関する詔勅	
条約批准の詔勅	
陸海軍に賜はりたる勅語	
日露講和条約	
追加條款(日英仏文)	
TRAITÉ DE PAIX ENTRE LE JAPON ET LA RUSSIE.	
TREATY OF PEACE BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.	
日清条約	
従軍中経歴談	
従軍経歴談(承前)	
露国俘虜取扱規則	

安達峰一郎	四	四	一
篠田治策	四	四	一一
皆川治廣	四	四	二五
高橋作衛	四	四	七一
金子堅太郎	四	四	七三
篠田治策	四	五	一
	四	五	二四
	四	五	七三
	四	五	七四
	四	五	七五
	四	五	七六
	四	五	八二
	四	五	八三
	四	五	八三
	四	五	一〇三
	四	六	一
有賀長雄	四	七	三一
有賀長雄	四	七	四六
山崎次郎(記)	四	七	

- 日露戦争中の野戦郵便
 黒木軍に於ける戦利品に就て
 佐渡丸遭難の実況在露俘虏としての二年間
 黒木軍に於ける戦利品に就て (前号の続)
 海軍より観たる日露休戦条約
 黒木軍の戦利品に就て (第四巻の続き完結)
 外人遺留財産整理状況
 日露戦役に於ける日本軍の軍律
 日露戦争に於ける清朝陵寢及重要市街の保護
 露国官憲の我同胞俘虏に対する待遇を論ず
 黒木軍と赤十字
 黒木軍と赤十字 (第五巻第十号の続)
 露国商船拿捕免除に関する勅令及其適用を論ず
 日露戦争に彼我の採用したる害敵手段
 捕獲権行使の場所に関し日露戦争中起りたる問題
 黒木軍と赤十字 (三) (第六巻三三号の続)
 クリーン氏の戦時禁制品に関する日露両国法論を読む
 有賀博士の新著

米田奈良吉	加福豊次	矢野亮一	加福豊次	蜷川新次	加福豊次	蜷川新次	篠田治策	有賀長雄	秋山雅之介	加福豊次	加福豊次	遠藤源六	有賀長雄	遠藤源六	加福豊次	遠藤源六	遠藤源六	遠藤源六	秋山雅之介
四	四	四	四	五	五	五	五	五	五	五	五	六	六	六	六	六	六	六	六
九	九	九	一〇	一	一	一	二	六	九	一〇	一〇	二	三	三	二	二	二	二	四
一	二四	五二	二三	二二	二三	二三	三八	一	三四	一	一	五	一	一	二〇	二〇	二〇	二〇	六四

露国政府対独商ヘルフェルト間汽船「アンハルト」号並に同船積荷引渡請求事件

日露戦争中各国の局外中立

陸上に於ける露軍の戦闘法規違反の事実

法学博士遠藤源六氏著日露戦役国際法論

拙著日露戦役国際法論に対する有賀博士の高評に就て

日露開戦当初に於ける韓国の法律上の地位

極東に於ける未決事件（ノーウオエ、ウレーミア所載）

「カザン」号「アンガラ」号事件

元露国病院船「アンガラ」号事件

遠藤博士の批評を批評す

再び「アンガラ」号事件に就て

威海衛の降伏と旅順口の開城

威海衛の降服と旅順の開城（完）

ポーツマス講話談判始末（一）

ポーツマス講話談判始末（二）

従軍所感と国際法

TRAITE DE PAIX (entre le Japon et la Russie), Signé a Portsmouth, Septembre 5, 1905, Ratifié Octobre 14, 1905

遠藤源六	六	四	六六
遠藤源六	六	五	四三
遠藤源六	七	一	二〇
有賀長雄	七	一	三七
遠藤源六	七	二	四四
有賀長雄	七	三	八
X Y	七	六	四〇
篠田治策	七	一〇	一六
遠藤源六	一〇	二	九一
有賀長雄	一〇	三	一八九
遠藤源六	一〇	五	三七二
高橋作衛	一一	二	九七
高橋作衛	一一	六	四七八
信夫淳平	二七	三	二四九
信夫淳平	二七	四	三五三
信夫淳平	四一	七	六五七

武力紛争 事例 第一次世界大戦

米国の中立態度

支那の中立

世界大戦争に対する英人の覚悟

仏国は戦勝の代償を仕払ひ得可きか(千九百十五年七月仏「ルヴ
ユー、ポリテック、エ、バルルマンデール」)

欧州戦争より起れる英国裁判所の捕獲審検事件

奥匈国人と国際法

現戦争に於ける海牙の三宣言の適用特に有毒瓦斯の使用

現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

SUR L'ATTITUDE DE L'ALLEMAGNE A L'EGARD DE LA
BELGIQUE A L'OUVERTURE DES PRESENTES HOSTI-
LITES

現連合国の協同關係に就いて

独逸の白耳義侵入事件 (The Case of Belgium)

米田實	二三	二	一〇七
根來源之	二三	二	一二八
高橋作衛	二三	四	二五七
フェルナン、フォール	一四	五	四一〇
ラッセル、テリ、マウント 東 讓三郎訳	一四	五	四一九
蜷川新	一四	八	六七一
立作太郎	一四	九	七二五
遠藤源六	一四	一〇	八一五
ドラ、ファイユ 町田梓樓訳	一五	一	一
C DELLA FALLIE	一五	一	1
牧野義智	一五	三	二四八
ゼームス、エム、ベック 東 讓三郎訳	一五	三	二七七

戦局と講和問題	牧野義智	一五	四五
白耳義希臘及支那の現在の地位	川崎巳之太郎	一五	八三一
米国態度変遷の順序	川崎巳之太郎	一五	八三七
時局国際法 国際法の權威	蜷川	一五	八五七
時局国際法 独逸と米国との關係	蜷川	一五	八五九
時局国際法 所謂独逸の潜航艇に依る封鎖又は潜航艇戦	蜷川	一五	八六一
時局国際法 商船武装の權利	蜷川	一五	八六一
時局国際法 英国の対独通商一切禁止の正当	蜷川	一五	八六二
時局国際法 米独開戦とモンロー主義	蜷川	一五	八六四
時局国際法 露国社会党と国際法	蜷川	一五	八六五
時局国際法 米国武装商船の独艇撃沈	蜷川	一五	八六六
時局国際法 漁船の撃沈と商船の敷設水雷に依る沈没	蜷川	一五	八六八
時局国際法 対敵取引禁止令批評	蜷川	一五	八六九
帝国海軍の地中海遠征に関する国際法規	川崎巳之太郎	一五	九一一
米国態度変遷の順序(承前)	川崎巳之太郎	一五	九一四
時局と国際法 領土不割譲主義の提案を評す	蜷川	一五	九四二
時局と国際法 無賠償主義の主張を評す	蜷川	一五	九四五
時局と国際法 断交せる中立国の地位を論ず	蜷川	一五	九四七

時局と國際法	獨軍の退却と不法行為	蜷川新	一五	一〇	九四九
時局と國際法	支那対独塊の戦争開始手續	蜷川新	一六	一	一
時局と國際法	独支開戦の效果	蜷川新	一六	一	二
時局と國際法	独支開戦と青島問題	川崎巳之太郎	一六	一	四
参戦前の米国内情		川崎巳之太郎	一六	一	一八
時局と國際法	支那の欧州出兵問題	蜷川新	一六	二	七九
時局と國際法	没収独塊船舶総数と法理	蜷川新	一六	二	八二
時局と國際法	合衆国政府の独逸商船押収	蜷川新	一六	二	八四
時局と國際法	英仏飛行機の復仇攻撃	蜷川新	一六	二	八四
時局と國際法	在アルジェンチン独逸公使の密電事件と瑞典の親独思想	蜷川新	一六	二	八六
時局と國際法	ポーランドの統治詔書	蜷川新	一六	二	八七
英国の所謂対独封鎖		板倉卓造	一六	三	一七五
時局と國際法	青島民政署の設置と支那の抗議	蜷川新	一六	三	二〇三
中立国船中の郵便物の押収		立作太郎	一六	四	二四九
時局と國際法	露国の単独休戦と休戦条約批評	蜷川新	一六	四	二六五
時局と國際法	露国の行動に対する法的批判	蜷川新	一六	四	二六八
日本の講和条件を論じて「ジャツパン、クロニクル」の社説に答		高橋作衛	一六	四	二七七

現戦役に於ける日本海軍の行動概要 (巻頭の地図参照)	蛭川新	一六	四	三〇八
時局と国際法 単独講和に関する露国の宣言批評	蛭川新	一六	五	三五九
時局と国際法 独露間の講和条件批評	蛭川新	一六	五	三六一
時局と国際法 日露密約の発表	蛭川新	一六	五	三六四
時局と国際法 ハルピンの支那兵と日露協約	蛭川新	一六	五	三六七
時局と国際法 日本軍艦の浦塩警備	蛭川新	一六	五	三六九
高橋博士の講和条件論に対する神戸クロニクルの再評	東讓三郎	一六	五	三九二
時局と国際法 小露と独墺との講和条約	蛭川新	一六	六	四八二
時局と国際法 露独講和条約の法理的研究	蛭川新	一六	七	五二七
時局と国際法 独羅の講和条約と羅国の地位	蛭川新	一六	七	五三六
現戦争に於ける毒瓦斯使用	小山精一郎	一六	七	五三九
現戦争と国際法の権威	小山精一郎	一六	八	六四九
現戦争に於ける俘虜の待遇	小山精一郎	一六	一〇	八〇六
予定和約論 (上)	小山精一郎	一七	五	三八二
欧州戦争の戦費、損失及利益 (千九百十八年米「ギヤランテー、ニュース」)	アル、イ、ホエッセル 大蔵省理財局報告の要約	一七	五	三九九
土墺独休戦条約に就て	蛭川新	一七	六	四六一
独逸講和と羅馬尼	米田實	一七	六	四七二

予定和約論(下)

予期せられたる帝国講和条件と実現せられつつある同条件との懸隔 大正八年九月九日起草

山東問題と支那の主張及不法

巴里平和會議に於ける領土分配の主義

シエルト河左岸並南リムブルグ問題 白耳義が巴里平和會議に提出せるシエルト左岸及リムブルグ州南部に対する要求を養護する事実の梗概

中華民国と欧州大戦国際法論

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第四十二議會に於て

平和條約實施の爲めにする独逸の国内法令に就て

平和會議及最高會議に就て

欧州大戦と俘虜

償金論 附対獨關係の要諦

同盟及連合國と獨、塊其他諸國との平和條約の研究

平明丸搭乗俘虜伊太利國に收容事件

國際法問答 大戦に於ける白耳義の地位と陸戦に於ける中立國及中立人の權利義務に関する海牙條約第十條

小山精一郎 一七 七 五八九

高橋作衛 一八 一 一

蜷川新 一八 二 一一九

立作太郎 一八 四 三三三

白耳義查報局 一八 四 三三九

有賀長雄 一八 五 四三三

高橋作衛 一八 六 五四一

末弘嚴太郎 二〇 一 一〇

長岡春一 二〇 四 四二五

蜷川新 二〇 五 四五七

高橋榮三 二〇 五 四九一

長岡春一 二〇 八 七八七

アツシユケノ 二二 四 三二六

立作太郎 二二 九 一〇八五

世界戦争の思想的背景 (一)
 世界戦争の思想的背景 (二・完)
 平和条約殊に対独条約に就て
 戦争責任論争の一考察

武力紛争 事例 満州事変・日中戦争

The League and the Manchurian Emergency A Conspectus of
 Japan's Position and Claims

『満州事件特別号』の発行について

自衛権概説

満州事件と国際連盟

満州事件と国際法

満州事件に関する主要論文要旨

満州事件に関する内外新聞論調

満州事件の経過 (一九三一年九月一八日より一九三二年一月一六
 日まで)

連盟理事会の決議 (一九三一・九・三〇)

連盟理事会の決議案 (一九三一・一〇・二四表決)

日本政府の修正案 (一九三一・一〇・二四表決)

芦田均	二四	三	二一九
芦田均	二四	四	三三二
長岡春一	二四	七	六九九
神川彦松	三七	九	八八三

K. Mori	三一	二	二〇八
---------	----	---	-----

立作太郎	三一	四	三一五
神川彦松	三一	四	三四一
横田喜三郎	三一	四	三五七
江川英文	三一	四	三八八
赤木進	三一	四	四〇七
安井郁	三一	四	四二七

—	三一	四	38
—	三一	四	37
—	三一	四	14

連盟理事会の決議 (一九三二・一二・一〇)	三二	四	78
連盟理事会議長の宣言 (一九三二・一二・一〇)	三二	四	79
日本代表の宣言 (一九三二・一二・一〇)	三二	四	81
中国代表の宣言 (一九三二・一二・一〇)	三二	四	81
中国政府の国際連盟宛の通牒 (一九三二・九・二二)	三二	四	1
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・九・二三)	三二	四	3
中国政府の回答 (一九三二・九・二三)	三二	四	3
日本政府の回答 (一九三二・九・二四)	三二	四	5
米政府の連盟理事会宛の通牒 (一九三二・九・二三)	三二	四	7
連盟理事会の回答 (一九三二・九・二四)	三二	四	8
米政府の連盟理事会宛の覚書 (一九三二・一〇・五)	三二	四	18
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・一〇・九)	三二	四	20
日本政府の回答 (一九三二・一〇・一二)	三二	四	20
連盟理事会の米国代表招請状 (一九三二・一〇・一六)	三二	四	28
米国國務長官のギルバート総領事宛の訓令 (一九三二・一〇・一六)	三二	四	29
ギルバート総領事より連盟理事会議長に手交されたる受諾書 (一九三二・一〇・一六)	三二	四	30

連盟理事会に於けるギルバート総領事の声明 (一九三二・一〇・一六)		三二		四	30
米国代表の理事会参加に関する日本外務当局の声明 (一九三二・一〇・一六)		三二		四	31
連盟規約に関する日本政府の質問書 (一九三二・一〇・一七)		三二		四	32
連盟理事会議長の回答 (一九三二・一〇・一八)		三二		四	32
連盟中国代表の理事会議長宛の通牒 (一九三二・一〇・二四)		三二		四	39
日本政府の声明に対する連盟理事会議長の意見書 (一九三二・一〇・二九)		三二		四	43
日本政府の声明に対する連盟中国代表の覚書 (一九三二・一〇・三一)		三二		四	45
日本政府の連盟理事会議長宛の回答 (一九三二・一一・七)		三二		四	48
連盟理事会議長の日本代表宛の通牒 (一九三二・一一・五)		三二		四	60
日本代表の回答 (一九三二・一一・六)		三二		四	61
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・一一・六)		三二		四	62
日本政府の回答 (一九三二・一一・八)		三二		四	62
中国政府の回答 (一九三二・一一・八)		三二		四	65
米国國務長官のドオズ大使宛の訓令 (一九三二・一一・一〇)		三二		四	66
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・一一・一)		三二		四	66

日本政府の回答 (一九三二・一一・二三)	三	四	67
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・一一・二五)	三	四	74
日本政府の回答 (一九三二・一一・二七)	三	四	74
中国政府の回答 (一九三二・一一・二八)	三	四	75
連盟事務総長のドオズ大使宛の書翰 (一九三二・一一・二五六)	三	四	76
連盟理事会の決議案に関するコムミュニケ (一九三二・一一・二五)	三	四	77
連盟理事会の決議案に関するドオズ大使の声明 (一九三二・一一・二五)	三	四	78
英国代表の声明 (一九三二・一二・一〇)	三	四	82
米国内務長官の声明 (一九三二・一二・一〇)	三	四	83
中国政府の米国内務長官の通牒 (一九三二・九・二二)	三	四	2
米国内務長官の駐米日本大使宛の覚書 (一九三二・九・二三)	三	四	5
米国内務長官の駐米日本大使宛の同文通牒 (一九三二・九・二四)	三	四	11
日本政府の回答 (一九三二・九・二七)	三	四	11
中国政府の回答 (一九三二・九・二七)	三	四	12
中国政府の駐華米国内務長官の電報 (一九三二・一〇・三)	三	四	15
駐華米国内務長官の回答 (一九三二・一〇・五)	三	四	16

中国政府の駐華米国公使宛の通告 (一九三二・一〇・九)		三二	四	21
米国国務長官の駐日米国大使宛の通告 (一九三二・一〇・一〇)		三二	四	22
米国国務長官の駐華米国公使宛の通告 (一九三二・一〇・一〇)		三二	四	22
米国国務長官の日本外務大臣宛の覚書 (一九三二・一〇・一一)		三二	四	28
駐華米国公使の国務長官宛の電報 (一九三二・一一・二)		三二	四	51
中国政府の駐華米国公使宛の通牒 (一九三二・一一・二)		三二	四	51
駐日米国大使の日本政府宛の覚書 (一九三二・一一・五)		三二	四	55
日本政府の回答 (一九三二・一一・九)		三二	四	57
中国政府の駐華米国公使宛の電報 (一九三二・一一・一〇)		三二	四	66
駐華米国公使の国務長官宛の報告 (一九三二・一一・一四)		三二	四	71
米国国務長官の日本外務大臣宛の通牒 (一九三二・一一・二七)		三二	四	76
米国国務長官の日本外務大臣宛の通牒 (一九三二・一一・二四)		三二	四	85
日本外務大臣の回答 (一九三二・一二・二七)		三二	四	86
在米中国公使館の米国国務省宛の備忘 (一九三二・一二・三二)		三二	四	89
米国政府の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・一・七)		三二	四	90
中国政府の回答 (一九三二・一・一二)		三二	四	91
日本政府の回答 (一九三二・一・一六)		三二	四	93
中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・一九)		三二	四	1

中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・二〇)		三二	四	1
中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・二三)		三二	四	7
駐日中国公使の日本政府宛の口上書 (一九三二・九・二九)		三二	四	13
日本政府の回答 (一九三二・一〇・二)		三二	四	13
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一〇・五)		三二	四	19
日本政府の回答 (一九三二・一〇・九)		三二	四	19
日本政府の中国公使宛の抗議書 (一九三二・一〇・九)		三二	四	23
中国政府の回答 (一九三二・一〇・一二)		三二	四	25
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一〇・二七)		三二	四	50
日本政府の回答 (一九三二・一〇・三二)		三二	四	51
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一一・四)		三二	四	52
日本政府の回答 (一九三二・一一・一六)		三二	四	52
日本政府の中国公使宛の抗議書 (一九三二・一一・一二)		三二	四	67
中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・一一・二〇)		三二	四	73
駐華日本公使の回答 (一九三二・一一・二二)		三二	四	73
不戦条約に関する十三国政府の日華両政府宛の通牒 (一九三二・一〇・一七)		三二	四	34
日本政府の回答 (一九三二・一〇・二二)		三二	四	34

中国政府の（米国政府宛の）回答（一九三二・一〇・二三）	三	四	36
ソヴィエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・一四）	三	四	67
日本政府の回答（一九三一・一一・一九）	三	四	68
ソヴィエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・二〇）	三	四	69
日本政府の第一次声明（一九三一・九・二四）	三	四	8
関東軍司令部の声明（一九三一・一〇・四）	三	四	17
関東軍司令部の布告（一九三一・一〇・四）	三	四	18
日本政府の第二次声明（一九三一・一〇・二六）	三	四	40
嫩江事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・五）	三	四	54
齊々哈爾事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・一八）	三	四	72
第二次錦州事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・二一）	三	四	77
満州の治安維持に関する関東軍司令部の声明（一九三一・一一・一六）	三	四	84
匪賊の討伐に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・二三）	三	四	85
日本政府の第三次声明（一九三一・一一・二七）	三	四	87
錦州占拠後の関東軍の行動に関する日本陸軍当局の声明（一九三二・一・九）	三	四	95

上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足	I	支那代表の要求 (一九三二.二.九)	三三	一	15
上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足	II	上海事件調査委員会の回答 (一九三二.二.一三)	三三	一	15
上海事件調査委員会の第二次報告 (一九三二.二.一二)			三三	一	16
上海委員会の第二次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二.二.一八)			三三	一	29
上海事件調査委員会の第三次報告 (一九三二.二.二〇)			三三	一	34
上海事件調査委員会の第三次報告に対する補足 (一九三二.二.二四)			三三	一	42
上海事件調査委員会の第三次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二.二.二)			三三	一	43
上海事件調査委員会の第四次報告 (一九三二.三.五)			三三	一	53
上海事件調査委員会の第三次及び第四次報告に対する日本政府の意見書 (一九三二.三.一三)			三三	一	59
日支紛争調査委員会の予備報告 (一九三二.四.三〇)			三三	一	62
日支紛争調査委員会の予備報告に対する支那代表部の覚書 (一九三二.五.四)			三三	一	67
III 国際連盟関係の外交文書			三三	一	1
規約第十条及び第十五条の適用に関する支那政府の要求 (一九三二.一.二九)			三三	一	1

日支紛争の総会付託に関する支那代表の要求 (一九三二・二二・一二)	三二	—	—
十二理事国の日本政府に対するアツピール (一九三二・二二・一六)	三一	—	—
連盟臨時総会招集に関する日本代表の理事会議長宛の書翰 (一九三二・二二・一七)	三一	—	—
連盟臨時総会招集に関する日本代表の書翰に対する理事会議長の回答 (一九三二・二二・一九)	三一	—	—
連盟臨時総会の招集に関する事務総長の電報 (一九三二・二二・二〇)	三一	—	—
十二理事国のアツピールに対する日本政府の回答及び附属声明書 (一九三二・二二・二三)	三一	—	—
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・二二・二九)	三一	—	—
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・四・二九)	三一	—	—
IV 各国政府間の外交文書	三一	—	—
満州国政府の建国通牒 (一九三二・三・一一)	三一	—	—
上海停戦協定 (一九三二・五・五)	三一	—	—
日満議定書 (一九三二・九・一五)	三一	—	—
V 各国政府の声明書	三一	—	—
上海事件に関する日本政府の宣言 (一九三二・一・二九)	三一	—	—
連盟理事会に於ける佐藤代表の演説 (一九三二・一・二九)	三一	—	—

大東亜戦争と支那事変

東亜政局の進展と国民政府の地位

戦争完遂ニ付テノ協力ニ関スル日華共同宣言

広州湾租借地へ皇軍の進駐

日満地方税徴収事務共助法

在満日本人ノ身分ニ関スル満州国裁判ノ効力ニ関スル法律

従軍所感と国際法

在支敵産の移管 (一)

在支敵産の移管 (二)

在支敵産の移管 (三)

蘇准地区の中支還元

中支船舶の航行統制の緩和

中支水先協会の設立

上海水先船株式会社所属船舶の捕獲事件に付て

終戦後に於ける在華日本権益の処理とその将来

Lyton Report Memorandum by Thomas Baty リットン報告書
に関する覚書

満州国際管理論の系譜——リットン報告書の背後にあるもの——

安井郁 四一 八 八〇九

植田捷雄 四一 九 八九七

大平善梧 四一 三 三一二

大平善梧 四一 四 三九三

信夫淳平 四一 五 五五〇

植田捷雄 四一 七 六五七

植田捷雄 四一 九 九四五

植田捷雄 四一 一〇 一〇三七

植田捷雄 四一 一二 一二四七

大平善梧 四一 七 六四九

大平善梧 四一 八 七〇七

大平善梧 四一 一一 九二二

藤崎萬里 四一 一二 九七五

植田捷雄 四一 二二 三二五

Thomas Baty
内山正熊記 六五 六 五一七

等松春夫 九九 六 六八八

武力紛争 事例 第二次世界大戦…戦争法の適用

欧州戦争と経済戦

イギリスのドイツ貨物捕獲令

シチー・オヴ・フrintト号事件に関する研究

浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文(仮訳)

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文(英文)

浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文(英文)

浅間丸事件に関する昭和十五年二月五日附英国政府回答書翰(仮訳)

浅間丸問題に関する有田外務大臣の二月六日議会に於ける説明(昭和一五・二一・六)

安全水域に関するパナマ宣言

アドミラル・グラーフ・シユペー号事件

アメリカの駆逐艦讓渡

松原 一雄 三八 一〇 八六五

横田喜三郎 三九 一 六〇

立 作太郎 三九 二 一五八

三九 三 二七一

三九 三 二七七

三九 三 二八三

三九 三 二八七

三九 三 二八〇

三九 三 二八一

三九 三 五三〇

三九 七 五九五

三九 四〇 一七七

三九 二 一七五

三九 七 一七五

三九 二 一七五

敵産管理法施行令の改正

敵機の搭乗員処罰

大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (一)

大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二完)

総力戦と戦時占領

ロバーツ委員会報告と日米開戦に関する法律上及道義上の責任

THE TEXT OF THE ROBERTS COMMISSION REPORT ON

THE PEARL HARBOR DISASTER. Jan. 23, 1942.

高千穂丸事件

病院船の攻撃

第八二臨時議会の外交・国際関係問題

占領地住民の政治参与

パドリオ政権の降伏と在東亜伊権益の処置

第八三臨時議会の外交・国際関係問題

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (一)

アゾレス群島問題

大東亜戦争と支那沿岸航行遮断

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二・完)

江川 英文	四一	二二	二二〇八
前原 光雄	四一	一一	二二〇九
佐藤 信太郎	四二	一	四八
佐藤 信太郎	四二	二	一五九
立 作 太郎	四二	三	二七一
立 作 太郎	四二	四	三七三
横田 喜三郎	四二	六	六〇一
横田 喜三郎	四二	七	七二一
川原 次吉郎	四二	一〇	一〇五一
前原 光雄	四二	一一	一一四六
植田 捷雄	四二	一一	一一五一
川原 次吉郎	四二	一一	一一三一
佐藤 信太郎	四三	二	一五六
安井 郁	四三	二	一七二
大平 善梧	四三	二	一七五
佐藤 信太郎	四三	三	二五三

帝国病院船「ブエノスアイレス」丸撃沈ニ関スル対米抗議（昭、一八、一一二、一五条約局）

四三 三 二九九

PROTEST OF THE JAPANESE GOVERNMENT TO THE UNITED STATES GOVERNMENT CONCERNING THE SINKING OF THE HOSPITAL SHIP, BUENOS AIRES MARU

四三 三 三〇〇

スペイン

一 又 正 雄 四三 九 七八〇

比島宣戦

松 下 正 壽 四三 一一 九一三

ルーマニヤ及フィンランドの休戦

神 川 彦 松 四三 一一 九七二

武力紛争 事例 第二次世界大戦：講和・戦後処理・占領

無条件降伏と国体

横 田 喜 三 郎 四五 一一 一

連合国の日本占領の本質——戦後占領の新形態——

安 井 郁 四五 一一 一九

「ポツダム」宣言受諾の経過

高 野 雄 一 四五 一一 四五

「カイロ」宣言（千九百四十三年十一月二十七日）

四五 一一 五八

「ポツダム」米、英、支三国宣言（千九百四十五年七月二十六日）

四五 一一 五九

「ポツダム」ニ於イテ

「ポツダム」宣言受諾に関する往復文書（イ）ポツダム宣言受諾

四五 一一 六一

ニ関スル八月十日附帝国政府ノ申入

極東委員会の戦争犯罪処理方針

東京判決と自衛権

対日講和に関する米英の動向

ソ連邦の対日講和主張

対日講和と中国

平和条約と日本の領土

カイロ宣言と朝鮮の独立

講和と賠償——対日講和条約草案をめぐる諸問題——

対日講和条約と集団的自衛権

第二次世界大戦戦争責任論

在韓日本資産に対する請求権

日比賠償協定及び借款取極

CAIRO DECLARATION

Memorandum of the Division of Territorial Studies. (The Conference at Malta and Yalta 1945, Foreign Relations of the U. S., Diplomatic Papers) CAC-302 DECEMBER 28, 1944.

Memorandum of the Division of Territorial Studies. (F. E. C. Files) SECRET CAC-306b Preliminary January 10, 1945

入江啓四郎 四七 二 一一〇

横田喜三郎 四八 二 三一九

英 修道 四九 三 一八七

入江啓四郎 四九 三 一九九

植田捷雄 四九 三 二一四

高野雄一 四九 三 二二五

高野雄一 五〇 一 一一一

山下康雄 五〇 四 三三一

大平善梧 五〇 五 四三一

内山正熊 五〇 五 四四三

山下康雄 五一 五 四四五

有田武夫 五五 五 五六五

六〇四・五六 一〇二四

六〇四・五六 一〇二五

六〇四・五六 一〇二九

Agreement Regarding Entry of the Soviet Union into the War Against Japan. (YALTA AGREEMENT) TOP SECRET 11 Feb. 1945	—	—	六〇四・五六	一〇三三
PROCLAMATION OF THE THREE POWERS, THE UNITED STATES, GREAT BRITAIN AND CHINA, Potsdam. July 26, 1945 (joined by the Soviet Russia, August 9, 1945)	—	—	六〇四・五六	一〇三四
THE CONFERENCE FOR THE CONCLUSION AND SIGNATURE OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, September 5, 1951	—	—	六〇四・五六	一〇三四
TREATY OF PEACE WITH JAPAN, signed at San Francisco, the 8 September, 1951	—	—	六〇四・五六	一〇三五
LETTERS EXCHANGED BETWEEN MR. MATSUMOTO AND MR. GROMYKO, September 29, 1956	—	—	六〇四・五六	一〇三五
JOINT DECLARATION BY JAPAN AND THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS, October 19, 1956	—	—	六〇四・五六	一〇三七
ガリオマ・エロマ返済協定	入江啓四郎	—	六一三	二二八
日韓基本条約	祖川武夫	—	六四四・五	三〇八
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約	—	—	六四四・五	四四六
TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF KOREA	—	—	六四四・五	四四七
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定	—	—	六四四・五	四六九

戦争状態開始後に於ける敵国外交使節の地位	立	作太郎	四一	三	二四八
国交断絶	横	田喜三郎	四一	三	二五五
シンガポール陥落とその意義	神	川彦松	四一	四	三八一
印度国民運動と参戦問題	神	川彦松	四一	六	六〇四
ド・ゴール政権の現状	一	又正雄	四一	七	六九一
マルチニック島問題を繞る米仏関係	一	又正雄	四一	七	六九七
米州に於ける在留邦人取扱問題	松	下正壽	四一	七	七〇一
日本と敵性諸国との関係	横	田喜三郎	四一	八	八〇四
大東亜戦争と支那事変	安	井郁	四一	八	八〇九
英米ソ協定	横	田喜三郎	四一	九	九一四
戦争と米国、拉丁米の関係	米	田實	四一	一一	一〇九一
ブラジルの参戦	松	下正壽	四一	一一	一一一七
チリーの動向	松	下正壽	四一	一	七三
ツローン事件とその前後	一	又正雄	四一	一	八九
第八一議会の外交・国際法問題の解説	神	川彦松	四一	五	四八三
第八一議会の外交・国際法問題の解説	植	田捷雄	四一	五	四九二
国と満州国	川	原次吉郎	四一	五	五〇四
第八一議会の外交・国際法問題の解説(二)					
その他の地域					
共栄圏政策(一)					
中華民					

第八一議会の外交・国際法問題の解説 国際法問題 占領地の軍政

第八一議会の外交・国際法問題の解説 敵産の処理

第八一議会の外交・国際法問題の解説 俘虜の取扱

第八一議会の外交・国際法問題の解説 敵国在留邦人の待遇

第八一議会の外交・国際法問題の解説 日満関係

ド・ゴール・レジローの合流まで

比島の独立

泰・緬甸の新領土

大東亜会議と大東亜共同宣言

日華同盟条約の成立

モスクワロカイロテヘランロカイロ

大東亜共同宣言

大東亜共同宣言(漢訳文)

DECLARATION

JOINT DECLARATION

原田公使侮辱事件

反枢軸の戦後国際機構案

前原光雄 四二 五 五二二

江川英文 四二 五 五二五

横田喜三郎 四二 五 五一八

松下正壽 四二 五 五二三

松又正雄 四二 五 五二七

一又正雄 四二 七 七三一

松下正壽 四二 一二 一二三九

大平善梧 四二 一二 一二四二

神川彦松 四三 一 七二

植田捷雄 四三 一 八一

一又正雄 四三 一 八七

大東亜共同宣言 四三 一 一〇三

大東亜共同宣言(漢訳文) 四三 一 一〇四

DECLARATION 四三 一 一〇四

JOINT DECLARATION 四三 一 一〇六

前原光雄 四三 一〇 八四五

横田喜三郎 四三 一一 九〇五

ド・ゴール政府の承認
自由印度仮政府に付て

中山賀博 四三 一二 九七九
藤崎萬里 四四 一 五七

武力紛争 事例 その他

第一 サンステファノ条約 (Page 2672, No. 518) 露西亜国土耳其
国間予備平和条約 (一千八百七十八年二月十九日同年三月三日サ
ンステファノに於て調印)

南亞憐和条項

—— | 一 七 一八

日清戦争中乙未会の建議案

高橋作衛 三 六 五九

西班牙の麻洛哥政略

逸見 晉 八 三 二二二

麻洛哥に於ける西班牙軍の活動

逸見 晉 八 五 三九四

威海衛の降伏と旅順口の開城

高橋作衛 一 二 九七

威海衛の降服と旅順の開城 (完)

高橋作衛 一 六 四七八

日本の恩人ウエストレーク博士

高橋作衛 一 八 六四八

明治二十七八年の戦役とドイツ外交

立作太郎 二六 一 一

明治二十七八年の戦役とドイツ外交 (二一・未完)

立作太郎 二六 二 一二八

明治二十七八年の戦役とドイツ外交 (二三)

立作太郎 二六 三 二五一

華盛頓締結價格表記信書及箱物交換約定の施行細則				六八
仏暹條約 (千九百二十年十月七日巴里に於て調印)			一一	七三
小包郵便物交換條約施行細則			二二	五六
智利哥倫比亞兩國間同盟條約 (三十五年十一月九日附在墨国帝国 公使館報告)			一三	六三
議定書			二三	六五
天津日本居留地擴張取極書 (明治三十六年外務省告示第四号)			一七	五八
韓国及サルヴァドル共和国陸戰の法規慣例に關する條約及 「ジエネヴァ」條約の原則を海戰に應用する條約加盟			一七	六五
グワテマラ共和国赤十字條約加盟			一七	六五
グアテマラ共和国「ジエネヴァ」條約の原則を海戰に應用する海 牙條約加盟			一七	六五
加奈陀清国移民條例改正 (九月十八日官報)			一	七八
清国と列国との改正條約			三	八一
英清通商條約			三	八一
甲号附録第一号			三	八九
甲号附録第二号			三	九〇
乙号附録第一号			三	九〇
乙号附録第二号			三	九一

加 福 豊 次

心号附錄第三号

丙号附錄 内地水路汽船航通附則

TREATY BETWEEN GREAT BRITAIN AND CHINA,
SIGNED AT SHANGHAI, SEPTEMBER 5, 1902

ANNEX A (1).

ANNEX A (2).

ANNEX B (1).

ANNEX B (2).

ANNEX B (3).

ANNEX C. INLAND WATER STEAM NAVIGATION. Addi-
tional Rules.

COMMERCIAL TREATY BETWEEN THE UNITED STATES
AND CHINA.

日清通商航海条約

内地水路汽船航通規則

中日通商行船条約統志 (清国大)

SUPPLEMENTARY TREATY OF COMMERCE AND
NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND CHINA.

ANNEX 1. INLAND WATER STEAM NAVIGATION.

— 二 三 九二

— 二 三 九二

— 二 三 九四

— 二 三 一〇六

— 二 三 一〇七

— 二 三 一〇七

— 二 三 一〇七

— 二 三 一〇八

— 二 三 一〇九

— 二 三 一一〇

— 二 四 八四

— 二 五 附錄一

— 二 五 附錄四

— 二 五 附錄八

— 二 五 附錄一六

— 二 五 附錄一一

追加條款 (日英仏文)

TRAITÉ DE PAIX ENTRE LE JAPON ET LA RUSSIE.

TREATY OF PEACE BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.

日英同盟新條約

THE NEW ALLIANCE TREATY.

日清條約

明治三十七年二月二十三日調印日韓議定書

PROTOCOL.

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約 (英文)

明治三十八年四月一日調印日韓通信機關委託に關する約定書

AGREEMENT.

明治三十八年八月十三日調印韓國沿岸及内河の航行に關する約定書

AGREEMENT.

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約 (英文)

英玖條約 (The Anglo-Cuban Treaty)

四	五	八二
四	五	八三
四	五	八三
四	五	八三
四	五	九七
四	五	一〇〇
四	五	一〇〇
四	五	一〇三
四	八	四四
四	八	四五
四	八	四五
四	八	四七
四	八	四七
四	八	四七
四	八	四八
四	八	四八
四	八	五〇
四	八	五〇
四	八	五三
四	八	五三
四	八	五五
四	八	五五
四	八	五八
四	八	五八
四	八	五九
四	八	五九
四	八	六〇

日露協約

CONVENTION.

日韓協約

滿州に於ける日露鐵道接統業務に関する仮條約

追加條款

議定書

日露通商航海條約

別約

日露漁業協約

戰地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する條約

「ジエネヴァ」條約改正万国會議最終議定書

鴨綠江日清合同材木会社取極書

和蘭國の海外領地及殖民地に関する日蘭領事職務條約

韓國に於ける發明、意匠、商標及著作權の保護に関する日米條約

清國に於ける發明、意匠、商標及著作權の相互保護に関する日米條約

CONVENTION CONSULAIRE ENTRE LE JAPON ET LES
PAYS-BAS EN CE QUI CONCERNE LES POSSESSIONS ET
COLONIES NÉERLANDAISES.

日露協約	六	一	六七
CONVENTION.	六	一	六八
日韓協約	六	一	六九
滿州に於ける日露鐵道接統業務に関する仮條約	六	一	六九
追加條款	六	一	七二
議定書	六	一	七三
日露通商航海條約	六	二	五八
別約	六	二	六三
日露漁業協約	六	二	六四
戰地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する條約	六	一〇	六三
「ジエネヴァ」條約改正万国會議最終議定書	六	一〇	七一
鴨綠江日清合同材木会社取極書	六	一〇	七七
和蘭國の海外領地及殖民地に関する日蘭領事職務條約	七	一	四一
韓國に於ける發明、意匠、商標及著作權の保護に関する日米條約	七	一	四四
清國に於ける發明、意匠、商標及著作權の相互保護に関する日米條約	七	一	四五
CONVENTION CONSULAIRE ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS EN CE QUI CONCERNE LES POSSESSIONS ET COLONIES NÉERLANDAISES.	七	一	五一

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE PROTECTION IN KOREA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.	七	一	六〇
CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE RECIPROCAL PROTECTION IN CHINA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.	七	一	六四
日米仲裁裁判条約	七	二	五一
日米覚書	七	四	五九
日米覚書(英文)	七	四	六〇
日本帝国哥倫比亞共和国修好通商航海条約	七	四	六一
新奉及吉長鉄道に関する統約	七	四	六六
日韓漁業協定	七	四	六七
カザブランカ事件に関する仏独仲裁裁判に付するの契約書	七	五	五一
日本通信省並大不列顛及愛蘭連合王国郵政庁間郵便為替業務約定	七	五	五四
英清間の西藏印度通商改正条約(一九〇八年十一月一日政治官報)	七	六	四三
明治四十年七月十九日東京に於て及千九百七年一月三十一日倫敦に於て署名せられたる日本帝国通信省並大不列顛及愛蘭連合王国郵政庁間小包郵便約定を修正する追加條款	七	六	四九
日韓新協約(明治四十二年七月十五日官報号外)	八	一	四四

韓国銀行覚書	八	一	四五
安奉線改築に関する日清覚書	八	一	四六
吉長鉄道借款細目契約書	八	一	四七
日清協約発表(九月八日発表)	八	一	五〇
間島協約	八	一	五一
THE AGREEMENT OF GREAT BRITAIN AND SIAM. (Signed at Bangkok in March 10, 1909.)	八	二	一一一
THE JURISDICTION PROTOCOL.	八	二	一一三
THE RUSSO-CHINESE AGREEMENT.	八	二	一二六
韓国警察委任の覚書(明治四十三年六月二十五日公布)	九	一	六八
韓国合併条約	九	一	六九
THE TREATY.	九	四	二九五
日米通商航海条約	九	八	六三九
議定書	九	八	六四一
日英通商航海条約	九	九	七三三
附属税表	九	八	七三七
發明、意匠、商標及著作権に関する日仏条約(明治四十四年五月二十日官報)	九	一〇	八三〇

清国に於ける發明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日仏
 条約批准交換覚書

日英同盟新協約

THE CONVENTION.

英米仲裁条約

日露犯人引渡条約

露独協約正文

国境列車直通運転に関する日清協約

日本瑞西間居住通商条約

臘轔獸保護条約

改締日仏暫定協約

日埃暫定取極

河流の自由航行に関する維也納条約 維也納一千八百十五年三月

数箇国を分ち若くは貫流する河流の航行に関する条約

ライン河航行に関する条約

ネッケル河マイン河モーゼル河ミューース河及スケルト河航行ニ関

スル条約

日仏通商航海条約 (明治四十五年二月二十九日官報第八千六百六
 号)

東 讓三郎記

九	一〇	八三一
一〇	一	五六
一〇	一	五七
一〇	一	五八
一〇	二	一三九
一〇	二	一四〇
一〇	四	三三三
一〇	五	三九一
一〇	五	三九九
一〇	五	三九九
一〇	五	三九九
一〇	九	七二三
一〇	九	七二三
一〇	九	七二五
一〇	九	七二四
一〇	九	七二七

附屬議定書	—	九	七三二
附屬稅表甲号	—	九	七三二
附屬稅表乙号	—	九	七三三
日丁通商航海条約(明治四十五年五月七日官報第八千六百六十二号)	—	九	七三七
日丁特別相互關稅条約	—	九	七四一
外交官の序位及席次に關する維乙納条約 一千八百十五年三月十九日調印	—	〇	八〇九
外交官の席次に關する議定書 一千八百十八年一月廿一日	—	〇	八一〇
主權者若くは其の代表者の將來の會合に關する議定書 一千八百十八年十一月十五日	—	〇	八一〇
奴隸賣買一般禁止に關する八國の宣言 一千八百十五年二月八日維也納にて	—	〇	八二二
瑞西連邦(Helvetic Confederacy)に關する宣言 一千八百十五年三月廿日維也納にて調印	—	〇	八二三
日蘭間船舶積量測定證書互認に關する外交文書 明治四十五年六月十五日官報	—	一	九六
日英兩國間原産地証明手数料相互免除に關する外交文書	—	二	二〇一
工業所有權相互保護に關する日露条約	—	三	二九二
清國に於ける工業所有權相互保護に關する日露条約	—	三	二九三

TREATY BETWEEN THE NINE POWERS CONCERNING CHINA SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.	—	二二	九	九四三
TREATY BETWEEN THE FIVE POWERS CONCERNING THE USE OF SUBMARINES AND NOXIOUS GASES IN TIME OF WAR SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.	—	二二	九	九四八
TREATY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE ISLAND OF YAP AND OTHER MANDATED ISLANDS SITUATED IN THE PACIFIC OCEAN AND LYING NORTH OF THE EQUATOR SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 11, 1922.	—	二二	一〇	一〇七三
TREATY FOR THE SETTLEMENT OF OUTSTANDING QUESTIONS RELATIVE TO SHANTUNG SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 4, 1922.	—	二二	一〇	一〇八八
TREATY BETWEEN THE FOUR POWERS CONCERNING THEIR INSULAR POSSESSIONS AND INSULAR DOMINIONS IN THE REGION OF THE PACIFIC OCEAN SIGNED AT WASHINGTON, DECEMBER 13, 1921 AND SUPPLEMENTARY AGREEMENT SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.	—	二二	一	一〇一一
PROTOCOL FOR THE PACIFIC SETTLEMENT OF INTERNATIONAL DISPUTES.	—	二二	一〇	一〇四一

連盟規約第四條改正議定書

松原一雄 二六 二 二〇二

一九一九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第五条ノ修正ニ関スル議定書	松原一雄	二六	二	二〇八
一九百十九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第三十四条ノ修正ニ関スル議定書	松原一雄	二六	二	二一〇
About the Headings of Treaties.	—	二七	四	三九四
The Text of the Anti-War Treaty.	—	二七	一〇	一〇三二
International Treaty for the Limitation and Reduction of Naval Armament.	—	二九	六	六〇四
常設国際司法裁判所ニ応訴ノ義務ヲ受諾セル条約	—	二九	八	七四五
上海停戦協定(一九三二・五・五)	—	三一	一	69
日満議定書(一九三二・九・一五)	—	三一	一	74
日本国和蘭国間司法的解決、仲裁裁判及調停条約	—	三四	六	付一
TRAITE DE RÉGLEMENT JUDICIAIRE, D'ARBITRAGE ET DE CONCILIATION ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS.	—	三四	六	付一
署名議定書	—	三四	六	付九
PROTOCOLE DE SIGNATURE.	—	三四	六	付九
日本・リベリア間通商航海に関する交換公文(日・英文)	—	三五	四	三九二
常設国際司法裁判所規程改正議定書	—	三五	五	四六三
千九百二十九年九月十四日の議定書の附属書	—	三五	五	四六四

PROCOLE	—	三五	五	四七一
PROTOCOL.	—	三五	五	四七一
ANNEXE AU PROCOLE DU 14 SEPTEMBRE 1929	—	三五	五	四七四
ANNEX TO THE PROCOL OF SEPTEMBER 14 1929.	—	三五	五	四七四
猥褻刊行物ノ流布及取引禁止条約	—	三五	六	五五八
猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ國際會議最終議定書	—	三五	六	五六三
附屬書	—	三五	六	五六七
CONVENTION INTERNATIONALE POUR LA RÉPRESSION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUBLICATIONS OBSCÈNES	—	三五	六	五七〇
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SUPPRESSION OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN OBSCENE PUBLICATIONS	—	三五	六	五七〇
CONFÉRENCE INTERNATIONALE POUR LA RÉPRESSION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUBLICATIONS OBSCÈNES. ACTE FINNAL.	—	三五	六	五八一
INTERNATIONAL CONFERENCE FOR THE SUPPRESSION OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN OBSCENE PUBLICATIONS. FINAL ACT.	—	三五	六	五八一
ANNEXE.	—	三五	六	五九三
ANNEX.	—	三五	六	五九三

満州国治外法権一部撤廃ニ関スル日満条約	三五	七	七〇〇
附属協定	三五	七	七〇一
關於在満州国日本国臣民居住及満州国課税等之満州国與日本国間 条約	三五	七	七〇四
附属協定	三五	七	七〇五
日満工業所有權保護協定	三五	七	七〇八
關於満州国與日本国間工業所有權互相保護之協定	三五	七	七〇九
労働者職業病補償条約	三五	一〇	九九五
CONVENTION CONCERNANT LA RÉPARATION DES MALADIES PROFESSIONNELLES (RÉVISÉE EN 1934).	三五	一〇	一〇〇〇
CONVENTION CONCERNING WORKMEN'S COMPENSA- TION FOR OCCUPATIONAL DISEASES (REVISED 1934).	三五	一〇	一〇〇〇
日独防共協定	三六	一	九九
共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ附属議定書	三六	一	一〇〇
ABKOMMEN GEGEN DIE KOMMUNISTISCHE INTERNA- TIONALE.	三六	一	一〇一
ZUSATZPROTOKOLL ZUM ABKOMMEN GEGEN DIE KOMMUNISTISCHE INTERNATIONALE.	三六	一	一〇二
日露漁業条約延長議定書	三六	二	二〇二
PROTOCOL.	三六	二	二〇三

海峡制度ニ関スル「モントル」条約

第一附属書

第二附属書

第三附属書

第四附属書

議定書

CONVENTION CONCERNANT LE RÉGIME DES DÉTROITS, SIGNÉE À MONTRÉUX, LE VINGT JUILLET 1936

ANNEXE I

ANNEXE II

ANNEXE III

ANNEXE IV

PROCOLE

永代借地制度解消ニ関スル交換公文

一 日英交換公文

日英交換公文(英文)

二 日仏交換公文

日仏交換公文(仏文)

三六
五
四七七

三六
五
四八六

三六
五
四八七

三六
五
四八九

三六
五
四八九

三六
五
四九〇

三六
五
四九一

三六
五
五〇三

三六
五
五〇五

三六
五
五〇七

三六
五
五〇八

三六
五
五〇八

三六
六
五九八

三六
六
五九八

三六
六
六〇〇

三六
六
六〇二

三六
六
六〇四

阿片吸食防止協定	三六	七	六九三
ACCORD	三六	七	六九六
AGREEMENT	三六	七	六九六
最終議定書	三六	七	七〇一
ACTE FINAL	三六	七	七〇六
FINAL ACT	三六	七	七〇六
滿州国治外法權撤廢及滿鉄附屬地行政權移讓ニ関スル日滿條約	三六	一〇	一〇〇四
附屬協定 (甲)	三六	一〇	一〇〇六
附屬協定 (乙)	三六	一〇	一〇一二
關於在滿州国治外法權之撤廢及南滿州鐵道附屬地行政權之移讓之 滿州国與日本國間條約	三六	一〇	一〇二三
附屬協定 (甲)	三六	一〇	一〇二四
附屬協定 (乙)	三六	一〇	一〇一九
日本「ビルマ」間通商關係ニ関スル條約	三七	一	六五
議定書	三七	一	六八
Convention regarding the Commercial Relations between Japan and Burma.	三七	一	七二
Protocol.	三七	一	七五
日本印度間通商關係ニ関スル條約ノ効力延長ニ関スル公文	三七	一	八〇

日本印度間通商關係ニ関スル條約ノ効力延長ニ関スル公文(英文)		三七		一		八二
日本綿布ノ印度ヘノ輸入ニ関スル議定書		三七		一		八三
PROTOCOL.		三七		一		八二
日本「トルコ」間貿易協定		三七		一		九二
ACCORD SUR LES ECHANGES COMMERCIAUX ENTRE LE JAPON ET LA TURQUIE.		三七		一		九三
日本国「トルコ」間貿易協定ノ実施ニ関スル取極		三七		一		九四
ARRANGEMENT POUR L'EXECUTION DE L'ACCORD SUR LES ECHANGES COMMERCIAUX ENTER LE JAPON ET LA TURQUIE.		三七		一		九七
伊太利ノ日独防共協定參加議定書		三七		三		二九七
PROTOCOLLO.		三七		三		二九八
PROKOKOL.		三七		三		二九九
日本国暹羅国間友好通商航海條約		三七		六		五八〇
最終議定書		三九		七		六三三
TREATY OF FRIENDSHIP, COMMERCE AND NAVIGA- TION BETWEEN JAPAN AND SIAM		三七		六		五九一
PROCOLE FINAL.		三九		七		六三七
伊太利日滿間貿易協定		三七		九		九五九

署名議定書		三七		九	九六二
ACCORD ENTRE LE GOUVERNEMENT D'ITALIE, LE GOUVERNEMENT DU JAPON ET LE GOUVERNEMENT DU MANDCHOUKOUO POUR REGLER LES ECHANGES COMMERCIAUX ET LES PAIEMENTS Y AFFERENTS. ENTRE L'ITALIE D'UNE PART ET LE JAPON ET LE MANDCHOUKOUO D'AUTRE PART.		三七		九	九六三
PROTOCOLE DE SIGNATURE.		三七		九	九六七
日独文化協定		三八	一		九四
ABKOMMEN ÜBER KULTURELLE ZUSAMMENARBEIT ZWISCHEN DEM DEUTSCHEN REICH UND JAPAN.		三八	五		九五
満州国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書		三八	五		四六八
PROTOCOLO.		三八	五		四七一
PROTOKOLL.		三八	五		四七二
議定書		三八	五		四七三
ハンガリー国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書		三八	五		四七四
PROTOCOLO.		三八	五		四七六
PROTOKOLL.		三八	五		四七六

西班牙国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書	三八	五	四七七
PROTOCOLLO.	三八	五	四七九
PROKOLL.	三八	五	四八〇
日露漁業協定	三八	七	六六九
PROTOCOL.	三八	七	六七〇
日本国「タイ」国間定期航空業務の運営に関する協定	三九	一	七九
AGREEMENT FOR THE OPERATION OF REGULAR AIR SERVICES BETWEEN JAPAN AND THAILAND	三九	一	八二
日本「ハンガリー」文化協定	三九	二	一八三
CONVENTION D'AMITIE ET DE COLLABORATION CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LA HONGRIE.	三九	二	一八五
日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約効力延長ニ関スル議定書	三九	四	三六三
PROTOCOL	三九	四	三六四
日本「ウルグアイ」間通商航海条約	三九	七	六三一
最終議定書	三九	七	六三三
TRAITÉ DE COMMERCE ET DE NAVIGATION	三九	七	六三三
PROCOLE FINAL.	三九	七	六三七

滿州ニ於ケル日滿合弁通信会社ノ設立ニ関スル協定ノ修正ニ関スル議定書	三九	八	七一九
關於修正「關於設立滿州滿日合弁通信公司之協定」之議定書	三九	八	七二〇
日本国中華民国間基本關係ニ関スル條約	四〇	二	一九六
附屬議定書	四〇	二	一九八
關於中華民國日本国間基本關係條約	四〇	二	二〇〇
附屬議定書	四〇	二	二〇一
友好關係ノ存続及相互ノ領土尊重ニ関スル日本国「タイ」国間條約	四〇	三	二八五
TREATY BETWEEN JAPAN AND THAILAND CONCERNING THE CONTINUANCE OF FRIENDLY RELATIONS AND THE MUTUAL RESPECT OF EACH OTHER'S TERRITORIAL INTEGRITY.	四〇	三	二八七
保障及政治的了解ニ関スル日本国「フランス」国間議定書	四〇	七	六二五
保障及政治的了解ニ関スル日本国「タイ」国間議定書	四〇	七	六二六
国境画定委員會ノ構成及運用ニ関スル議定書	四〇	七	六二八
非武装地帯ニ関スル規定ノ履行ニ関スル議定書	四〇	七	六二九
仏領印度支那ニ関スル日仏居住航海條約	四〇	七	六三一

CONVENTION FRANCO-JAPONAISE D'ETABLISSEMENT ET DE NAVIGATION RELATIVE A L'INDOCHINE FRANÇAISE
 日本国印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ関スル日仏協定
 四〇 七 六三八

ACCORD FRANCO-JAPONAIS RELATIF AU REGIME DOUANIER, AUX ECHANGES COMMERCIAUX ET A LEURS MODALITES DE REGLEMENT ENTRE L'INDOCHINE ET LE JAPON
 日本国印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ関スル日仏協定
 四〇 七 六四七

「ハンガリー」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書
 四〇 八 七五六

「ルーマニヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書
 四〇 八 七五七

「スロヴァキヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関スル議定書
 四〇 八 七五八

「ブルガリヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国三國条約参加ニ関スル議定書
 四〇 八 七五九

大日本帝国及「ソヴェエト」社会主義共和国連邦間中立条約
 四〇 八 七六一

日本国「イラン」国間修好条約
 四〇 八 七六三

TRAITÉ D'AMITIÉ ENTRE L'EMPIRE DU JAPON ET L'EMPIRE DE L'IRAN
 日本国「イラン」国間修好条約
 四〇 八 七六四

仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本国「フランス」国間議定書
 四〇 八 七六六

PROTOCOLE ENTRE LA FRANCE ET L'EMPIRE DU JAPON CONCERNANT LA DEFENSE EN COMMUN DE L'INDOCHINE FRANÇAISE	—	四〇	八	七六七
「パラオ」「ティリー」間航空業務設定ニ関スル日本国政府「ポルトガル」国政府間協定	—	四〇	一〇	九五五
ACCORD ENTRE LES GOUVERNEMENTS JAPONAIS ET PORTUGAIS POUR L'ETABLISSEMENT D'UN SERVICE AERIEN ENTRE PALAO ET DILI	—	四〇	一〇	九五七
文化的協力ニ関スル日本国「ブラジル」国間条約	—	四一	二	一九四
CONVENIO DE INTERCAMBIO CULTURAL ENTRE O JAPÃO E O BRASIL	—	四一	二	一九五
CONVENTION CONCERNANT LA COLLABORATION CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LE BRÉSIL	—	四一	二	一九七
「クロアチア」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間ニ国条約参加ニ関スル議定書	—	四一	二	一九九
共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ効力延長ニ関スル議定書	—	四一	二	二〇〇
PROTOKOLL	—	四一	二	二〇一
PROTOCOLLO	—	四一	二	二〇三
日本国、「ドイツ」国及「イタリア」国間協定	—	四一	二	二〇四
日本国「タイ」国間同盟条約	—	四一	二	二〇五

日本国「ソヴイエト」社会主義共和国連邦間漁業条約の第七回効力延長に関する議定書

井 手 一 六 四一 五 五〇九

仏領印度支那「タイ」国境劃定ニ関スル議定書

四一 一二三三

非武装地帯ニ関スル議定書

四一 一二二七

最終議定書

四一 一二三三

日本国「タイ」国境文化協定

四一 二二一

戦争完遂ニ付テノ協力ニ関スル日華共同宣言

四一 三二二

租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル日本国中華民國間協定

四一 三二二

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文

四一 三二四

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文(仏文)

四一 三二六

經濟協力ニ関スル日本国「ドイツ」国境協定

四一 六四二

經濟協力ニ関スル日本国「イタリヤ」国境協定

四一 六四四

友好及文化的協力ニ関スル日本国「ブルガリヤ」国境条約

四一 六四五

帝国特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ条件トシテ「ソヴイエト」社会主義共和国連邦ノ代表者ト共ニ署名シタル議定書

四一 六四六

專管租界還付実施ニ関スル細目取極北京公使館区域回收実施ニ関スル取極及厦門鼓浪嶼共同租界回收実施ニ関スル取極

四一 七五三

日本国「ビルマ」国境同盟条約

四一 九七一

中華民國ニ於ケル日本国民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民
国間条約

附屬協定

「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約

「ビルマ」国領土ニ関スル日本国「ビルマ」国間条約

日本国「フィリピン」国間同盟条約

日本国中華民国間同盟条約

大東亜共同宣言

大東亜共同宣言（漢訳文）

DECLARATION

JOINT DECLARATION

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約ノ五年間効
力存続ニ関スル議定書

北「サガレン」ニ於ケル日本国ノ石油及石炭利権ノ移譲ニ関スル
議定書並議定書適用条件

「カイロ」宣言（千九百四十三年十一月二十七日）

「ポツダム」米、英、支三国宣言（千九百四十五年七月二十六日）

「ポツダム」ニ於テ

「ポツダム」宣言受諾に關する往復文書（イ）ポツダム宣言受諾
ニ關スル八月十日附帝國政府ノ申入

四二 一〇 一〇七三

四二 一〇 一〇七三

四二 二二 二二七五

四二 二二 二二七七

四二 二二 二二七八

四二 二二 二二九〇

四三 一 一〇三

四三 一 一〇四

四三 一 一〇六

四三 一 一〇四

四三 五 五二二

四三 五 五一四

四五 一・二 五八

四五 一・二 五九

四五 一・二 六〇

欧州防衛共同体を設立するための条約(抄) (一九五二年五月二十七日パリで署名)	中	村	洗	五二	一・二	一二九
欧州防衛共同体と北大西洋条約機構との関係に関する議定書 (一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)	中	村	洗	五二	一・二	一三五
北大西洋条約加盟国に対する欧州防衛共同体の加盟国の援助義務に関する附属議定書 (一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)	中	村	洗	五二	一・二	一三六
欧州防衛共同体の加盟国に対する北大西洋条約加盟国の援助義務に関する北大西洋条約附属議定書 (一九五二年五月二十七日パリにおいて署名)	中	村	洗	五一	一・二	一三六
連合王国と欧州防衛共同体の加盟国間の条約 (一九五二年五月二十七日パリで署名)	中	村	洗	五一	一・二	一三七
サン・フランシスコ平和条約(抜粋)				五四	一・二・三	一二八
TREATY OF PEACE WITH JAPAN (Extract)				五四	一・二・三	一二九
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定				五四	一・二・三	一四六
交換公文				五四	一・二・三	一五〇
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE AMAMI ISLANDS				五四	一・二・三	一五一
EXCHANGE OF NOTES				五四	一・二・三	一五六
航空業務に関する日本国とグレート・ブリテン及北部アイルランド連合王国との間の協定(抜粋)				五四	一・二・三	二五九

Agreement of Aerial Navigation Service between Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (Extract)	五四	一・二・三	二五九	
日本国とアメリカ合衆国との民間航空輸送協定 (抜粋)	五四	一・二・三	二六一	
日米友好通商条約 (抜粋)	五四	一・二・三	二六二	
スエズ運河の自由航行に関する条約 Convention between Great Britain, Austria-Hungary, France, Germany, Italy, the Netherlands, Russia, Spain, and Turkey, respecting the Free Navigation of the Suez Maritime Canal. — Signed at Constantinople, October 29, 1888.	五五	六	六七四	
万国スエズ運河会社規定 (一八五六年一月五日アレクサンドリア) STATUTS de la Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez. — Alexandrie, le 5 Janvier, 1856.	五五	六	六七九	
AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND THE EGYPTIAN GOVERNMENT REGARDING THE SUEZ CANAL BASE. Signed at Cairo, October 19, 1954. Entered into force, October 19, 1954.	五六	二	二一一	
ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳	佐藤和男	五七	二	一七七
OPTIONAL PROTOCOL OF SIGNATURE CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES	五八	一・二	一七九	
CONVENTION ON THE CONTINENTAL SHELF	五八	一・二	一八四	

CONVENTION ON FISHING AND CONSERVATION OF THE LIVING RESOURCES OF THE HIGH SEAS	五八	一・二	一九一
CONVENTION ON THE HIGH SEAS	五八	一・二	二〇〇
CONVENTION ON THE TERRITORIAL SEA AND THE CONTIGUOUS ZONE	五八	一・二	二〇九
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	五九	一・二	三〇九
条約第六条の実施に関する交換公文	五九	一・二	三一一
吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文	五九	一・二	三二二
相互防衛援助協定に関する交換公文	五九	一・二	三二三
相互協力及び安全保障条約についての合意された議事録	五九	一・二	三三四
安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡	五九	一・二	三三四
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定	五九	一・二	三三五
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十二条六(d)の関する交換公文	五九	一・二	三〇九
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録	五九	一・二	三三三
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約	五九	一・二	三三七

TRAITÉ DE COMMERCE, DE NAVIGATION, ET DE DÉLIMITATION ENTRE LA RUSSIE ET LE JAPON, signé à Shimoda, le 26 janvier 1855	—	六〇四・五六	一〇一三三
TRAITÉ D'ÉCHANGE DE L'ÎLE DE SAKHALINE CONTRE LE GROUPE DES ÎLES KOURILES. signé à St. Pétersbourg, en français et japonais, le 7 mai 1875 (8ème année de Meiji)	—	六〇四・五六	一〇一三三
TRAITÉ DE PAIX (entre le Japon et la Russie), Signé à Portsmouth, Septembre 5, 1905, Ratifié Octobre 14, 1905	—	六〇四・五六	一〇一三四
Agreement Regarding Entry of the Soviet Union into the War Against Japan. (YALTA AGREEMENT) TOP SECRET 11 Feb. 1945	—	六〇四・五六	一〇一三三
TREATY OF PEACE WITH JAPAN, signed at San Francisco, the 8 September, 1951	—	六〇四・五六	一〇一三五
LETTERS EXCHANGED BETWEEN MR. MATSUMOTO AND MR. GROMYKO, September 29, 1956	—	六〇四・五六	一〇一三五
JOINT DECLARATION BY JAPAN AND THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS, October 19, 1956	—	六〇四・五六	一〇一三七
CONVENTION, PROTOCOLS AND RESOLUTIONS ADOPTED BY THE UNITED NATIONS CONFERENCE ON DIPLOMATIC INTERCOURSE AND IMMUNITIES HELD AT VIENNA FROM 2 MARCH TO 14 APRIL 1961	—	六〇一	一・一一
VIENNA CONVENTION ON DIPLOMATIC RELATIONS	—	六〇一	一・一一

OPTIONAL PROTOCOL CONCERNING ACQUISITION OF NATIONALITY	六	一・二	XXXII
OPTIONAL PROTOCOL CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES	六	一・二	XXIV
TREATY OF COMMERCE, ESTABLISHMENT AND NAVIGATION BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN	六	六	XXXIX
PROTOCOL OF SIGNATURE	六	六	LXV
FIRST PROTOCOL CONCERNING TRADE RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN	六	六	LXXI
SECOND PROTOCOL CONCERNING TRADE RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN	六	六	LXXI
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約	六	六	LXXVIII
署名議定書	六	六	XCIV
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する第一議定書	六	六	XCVII
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する第二議定書	六	六	XCVIII

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定についての合意された議事録	六四	四五	四五七
漁業協定附属書に定める標識に関する交換公文	六四	四五	四六〇
漁業協力に関する交換公文	六四	四五	四六三
安全操業に関する往復書簡	六四	四五	四六四
漁業協定に関する討議の記録	六四	四五	四六六
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定	六四	四五	四六九
第一議定書の実施細目に関する交換公文	六四	四五	四七五
請求権経済協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文	六四	四五	四七八
請求権経済協力協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文	六四	四五	四八〇
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録	六四	四五	四八一
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録	六四	四五	四八四
商業上の民間信用供与に関する交換公文	六四	四五	四八五
日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定	六四	四五	四八六

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

在日韓国人の法的地位協定に関する討議の記録

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

大韓民国政府に引き渡される文化財に関する往復書簡

紛争の解決に関する交換公文

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭四三・六・二二六発効)

日本国とニュー・ジーランドとの間の漁業に関する協定(昭四三・七・二六発効)

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(昭四三・六・一〇発効)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭四三・七・一〇発効)

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING NANPO SHOTO AND OTHER ISLANDS

一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に対する二つの追加議定書案

藤竹
田本
久正
幸一
一(詠)

七二
六
六六三

六四	四・五	四八八
六四	四・五	四九〇
六四	四・五	四九二
六四	四・五	五〇一
六四	四・五	五〇一
六四	四・五	五〇二
六七	二	二〇七
六七	二	二〇九
六七	二	二二一
六七	二	二二三
六七	二	二四九

普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウイーン条約

高島 征夫 七五 三 三六三

資料 国際裁判所判決

米露国際仲裁裁判附帯事件アススエル宣告

加福 豊次 一 二 九四

希土両国間領事職務問題争議仲裁々判

加福 豊次 一 四 四七

仏英間ウエイマ事件仲裁裁判宣告 一千九百二年七月十五日ル、
パロン、ラムベルモン氏判決

米田 奈良吉 一 九 四七

仏英間セルヂアン、マラミー事件仲裁裁判宣告 一千九百二年七
月十五日ル、パロン、ラムベルモン氏判決

米田 奈良吉 一 九 四八

海牙常設仲裁裁判所の最初の判決 千九百二年十月十四日海牙常
設仲裁裁判所言渡仲裁判決

米田 奈良吉 二 三 七七

家屋税事件仲裁裁判判決

米田 奈良吉 三 九 七八

モスケット仲裁裁判に就て

米田 奈良吉 四 三 五三

無人島先占に関する国際判決 クリップarton島の主権に関する
仲裁判決

横田 喜三郎 三 七 七八二

国際裁判所における仮保全措置の先例

小田 原高嶺 六 七 七七七

核実験に関する事件(仮保全措置の指示の要請)命令(正文:英
語) 一九七三年七月二十二日 I. C. J. Reports 1973, pp. 99-106.

皆川 洸 七 四 四 三七四

西サハラ事件 勧告的意見 (正文：フランス語) 一九七五年十月十六日 C. I. J. Recueil 1975, pp. 12-69.	皆川	洗	七六	一	一一
エーゲ海大陸棚事件 (仮保全措置の指示の要請) 命令 (正文：英語) 一九七六年九月十一日 I. C. J. Reports 1976, pp. 4-15.	皆川	洗	七六	三	三三四
英仏大陸棚事件仲裁判決 (抄)	芹田健太郎	七七	二	二〇九	
国際司法裁判所における仮保全措置の先例——一九七〇年代——	小原高嶺	七八	六	六〇四	
エーゲ海大陸棚事件 (裁判所の管轄権) 判決 (正文：英語) 一九七八年十二月十九日 I. C. J. Reports 1978, pp. 3-45.	皆川	洗	七九	一	四四
テヘランにおける合衆国の外交職員および領事機関職員に関する事件 (仮保全措置の指示の要請) 命令 (正文：英語) 一九七九年十一月十五日 I. C. J. Reports 1979, pp. 7-21.	皆川	洗	七九	二	一四七
テヘランにおける合衆国の外交職員および領事機関職員に関する事件 判決 (正文：英語) 一九八〇年五月二十四日 I. C. J. Reports 1980, pp. 3-46.	皆川	洗	七九	四	三九九
一九五一年三月二十五日のWHOとエジプトとの間の協定の解釈 勧告的意見 (正文：英語) 一九八〇年十二月二十日 I. C. J. Reports 1980, pp. 73-98.	皆川	洗	八〇	三	三二七
大陸棚に関する事件 (マルタによる参加の許可の要請) 判決 (正文：英語) 一九八一年四月十四日 I. C. J. Reports 1980, pp. 73-98.	皆川	洗	八〇	五	五八六

メーン湾区域における海上境界の画定に関する事件 (カナダ／アメリカ合衆国) 命令 (正文：英語) 一九八二年一月二十日 I. C. J. Reports 1982, pp. 3-13.	皆川	洗	八二	五	六二六
大陸棚に関する事件 (チュニジア／リビア) 判決 (正文・英語) 一九八二年二月二十四日 I. C. J. Reports 1982, pp. 18-94.	皆川	洗	八二	六	七一九
国際連合行政裁判所の判決第二七三号の再審請求 勧告的意見 (正文：英語)、一九八二年七月二十日 I. C. J. Reports 1980, pp. 325-367.	皆川	洗	八三	一	九四
大陸棚に関する事件 (イタリヤによる参加許可の要請) 判決 (正文：英語) 一九八四年三月二二日 I. C. J. Reports 1984, pp. 3-29.	内ヶ崎	善英	八四	三	三八四
資料 その他国際文書					
露仏宣言	—	—	—	—	三 四一
欧州列国砂糖会議開設理由	—	—	—	—	五 三一
議定書附属外交文書	—	—	—	—	八 一九
欧州列国砂糖条約に関する露国政府の抗議文並附属書	—	—	—	—	九 三一
国交断絶公文	—	—	—	—	五 viii
往復外交文書	—	—	—	—	五 附録六
清国の中立 (二月十九日官報)	—	—	—	—	六 五七
日露開戦前之外交文書 原井并英文	—	—	—	—	七 附録別冊

日露交渉に關する往復

CORRESPONDENCE REGARDING THE NEGOTIATIONS
BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.

日露戰爭中諸外国の局外中立宣言 独国 (独文)

日露戰爭中諸外国の局外中立宣言 仏国 (仏文)

海牙平和會議ニ提出セシ露国仲裁条約案——義務的仲裁裁判ノ説
明

英国委員ヨリ海牙會議ニ提出シタル書類

米國委員ヨリ海牙會議ニ提出シタル書類

伊國委員ヨリ海牙會議ニ提出シタル書類

英露協約の外交文書 (チチキヌ氏よりホワード氏に送リたるもの)
一八九三年五月十日 (二十二日) 聖彼得堡

AGREEMENT BETWEEN G. BRITAIN AND RUSSIA. M.
CHICHKINE TO MR. HOWARD. Saint-Petersbourg, le 10/22
Mai, 1893.

宣言書

DECLARATION

日加間移民協商往復文書

同条約に關する宣言

國際阿片會議決議

二 七附録別冊一

二 七附録別冊1

二 九 五三

二 九 五四

三 一 五一

三 一 七二

三 一 七四

三 一 七六

四 一 三〇

四 一 三三

五 一〇 四四

五 一〇 四六

六 六 六一

六 一〇 七七

七 一〇 五三

宣言	九	八	六四一
声明と説明	九	九	七三九
附属宣言書	一〇	二	一四〇
ベルヌ条約に和蘭国加入の告示	一一	三	二九四
和蘭と著作物保護条約	一一	六	五六〇
FULL TEXT OF NEW COVENANT 修正国際連盟案	一七	一〇	八七九
THE COVENANT 国際連盟原案	一七	一〇	八九四
米國ノ軍縮提議ニ関スル覚書	二六	四	四一九
THE AMERICAN MEMORANDUM REGARDING THE PROPOSAL ON THE LIMITATION OF ARMAMENTS	二六	四	四三二
NINETH ORDINARY SESSION OF THE ASSEMBLY OF THE LEAGUE OF NATIONS. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW. RESOLUTIONS SUBMITTED BY THE FIRST COMMITTEE. Geneva, September 14th, 1928.	二八	二	一八七
常設国際司法裁判所規程第三十六條ノ受諾ニ附シタル各國ノ留保	二九	八	七四六
The Amendment of the Covenant of the League of Nations in order to bring it into harmony with the Pact of Paris.	三〇	三	三一〇
連盟理事会の決議 (一九三二・九・三〇)	三一	四	一四
連盟理事会の決議案 (一九三二・一〇・二四 表決)	三一	四	三七
日本政府の修正案 (一九三二・一〇・二四 表決)	三一	四	三八

連盟理事会の決議 (一九三一・一二・一〇)	三	四	78
連盟理事会議長の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	79
日本代表の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	81
中国代表の宣言 (一九三一・一二・一〇)	三	四	81
中国政府の国際連盟宛の通牒 (一九三一・九・二二)	三	四	1
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三一・九・二三)	三	四	3
中国政府の回答 (一九三一・九・二三)	三	四	3
日本政府の回答 (一九三一・九・二四)	三	四	5
米政府の連盟理事会宛の通牒 (一九三一・九・二三)	三	四	7
連盟理事会の回答 (一九三一・九・二四)	三	四	8
米政府の連盟理事会宛の覚書 (一九三一・一〇・五)	三	四	18
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三一・一〇・九)	三	四	20
日本政府の回答 (一九三一・一〇・一二)	三	四	20
連盟理事会の米代表招請状 (一九三一・一〇・一六)	三	四	28
米国外務長官のギルバート総領事宛の訓令 (一九三一・一〇・一六)	三	四	29
ギルバート総領事より連盟理事会議長に手交されたる受諾書 (一九三一・一〇・一六)	三	四	30

連盟理事会に於けるギルバート総領事の声明 (一九三二・一〇・一六)		三二	四	30
米国の理事会参加に関する日本外務当局の声明 (一九三二・一〇・一六)		三二	四	31
連盟規約に関する日本政府の質問書 (一九三二・一〇・一七)		三二	四	32
連盟理事会議長の回答 (一九三一・一〇・一八)		三二	四	32
連盟中国代表の理事会議長宛の通牒 (一九三二・一〇・二四)		三二	四	39
日本政府の声明に対する連盟理事会議長の意見書 (一九三二・一〇・二九)		三二	四	43
日本政府の声明に対する連盟中国代表の覚書 (一九三二・一〇・三一)		三二	四	45
日本政府の連盟理事会議長宛の回答 (一九三二・一一・七)		三二	四	48
連盟理事会議長の日本代表宛の通牒 (一九三二・一一・五)		三二	四	60
日本代表の回答 (一九三一・一一・六)		三二	四	61
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・一一・六)		三二	四	62
日本政府の回答 (一九三一・一一・八)		三二	四	62
中国政府の回答 (一九三一・一一・八)		三二	四	65
米国外務長官のドオズ大使宛の訓令 (一九三二・一一・一〇)		三二	四	66
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報 (一九三二・一一・一)		三二	四	66

日本政府の回答 (一九三二・一一・二三)	三	四	67
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・一一・二五)	三	四	74
日本政府の回答 (一九三二・一一・二七)	三	四	74
中国政府の回答 (一九三二・一一・二八)	三	四	75
連盟事務総長のドオズ大使宛の書翰 (一九三二・一一・二六)	三	四	76
連盟理事会の決議案に関するコムミュニケ (一九三二・一一・二五)	三	四	77
連盟理事会の決議案に関するドオズ大使の声明 (一九三二・一一・二五)	三	四	78
英国代表の声明 (一九三二・一一・一〇)	三	四	82
米国内務長官の声明 (一九三二・一一・一〇)	三	四	83
中国政府の米国内務長官の通牒 (一九三二・九・二二)	三	四	2
米国内務長官の駐米日本大使宛の覚書 (一九三二・九・二三)	三	四	5
米国内務長官の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・九・二四)	三	四	1
日本政府の回答 (一九三二・九・二七)	三	四	11
中国政府の回答 (一九三二・九・二七)	三	四	12
中国政府の駐華米国内務長官の電報 (一九三二・一〇・三)	三	四	15
駐華米国内務長官の回答 (一九三二・一〇・五)	三	四	16

中国政府の駐華米国公使宛の通告 (一九三二・一〇・九)		三二	四	21
米国公務長官の駐日米国大使宛の通告 (一九三二・一〇・一〇)		三二	四	22
米国公務長官の駐華米国公使宛の通告 (一九三二・一〇・一〇)		三二	四	22
米国公務長官の日本外務大臣宛の覚書 (一九三二・一〇・一一)		三二	四	28
駐華米国公使の国務長官宛の電報 (一九三二・一一・二二)		三二	四	51
中国政府の駐華米国公使宛の通牒 (一九三二・一一・二二)		三二	四	51
駐日米国大使の日本政府宛の覚書 (一九三二・一一・二五)		三二	四	55
日本政府の回答 (一九三二・一一・九)		三二	四	57
中国政府の駐華米国公使宛の電報 (一九三二・一一・一〇)		三二	四	66
駐華米国公使の国務長官宛の報告 (一九三二・一一・一四)		三二	四	71
米国公務長官の日本外務大臣宛の通牒 (一九三二・一一・二七)		三二	四	76
米国公務長官の日本外務大臣宛の通牒 (一九三二・一二・二四)		三二	四	85
日本外務大臣の回答 (一九三二・一二・二七)		三二	四	86
在米中国公使館の米国公務省宛の備忘 (一九三二・一二・三二)		三二	四	89
米国公務省の日華両政府宛の同文通牒 (一九三二・一・七)		三二	四	90
中国政府の回答 (一九三二・一・一一)		三二	四	91
中国政府の回答 (一九三二・一・一六)		三二	四	93
中国政府的駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・一九)		三二	四	1

中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・二〇)		三	四	1
中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・九・二三)		三	四	7
駐日中国公使の日本政府宛の口上書 (一九三二・九・二九)		三	四	13
日本政府の回答 (一九三二・一〇・二)		三	四	13
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一〇・五)		三	四	19
日本政府の回答 (一九三二・一〇・九)		三	四	19
日本政府の中国公使宛の抗議書 (一九三二・一〇・九)		三	四	23
中国政府の回答 (一九三二・一〇・一二)		三	四	25
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一〇・二七)		三	四	50
日本政府の回答 (一九三二・一〇・三二)		三	四	51
中国政府の日本政府宛の通牒 (一九三二・一一・四)		三	四	52
日本政府の回答 (一九三二・一一・一六)		三	四	52
日本政府の中国公使宛の抗議書 (一九三二・一一・一二)		三	四	67
中国政府の駐華日本公使宛の抗議書 (一九三二・一一・二〇)		三	四	73
駐華日本公使の回答 (一九三二・一一・二二)		三	四	73
不戦条約に関する十三国政府の日華両政府宛の通牒 (一九三二・一〇・一七)		三	四	34
日本政府の回答 (一九三二・一〇・二二)		三	四	34

中国政府の（米国政府宛の）回答（一九三二・一〇・二三）	三二	四	36
ソヴィエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・一四）	三二	四	67
日本政府の回答（一九三一・一一・一九）	三二	四	68
ソヴィエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・二〇）	三二	四	69
日本政府の第一次声明（一九三一・九・二四）	三二	四	8
関東軍司令部の声明（一九三一・一〇・四）	三二	四	17
関東軍司令部の布告（一九三一・一〇・四）	三二	四	18
日本政府の第二次声明（一九三一・一〇・二六）	三二	四	40
嫩江事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・五）	三二	四	54
齊々哈爾事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・一八）	三二	四	72
第二次錦州事件に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・二一）	三二	四	77
満州の治安維持に関する関東軍司令部の声明（一九三一・一一・一六）	三二	四	84
匪賊の討伐に関する日本陸軍当局の声明（一九三一・一一・二三）	三二	四	85
日本政府の第三次声明（一九三一・一一・二七）	三二	四	87
錦州占拠後の関東軍の行動に関する日本陸軍当局の声明（一九三二・一・九）	三二	四	95

連盟理事會の決議 (一九三二・二・一九)		三二	—	32
連盟理事會に於ける議長の提案 (一九三二・二・二九)		三二	—	49
連盟總會の決議 (一九三二・三・四)		三二	—	53
連盟總會の決議 (一九三二・三・一一)		三二	—	55
連盟總會の決議 (一九三二・四・三〇)		三二	—	60
リットン報告書作成期限延長に関する連盟臨時總會議長の提案 (一九三二・七・一)		三一	—	73
上海事件調査委員會の第一次報告 (一九三二・二・六)		三一	—	7
上海事件調査委員會の第一次報告に対する補足 I 支那代表の 要求 (一九三二・二・九)		三一	—	15
上海事件調査委員會の第一次報告に対する補足 II 上海事件調 査委員會の回答 (一九三二・二・二三)		三一	—	15
上海事件調査委員會の第二次報告 (一九三二・二・一二)		三一	—	16
上海委員會の第二次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二・ 二・一八)		三一	—	29
上海事件調査委員會の第三次報告 (一九三二・二・二〇)		三一	—	34
上海事件調査委員會の第三次報告に対する補足 (一九三二・二・ 二四)		三一	—	42
上海事件調査委員會の第三次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二・二)		三一	—	43

上海事件調査委員会の第四次報告 (一九三二・三・五)	三三	—	53
上海事件調査委員会の第三次及び第四次報告に対する日本政府の意見書 (一九三二・三・一三三)	三三	—	59
日支紛争調査委員会の予備報告 (一九三二・四・三〇)	三三	—	62
日支紛争調査委員会の予備報告に対する支那代表部の覚書 (一九三二・五・四)	三三	—	67
規約第十条及び第十五条の適用に関する支那政府の要求 (一九三二・一・二九)	三三	—	1
日支紛争の総会付託に関する支那代表の要求 (一九三二・二・一一)	三三	—	19
十二理事国の日本政府に対するアツピール (一九三二・二・一六)	三三	—	23
連盟臨時総会招集に関する日本代表の理事会議長宛の書翰 (一九三二・二・一七)	三三	—	25
連盟臨時総会招集に関する日本代表の書翰に対する理事会議長の回答 (一九三二・二・一九)	三三	—	32
連盟臨時総会の招集に関する事務総長の電報 (一九三二・二・二〇)	三三	—	36
十二理事国のアツピールに対する日本政府の回答及び附属声明書 (一九三二・二・一三三)	三三	—	38
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・二・二一九)	三三	—	51
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・四・二一九)	三三	—	60

満州国政府の建国通牒 (一九三二・三・一一)	三二	—	58
上海事件に関する日本政府の宣言 (一九三二・一・二九)	三一	—	1
連盟理事会に於ける佐藤代表の演説 (一九三二・一・二九)	三一	—	3
連盟理事会に於ける佐藤代表の演説 (一九三二・一・三〇)	三一	—	5
上海出兵に関する日本政府の声明 (一九三二・二・七)	三一	—	12
上海事件に関する支那政府の声明 (一九三二・二・一一)	三一	—	19
満州国の独立宣言 (一九三二・二・一八)	三一	—	31
満州政府に関する支那側の声明 (一九三二・二・二二)	三一	—	36
米内国務長官の上院外交委員長宛の書翰 (一九三二・二・二四)	三一	—	45
満州国の建国宣言 (一九三二・三・一)	三一	—	51
一九三二年三月十一日の連盟総会の決議に関する米内国務長官の 声明 (一九三二・三・一一)	三一	—	58
満州国政府の海關自主宣言 (一九三二・六・一八)	三二	—	72
満州国承認に関する日本政府の声明 (一九三二・九・一五)	三二	—	74
浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外 務大臣宛公文 (仮訳)	三九	三	二七一
浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大 使宛公文	三九	三	二七七

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文(英文)	三九	三	二八三
浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文(英文)	三九	三	二八七
浅間丸事件に関する昭和十五年二月五日附英国政府回答書翰(仮訳)	三九	三	二八〇
附属議定書二閱スル日華両国全権委員間了解事項	四〇	二	一九九
中日両国全権委員間關於附属議定書了解事項	四〇	二	二〇二
日滿華共同宣言	四〇	二	二〇三
滿華日共同宣言	四〇	二	二〇三
中日滿共同宣言	四〇	二	二〇三
日米交渉経過(昭和十六年十二月八日外務省公表)	四〇	二	二〇四
Summary of the Japanese-American Negotiations. (December 8th, 1941)	四一	一	九一
——帝國政府の対米通牒——覚書(昭和十六年十二月七日外務省公表)	四一	一	一〇〇
MEMORANDUM	四一	一	一〇五
中華民國ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民国間条約ニ関スル日華両国全権委員間了解事項	四二	一〇	一〇七五

帝国病院船「ブエノスアイレス」丸撃沈ニ関スル対米抗議 (昭和一八、二二、一五条約局)	—	四三	三	二九九
PROTEST OF THE JAPANESE GOVERNMENT TO THE UNITED STATES GOVERNMENT CONCERNING THE SINKING OF THE HOSPITAL SHIP, BUENOS AIRES MARU	—	四三	三	三〇〇
連合国最高司令官司令部指令第二号 「エー、ビー、オー」五〇〇千九百四十五年九月三日	—	四五	一・二	六五
連合国最高司令官司令部指令第三号 千九百四十五年九月二十二日	—	四五	一・二	七六
UNITED NATIONS Department of Public Information Press and Publication Bureau, Lake Success, New York	—	五〇	一	139
Security Council Resolution of July 31, 1950	—	五〇	一	140
Resolution Adopted by the Security Council on July 7, 1950	—	五〇	一	141
RESOLUTION ADOPTED BY SECURITY COUNCIL ON JUNE 27, 1950	—	五〇	一	141
Resolution Adopted by Security Council on June 25, 1950	—	五〇	一	142
Resolution adopted by the First Committee of the General Assembly, 4 October 1950	—	五〇	一	144
Resolution 293 (IV) adopted by the General Assembly at its 233rd plenary meeting, 21 October 1949	—	五〇	一	145
Resolution 195 (III) adopted by the General Assembly at its 187th plenary meeting, 12 December 1948.	—	五〇	一	147

Resolution 112 (II) adopted by the General Assembly at its 112th plenary meeting, 14 November 1947.

五〇

148

サン・フランシスコ調印会議第二回全体会議において対日平和条約草案の共同起草者としての合衆国全権団を代表して行ったジョン・フォスター・ダレス氏の説明(抜粹)(一九五一年九月五日)

五四

一三〇

The statement by John Foster Dulles, on behalf of the delegation of the United States of America as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory conference at San Francisco on Sept. 5, 1951.

五四

一三三

サン・フランシスコ調印会議第二回全体会議における対日平和条約草案の共同起草者としての英国全権団を代表して行ったケネス・ヤンガー氏の説明(抜粹)(一九五一年九月五日)

五四

一三三

The statement by Kenneth Younger, on behalf of the delegation of the United Kingdom as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory at San Francisco on Sept. 5, 1951.

五四

一三三

サン・フランシスコ会議における吉田首相の演説(抜粹)(一九五一年九月七日)

五四

一三三

対日講話に関する合衆国の対印回答(抜粹)(一九五一年八月一日付)

五四

一三五

Text of U. S. note of August 25, 1951 to India on Japanese peace

五四

一三六

MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 29 January 1946

五四

一四三

若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに關する件 (一九四六年三月二二日付)	五四 一・二・三	二四四
MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 22 March 1946	五四 一・二・三	二四五
若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに關する件 (一九五一年二月五日)	五四 一・二・三	二四五
MEMORANDUM Concerning Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 5 December 1951	五四 一・二・三	二四六
米国軍占領下の南西諸島及びその近海の居住者に告ぐ、(米国海軍 軍政布告第一号一九四五年)	五四 一・二・三	二六一
UNITED STATES NAVY MILITARY GOVERNMENT PROCLAMATION NO. 1	五四 一・二・三	二六三
刑法並に訴訟手続法典(抜粹)(琉球列島軍政布告第一号一九四九 年六月二八日)	五四 一・二・三	二六五
琉球列島住民に告ぐ(琉球列島民政本部布告第一号一九五〇 年)	五四 一・二・三	二六六
琉球列島米国民政府に關する指令(極東軍総指令部發、琉球軍司 令官宛、一九五二年四月二〇日)	五四 一・二・三	二六六
Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands	五四 一・二・三	二七一

琉球船舶規則（抜粹）（琉球列島米国民政府令第六十五号一九五二年二月二七日）	五四一・二・三	二七九
琉球政府の設立（琉球列島米国民政府布告第十三号一九五二年一月二九日、改正一九五二年四月二日）	五四一・二・三	二八二
琉球政府章典（Provisions Of The Government Of The Ryukyu Islands）（琉球列島米国民政府布令第六十八号一九五二年二月二九日）	五四一・二・三	二八七
琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第一号一九五二年四月二日）	五四一・二・三	二八七
琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第一号一九五二年五月二七日）	五四一・二・三	二八八
琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第三号一九五三年一月二六日）	五四一・二・三	二八八
琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第四号一九五三年三月二一日）	五四一・二・三	二八八
PROVISIONS OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLAND Office of the Deputy Governor)	五四一・二・三	二八八
琉球政府立法院開会式に際する琉球諸島民政長官リッジウェイ大將の琉球住民に対するメッセージ（昭和二十七年四月一日）	五四一・二・三	三〇〇
琉球人の日本旅行に関する規定及び手續（琉球列島米国民政府指令第十二号一九五二年六月一七日）	五四一・二・三	三〇二

琉球人民諸君へ(琉球列島米国民政府長官室、民政府布令第二十二号一九五三年四月三〇日)	五四	一・二・三	三〇五
琉球列島出入管理令(琉球列島米国民政府布令第二二五号一九五四年二月一日)	五四	一・二・三	三〇六
琉球列島への転籍(琉球列島米国民政府指令第六号、一九五四年七月二十三日)	五四	一・二・三	三三七
CANAL COMPANY NATIONALISATION LAW	—	—	—
MINISTERE DES AFFAIRES ETRANGERES, DIRECTION D'AFRIQUE LEVANT, Circulaire n° 127-I-P, Paris, le 25 Mai 1950.	五六	二	一九八
REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUCTION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Canada, Japan and Norway: revised joint draft resolution, A/C. 1/L. 126/Rev. 1, 25 January 1957.	五七	一	九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS; CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. 1/L. 164, 24 January 1957.	—	五七	—	九三
REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS; CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, USSR: draft re- solution, A/C. 1/L. 160, 14 January 1957.	—	五七	—	九四
Resolution adopted by the First Committee of the General Assembly on 6 Nov., 1957.	—	五七	—	九五
India: draft resolution, A/C. 1/L. 176/Rev. 2, 9 October 1957.	—	五七	—	九六
Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/C. 1/L. 175, 23 September 1957.	—	五七	—	九七
Japan: draft resolution, A/C. 1/L. 174, 23 September 1957.	—	五七	—	九八
Discontinuance under International Control of Atomic and Hydrogen Weapons, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/3673, 20 September 1957.	—	五七	—	九九

FINAL ACT OF THE UNITED NATIONS CONFERENCE ON THE LAW OF THE SEA	—	五八	一・二	一七八
Resolution 1348 (XIII). Question of the peaceful use of outer space, December 13, 1958.	—	五八	四	四三四
AD HOC COMMITTEE ON THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, REPORT OF THE LEGAL COMMITTEE	—	五八	四	四三六
OBSERVATIONS ON OUTER SPACE	—	五八	四	四四六
千九百六十年一月十九日付發表された岸日本國總理大臣とマイヤ ンハヌマー合衆國大統領との共同ロマンニョヤ	—	五九	一・二	三三五
CAIRO DECLARATION	—	六〇	四・五・六	一〇二四
Memorandum of the Division of Territorial Studies. (The Confer- ence at Malta and Yalta 1945, Foreign Relations of the U. S., Di- plomatic Papers) CAC-302 DECEMBER 28, 1944.	—	六〇	四・五・六	一〇二五
Memorandum of the Division of Territorial Studies. (F. E. C. Files) SECRET CAC-306b Preliminary January 10, 1945	—	六〇	四・五・六	一〇二九
PROCLAMATION OF THE THREE POWERS, THE UNITED STATES, GREAT BRITAIN AND CHINA, Potsdam, July 26, 1945. (joined by the Soviet Russia, August 9, 1945)	—	六〇	四・五・六	一〇三四
THE CONFERENCE FOR THE CONCLUSION AND SIGNA- TURE OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, Septem- ber 5, 1951	—	六〇	四・五・六	一〇三四

AIDE-MEMOIRE (U. views on Japan-Soviet Talks), September 7, 1956	六〇	四・五・六	一〇三七
CONVENTION, PROTOCOLS AND RESOLUTIONS ADOPTED BY THE UNITED NATIONS CONFERENCE ON DIPLOMATIC INTERCOURSE AND IMMUNITIES HELD AT VIENNA FROM 2 MARCH TO 14 APRIL 1961	六一	一一一	III
RESOLUTIONS ADOPTED BY THE CONFERENCE. I MISSIONS, II CONSIDERATION OF CIVIL CLAIMS	六一	一一一	XXVII
日韓漁業協定の署名に際して行なわれた両国政府の声明 (昭和四十年六月二十二日)	六四	四・五	四六七
在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の署名に際して行なわれた日本国法務大臣声明	六四	四・五	四九一
一 憲章改正に関する総会決議	六五	一一一	一〇三
(1) 一九六三年十二月十七日総会によって採択された決議 (憲章第三三条及び第六七条の改正に関する決議) (邦訳)	六五	一一一	一〇三
(2) 同決議正文テキスト (英文及び仏文)	六五	一一一	一〇五
(3) 一九六五年十二月二十日総会によって採択された決議 (憲章第一〇九条の字句修正に関する決議) (英文)	六五	一一一	一〇七
(4) 一九六五年十二月八日総会によって採択された決議 (総会手続規則の改正に関する決議) (英文)	六五	一一一	一〇八
二 国連貿易開発会議の勧告	六五	一一一	一一一

DECLARATION ON THE OCCASION OF THE TWENTY-FIFTH ANNIVERSARY OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2627 (XXV))	—	六九四·五·六	八三四
DECLARATION ON PRINCIPLES OF INTERNATIONAL LAW CONCERNING FRIENDLY RELATIONS AND CO-OPERATION AMONG STATES IN ACCORDANCE WITH THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2625 (XXV))	—	六九四·五·六	八三〇
QUESTION OF GENERAL AND COMPLETE DISARMAMENT, 16 DECEMBER 1969 (RESOLUTION 2602 (XXIV))	—	六九四·五·六	八二一
PROGRAMME OF ACTION FOR THE FULL IMPLEMENTATION OF THE DECLARATION ON THE GRANTING OF INDEPENDENCE TO COLONIAL COUNTRIES AND PEOPLES, 12 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2621 (XXV))	—	六九四·五·六	八一九
AN INTERNATIONAL DEVELOPMENT STRATEGY FOR THE SECOND UNITED NATIONS DEVELOPMENT DECADE, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2626 (XXV))	—	六九四·五·六	八一五
DECLARATION OF PRINCIPLES GOVERNING THE SEABED AND THE OCEAN FLOOR, AND SUBSOIL THEREOF, BEYOND THE LIMITS OF NATIONAL JURISDICTION, 17 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2749 (XXV))	—	六九四·五·六	七九四
INTERNATIONAL CO-OPERATION IN THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, 16 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2733 (XXV))	—	六九四·五·六	七九〇

資料 国内裁判所判決（含 捕獲審檢所検定）

露国商船「ムクデン」号に関する捕獲審檢所の検定（明治三十七年三月十二日官報）	二	一〇	二五
同「アルグン」号に関する検定（同上）	二	一〇	二七
諾威国汽船「ヘルムス」号に関する検定（同上）	二	一〇	二九
露国帆船「ナデージタ」号に関する検定（明治三十七年六月二日官報）	二	一〇	三一
露国汽船「ロシヤ」号に対する検定（明治三十七年六月二十二日官報）	二	一〇	三三
露国汽船「ムクデン」搭載貨物に関する検定（明治三十七年六月二十二日検定）	二	一〇	三六
同上（明治三十七年六月二十三日官報）	二	一〇	四一
露国帆船「レスニック」号に関する高等捕獲審檢所の検定（明治三十七年六月二十四日官報）	二	一〇	五一
露国汽船「マンチュリヤ」号に関する検定（同上）	二	一〇	五三
露国汽船「ジュリヤデ」号に関する検定（明治三十七年六月二十四日官報）	二	一〇	五七
諾威汽船「アッギー」号に関する検定（明治三十七年七月一日官報）	二	一〇	六〇

捕獲船西平号の解放

「タリヤ」号捕獲檢定書

露国政府対独商ヘルフェルト間汽船「アンハルト」号並に同船積荷引渡請求事件

在米日本人の市民権取得問題 合衆国対金子眞成事件 *The United States v. Kaneko.*

IN THE SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA, IN AND FOR THE COUNTY OF RIVERSIDE. 加州入民村原田重吉事件判決文 THE PEOPLE OF THE STATE OF CALIFORNIA, Plaintiff, —VS— JUKICHI HARADA, et al., Defendants. OPINION.

外国に対する民事裁判管轄権 大審院判決(第二民事部) 中華民國に対する約束手形金請求 事件昭和三年(夕)第二百十八号(大審院判例集第七卷第十二号一一二八頁)

Matsuyama v. China. Japan. Supreme Court. 1928.

横須賀捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

横須賀捕獲審檢所檢定

横須賀捕獲審檢所檢定

高橋作衛 二二七 五五九

Translated by K. Yokota 二八七 七〇八

横須賀捕獲審検所検定	四一	一一	一一三三三
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三三四
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三三五
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一三三八
佐世保捕獲審検所検定	四一	一一	一一二四一
高等捕獲審検所検定	四二	八	八五二
第一号事件	四二	八	八五二
第五号事件	四二	八	八五六
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一一二七一
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一一二六一
高等捕獲審検所検定	四二	一一	一一二七〇
イギリス水兵事件に関する大阪高等裁判所判決(昭和二七年一月五日第六刑事部言渡)	五二	三	一一二
ソ連人等の密入国事件の判決(一)クリコフ船長に対する判決	五三	三	一九一
ソ連人等の密入国事件の判決(二)關三次朗に対する判決	五三	三	一九七
イラン石油事件判決(一)東京地方裁判所の判決 昭和二十八年	五三	三	二〇一
ヨ第二、九四二号			

イラン石油事件判決 (2) 東京高等裁判所の判決 昭和二十八年
 (ネ) 第八九九号 (原審東京地方裁判所昭和二十八年(ヨ) 第二、
 九四二号)

「サンタ・フェ」号捕獲事件の再審査決定書

砂川事件最高裁判所及び東京地方裁判所判決

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (三)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (四)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (五)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (六)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (七)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (八)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (九) —— 追補の一

小祖	小祖	小祖	小祖	小祖	小祖	小祖	小祖	小祖	小祖						
田川	田川	田川	田川	田川	田川	田川	田川	田川	田川						
武	武	武	武	武	武	武	武	武	武						
滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫	滋夫						
六二	六二	六二	六二	六二	六二	六一	六一	六一	六一	五九	五八			五三	
五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	一・二	五			三	
四五	三五〇	二七七	一七七	五五	四二一	三一八	二二六	一〇一	一〇一	三三九	五四三			二〇九	

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二〇)	——	追補の	小祖	田川	武	滋夫	六二	六	五五三
二——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一一)	——	追補の	小祖	田川	武	滋夫	六三	一	六五
三——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一二)			小祖	田川	武	滋夫	六四	六	六一四
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一三)			小祖	田川	武	滋夫	六六	四	四三六
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一四)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七三	一	七四
二年まで——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一五)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七三	三	二二二
三年まで——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一六)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七三	六	六〇六
四年まで——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一七)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七五	二	二四五
五年まで——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一八)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七八	四	四五二
六年——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一九)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七九	一	七五
七年——									
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二〇)	——	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七九	三	二九九
八年——									

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二二)	昭和四	小祖	田川	武	滋夫	七九	六	六二五
九年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二二)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八〇	三	三四八
〇年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二三)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八〇	四	四三九
一年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二四)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八一	三	二九七
二年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二五)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八一	五	五八〇
三年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二六)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八二	二	二〇五
四年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二七)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八二	四	四八一
五年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二八)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八三	五	五四五
六年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二九)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八四	五	六〇〇
七年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (三〇)	昭和五	小祖	田川	武	滋夫	八五	五	四七三
八、五九年								
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (三一)	昭和六	小祖	田川	武	滋夫	八六	六	六一八
〇年								

日本の国際法判例(一)	——一九八六(昭和六二)年(1)	「日本の国際法判例」研究会	八九	五	五四六
日本の国際法判例(二)	——一九八六(昭和六二)年(2)	「日本の国際法判例」研究会	九〇	一	七八
日本の国際法判例(三)	——一九八七(昭和六二)年	「日本の国際法判例」研究会	九一	一	四二
日本の国際法判例(四)	——一九八八(昭和六三)年	「日本の国際法判例」研究会	九二	一	七五
日本の国際法判例(五)	——一九八九(平成元)年(1)	「日本の国際法判例」研究会	九二	三	三九二
日本の国際法判例(六)	——一九八九(平成元)年(2)	「日本の国際法判例」研究会	九二	六	七三五
日本の国際法判例(七)	——一九九〇(平成二)年	「日本の国際法判例」研究会	九三	一	三七
日本の国際法判例(八)	——一九九一(平成三)年	「日本の国際法判例」研究会	九三	五	六六五
日本の国際法判例(九)	——一九九二(平成四)年	「日本の国際法判例」研究会	九四	三	三九二
日本の国際法判例(一〇)	——一九九三(平成五)年	「日本の国際法判例」研究会	九五	四	四六九
日本の国際法判例(一一)	——一九九四(平成六)年	「日本の国際法判例」研究会	九六	三	四五九
日本の国際法判例(一二)	——一九九五(平成七)年	「日本の国際法判例」研究会	九七	四	四二一
日本の国際法判例(一三)	——一九九六(平成八)年	「日本の国際法判例」研究会	九八	四	四九〇
日本の国際法判例(一四)	——一九九七(平成九)年	「日本の国際法判例」研究会	九九	四	四一一
日本の国際法判例(一五)	——一九九八(平成一〇)年	「日本の国際法判例」研究会	一〇〇	四	五六九

船舶の需要品に関する税関細則	—	四二
豪州移民制限法施行細則 (千九百一十一年十二月三十一日発布)	—	四三
海底電信線保護万国連合条約罰則を台湾に施行するの件 (明治三十五年四月二十五日)	—	四六
豪州新西蘭移住制限法	—	三三
フキリッピン群島臨時収入法	—	三六
北米合衆国支那人排斥法 [Public No. 90] (英文)	—	三八
千八百九十四年十二月の清国労働者入国禁止に関する米清両国間の条約及其他の關係法規 (英文)	—	四〇
外務省令第五号 在天津帝国專管居留地の土地に関する件	—	二三
外務省告示第五号 馬山日本專管居留地取扱極書	—	二四
北米合衆国支那人排斥法關係法規 (承前) Act of May 6, 1882. (英文)	—	二四
豪州連邦居住証明書出願書式並に身分申告書雛形	—	二四
外務省告示第九号	—	三三
馬山船舶檢疫規則 (坂田領事報告)	—	三三
戦時船舶仏国領海出入に関する法令 (山田領事報告)	—	三四
北米合衆国支那人排斥法 (承前) ACT OF JULY 5, 1884. (英文)	—	三五
暹羅国紙幣条例	—	三七

韓国通用白銅貨の偽造変造取締 (勅令第二百五十六号)	—	九	四〇
北清事変個人損害賠償の件 (外務省告示第十二号)	—	九	四〇
南米委内瑞拉国外国人取調に関する法令 (本年五月二十八日発布)	—	九	四一
北米合衆国支那人排斥法關係法規 ACT OF SEPTEMBER 13, 1888. (英文)	—	九	四二
本島人 (台湾) 亜米利加合衆国及其領土内渡航証明規則 (台湾總督府令第八十号)	—	一〇	二八
北米合衆国支那人排斥法關係法規 (完) ACT OF OCTOBER 1, 1888/ACT OF MAY 5, 1892/ACT OF NOVEMBER 3, 1893/ACT OF AUGUST 18, 1894/JOINT RESOLUTION OF JULY 7, 1893/ACT OF JUNE 6, 1900. (英文)	—	一〇	二九
独逸領事裁判權に関する千九百年四月七日の法律	—	一〇	三六
露領沿海州及黒龍州地方郡制施行	—	一一	六四
蘭領印度真珠貝等採獵規則	—	一一	六五
布哇銀貨及銀貨証券に関する法律	—	一二	五五
墨国関稅算定法 (千九百二年十一月二十五日発布)	—	一二	五五
英国政府委内瑞拉国諸港湾封鎖告示 (仏国外務省告示千九百二年十二月二十日同国官報所載)	—	一二	五六
暹羅国改正檢疫規則 (本令を以て千九百二年六月十一日の勅令を廢す)	—	一二	六四

コ、ス諸島海峡殖民地編入	一	一七	六六
亜爾然丁国官有地払下法(六月二十七日官報)	二	一	七〇
フィリピン島到着移民健康診断布達(七月一日官報)	二	一	七一
フィリピン群島合衆国移民法施行	二	一	七二
フィリピン群島輸入商品包装連続番号記載(七月八日)	二	一	七二
マニラ旅客手荷物船舶積込規則改正(七月八日)	二	一	七三
福建全省砒務総局議擬章程(七月二十三日官報)	二	一	七四
豪州雇主被雇人間争議仲裁法案(九月九日官報)	二	一	七六
暹羅国政府檢疫規則發布(十月一日)	二	一	七七
海峡殖民地清国移民上陸禁止命令撤去	二	一	七九
海峡殖民地清国移民上陸禁止条例廃止(九月九日官報)	二	一	七九
布告数件	二	一	七九
露西亞極東太守管轄内軍隊管理(十月十六日官報)	二	二	九八
露国政府黒龍江貿易汽船会社保護金(十月二十四日官報)	二	二	九九
加拿陀鉄道法改正(十月二十九日官報)	二	二	九九
ブリチッシュ、コロンビア州漁業法改正(十月二十九日官報)	二	二	九九
マニラ港境界設定(十月三十日官報)	二	二	一〇〇
北米合衆国海戦法規	二	四	七六

米田奈良吉訳

宣戦の詔勅 (官報号外十日午後十時公布)	二	五
露帝の宣戦	二	五
露国の回牒 (二月二十四日外務省着電)	二	六四
露国回牒の誣妄 (三月三日内外諸新聞に掲げらる)	二	六五
防衛海面令 (勅令三十七年一月二十三日官報)	二	六 附録三五
外国電報の制限 (省令二月五日官報)	二	六 附録三六
軍事郵便物 (勅令二月五日官報)	二	六 附録三六
外交官領事官臨時増員 (勅令二月九日官報)	二	六 附録三八
領事館費用 (勅令二月九日官報)	二	六 附録三九
戦時又は事変に際し官吏に非ずして陸軍の事務に従事する者の待遇の件 (勅令二月十日官報)	二	六 附録三九
海軍治罪法を台湾に施行するの件 (勅令二月十日官報)	二	六 附録四〇
臨時海軍軍法会議及び海軍合囲地軍法会議に於ける主理、録事、海軍警査に関する件 (同上)	二	六 附録四〇
海軍戦時給与規則中改正の件 (同上)	二	六 附録四〇
防衛海面区域 (二月十日)	二	六 附録四二
捕獲審檢所開設 (十日官報)	二	六 附録四二
戦時禁制品 (訓令二月十日)	二	六 附録四三
陸軍兵籍規則 (陸軍省令第六号)	二	六 附録四三

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上)	伊太利国	三	九	六九
日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上)	独逸国	三	九	六九
日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上)	西班牙国	三	九	七〇
日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上)	暹羅国	三	九	七〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	和蘭	三	一〇	三八
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	仏蘭西	三	一〇	四〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	埃太利国	三	一〇	四三
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	丁抹国(英文)	三	一〇	五〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	瑞典及那威国	三	一〇	六四
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	清国	三	一〇	七一
日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下)	葡萄牙国	三	一〇	七五
韓国に関する勅令		四	四	七六
日露講和条約に関する詔勅		四	五	七三
条約批准の詔勅		四	五	七四
陸海軍に賜はりたる勅語		四	五	七五
露国俘虜取扱規則		四	七	四六
日米間著作権保護に関する条約第三条の解決に関する件(明治三十九年五月十一日官報)		四	一〇	七八

山崎次郎記

樺太島漁業仮規則 (明治三十八年八月七日官報)

白耳義王国殖民地法草案

勅令第九十六号 韓国特許令

勅令第九十七号 韓国意匠令

勅令第九十八号 韓国商標令

勅令第九十九号 韓国商号令

勅令第二百号 韓国著作權令

關東州及帝國か治外法權を行使することを得る外国に於ける特許權、意匠權、商標權及著作權の保護に関する件 勅令第二百一号

外務省令第一号 在外帝國領事館管轄区域 明治四十二年三月六日

韓国統監府裁判令 (明治四十二年十月十八日官報)

統監府裁判所事務取扱令

韓国人と司法

統監府監獄事務

韓国に於ける犯罪即決令

統監府司法庁官制

統監府監獄官制 (要領)

統監府地方警察官々制 (要領)

八	八	八	八	八	八	八	八	七	七	七	七	七	七	七	六	四
三	三	三	三	三	三	三	三	七	一	一	一	一	一	一	六	一〇
二四一	二四一	二四一	二四〇	二四〇	二四〇	二三八	二三六	六三	四九	四九	四八	四八	四七	四七	五二	七九

司法庁職員給与令 (要領)	八	三	二四一
判検事の官等及給与	八	三	二四二
判検事の待遇	八	三	二四三
司法庁職員特別任用令	八	三	二四三
韓人任用規定	八	三	二四三
判検事任用規定	八	三	二四三
憲政編查館会奏、遵議憲法大綱、 既議院選舉各法、並逐年籌備事 宜、摺 附清單二件	八	六	四七八
韓国併合詔書	九	一	六八
王族待遇及大赦減租の詔書	九	一	七〇
国号改称	九	一	七一
韓国併合宣言	九	一	七一
韓国皇帝詔勅	九	一	七二
合併關係諸法令	九	一	七三
朝鮮貴族令 (皇室令)	九	一	七三
朝鮮貴族と総督 (皇室令)	九	一	七五
朝鮮貴族の叙位 (皇室令)	九	一	七五
華族令中の改正 (皇室令)	九	一	七五

宮内省官制改正 (皇室令)	九	一	七五
宮内府職員と残務 (皇室令)	九	一	七六
朝鮮総督府設置 (勅令)	九	一	七六
韓国軍人の件 (勅令)	九	一	七六
総督の発令権 (緊急勅令)	九	一	七六
大赦令	九	一	七七
歳入歳出予算 (勅令)	九	一	七七
臨時恩賜公債 (勅令)	九	一	七八
恩賜公債条例 (緊急勅令)	九	一	七八
会計の経理 (緊急勅令)	九	一	七八
貨物輸入税 (緊急勅令)	九	一	七八
朝鮮の関税 (勅令)	九	一	七九
地租免除 (勅令)	九	一	七九
通航船舶の件 (勅令)	九	一	八〇
船舶物件の検疫 (勅令)	九	一	八〇
韓国勲章の事 (勅令)	九	一	八〇
特許法の施行 (勅令)	九	一	八〇
特許法の除外 (緊急勅令)	九	一	八〇

商標法の除外				九	一	八一
著作権の登録(勅令)				九	一	八二
特許弁理士登録(勅令)				九	一	八二
総督府新制令				九	一	八二
朝鮮法令の効力				九	一	八二
居留地事務の件				九	一	八二
韓国合併に関する公文				九	四	二九三
THE JAPANESE PROCLAMATION ANNEXING KOREA.				九	四	二九三
台湾永代借地令				一〇	九	七三三
同上施行規則				一〇	九	七三四
告示				一一	三	二九五
巴奈馬運河法				一一	三	二九五
告示 外務省告示第七号				一二	二	一八九
司法省告示第七号 船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約の 批准書の寄託				一二	六	五五五
司法省告示第八号 海難における救援救助に付ての規定の統一に 関する条約の批准書の寄託				一二	六	五五六
英国文官試験規則				一三	八	六一一
告示 外務省告示十四、十五、十六、十七、十八号				一三	〇	七七六

大正四年日支交渉ニ関スル公文書 (大正四年六月八日外務省発表)

第一 加藤外務大臣ノ日置公使ニ与ヘタル訓令 (大正三年十二月三日付ニテ東京ニ於テ交付)

第二 支那国政府提出ノ対案 (訳文) (大正四年二月十二日在支日置公使支那国政府ヨリ接受)

第三 帝国政府ノ修正案 (大正四年四月二六日駐支日置公使支那政府へ提出)

第四 支那国政府最後修正案 (訳文) 大正四年五月一日在支日置公使支那国政府ヨリ接受)

第五 支那政府ニ対スル帝国政府ノ最後通牒 (大正四年五月七日在支日置公使支那国政府へ交付)

第六 最後通牒提出ノ際在支日置公使ヨリ陸外交総長へ手交セル説明書

第七 帝国政府ノ最後通牒ニ対スル支那国政府ノ回答

外国人土地法施行期日ノ件

外務省告示第二十五号

外務省告示第三十一号

外務省告示第四十八号

外務省声明

外務省告示二十一号

松原一雄

二三 一〇 七八五

二三 一〇 七八五

二三 一〇 七八八

二三 一〇 七九〇

二三 一〇 七九四

二三 一〇 八〇〇

二三 一〇 八〇一

二三 一〇 八〇一

二六 二〇七

三五 四九〇

三五 五九六

三五 一〇〇九

三六 一〇三

三六 五〇九

俘虜処罰法	四二	五	五四九
日滿地方稅徵收事務共助法	四二	五	五五〇
在滿日本人ノ身分ニ關スル滿州國裁判ノ効力ニ關スル法律	四二	五	五五一
占領地軍政官憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ關スル法律	四二	五	五五二
外貨債處理法	四二	五	五五二
特殊財産資金特別會計法	四二	五	五五六
俘虜派遣規則	四二	六	六三六
俘虜勞務規則	四二	六	六三八
俘虜派遣規則中改正	四二	六	六四〇
外務省大東亞省告示第三号	四二	一〇	一〇七五
中支方面一般船舶ノ航行統制ニ關スル規程	四三	八	七一〇
降伏文書 イ 詔書	四五	一・二	六三
第十一回国会における内閣總理大臣演說 (抜粹) (昭和二六年八月十六日)	五四	一・二・三	二三七
第十二回国会における内閣總理大臣演說 (抜粹) (昭和二六年十月十二日)	五四	一・二・三	二三七
參議院外務委員會における質疑応答 (抜粹) (昭和二六年十一月七日)	五四	一・二・三	二三八

平和条約発効に伴う決議（議長発議、衆議院決議第十二号昭和二十七年四月二十八日）	五四一・二・三	二三八
領土に関する決議（床次徳二外二十名提出、衆議院決議第四四号昭和二十七年七月三十一日）	五四一・二・三	二三九
奄美大島に関する決議（迫水久常外四十五名提出、衆議院決議第六号昭和二十七年十一月二十五日）	五四一・二・三	二三九
領土に関する決議（益谷秀次外三十九名提出、衆議院決議第十号昭和二十八年七月七日）	五四一・二・三	二四〇
沖縄及び小笠原諸島に関する決議（佐藤榮作外六十七名提出、衆議院決議第三号昭和二十八年十一月七日）	五四一・二・三	二四一
A Few Comparisons Between Versailles Peace Treaty and Japanese Treaty (Presented by Senator Alexander Wiley, and printed, with unanimous consent, in the Congressional Record, United States of America, Proceedings and Debates of the 82 ^d Congress, Second Session, Vol. 98, No. 42, March 14, 1952, pp. 2375).	五四一・二・三	二四一
琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する件（昭和二十七年四月一四日）	五四一・二・三	三二二
MEMORANDUM Concerning Establishment of Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands, 14 April 1952	五四一・二・三	三二四
外務省回答口上書（昭和二十七年六月二十五日）	五四一・二・三	三二六
南方連絡事務局設置法（昭和二十七年六月三〇日、法律第二百十八号、改正昭和二十九年法律第二百一号）	五四一・二・三	三二六

南方連絡事務局組織規定(昭和二十七年七月一日総理府令第三二六号、改正昭和二十九年総理府令第十八号)

五四 一・二・三 三一八

琉球諸島における日本政府連絡事務所の所掌業務(一九五三年五月二一日、在東京米国大使館)

五四 一・二・三 三一九

THE FOREIGN SERVICE OF THE UNITED STATES OF AMERICA, American Embassy, Tokyo, May 21, 1953

五四 一・二・三 三二一

本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書(一九五二年七月一〇日)

五四 一・二・三 三三四

本土と南西諸島との間の郵便為替に関する覚書(一九五二年十二月二九日)

五四 一・二・三 三三六

沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(抄)(昭和二十三年九月三〇日政令第三百六号、改正昭和二十七年一月十九日政令第五号)

五四 一・二・三 三三六

沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第一条に規定する地域等を定める府令(昭和二十六年一〇月六日法務府令第五百十号、改正昭和二十八年、第八九号他)

五四 一・二・三 三三七

親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例(昭和二十七年二月九日政令第十五号)

五四 一・二・三 三三七

戸籍整備法(一九五三年一月一六日)

五四 一・二・三 三三八

平和条約に伴う朝鮮人、台湾人に関する国籍及び戸籍事務の処理について(抜粹)(昭和二十七年四月十九日、法務府民事局長発、法務局長、地方方法務局長宛通達)

五四 一・二・三 三三二

北緯二十九度以南の南西諸島の地位について（昭和二十七年九月三日、総理府南方連絡事務局長発、南方連絡事務局長宛照会）	五四一・二・三	三三三
北緯二十九度以南の南西諸島の地位に関する件（昭和二十七年九月十二日、外務省条約局長発、南方連絡事務局長宛回答）	五四一・二・三	三三三
(1) 沖繩に居住する本土在籍者の戸籍の取扱に関する件及び琉球列島（沖繩）への転籍に関する米民政府の指令について（昭和二十九年十一月十二日、法務省民事局長発、法務局長、地方務局長宛）	五四一・二・三	三三三
(2) 沖繩における本土籍人の戸籍取扱に関する件（別紙甲、昭和二十九年七月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事局長宛回答）	五四一・二・三	三三五
沖繩に居住する本土在籍者の戸籍取扱に関する件（別紙乙、昭和二十九年十月十一日、法務省民事局長発、南方連絡事務局長宛回答）	五四一・二・三	三三五
「琉球列島への転籍」に関する米民政府指令について（別紙丙、昭和二十九年九月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事局長宛）	五四一・二・三	三三五
「琉球政府への転籍」と題する米民政府指令について（昭和二十九年八月九日、那覇日本政府南方連絡事務所長発、南方連絡事務局長宛）	五四一・二・三	三三六
「琉球列島への転籍」に関する米民政府の指令について（別紙丁、昭和二十九年一〇月二二日、法務省民事局長発、内閣南方連絡事務局長宛）	五四一・二・三	三三八
現地及び本土間における身分法規等の適用の差異から生ずる諸障害（昭和二十九年、一〇、二八印、法務省民事局第二課）	五四一・二・三	三三九
琉球列島の統治に関する大統領命令（仮訳）	五六四・五	六一三

THE EXECUTIVE ORDER

ジュネーブ条約に関する資料 一九四九年のジュネーブ諸条約の実施に関する若干の立法例及びひな型法

榎本重治編

六〇

三

二八四

(1) 英国の一九五七年のジュネーブ条約法 GENEVA CONVENTIONS ACT, 1957 5 & 6 Eliz. 2. Ch. 52

六〇

三

二八四

(2) ヘルギー国の一九五六年の赤十字の名称、及び記章及び商標の保護に関する法律 4 JUILLET 1956. LOI RELATIVE A LA PROTECTION DES DENOMINATIONS, SIGNES ET EMBLEMES DE LA CROIX-ROUGE.

六〇

三

二九三

(3) タイ国の一九五六年の赤十字法 (TRANSLATION) RED CROSS ACT, B. E. 2499 (1956)

六〇

三

二九四

(4) スイス連邦の一九五二年の、軍隊におけるジュネーブ条約の適用に関する布告 ARRETE DU CONSEIL FEDERAL concernant l'application des conventions de Genève dans l'armée (Du 29 août 1952)

六〇

三

二九四

(5) 赤十字国際委員会作成の、赤十字の名称及び標章に関するひな型法 MODEL LAW FOR THE PROTECTION OF THE RED CROSS NAME AND EMBLEM

六〇

三

三〇一

深海底硬鉱物資源法 (米国)

高林秀雄訳

八一

一

六八

深海採鉱(暫定)法・深海採鉱活動に関し、かつそれに関連する目的のための規定を定める法律 (英国)

田中則夫訳

八一

一

一〇一

深海鉱業の暫定的規制に関する法律 (西独)

古賀衛訳

八一

一

一一一

深海底鉍物資源の探査及び開発に関する法律(仏)

資料 文献目録

国際問題に関する文献目録(昭和九年)

昭和二六年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

昭和二七年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

昭和二八年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

昭和二九・三〇年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

主要文献目録

昭和三十一年度 国際法、国際私法、国際政治外交史主要文献目録

昭和三十二年度 国際法、国際私法、国際政治外交史主要文献目録

古賀 衛 一 一 一 二六

小谷 鶴次 三五 一 七六

— — 五一 三 三二六

— — 五二 五 四四二

— — 五三 五 四三二

中村 矢野 武 五五 一 八七

横山 村保 五五 一 八七

佐藤 和男 五五 二・三・四 四七二

波多野 里 五六 一 一〇六

矢野 善武 五六 一 一〇六

藤井 昇 五六 一 一〇六

經塚 作太 五七 一 一〇一

大畑 篤四郎 五七 一 一〇一

昭和三三年度 國際法・國際私法・國際政治・外交史主要文獻目錄

昭和三四年度 國際法・國際私法・國際政治・外交史 主要文獻目錄

日米安全保障條約・同行政協定關係文獻(昭和三五年一月末現在)

昭和三五年度 國際法・國際私法・國際政治・外交史 主要文獻目錄

文獻目錄

昭和三六年度國際法・國際私法・國際政治・外交史主要文獻目錄

昭和三七年度國際法・國際私法・國際政治・外交史 主要文獻目錄

昭和三八年度國際法・國際私法・國際政治・外交史 主要文獻目錄

岡川本竹小	川畝西土竹	大沢筒	内広	大沢広	杉	大沢広	大澤
端浪本川	端村屋本	畑木井	田瀬	畑木瀬	山	畑木瀬	畑木
俊末章正芳	末茂正	篤敬若	久善	篤敬善	茂	篤敬善	篤野
孝人市幸彦	人繁賢樹幸	郎郎水	司男	郎郎男	雄	郎郎男	郎郎聖
六二	六一	六一	六〇	五九	五九	五八	五七
六	六	一・二	四・五・六	六	一・二	六	六
五九九	五三六	一四一	九六三	八五六	二九〇	六九四	六六一

分野別索引

昭和三九年度国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献目録

四 国連関係主要文献目録

昭和四〇・四一年度 国際法・国際私法・国際政治・外交史主要文献目録

昭和四二年度 主要文献目録

昭和四三年度 主要文献目録

昭和四四年度 主要文献目録

昭和四五年度 主要文献目録

昭和四六年度 主要文献目録

初山尾	太山尾	大林尾	林松本	松鳥広	宇鳥田	筒	川本竹
瀬本崎	田本崎	畑脇崎	岡間野	本居部	野居中	井	端浪本
龍敬重	勝敬重	篤ト重	司 昭	三淳和	重淳	若	末章正
平三義	洪三義	四シ重	宣博浩一	郎子也	昭子榮茂	水	人市幸彦
七一	七〇	六八	六七	六六	六五	六五	六三
一	一	五六	六	六	六	一・二	六
七三	八八	六二一	八〇六	六八八	五三一	一六一	五六八

昭和四七年度 主要文獻目錄

昭和四八年度 主要文獻目錄

昭和四九年度 主要文獻目錄

昭和五〇年度 主要文獻目錄

昭和五一年度 主要文獻目錄

昭和五二年度 主要文獻目錄

一九七八年度 主要文獻目錄

一九七九年度 主要文獻目錄

一九八〇年度 主要文獻目錄

濱山最	濱多山	田多山	田桜位	田桜河	大木尾	大木尾	瀬木尾	大内尾
口内上	口喜崎	中喜崎	中田田	中田西	畑棚崎 篤照重	畑棚崎 篤照重	川棚崎 善照重	畑藤崎 篤研重
惟敏	公	俊公	俊嘉隆	俊嘉直	四	四	四	四
學介樹	學寬士	郎寬士	郎章一	郎章也	郎一義	郎一義	信一義	郎二義
八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二
二	二	一・二	一	二	一	一	一	三
一九七	一五九	一六一	八八	一一三	一〇一	九五	九七	三四五

分野別索引

一九八六年	一九八五年	一九八四年	一九八三年	一九八二年	一九八一年
主要文献目録	主要文献目録	主要文献目録	主要文献目録	主要文献目録	主要文献目録

下浦廣道浅西	佐渡浅西	佐渡川佐横	菊横川佐横	権大横武	青早武
田野江垣田井	渡辺田井	渡辺崎藤川	池山崎藤川	畑山山	木田山
耕起健正	友愷正正	友愷恭文	恭文	田篤四真	一芳真
司央司人彦弘	哲之彦弘	哲之治夫新	努潤治夫新	潤郎潤行	能郎行
八六	八五	八四	八三	八二	八一
二	二	二	二	二	二
一九〇	一三四	一二五	一三〇	二五五	一八八

一九八七年 主要文献目録

一九八八年 主要文献目録

一九八九年 主要文献目録

一九九〇年 主要文献目録

一九九一年 主要文献目録

一九九二年 主要文献目録

月大佐岡桐田	小中齋桐田	小齋中兼柳	信野兼柳	信野国葉戸	下廣道戸葉
村矢藤野山中	久野藤山中	久野原原	夫村原原	夫村友師田	田江垣師
根や祐孝則	保俊孝則	保俊敦正	隆美敦正	隆美明寺五	耕健正五公
郎聡ひ子信夫	之郎彰信夫	之彰郎子治	司明子治	司明彦夫郎	司司人郎夫
九二	九一	九〇	八九	八八	八七
二	二	二	二	二	二
三〇八	二五二	二八三	二五七	二五五	二〇三

分野別索引

一九九六年
主要文献目録

一九九五年
主要文献目録

一九九四年
主要文献目録

一九九三年
主要文献目録

安林長真小二桜	都小中眞二松	都小中佐今荒	月大岡佐今荒
実 尾砂山宮井	丸林西砂宮隈	丸林西 <small>藤</small> 井木	村 <small>矢</small> 野 <small>藤</small> 井木
智忠 康 正利	潤 康正	潤 <small>や</small> 教	太 <small>根</small> 祐 <small>や</small> 教
美行悟司昇人江	子誠康司人潤	子誠康ひ直夫	郎聡子ひ直夫
九六	九五	九四	九三
二	二	二	二
二八四	三一〇	三〇四	二八六

一九九七年 主要文献目録

一九九八年 主要文献目録

一九九九年 主要文献目録

二〇〇〇年 主要文献目録

資料 その他

国際法上の重要文書に関し外務当局者に望む

有	山岡田長兄申	松今長植兄申	松今植高中徳	安林長高小中徳
賀	元田中田 矢	田林田松 矢	田林松杉 井川	実 尾杉山 井川
長	菜晃美真 野惠	直真真 野惠	直真 伊 信	智忠
雄	々枝穂里リ手	哲樹里生リ手	哲樹生直子治	美行悟直昇子治
一	一〇〇	九九	九八	九七
一	二	二	一・二	二
一五	二三八	二三六	二八四	二五四

国際法語訳字選定					
一九〇〇年万国々際法協会決議 一、暴動蜂起の際第三国暴動国の既設且つ承認政府に対する権利及義務	米田奈良吉	一	三	四九	i
千九〇〇年第九月万国々際法協会決議案 暴動蜂起の際暴動の蜂起せる既設且つ承認政府に対する第三国及第三国臣民の権利義務		一	三	五二	
千九百年万国々際法協会議事 一、暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)	米田奈良吉	一	四	一八	
千九百年万国々際法協会議事 暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)	米田奈良吉	一	五	四四	
千九百年万国々際法協会議録 (九月八日午前會議) 暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)	米田奈良吉	一	六	三〇	
露国義勇艦隊会社定款 (千九百二年二月四日裁可)		一	七	一九	
REGLEMENT SUR LES RAPPORTS INTERNATIONAUX EN MATIÈRE DE FAILLITE. Propositions définitives de la Commission de l'Institut de Droit international.		一	一一	1	
東京帝国大学法科国際公法演習報告	高橋作衛	一	一二	二八	
第二一回アントウェルプ万国国際法協会 (International Law Association)		二	一	四八	
仏国ルーアン開会の国際平和會議		二	三	三七	
清国に於ける列国企業の年表		二	四	二五	
国際的觀察に基ける刑法改正草案の偽造罪	松田道一	二	五	一六	

万国国際法協会の議題	——	——	四	一〇	五一
赤十字条約會議に於ける日英の態度	高橋	作衛	五	一	三二
戦争の宣言に関する議題	アルベリック、ローラン	——	五	一	三五
ナタルに於ける軍法 (Martial Law in Natal)	デー、イー、ホルランド	——	五	一	三八
局外中立法案	リシャール、クリーン	——	五	一	四一
局外中立法案 (承前)	リシャール、クリーン	——	五	二	四〇
海賊の処分に關し国際法学会の爲したる建議に対する法律取調委員会の回答	——	——	五	五	一
帝国大学国際法演習報告 明治四十年二月	高橋	作衛	五	七	四九
帝国大学国際公法演習報告 (承前)	高橋	作衛	五	八	四七
帝国大学国際公法演習報告 (承前)	高橋	作衛	五	九	五四
第二回万国平和會議の開催	遠藤	源六	六	一	二二
中立法規に關する万国国際法協會提案	渡部	信	六	一	四五
第二回万国平和會議の成績	無名	氏	六	三	五六
第二回万国平和會議の成績 (一)	無名	氏	六	四	五三
第二回万国平和會議の成績 (二)	無名	氏	六	五	五九
第二回万国平和會議の成績 (三)	無名	氏	六	五	五九
博士論文審査の要旨	——	——	六	五	六九
第二回平和會議の成績 (四)	無名	氏	六	六	四一

第二回平和会議の成績 (五)	無	名	氏	六	七	四二
博士論文審査の要旨	無	名	氏	六	七	五六
第二回平和會議の成績 (六)	無	名	氏	六	一〇	三八
日清採木公司業務章程	無	名	氏	七	二	五二
鴨綠江採木公司業務章程に関する覚書	無	名	氏	七	二	五五
飛行機に関する平時規則 一九一〇年万国々際法学会、巴里會議決議	澤	田	廉	三(訳)	一〇	九
万国国際法学会飛行機法案	澤	田	廉	三(訳)	一〇	九
カーネギー平和財団第一部の活動	一	會	員	一〇	一〇	七八八
外交官の特権に関する万国国際法学会の規程 (Règlement sur les immunités diplomatiques)	澤	田	廉	三(訳)	一一	一
領事の特権に関する万国国際法学会の規定 (Règlement sur les immunités consulaires)	澤	田	廉	三(訳)	一一	一
カーネギー平和財団に就て	宮	岡	恒次郎	一一	四	三三三
LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES. 赤十字連盟	一	八	一	四	一	五九
カーネギー平和財団に就て	蠟	山	政道	二〇	三	三三一
カーネギー平和財団に就て (承前)	蠟	山	政道	二〇	四	四一五
COMPTÉ-RENDU SUR L'ACADEMIE DE DROIT INTERNATIONAL DE LA HAYE 1923	MACHIDA	JITSUO	一三三	三	三	三二一

ワルシャウ会議印象 (ドクトル・ペロットの死)	三	浦義道	二八	一〇	九八六
日本の加入せる条約目録 (昭和六―十年)	小	谷鶴次	三五	一	六九
一九四一―一九五〇年におけるアメリカ国際法学界の展望 (上)	一	又正雄	五〇	三	三三二
一九四一―一九五〇年におけるアメリカ国際法学界の展望 (中)	一	又正雄	五〇	四	四一〇
一九四一―一九五〇年におけるアメリカ国際法学界の展望 (下)	一	又正雄	五〇	五	五二一
安全保障に関する新聞論調	石	本泰雄	五一	一	六八
安全保障に関する雑誌論調	寺	澤一	五一	一	九三
ドイツ国際法学界の近況	小	田滋	五一	三	三三一
西欧統合運動関係日誌 一九四七年三月―一九五二年九月 (「ヨーロッパ連合」の結成から「ストラスブル・プラン」採択の前後まで)	一	又正雄	五一	一二	一〇〇
最近のヨーロッパ国際法学界について	一	又正雄	五三	四	三〇四
アジア法律諮問委員会について (仮訳)	一	又正雄	五六	二	一九五
DECLARATION DES GOUVERNEMENTS DES ETATS—UNIS, DE LA FRANCE, DU ROYAUME—UNI ET DE LA TURQUIE	一	又正雄	五六	二	二〇〇
(2e.) ACTE DE CONCESSION du Vice Roi d'Egypte, et Cahier des Charges, pour la Construction et l'Exploitation du Canal Maritime de Suez et Dépendances. Alexandrie, le 5 Janvier, 1856.	一	又正雄	五六	二	二〇二

国際法委員会第三二会期の審議の概要	芹田健太郎	七九	一	九〇
国際法委員会第三二会期の審議の概要	筒井若水	八〇	二	一九〇
国際法協会一九八〇年ベオグラード大会参加報告	堀江正彦	八〇	四	四八四
国際法委員会及び国際司法裁判所の一九八一年選挙結果について	野村一成	八〇	六	六八七
——国際法委員会の議席拡大を中心に——	中村道	八一	二	一六二
国際法委員会第三三会期の審議の概要	——	八二	一	八九
国際法協会第六〇回（一九八二年）モントリオール大会報告	横川新	八二	三	三七五
国際法委員会第三四会期の審議の概要	川島慶雄	八三	二	一九三
国際法委員会第三五会期の審議の概要	河村武和	八三	三	三三〇
フォークランド（マルヴィーナス）諸島紛争の処理過程	村上和夫	八三	四	四五六
国家の財産、公文書および債務に関する国家承継条約採択国連全権会議（United Nations Conference on Succession of States in respect of State Property, Archives and Debts）	——	八三	六	七〇七
国際法協会第六一回（一九八四年）バリ大会報告	小寺彰	八四	一	七六
国際法委員会第三六会期の審議の概要	谷内正太郎	八四	四	四五七
国際司法裁判所の一九八四年選挙及び国際法委員会の一九八五年補欠選挙の結果について	高野雄一	八四	六	七四九
万国国際法学会——第六二回ヘルシンキ会議出席の機会に——				

国際法委員会第三七会期の審議の概要	国際法委員会第三八会期の審議概要	国際法協会第六二回(一九八六年)ソウル大会報告	国際法委員会第三八会期の審議概要	軍縮会議における化学兵器禁止条約交渉の現状	国際法委員会第三九会期の審議概要	国際法協会第六三回(一九八八年)ワルソー大会報告	国際法委員会第四〇会期の審議概要	国際司法裁判所の一九八七年選挙の結果について	アメリカ対外関係法第三リステイメント(二)	アメリカ対外関係法第三リステイメント(一)	国際法委員会第四一会期の審議概要	アメリカ対外関係法第三リステイメント(三)	アメリカ対外関係法第三リステイメント(四)
-------------------	------------------	-------------------------	------------------	-----------------------	------------------	--------------------------	------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------

小 木 曾 本 雄	谷 内 正 太 郎	小 木 曾 本 雄	谷 内 正 太 郎	宮 本 雄 二	小 木 曾 本 雄	小 木 曾 本 雄	西 田 恒 夫	アメリカ対外関係法リス テイメント研究会(訳)	アメリカ対外関係法リス テイメント研究会(訳)	アメリカ対外関係法リス テイメント研究会(訳)	小 木 曾 本 雄	アメリカ対外関係法リス テイメント研究会(訳)	アメリカ対外関係法リス テイメント研究会(訳)
八五	八五	八六	八六	八六	八七	八七	八八	八八	八八	八八	八八	八九	八九
一	四	一	一	五	一	五	一	五	六	六	六	一	二
四九	三七四	八〇	一〇九	五〇九	六六	五一七	一五四	五二九	六二〇	六三九	八三	一七三	

アメリカ対外関係法第三リステイメント(二四)	アメリカ対外関係法第三リステイメント研究会記	九一	一	八九
国際法委員会の一九九一年選挙結果について	伊藤 哲雄	九一	二	一四六
アメリカ対外関係法第三リステイメント(二五・完)	アメリカ対外関係法第三リステイメント研究会記	九一	二	一五二
国際法委員会第四十三会期の審議概要	小木 曾本雄	九一	四	四八二
国際法協会第六五回(一九九二年)カイロ(エジプト)大会報告	山田 中正	九一	五	六三九
国際法委員会第四四会期の審議概要	山田 中正	九一	六	七三〇
国際法委員会第四五会期の審議概要	山田 中正	九二	六	六九七
国際司法裁判所の一九九三年選挙の結果について	伊藤 哲雄	九二	六	七二七
国際関係法の開講状況の調査結果	——	九三	一	一一三
日米加国際法学会・国際シンポジウム(一九九四年)報告	——	九三	三・四	五一〇
国際法協会第六六回(一九九四年)ブエノスアイレス(アルゼンチン)大会報告	——	九三	六	七八二
国際法委員会第四六会期の審議概要	山田 中正	九四	二	一六一
国際法協会第一回アジア・太平洋地域会議	——	九四	三	四五二
国連の主要活動の展開——機構の変化と主要決議を中心に——	柴田 明穂	九四	五・六	九一四
国際法委員会第四七会期の審議概要	山田 中正	九五	二	二〇七

一九九六年第二回日米加三国国際法シンポジウム「国際法の諸問題に関する日米加の視点」(アトランタ/ワシントン大会) 報告	長 嶺 安 政	九五	三	三八八
国際法委員会の一九九六年選挙結果について	長 嶺 安 政	九五	六	六五九
国際法協会第六七回(一九九六年) ヘルシンキ(フィンランド)大会報告	長 嶺 安 政	九六	一	五八
国際司法裁判所の一九九六年選挙の結果について	長 嶺 安 政	九六	一	一一七
大学院における国際関係法に関する研究教育の現状と課題 アンケート調査の報告	日本学術会議国際関係学 研究連絡委員会	九六	二	二二一
国連国際法委員会第四八会期の審議概要	山 田 中 正	九六	三	三八八
国連国際法委員会第四九会期の審議概要	山 田 中 正	九七	二	一六八
国際法協会第六八回(一九九八年) 台北(台湾・中華民国) 大会報告	山 田 中 正	九七	五	五四二
国連国際法委員会第五〇会期の審議概要	山 田 中 正	九七	六	六四〇
国連国際法委員会第五一会期の審議概要	山 田 中 正	九八	六	八二〇
国際司法裁判所の一九九九年選挙の結果について	兼 原 信 克	九九	一	九六
国際法協会第六九回(二〇〇〇年) ロンドン(連合王国) 大会報告	兼 原 信 克	九九	五	五六六
国際関係法学の教育研究環境の現状	日本学術会議国際関係学 研究連絡委員会	九九	五	六一八
国連国際法委員会第五二会期の審議概要	山 田 中 正	九九	六	七三三

国際法委員会の二〇〇一年選挙結果について

国連国際法委員会第五三会期の審議概要

その他 人事消息

ローラン、ジャクマン博士の逝去を悼む

嗚呼フェルヂナンド、ペレルス博士

送加福蝮川両学士序

蘭ベルモン男爵の長逝

白耳義国際法大家ナイス氏の性行

カルボウ氏を弔す

仏国学界の為に哀悼の辞を呈す

訃報 大使館 二等書記官 小西孝太郎

梅博士の逝去

ホルランド博士の辞職の報

訃報 法学博士 鳩山和夫

訃報 侯爵 小村壽太郎

訃報 穂積八束博士

訃報 小田徳五郎

堀之内秀久 一〇〇 五 七六一
山田中正 一〇〇 六 八五一

高橋作衛 一 二 六一

高橋作衛 二 五 三三

高橋作衛 二 六 五三

木島孝藏 三 八 一〇

藤井實 四 二 四一

高橋作衛 五 一 三三

長岡春一 五 二 三一

高橋作衛 六 八 五七

高橋作衛 九 一 二五

高橋作衛 九 一 二五

高橋作衛 九 一 二五

高橋作衛 九 一 二五

高橋作衛 九 一 二五

高橋作衛 九 一 二五

故高橋博士追悼会記事	二二	六	五七〇
故高橋博士追悼会に於ける穂積博士の講演	二二	七	六八〇
国際私法雑誌の創刊者クルユネ氏逝く	山田三良	二二	五四六
寺尾博士ノ逝去ヲ悼ム	国際法外交雑誌	二四	九
寺尾法学博士略歴	関係者一同	二四	九
ポール、フォーシユの訃音	松原一雄	二五	七
ホルランド博士の訃音に接して	松原一雄	二五	九
アントアーヌ・ピエ教授の訃	江川英文	二六	一〇
Prof. Andre Weiss 逝く	山田三良	二七	八
評議員法学博士千賀鶴太郎氏の逝去	立作太郎	二八	六
名誉会計主任子爵 福岡秀猪氏の逝去	立作太郎	三一	一〇
評議員兼編纂委員菊池駒次氏の逝去	横田喜三郎	三四	二
安達博士の逝去	立作太郎	三四	三
安達博士を悼む	立作太郎	三四	三
安達峰一郎氏を憶ふ	マックス・フリーバー	三四	三
安達博士の逝去に対する国際連盟の哀悼	祖川武夫(訳)	三四	三
跡部博士の永逝	江川英文	三七	七
	江川英文	三七	七八四

トーマス・ベイティ君弔詞	山田三良	五三	一・二	一
トーマス・ベイティ博士逝去	一又正雄	五三	一・二	八六
故トーマス・ベイティ博士の生涯と業績	横田喜三郎	五五	一	七七
松原博士の訃	大平善梧	五五	一	七九
ブライアリ博士の憶いで	高野雄一	五六	六	七四一
理事山下康雄教授の急逝	横田喜三郎	五六	六	七四二
理事長弔辞	横田喜三郎	五九	四	六三五
ハドソン教授の死去	一又正雄	五九	四	六三六
ラウターパクト判事の逝去をいたむ	山田三良	五九	六	八五一
田中博士の国際司法裁判所判事の当選について	英修道	六一	一・二	一三六
故山川端夫博士を憶う	大平善梧	六一	一・二	一三八
百々巳之助博士の訃を悼む	前原光雄	六一	五	四六七
信夫淳平博士の長逝を悼む	名誉理事長 故 山田三良博士			
略歴				
弔辞	横田喜三郎	六四	六	i
山田三良先生の訃	池原季雄	六四	六	六七七
故 江川英文先生		六五	四	

江川教授の逝去を悼む	横田喜三郎	六五	四	二八九
高柳教授の逝去を悼む	横田喜三郎	六六	三	三五七
大沢章先生の長逝を悼む	前原光雄	六六	三	三五九
田中博士の逝去を悼む	横田喜三郎	七三	一	i
一又正雄理事の逝去	大平善梧	七三	四	四四七
一又正雄博士の逝去を悼む	大平善梧	七三	五	五四一
植田捷雄名誉会員の逝去	入江啓四郎	七四	二	一八七
噫乎 植田捷雄君	入江啓四郎	七四	四	四〇四
鹿島守之助名誉会員逝去	入江啓四郎	七四	六	六七一
小田滋理事国際司法裁判所判事に当選	入江啓四郎	七四	六	六七一
訃報 名誉会員佐藤信太郎氏	高野雄一	七五	五・六	六五八
入江啓四郎教授の逝去を悼む	高野雄一	七七	三	三三八
名誉会員野見山温氏の訃	高野雄一	七八	一・二	二〇六
名誉会員榎本重治氏の訃	高野雄一	七八	六	六四六
理事嘉納孔氏の訃	高野雄一	七八	六	六四六
嘉納孔理事の御逝去を悼む	畝村繁	七九	一	一一六
名誉会員久保岩太郎氏の訃	畝村繁	七九	一	一一九
名誉会員安井郁氏の訃	畝村繁	七九	一	一一九

名誉会員西村熊雄氏の訃

久保若太郎教授を偲ぶ

名誉会員 神谷龍男教授哀悼

皆川洗名誉理事の逝去を悼む

川上敬逸先生の逝去を悼む

訃報 名誉会員 三谷隆信氏

訃報 名誉会員 田村幸策氏

故田岡良一先生の国際法研究のあとを顧みて

田岡良一名誉理事の逝去を悼む

訃報 理事・監事 坂野正高氏

訃報 名誉会員 高垣寅次郎氏

訃報 名誉会員 西山重和氏

坂野正高理事を悼むの文

訃報 名誉会員 斎藤武生氏

訃報 名誉会員 松本俊一氏

訃報 名誉会員 伊藤不二男氏

噫 斎藤武生先生

伊藤不二男先生の逝去を悼む

川上太郎 七九 五 五六二

石本泰雄 八一 二 二二三

石本泰雄 八三 二 二六一

伊藤不二男 八三 二 二六四

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

田畑茂二郎 八四 四 四一九

石本泰雄 八四 四 四七五

訃報 理事 竹本正幸氏

池原季雄名誉理事を悼んで

田畑茂二郎名誉理事長を偲んで

訃報 元理事 木戸翁氏

訃報 評議員 小寺初世子氏

訃報 中川融氏

その他 雑件

発刊の辞

祝辞

祝辞

AVANT-PROPOS

外交官及領事官試験規則の改正を促す

コーラー博士の雑誌発刊計画

ホルランド博士の新著「タイムス」投書集を評して本邦新聞に一般社会の学者観に論及す

仏文著述苦心談

改題ノ辞

溜池良夫 九九 二 一六三

松井芳郎 一〇〇 一 八二

一〇〇 二 一六四

一〇〇 四 六五六

一〇〇 四 六五六

国際法学会 一 一 i

金子堅太郎 一 一 vii

近衛篤磨 一 一 x

高橋作衛 一 一 1

高橋作衛 三 六 五〇

高橋作衛 四 三 五一

高橋作衛 八 七 五三四

有賀長雄 一〇 九 六七七

高橋作衛 一一 一 i

日本の国際法外交雑誌

国際法協会日本支部会設立

国際法学会小史（自明治二十年創立当時至同三十五年機関雑誌発行）

我が国際法学会に対する連盟総会の賛辞

THE LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES AS AN INSTRUMENT FOR PRESERVING WORLD PEACE.

『満州事件特別号』の発行について

国際法学会研究会に就て

国際法学会の過去及現在

第八一議会の外交・国際法問題の解説 序

国際法学会創立五十周年記念総会

国際法学会五十年史

財団法人国際法学会寄付行為

記念式典 田畑茂二郎理事長挨拶

田中耕太郎氏祝辞

式典記事

国際法学会戦後二五年史

米国国際法雑誌 一一九 七三九

— 二〇 一 一二四

蠟山政道 二〇五 五五三

山田三良 二八二 一八六

Arata Ninagawa 二一九 三九四

— 三二 四 i

— 三三 一 四

山田三良 四一三 二八一

横田喜三郎 四二五 四八一

— 四八 一 二六三

— 四八 一 二八七

— 四九 四 三七〇

田畑茂二郎 七一五 六八九

田中耕太郎 七一五 六九四

— 七一 五・六 六九七

高野雄 一七二 五・六 六九九

国際会議の体験——国際法学者として——

国際法・国際私法に関するわが国の大学での教育状況について

国際法学会百周年記念総会

挨拶

祝辞

祝辞

祝辞

所信表明

所信表明

所信表明

所信表明

国際法学会の記録——一九七二年秋—一九九七年春——

〔国際私法〕

国際私法一般

外国及外国法に就て

横田喜三郎 七七 四 三四五

宮崎繁樹 七八 五 五六二

—— 九六 四・五 八二五

畑場準一 九六 四・五 八二七

利谷信義 九六 四・五 八三一

蓮實重彦 九六 四・五 八三四

小田滋 九六 四・五 八三六

中野俊一郎 九六 四・五 八四一

山影進 九六 四・五 八四二

山下泰子 九六 四・五 八四三

金東勲 九六 四・五 八四五

—— 九六 四・五 八四六

山田三良 一〇 四 二五一

将来の国際私法上注意の二三

伊太利の国際私法学に対する寄与

伊太利の国際私法学に対する寄与 (完結)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の法律上の地位並に法律の抵触に就て (一)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の地位並びに法律の抵触に就て (二・完)

国際商法論の基本問題 (一) ——“Cessante ratione legis, cessat lex”—— (立法理由なき場合には法の適用なし)

国際商法論の基本問題 (二・完) ——“Cessante ratione legis, cessat lex”—— (立法理由なき場合には法の適用なし)

常設国際司法裁判所と国際私法問題

沖繩における国際私法問題

沖繩住民の地位

抵触法統一の方法——統一法と国際条約——

国際私法条約の解釈

アメリカ衝突法判例研究 (一) Wrongful death act の Full Faith and Credit, Hughes v. Fetter (1951) 341 U. S. 609.

アントアン、ピレ
東 讓三郎 一七 四 三〇一

寺 田 四 郎 二〇 五 四六七

寺 田 四 郎 二〇 六 五七三

江 川 英 文 二六 四 三三九

江 川 英 文 二六 七 六八一

田 中 誠 二 三一 五 四四五

田 中 誠 二 三一 六 五九一

江 川 英 文 三四 七 五六七

川 上 太 郎 五四・一・二三 一六五

桑 田 三 郎 五六 四・五 四五四

クルト・ネーデルマン
澤 木 敬 郎 訳 五七 三 二二九

川 上 太 郎 六二 四 三〇三

アメリカ国際法研究会
三 浦 正 人 六二 六 五七三

アメリカ衝突法判例研究 (一) 法廷地州の出訴期限法の適用と Full Faith and Credit Clause—Wells v. Simonds Abrasive Co. (1953) 345 U. S. 514	アメリカ国際法研究会 田村精一)	六三	一	七六
アメリカ衝突法判例研究 (二) 別居手当契約の準拠法 Auten v. Auten (1954) 308 N. Y. 155, 124 N. E. 2d 99	アメリカ国際法研究会 川上太郎	六三	一	八二
アメリカ衝突法判例研究 (三) 条件附売買契約において買主が賦私代金の支払を怠った場合の売主の救済に関する準拠法 Shahan v. George B. Landers Construction Co. (1st. Cir. 1959) 366 F. 2d 400	アメリカ国際法研究会 川又良也)	六三	一	八八
アメリカ衝突法判例研究 (四) 船荷証券による取引の準拠法 Barrett v. Bank of the Manhattan Company, 218 F. 2d 763 (2d Cir., 1954).	アメリカ国際法研究会 佐藤幸夫	六三	三	二五六
アメリカ衝突法判例研究 (五) Automobile Guest Statute in Place of Tort 之 Law of Place of Greatest Concern, Babcock v. Jackson (1963) 12 N. Y. 2d 473.	アメリカ国際法研究会 本浪章市	六三	四	三六一
アメリカ衝突法判例研究 (六) 他州制定法にもとづく親子間の扶養義務の執行 State of California v. Copus (1958) 158 Tex. 196, 309 S. W. 2d 227	アメリカ国際法研究会 三浦正人	六三	五	四五七
アメリカ衝突法判例研究 (七) 外国離婚判決の承認 Wood v. Wood (1963) 245 N. Y. S. 2d 800	アメリカ国際法研究会 本浪章市	六三	六	五四五
アメリカ衝突法判例研究 (八) 婚外子の扶養に関する契約の準拠法 Haag v. Barnes (1961) 216 N. Y. S. 2d 65.	アメリカ国際法研究会 田村精一)	六四	一	八〇

アメリカ衝突法判例研究 (八) 法廷地の詐欺防止法の適用の有無
 — Governmental Interest Analysis のためのアプローチ — *Bernkrant v. Fowler* (1961), 360, P. 2d 906.

アメリカ衝突法判例研究 (九) 不法行為衝突法における「最も有意義な関係」 *Lowe's North Wilkesboro Hardware, Inc. v. The Fidelity Mutual Life Insurance Company*, 319 F. 2d 469 (1963)

イギリス国際私法における国際主義——とくに契約自由との関連にかんして——

アメリカ衝突法判例研究 (一〇) 外国離婚判決の承認 *Rosenstiel v. Rosenstiel* (1965) 262 N. Y. S. 2d 86

アメリカ衝突法判例研究 (一一) Direct Action Statute の適用と連邦憲法条項 *Watson v. Employers Liab. Assurance Corp.*, 348 U. S. 66, 75 S. Ct. 166, (1954).

アメリカ衝突法判例研究 (一二) *Lex Domicilii* と *Lex Situs = Lex fori: Ordinary Applicable Law to Marital Property* と *Law of Situs by which Spouses intended their Transaction to be governed* *Wyatt v. Fuhath* (1965) 211 N. E. 2d 637.

アメリカ衝突法判例研究 (一三) 動産担保物権の実行に附随する事項の準拠法 (Legislative Jurisdiction の観念と国際私法における訴訟物の重要性を中心として) *Universal C. I. T. Credit Corp. v. Hulett*, 151 So. 2d 705 (3rd Cir. 1963)

アメリカ衝突法判例研究 (一四) 多数州際的名誉毀損の準拠法 *Brewster v. Boston Herald-Traveler Corp.* (D. C. Mass. 1960) 188 F. Supp. 565.

アメリカ国際私法研究会
 (山本敬三)

六四

二

一七六

アメリカ国際私法研究会
 (西賢)

六四

三

二五〇

山本敬三

六五

四

三一一

アメリカ国際私法研究会
 (松岡博)

六五

四

三四七

アメリカ国際私法研究会
 (松岡博)

六六

六

六六三

アメリカ国際私法研究会
 (本浪章市)

六七

五

六五二

アメリカ国際私法研究会
 (會野和明)

六八

一

一一〇

アメリカ国際私法研究会
 (三浦正人)

六九

二

二二四

アメリカ衝突法判例研究 (一五) 州外居住者の保険契約債権に対する差押手續の管轄権 Seider v. Roth (N. Y. 1966) 17 N. Y. 2d 111, 216 N. E. 2d 312.	アメリカ国際法研究会 (三) 浦正人	六九	三	三六六
アメリカ衝突法判例研究 (一六) Federal Law & State Law, 政府証券の準拠法 Bank of America Nat. T. & S. Assn. v. Parnell (1956), 352 U. S. 29.	アメリカ国際法研究会 (本) 浪章市	七〇	四	四〇二
イギリス国際私法と法委員会	西 賢	七三	二	一二五
最近におけるアメリカ国際私法の動向——法選択方法論を中心として——	松 岡 博	七六	五	四六一
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (一)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八八	五	五二九
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (二)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八八	六	六二〇
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (三)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八九	一	八三
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (四)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八九	二	一七三
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (五)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八九	三・四	四〇二
アメリカ対外関係法第三リスステイトメント (六)	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	八九	五	五一九
ドイツ国際私法の新たな規制と実務におけるその評価	アンドレアス・ヘルドリッヒ 河野俊行訳	八九	六	六〇五

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(七)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(八)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(九)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一〇)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一一)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一二)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一三)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一四)	アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一五・完)	国際人権法と家族関係に関する日本法	アムステルダム条約後のEUにおける国際私法——欧州統合と国際私法についての予備的考察——	韓国国際私法の改正
アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究云記	鳥居淳子	中西康	青木清
八九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九一	九一	九一	九七	一〇〇	一〇〇
六	一	二	三	四	五	六	一	二	四	四	六
六二八	五四	一四一	三八一	五三二	六四二	七五七	八九	一五二	三五一	五三五	七八九

国際私法総論

国際私法に就て	山口弘	一	二	一
国際的行為に就て (第二卷第十二号と続けて読むべし)	山口弘	一	三	一〇
准国際私法 (droit privé inter local)	山口弘	一	八	二七八
法律の抵触の意義に就て	山田三良	一一	五	三九四
共通法に就て	山田三良	一六	八	六三三
共通法に就て (承前完)	山田三良	一六	九	六九九
国際私法の衝突	山口弘	一	二〇	七三九
国際私法法規適用上の若干問題	久保岩太郎	三七	一〇	九八一
国際私法上に於ける法律変更 (一)	久保岩太郎	三九	二	八七
国際私法上に於ける法律変更 (二)	久保岩太郎	三九	五	三六五
国際私法上に於ける法律変更 (三・完)	久保岩太郎	三九	六	四七五
国際私法における二つの学派——特に大陸学派と比較してのコメント・ロー学派について——	折茂豊	四三	八	六六一
国際私法における二つの学派 (二・完)——特に大陸学派と比較してのコメント・ロー学派について——	折茂豊	四三	九	七五二
国際私法の機能について	折茂豊	四七	二	六三

国際私法の機能について (二・完)

サヴィニーに於ける国際私法論の構成

準国際私法の性質について

サヴィニーの国際私法理論に関する一研究 (上)

サヴィニーの国際私法理論に関する一研究 (下)

包括準拠法と個別準拠法——衝突規則の衝突問題の一側面——

沖繩に関する準国際私法問題

国際私法における最近の既得権説について

私法の効力範囲と国家主権

ケイヴァースの法選択手統理論 (一)

ケイヴァースの法選択手統理論 (二)

ケイヴァースの法選択手統理論 (三・完)

わが国の涉外離婚事件と両性平等 (一)

わが国の涉外離婚事件と両性平等 (二・完)

「国際私法の危機」とサヴィニー (一)

アメリカ抵触法における利益分析論——カリーの基礎理論を中心として——

外国公法の適用と“考慮”——いわゆる特別連結論の検討を中心として——

折茂 豊 四八 二 三三九

川上 太郎 四八 三 三八七

齋藤 武生 四八 五 六五五

桑田 三郎 五一 二 一七一

桑田 三郎 五一 三 二七五

久保岩 太郎 五一 四 三三一

久保岩 太郎 五四・二・三 一四一

西賢 五七 五 四七四

林脇トシ子 六一 一・二 八一

丸岡 松雄 七〇 一 一

丸岡 松雄 七〇 二 一六七

丸岡 松雄 七〇 四 三七七

鳥居 淳子 七五 一 一

鳥居 淳子 七五 四 四五五

櫻田 嘉章 七九 二 一三三

砂川 恵伸 八一 五 四八五

横山 潤 八二 六 六八一

ヴエングラーの『強行法規の特別連結論』の理論構造

佐藤やよひ 九七 三 三〇一

法律関係の性質決定

国際私法に於ける法律関係の性質決定

江川 英文 二六 五 四四五

国際私法に於ける法律関係の性質決定に関する論争(一)

久保岩太郎 三〇 八 七二三

国際私法に於ける法律関係の性質決定に関する論争(二・完)

久保岩太郎 三〇 九 八三六

再び法律関係の性質決定に就て

久保岩太郎 三三 六 五〇七

国際私法におけるスペシアリザシオンの問題

三浦 正人 五七 四 三三七

国際私法における法性決定問題に関する一考察——矢ヶ崎助教授の新提案に関連して——

三浦 正人 六一 四 二四五

英国の「一九八四年外国出訴期間法」——国際私法における消滅時効・出訴期限の性質決定——

高 桑 昭 八三 六 六八四

本国法

国際私法に於ける不統一法国法の指定

江川 英文 四二 五 四三七

本国法と住所地法の抵触を規律するハーグ条約案について

江川 英文 五四 四 三四五

難民条約第一二条について——難民の属人法問題——

溜池 良夫 八二 四 四〇九

本国法主義と未承認国家の国籍法

奥田 安弘 九八 三 二九七

住所地法・常居所地法

The Anglo-American Notion of "Domicile"

Th. Bary 三〇 五 五〇八

本国法と住所地法の抵触を規律するハーグ条約案について

江川 英文 五四 四 三四五

法例の改正規定と常居所基準説の論拠について

畑場 準 一九〇 二 一一三

公序

外国国有化法と「公序」

折 茂 豊 六一 五 三八二

外国法の適用

外国法の適用について——とくに山口博士と跡部博士との学説を中心として——

折 茂 豊 四九 四 三〇二

沖縄に施行された旧日本法令は、外国法ではないか

大 郷 正 夫 五四 一・二・三 一六九

先決問題

国際私法上に於ける先決問題 (一)

久 保 岩 太 郎 三五 五 四〇一

国際私法上に於ける先決問題 (二・完)

久 保 岩 太 郎 三五 七 六六八

国際私法上の先決問題について

三 浦 正 人 六六 二 一一一

沿革・学説史

外国判決の執行に関するドイツ法体系の原則成立過程についての若干の史的考察

日本における国際私法七〇年——とくに山田三良および江川英文を中心として——

日本における国際私法の発展過程とその課題

わが古典的国際私法学説の再評価

法例修正案に関する参考書と理由書——わが国の国際私法学における立法資料の取扱——

ハーグ国際私法会議の一〇〇年

日本における国際私法研究の発展

法例改正

「シンポジウム」わが国際私法改革への基本的視座——婚姻・親子を中心として——

法例改正の中間報告

「法例改正についての中間報告」について

矢ヶ崎武勝	六一	三	一七八
川上太郎	六五	四	二九三
川上太郎	七一	五六	五五九
岡本善八	七一	五六	五八七
高桑昭	八六	二	一五四
池原季雄	九二	四五	四四九
櫻田嘉章	九六	四五	七七一
澤木敬一郎	八四	二	一七九
松田場	一一		
西賢博	八五	六	六〇九
田村精一	八六	一	四五

「法例改正中間報告」について

国際婚姻・親子法の改正要綱試案

法例の改正規定と常居所基準説の論拠について

「相続の準拠法に関する法律試案」の公表

ハーグ条約

相続及び遺言に関する海牙条約僭評

相続及び遺言に関する海牙条約僭評(第四卷第十号の続)

相続及び遺言に関する海牙条約僭評(第五卷第八号の続き)

相続及遺言に関する海牙条約僭評(第五卷十号の続き)

第六回海牙国際私法会議

本国法と住所地法の抵触を規律するハーグ条約案について

国際私法条約の解釈

遺言の方式に関するハーグ条約への加盟について

CONVENTION SUR LES CONFLITS DE LOIS EN
MATERE DE FORME DES DISPOSITIONS TEST-
TAMENTAIRES

松岡博 八六 一 五五

西賢 八七 四 三七五

妹場準一 九〇 二 一一三

国際私法改正研究会
代表 池原季雄 九二 四・五 五九五

山口弘一 四 一〇 一四

山口弘一 五 八 一五

山口弘一 五 一〇 二二

山口弘一 六 五 二六

江川英文 二七 八 八〇五

江川英文 二七 八 八〇五

川上太郎 六一 四 三〇三

村岡二郎 六三 三 二四七

六三 三 二九二

CONVENTION ON THE CONFLICTS OF LAWS RELATING
TO THE FORM OF TESTAMENTARY DISPOSITIONS

ヘーグ国際私法条約における最終条項

ヘーグ国際私法会議の一〇〇年

ヘーグ国際私法会議条約と国際私法の統一

司法共助に関するヘーグ条約

ヘーグ国際私法条約とアメリカ国際私法

外国判決承認執行についてのヘーグ条約と日本での立法論

「相続の準拠法に関する法律試案」の公表

国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について

「子の奪取に関するヘーグ条約」の実際の適用と日本による批准の可能性

能力

権利能力の準拠法

涉外行為能力論(一)

涉外行為能力論(二・完)

国際私法に於ける禁治産制度

高桑 昭 七七 五 五〇二

池原 季雄 九二 四五 四四九

高桑 昭 九二 四五 四五八

寺田 逸郎 九二 四五 四八四

松岡 博 九二 四五 五二三

道垣内 正人 九二 四五 五五六

国際私法改正研究会
代表 池原 季雄 九二 四五 五九五

鳥居 淳子 九三 六 七〇七

織田 有基子 九五 二 一七一

山口 弘 一二 六 四五三

久保岩 太郎 三二 六 五六九

久保岩 太郎 三二 七 七五三

江川 英文 三五 九 八二九

法人

外国会社に関する大審院判例に付きて

印度会社法の二三の問題——涉外事件に関する鑑定(二六)——

国際私法上における法人の人格

法人の属人法について

条約に依る外国法人の認許

ローマ条約第五八条における会社

外国法人の認許と混合経済会社——国際私法における法人の多元化——

我が国の商法(会社法)規定の国際的適用に関する若干の問題について

法律行為(方式、代理、意思表示など)

涉外法律行為方式論

“Acting as commission agents”涉外事件に関する鑑定(一七)

高柳賢三	久保岩太郎	花岡敏夫	高柳賢三	山田鏡一	山田鏡一	山田鏡一	山田鏡一	岡本善八	岡本善八	岡本善八	岡本善八	高桑昭
三三一	三一	六	三三一	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	八一	六八	五・六	四	九九
三	七	六	三	五	二	二	二	一	一	一	一	一
三三四	六七五	三六	二二五	四六七	一一七	一一七	一一七	三六九	三六九	三六九	三六九	三三一

物権

船舶抵当権の準拋法に付て

運送中の動産に関する物権移転の準拋法

イラン石油事件判決 (1) 東京地方裁判所の判決 昭和二十八年
 三月第二、九四二号

イラン石油事件判決 (2) 東京高等裁判所の判決 昭和二十八年
 (不) 第八九九号 (原審東京地方裁判所昭和二十八年 (三) 第二、
 九四二号)

外国国有化法と「公序」

文化財の国際的保護と国際取引規制

債権 (含 債権者代位・取得、製造物責任)

北清事変個人損害賠償の件 (外務省告示第十二号)

財産的法律行為に基因する債権の準拋法に就て

財産的法律行為に基因する債権の準拋法に就て (第六卷第八号の
 続)

財産的法律行為に基因する債権の準拋法に就て (第七卷第三号の
 続)

入江良之七九二六

江川英文三一〇九七七

—— 五三三二〇一

—— 五三三二〇九

折茂豊六一五三八二

河野俊行九一六六八五

—— 一八九四〇

山口弘一六八二二

山口弘一七三二七

山口弘一七六二二

財産的法律行為に基因する債権の準拠法に就て(第七卷第六号の続)

契約に於ける強行法の抵触

金約款問題の準拠法——特に米国金弗約款廢棄共同決議の適用範圍と関連して——

外貨債処理法

日独翻訳契約

POLITICAL, MONETARY AND FISCAL LAWS

Commissions; Courage; Mandats Commerciaux

外国為替及び外国貿易管理法規とその涉外的効力について

強行的法規の特別連結論について(一)

多数州際的名譽毀損の抵触法問題——マスコミによる場合——

イギリス国際私法における国際主義——とくに契約自由との関連において——

強行的法規の特別連結論について(二・完)

抵触法における代位責任(vicarious liability)についての一考察——アメリカ合衆国の判例を中心として——

アメリカ国際私法における当事者自治の原則——学説の推移を中心として——

国家契約における裁判権免除と準拠法

山口 弘 一 七 八 四二

江川 英 文 二八 一 五〇

實方 正 雄 三八 三 二〇二

—— 四二 五 五五二

江川 英 文 四三 九 七七七

Thomas Baty 五一 五 四四九

Thomas Baty 五一 五 四五七

名本 公 洲 五四 四 三九一

折茂 豊 六四 三 二〇一

砂川 惠 伸 六四 六 五六五

山本 敬 三 六五 四 三一

折茂 豊 六五 五 四一五

鳥居 淳 子 六七 三 二九一

松岡 博 六八 三 二九三

山本 敬 三 八二 五 五二七

外国公法の適用と「考慮」——いわゆる特別連結論の検討を中心として——

英国の「一九八四年外国出訴期間法」——国際私法における消滅時効・出訴期限の性質決定——

「国際的動産元買における時効に関する条約」(一九七四年) 注釈
——付 一九八〇年同条約修正議定書——

経済制裁と国際私法——理論的処理枠組の構築へ向けて——

外国の輸出管理と国際私法

ヴェングラーの『強行法規の特別連結論』の理論構造

債権譲渡の準拠法——UNICTRALの「国際取引における債権譲渡に関する条約」草案の国際私法規定の検討を中心として——

国際私法の観点からみた環境汚染——ドイツの議論を参考にして——

婚姻

DROIT MATRIMONIAL COMPARE. L'ADULTÈRE

婚姻に関する国際法

人種的差別に基く婚姻禁止法の渉外的効力

フランス国際私法における夫婦財産制の準拠法(一一)

横山 潤 八二 六 六八一

高桑 昭 八三 六 六八四

曾野 和明 八七 三 二九三

石黒 一憲 八九 三四 三四六

横山 潤 九一 五 五五一

佐藤 やよひ 九七 三 三〇一

北澤 安紀 九九 四 三四五

植松 真生 九九 五 五三五

Louis Bridel 一 三 1

フキリモリア 塚本 生(記) 一 九 一六

江川 英文 三九 一 一

丸岡 松雄 五九 五 六四三

フランス国際私法における夫婦財産制の準拠法 (二)

国際私法における夫婦財産制の準拠法 (二) ——とくに住所地法主義について——

国際私法における夫婦財産制の準拠法 (二・完) ——とくに住所地法主義について——

「シンポジウム」わが国際私法改革への基本的視座——婚姻・親子を中心として——

国際婚姻・親子法の改正要綱試案

離婚

部分離婚の理論と外国離婚判決の承認

わが国の涉外離婚事件と両性平等 (一)

わが国の涉外離婚事件と両性平等 (二・完)

わが国での韓国・朝鮮人の離婚——国際私法上の観点から——

親子

親子間の法律関係を定むる国際私法規定の適用に関する若干の問題 (一)

丸岡松雄 五九 六 八〇〇

丸岡松雄 六三 一 一

丸岡松雄 六三 四 三二八

澤木敬一 八四 二 一七九

田村精博 八四 二 一七九

西賢 八七 四 三七五

本浪章市 五九 三 四四八

鳥居淳子 七五 一 一

鳥居淳子 七五 四 四五五

青木清 九六 二 一四一

江川英文 三六 六 五一〇

親子間の法律関係を定むる国際私法規定の適用に関する若干の問題(二・完)

国際私法における養子の相続権について(二)——フランスの判例を中心として——

国際私法における養子の相続権について(二・完)——フランスの一判例を中心として——

涉外親子関係事件をめぐる一考察——消極的確認判例を中心として——

国際私法における婚外子(一)

国際私法における婚外子(二・完)

「シンポジウム」わが国際私法改革への基本的視座——婚姻・親子を中心として——

国際婚姻・親子法の改正要綱試案

国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について

認知による国籍取得に関する比較法的考察

「子の奪取に関するハーグ条約」の実際の適用と日本による批准の可能性

江川	英文	三六	七	六一九
折茂	豊	四二	二	一〇七
折茂	豊	四二	四	三三五
海老沢	美広	六八	一	三五
多喜	寛	七四	六	六一一
多喜	寛	七五	二	一八五
澤木	一郎	八四	二	一七九
田村	博	八四	二	一七九
松岡	賢	八七	四	三七五
鳥居	淳子	九三	六	七〇七
奥田	安弘	九四	三	三〇九
織田	有基子	九五	二	一七一

相続・遺言

相続及遺言に関する海牙条約借評	山口弘	一四
相続及び遺言に関する海牙条約借評 (第四卷第十号の続)	山口弘	一〇
相続及び遺言に関する海牙条約借評 (第五卷第八号の続)	山口弘	一五
相続及び遺言に関する海牙条約借評 (第五卷第十号の続)	山口弘	一〇
永代借地権の信託的遺贈——涉外事件に関する鑑定 (一一二) ——	高柳賢三	一六
国際私法上に於ける遺言 (一)	久保岩太郎	二六
国際私法上に於ける遺言 (一一)	久保岩太郎	二六
国際私法上に於ける遺言 (一二)	久保岩太郎	二六
国際私法上に於ける遺言 (一三)	久保岩太郎	二六
国際私法上に於ける遺言 (四・完)	久保岩太郎	二六
我が国に於ける英国人の相続問題 (一一)	折茂	二七
我が国に於ける英国人の相続問題 (一二)	折茂	二七
我が国に於ける英国人の相続問題 (一三)	折茂	二七
我が国に於ける英国人の相続問題 (四・完)	折茂	二七
国際私法上に於ける遺言相続	久保岩太郎	二七
国際私法における養子の相続権について (一一) —— フランスの一例を中心として ——	折茂	二七

国際私法における養子の相続権について (一・完) —— フランス
の判例を中心として——

英米法の遺産管理に関する抵触法上の一考察 (一)

英米法の遺産管理に関する抵触法上の一考察 (二)

英米法の遺産管理に関する抵触法上の一考察 (三)

CONVENTION SUR LES CONFLITS DE LOIS EN
MATTERE DE FORME DES DISPOSITIONS TES-
TAMENTAIRES

CONVENTION ON THE CONFLICTS OF LAWS RELATING
TO THE FORM OF TESTAMENTARY DISPOSITIONS

「相続の準拠法に関する法律試案」の公表

国籍法

土地割譲に伴ふ国籍変更に関する約定の注意

日本人帰化権を論じて条約締結に及ぶ

国籍に関する諸国の法令に就て

国籍の離脱に関する新規定に就て

国際法上国籍の得喪に関する原則

国際法上国籍の得喪に関する原則 (承前完)

折 茂 豊 四二 四 三三五

矢ヶ崎武勝 五六 三 二七五

矢ヶ崎武勝 五六 六 六六五

矢ヶ崎武勝 五七 一 五九

六三 三 二九二

六三 三 二九二

国際私法改正研究会
代表 池原季雄 九二 四・五 五九五

中 村 進 午 二 一二 三〇

米 田 實 八 八 六五〇

牧 野 英 一 一六 四 二五八

山 田 三 良 二 三 七 六二九

山 田 三 良 二 五 五 四二五

山 田 三 良 二 五 六 五五〇

国際法問答 生地主義国に生れたる血統主義国人の子の国籍
 CONVENTION ON CERTAIN QUESTIONS RELATING TO
 THE CONFLICT OF NATIONALITY LAWS.

第一回国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約
 (一)
 国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (二・
 完)

国籍継続の原則の問題点

領土変更と国籍の得喪——朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失
 問題を中心として——

国籍単一の問題に対する疑問

国籍の任意取得による重国籍——特にスイス法とストラスブール
 条約について——

認知による国籍取得に関する比較法的考察

本国法主義と未承認国家の国籍法

外人法

外国人の地位を論ず (De la Condition juridique des étrangers au
 Japon. (à suivre))

立	作	太郎	二七	四	三七五
江	川	英文	三〇	七	六九九
江	川	英文	三〇	三	二一七
江	川	英文	三〇	六	五五八
陳	原	正行	七一	四	三九二
川	上	太郎	七六	一	一
芹	田	健太郎	八三	三	二六七
国	友	明彦	九三	五	五七九
奥	田	安弘	九四	三	三〇九
奥	田	安弘	九八	三	二九七
山	田	三良	一	一	七

外国人の地位を論ず(承前) De la Condition Juridique des Etrangers au Japon (Suite)	山田三良	一	二	一七
外国人の地位を論ず(第二号続)	山田三良	一	五	一一
外国人の地位を論ず(承前)	山田三良	一	六	一一
外国人の私権享有に就て	山田三良	一	九	一一
欧州の古代と我国の維新後とに於ける外国人の権利制限	中村進午	二	三	一
露国臣民保護(訓令二月九日官報)	——	二	六	附録四一
敵国臣民の地位に就て (De la Condition Juridique des sujets ennemis au Japon)	山田三良	三	二	五
敵国臣民の地位に就て	山田三良	三	三	八
敵国臣民の地位(承前、完)	山田三良	四	四	四
外人遺留財産整理状況	蜷川新	五	二	三三
カリフォルニア州に於ける外国人の権利	逸名氏	七	四	二九
本邦に於ける外国人国法上の地位	無名氏	七	一〇	三六
本邦に於ける外国人国法上の地位(承前)	無名氏	八	二	九六
外国人土地所有権法案に関する諸博士の意見(高橋、山田、桑田三博士の分)	高橋三作 山田良衛 桑田三	八 八 七	二 七 七	九六 五七六
秘露国に於ける外国人の法律上の地位	伊藤敬一	一一	三	二二一

世界大戦と外国人の私法上の地位

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の法律上の地位並に法律の牴触に就て (一)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の地位並びに法律の牴触に就て (二・完)

いわゆる法的地位協定上の永住許可申請方法に関する問題点

戦前のわが国における外国人の処遇

国際人権規約と外人法

国際取引法

満州に於ける鉄道の貨物連絡運輸

満州に於ける鉄道の貨物連絡運輸 (承前)

貿易の基礎としての金本位廃止論 (一九一九年十二月十五日 The Annalist) (対露貿易方法論)

涉外事件に関する鑑定 (四) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (甲)

涉外事件に関する鑑定 (五) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (甲)

涉外事件に関する鑑定 (六) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (乙)

跡部 定次郎 二三 七 六八五

江川 英文 二六 四 三三九

江川 英文 二六 七 六八一

畑場 準一 六四 四・五 四一七

宮崎 繁樹 七二 二 一三六

澤木 敬郎 七九 五 四四一

大江 武男 二二 二 一〇七

大江 武男 二二 三 二二二

アール、エストコート 一八 九 八七四

高柳 賢三 三〇 六 五八六

高柳 賢三 三〇 七 六六四

高柳 賢三 三〇 八 八〇六

渉外事件に関する鑑定 (七)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (乙)	高柳賢	三三〇	九	八九五
渉外事件に関する鑑定 (八)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (乙)	高柳賢	三三〇	一〇	一〇三一
渉外事件に関する鑑定 (九)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (丙)	高柳賢	三三二	一	六五
渉外事件に関する鑑定 (一〇)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (丙)	高柳賢	三三一	二	一六六
国際商法論の基本問題 (一) —— “Cessante ratiōne legis, cessat lex” —— (立法理由なき場合には法の適用なき)		田中誠	二二二	五	四四五
国際商法論の基本問題 (二・完) —— “Cessante ratiōne legis, cessat lex” —— (立法理由なき場合には法の適用なき)		田中誠	二二二	六	五九一
“Acting as commission agents” —— 渉外事件に関する鑑定 (一七)		高柳賢	三三二	三	三二四
金約款問題の準拠法 —— 特に米國金弗約款廢棄共同決議の適用範圍と関連して ——		實方正雄	三八	三	二〇二
Commissions; Courtae; Mandats Commerciaux	Thomas Baty		五二	五	四五七
ソ連邦国際商事仲裁條約の發展過程	川上太郎		六一	一一	一
私法統一における國際的立法過程分析の必要性 —— UNCITRAL 時効條約の場合を中心として ——	曾野和明		七五	三	三三三
商事仲裁に関するフランス國際私法の展開 —— 牴觸法的アプローチから実質法的アプローチ ——	多喜寛		七六	六	六一七

国家契約における裁判権免除と準拠法

国際商事紛争の仲裁と調停——UNCITRALの活動を中心として——

変容した国際社会と条約至上主義への疑問——新モデルを求める
UNCITRAL——

「国際的動産売買における時効に関する条約」(一九七四年) 注釈
——付 一九八〇年同条約修正議定書——

- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (二)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (三)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (四)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (五)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (六)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (七)
- アメリカ対外関係法第三リステイトメント (八)

山本敬三 八二 五 五二七

澤田壽夫 八二 五 五七六

曾野和明 八四 六 六八五

曾野和明 八七 三 二九三

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八八 五 五二九

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八八 六 六二〇

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八九 一 八三

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八九 二 一七三

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八九 三・四 四〇二

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八九 五 五一九

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 八九 六 六二八

アメリカ対外関係法第三リステイトメント研究会訳 九〇 一 五四

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (九)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一〇)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一一)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一二)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一三)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一四)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (一五・完)

文化財の国際的保護と国際取引規制

私法統一における国際連合の役割

我が国の商法(会社法) 規定の国際的適用に関する若干の問題について

債権譲渡の準拠法——UNCITRALの「国際取引における債権譲渡に関する条約」草案の国際私法規定の検討を中心として——

	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九〇	二	一四一
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九〇	三	三八一
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九〇	四	五三三
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九〇	五	六四二
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九〇	六	七五七
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九一	一	八九
	アメリカ対外関係法リス テイトメント研究会誌	九一	二	一五二
河野俊行	九一	六	六八五	
曾野和明	九四	五六	七八一	
高桑昭	九九	一	三三一	
北澤安紀	九九	四	三四五	

海事

漢堡万国海法会議回章

漢堡万国海法会議

商船に関する権利義務

戦争と海上保険

国際海事会議

戦時に於て船長の行為か船主及貸主に及ぼす範囲

一九〇九年万国海法会議に就て

一九〇九年万国海法会議の内容に就て (本会講演筆記)

船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約

議定書

CONVENTION pour l'Unification de Certaines Règles en Matière d'Assistance et de Sauvetage Maritimes

CONVENTION pour l'unification de Certaines Règles en matière D'abordage

PROTOCOLE DE SIGNATURE

船籍移転に就て

寺田四郎	一五	二	一一七	加藤正治	九	一	八	伊東祐忠	八	一〇	八一九	塘才次郎	四	九	四八	加藤正治	四	六	六三	ナイベルス	三	一	一八	加藤正治	一	一一	一	松波仁一郎	一	一一	一	加藤正治	一	一一	一
------	----	---	-----	------	---	---	---	------	---	----	-----	------	---	---	----	------	---	---	----	-------	---	---	----	------	---	----	---	-------	---	----	---	------	---	----	---

船籍移転に就いて(承前)	寺田四郎	一五	四五三
船籍移転に就いて(承前完)	寺田四郎	一五	五五九
船舶の国籍に就て	田中誠	二四	一〇九六
公船責任条約案の成立(一)	松波仁一郎	二五	六四九
公船責任条約案の成立(二・完)	松波仁一郎	二五	七五七
国際海商法に於ける旗国法の地位	江川英文	二八	八七三
涉外事件に関する鑑定(一) 米国領海内に於ける日英船衝突事件	高柳賢三	三〇	二六一
涉外事件に関する鑑定(二) 再運送契約と船舶所有者の留置権(一)	高柳賢三	三〇	三五九
涉外事件に関する鑑定(三) 再運送契約と船舶所有者の留置権(二)	高柳賢三	三〇	四六七
涉外事件に関する鑑定(四) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定(甲)	高柳賢三	三〇	五八六
涉外事件に関する鑑定(五) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定(甲)	高柳賢三	三〇	六六四
涉外事件に関する鑑定(六) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定(乙)	高柳賢三	三〇	八〇六
涉外事件に関する鑑定(七) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定(乙)	高柳賢三	三〇	八九五

渉外事件に関する鑑定(八)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定	高柳賢三	三〇	一〇	一〇三一
(乙)					
渉外事件に関する鑑定(九)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定	高柳賢三	三一	一	六五
(丙)					
渉外事件に関する鑑定(一〇)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定	高柳賢三	三一	二	一六六
(丙)					
永代借地権の信託的遺贈	渉外事件に関する鑑定(一一)	高柳賢三	三一	六	六三二
船主責任の終了時期(一)	渉外事件に関する鑑定(一二)	高柳賢三	三一	七	七二六
船主責任の終了時期(二)	渉外事件に関する鑑定(一三)	高柳賢三	三一	八	八三九
船主責任の終了時期(三・完)	渉外事件に関する鑑定(一四)	高柳賢三	三一	九	九三九
印度会社法の二三の問題	渉外事件に関する鑑定(一六)	高柳賢三	三一	二	二二五
"Acting as commission agents"	渉外事件に関する鑑定(一七)	高柳賢三	三一	三	三三四
海商条約法の適用範囲		山戸嘉一	五五	一	一
国際海上運送における国旗差別措置		高梨正夫	六六	一	三〇
海運をめぐる国際関係と日本海運		地田知平	八〇	六	六〇七
船荷証券に関する一九六八年議定書と統一法の適用		高桑昭九	九〇	五	五七五

ドイツ國際私法における「フッキング・アウト」について——
便宜置籍船をめぐる近年の動向——

山内 惟介 九九 二 一一一

航空

飛行器と法律

寺尾 亨 八 二 七九

ポルドウキン博士所論「飛行器の法律上の地位」の大意

エス、イ、ポルドウキン 八 九 七五七

一九五二年ローマ國際航空私法条約の研究

池田 文雄 五四 五 四八一

國際航空運送条約における責任制限の研究 (一)

池田 文雄 六六 三 二三七

國際航空運送条約における責任制限の研究 (二・完)

池田 文雄 六六 四 三九七

國際航空運送事業における國際組織化要因

栗林 忠男 八一 六 六六〇

國際經濟法

清國輸入税率改定取極書 (外務省告示第十一号)

—— 一 八 二二五

清國輸入税率改定取極書 (外務省告示第十一号) (英文)

—— 一 八 二二九

國際經濟會議

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西沿岸貿易制度

寺田 四郎 一八 一 三六

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度 (承前)

寺田 四郎 一八 二 一五三

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度 (承前)

寺田 四郎 一八 三 二四〇

伊太利並列国沿岸貿易制度 (承前)	寺田四郎	一八	五	四四七
伊太利並列国沿岸貿易制度 (承前)	寺田四郎	一八	六	五九八
伊太利並列国沿岸貿易制度 (承前)	寺田四郎	一八	七	六七七
伊太利並列国沿岸貿易制度 (完)	寺田四郎	一八	八	七五七
国際投資管理論	赤木進	二九	五	四〇八
国際経済会議の失敗原因の考察	蠟山政道	三二	八	八六三
最近日本の貿易協定	湯川盛夫	五〇	四	三五九
欧州石炭鉄鋼共同体の成立	入江啓四郎	五二	一・二	五一
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (一)	有田武夫	五二	四	二六三
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (二)	有田武夫	五二	五	三九〇
関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (三・完)	有田武夫	五二	六	四九六
ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳	佐藤和男	五七	二	一七七
欧米の国際経済法学に関する一考察——その概念と領域について	小原喜雄	六一	四	二八三
ヨーロッパ共同市場における法と経済	佐藤和男	六一	六	四九四
国際法における国家の外国通貨偽造防止義務	土井輝生	六三	三	一九三
二 国連貿易開発会議の勧告		六五	一・二	一一一

国際通貨基金協定にもとづく加盟国の公序と外国為替管理規制の承認	土井輝生	六五	三	一七一
投資の保証に関するアメリカとブラジルとの間の協定(付、関係法規)	桜井雅夫	六五	三	二五三
中央アメリカ共同市場条約の体系と機能——地域経済統合における国際条約の役割に関する一考察——	佐藤和男	六五	五	三七三
国際連合と経済社会開発	佐藤和男	六九・四・五六	六	六三二
ヨーロッパ共同体機関の議決の法的性質と拘束力——ヨーロッパ経済共同体——	岡村堯	七〇	四	三三五
国際投資の基本問題——間接投資としてのプラント・ノウハウの輸出と仲裁——	喜多川篤典	七二	五	四九九
国際経済法の発展と体系(二)——エルラー学説の理解と吟味を通して——	佐藤和男	七三	一	一
一次産品に関する国際機構と国際協力	桜井雅夫	七七	一	四〇
国際貿易機構憲章と「発展途上国」	佐分晴夫	七七	二	一三五
国際カルテルの経済統合化要因——欧州石炭鉄鋼共同体による考察——	筒井若水	八一	三	一三五
GATTと発展途上国	佐分晴夫	八二	二	一六五
東西貿易をめぐる先進国間の経済摩擦——主として西シベリア天然ガス・パイプライン事件について——	小原喜雄	八四	三	二六一

域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界

G A T T の紛争処理手続と「一方的措置」

経済制裁と国際私法——理論的処理枠組の構築へ向けて——

外国の輸出管理と国際私法

国際コントロールの機能と限界——W T O / ガット紛争解決手続の法的性質——

W T O 体制における貿易自由化と国内産業保護

国際租税法

米国所得税法と日本被備船者の責任

知的財産法

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE
SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR.

仏国丁抹外三国間通商及工商標保護協約

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE
SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR.

千八百八十三年三月二十日の条約及附属議定書を修正する千九百
年十二月十四日の追加条約

小原喜雄 八八 四 三八一

小松一郎 八九 三・四 二九九

石黒一憲 八九 三・四 三四六

横山潤 九一 五 五五一

小寺彰 九五 二 一三七

間宮勇 九九 六 六六三

岩井尊人 一六 五 三九〇

Rentaro Mizuno 一 五 1

— 一 六 二〇

Rentaro Mizuno 一 六 1

— 一 七 二七

外務省告示第九号

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE
SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR.

Rentaro Mizuno

— 一 七 三三

日米間著作権保護に関する条約 (明治三十九年五月十一日官報)

— 四 一〇 七七

日米間著作権保護に関する条約第三条の解決に関する件 (明治三十九年五月十一日官報)

— 四 一〇 七八

商標法に関する判例的研究 (其一)

花岡敏夫 六 二 三四

特許法其他の商工業専用権法制の適用区域問題に就て

菊地駒次 六 五 三四

清国に於ける商標相互保護に関し米国と英、仏、蘭、白、独、伊との間に於ける協定顛末

Y T 生 六 六 五七

韓国に於ける発明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約

— 七 一 四四

清国に於ける発明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日米条約

— 七 一 四五

勅令第百九十六号 韓国特許令

— 七 一 四七

勅令第百九十七号 韓国意匠令

— 七 一 四七

勅令第百九十八号 韓国商標令

— 七 一 四八

勅令第百九十九号 韓国商号令

— 七 一 四八

勅令第二百号 韓国著作権令

— 七 一 四九

關於滿州国與日本国間工業所有權互相保護之協定	江川英文	三五	七	七〇九
独逸著作物の複製に關する日独当局間の意見の一致	松本和夫	四四	一	五三
文学的及び美術的著作物保護に關するベルヌ條約ブラツセル會議 改正條約(一九四八年)の解説	木棚照一	四九	二	一四四
ECにおける域内取引と工業所有權	駒田泰士	七六	四	三六一
ベルヌ條約と著作者の權利に關する國際私法上の原則	駒田泰士	九八	四	四六三
統一法				
著作權保護同盟條約改正會議に就て	水野鍊太郎	七	八	一
船舶衝突に付ての規定の統一に關する條約		一一	六	五四〇
議定書		一一	六	五五四
CONVENTION pour l'Unification de Certaines Règles en Matière d'Assistance et de Sauvetage Maritimes		一一	七	1
CONVENTION pour l'unification de Certaines Règles en matière D'abordage		一一	七	10
PROTOCOLE DE SIGNATURE				
世界統一法制の趨勢 (一)	寺田四郎	二〇	一〇	一〇〇三
世界統一法制の趨勢 (二) (未完)	寺田四郎	二二	三	一五九
世界統一法制の趨勢 (三)	寺田四郎	二二	六	四九八

世界統一法制の趨勢 (四)

国際統一法制の趨勢 (五)

国際統一法制の趨勢 (六)

国際統一法制の趨勢 (七)

国際連盟と国際法典編纂

CONVENTION ON CERTAIN QUESTIONS RELATING TO
THE CONFLICT OF NATIONALITY LAWS.

第一回国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (一)

国際法典編纂會議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (二・完)

一九五二年ローマ国際航空私法条約の研究

海商条約法の適用範囲

国際連合の立法事業——国際私法

抵触法統一の方法——統一法と国際条約——

私法統一における国際的立法過程分析の必要性——UNCITRAL
時効条約の場合を中心として——

変容した国際社会と条約至上主義への疑問——新モデルを求める
UNCITRAL——

寺田四郎	二一	七	六〇九
寺田四郎	二二	二	一二六
寺田四郎	二三	三	二三七
寺田四郎	二四	四	三八二
山田三良	二八	二	九五
江川英文	三〇	三	二二七
江川英文	三〇	六	五五八
池田文雄	五四	五	四八一
山戸嘉一	五五	一	一
池原季雄	五五	四	四〇三
クルト・ネーデルマン	五七	三	二三九
澤木敬郎	五七	三	二三九
曾野和明	七五	三	三三三
曾野和明	八四	六	六八五

国内裁判所における統一法条約の解釈

「国際的動産売買における時効に関する条約」(一九七四年) 注釈
——付 一九八〇年同条約修正議定書——

船荷証券に関する一九六八年議定書と統一法の適用

ルガーノ条約と欧州共同体

国籍の任意取得による重国籍——特にスイス法とストラスプール条約について——

私法統一における国際連合の役割

ベルヌ条約と著作者の権利に関する国際私法上の原則

債権譲渡の準拠法——UNCITRALの「国際取引における債権譲渡に関する条約」草案の国際私法規定の検討を中心として——

アムステルダム条約後のEUにおける国際私法——欧州統合と国際私法についての予備的考察——

国際民事訴訟法一般

国際私法上より観察したる我民事訴訟法修正案

更らに国際私法上より視たる我民事訴訟法の根本的概念を論ず

アメリカ国際関係法リステイトメントの改訂について——国家管轄権を中心に——

ルガーノ条約と欧州共同体

奥田安弘	八六	五	四六八
曾野和明	八七	三	二九三
高桑昭賢	九〇	五	五七五
西賢	九二	三	三二三
国友明彦	九三	五	五七九
曾野和明	九四	五	七八一
駒田泰士	九八	四	四六三
北澤安紀	九九	四	三四五
中西康	一〇〇	四	五三五
花岡敏夫	一一	二	一一五
花岡敏夫	一一	二	一一
野村美明	八五	六	六四四
西賢	九二	三	三二三

在満日本人ノ身分ニ関スル満州国裁判ノ効力ニ関スル法律
部分離婚の理論と外国離婚判決の承認

外国判決の承認並にその条件に関する一考察(二)——民訴法第
二百条の解釈適用について——

外国判決の承認並にその条件に関する一考察(二・完)——民訴
法第二百条の解釈適用について——

外国判決の執行に関するドイツ法体系の原則成立過程についての
若干の史的考察

外国判決承認執行についてのハーグ条約と日本での立法論

国際仲裁

ソ連邦国際商事仲裁条約の発展過程

商事仲裁に関するフランス国際私法の展開——抵触法的アプロー
チから実質法的アプローチへ——

国家契約における仲裁条項の機能

国際商事紛争の仲裁と調停——UNCITRALの活動を中心と
して——

投資紛争解決国際センターにおける仲裁判断のコントロール——
仲裁制度における裁判所の権限と当事者の意思の妥当範囲につい
ての一考察——

—— 四二 五 五五一
本浪章市 五九 三 四四八

矢ヶ崎武勝 六〇 一 四〇

矢ヶ崎武勝 六〇 二 一九三

矢ヶ崎武勝 六一 三 一七八

道垣内正人 九二 四・五 五五六

川上太郎 六一 一・二 一

多喜寛 七六 六 六一七

川岸繁雄 八二 三 三〇五

澤田壽夫 八二 五 五七六

河野真理子 九七 一 三二

投資条約における国家と投資家との間の国際仲裁の法的メカニズムと機能

森川俊孝 一〇〇 一 二二

国際倒産

国際倒産に関する大審院判決例

篠田治策報 一 六 四八

RÈGLEMENT SUR LES RAPPORTS INTERNATIONAUX EN MATIÈRE DE FAILLITE. Propositions définitives de la Commission de l'Institut de Droit international.

— 一 一一 1

DIFFÉRENTES QUESTIONS AU SUJET DE RÈGLEMENT SUR LES RAPPORTS INTERNATIONAUX EN MATIÈRE DE FAILLITE.

ERNEST ROGUIN 一 一一 1

破産宣告の国際的効力

加藤正治 二 九 二七

破産宣告の国際的効力 (承前)

加藤正治 二 一〇 一

破産宣告の国際的効力 (承前・完)

加藤正治 二 一一 七

民事裁判権の免除

ホキートン事件を論ず 外交官の住屋の賃貸人か其動産を留置せる事件

岡田分平 一〇 四 二八七

Ice King 事件より観たる国有商船の治外法権問題 (一)

竹井廉 二二 四 三三九

Ice King 事件より観たる国有商船の治外法権問題 (二、完)

竹井廉 二二 五 五〇九

外国に対する民事裁判管轄権 大審院判決(第二民事部) 中華民國
 国に対する約束手形金請求為替手形訴訟事件 昭和三年十二月二
 十八日判決(大審院判例集七卷一二二号)

国際法上の国家の裁判権免除に関する研究

国家契約における仲裁条項の機能

国家契約における裁判権免除と準拠法

外国中央銀行と執行免除——西ドイツ法・スイス法を中心として

国家免除条約草案の意義と問題点

ドイツにおける主権免除

司法共助

国際司法共助——米国における最近の発展(一)

国際司法共助——米国における最近の発展(二)

国際司法共助——米国における最近の発展(三・完)

司法共助に関するハーグ条約

横田喜三郎 二八六 五八八

広瀬善男 六三三 三二二六

川岸繁雄 八二二 三三〇五

山本敬三 八二二 五二七

山内惟介 八六二 一二五

広部和也 九四一 一

中野俊一郎 九四二 一二六

尾中俊彦 六六三 三三四

尾中俊彦 六六五 五七七

尾中俊彦 六六六 六四七

寺田逸郎 九二四・五 四八四

〔国際政治・外交史〕

一般

仏国ルーアン開会の国際平和会議

戦争の定義に関する疑義

戦争の是非及本質に関する数説

国土の膨張

在米中の日露戦争国際法観

外交の発展を望む

万国平和論に就て

戦地に於ける宣教師の保護

戦争論

戦争論(承前)

「ディプロマシー」釈義

平和と国際法

勢力の均衡

外国の動乱と干渉

蜷川新	林陸	寺尾亨	蜷川新	蜷川新	蜷川新	有賀長雄	寺尾亨	寺尾亨	金子堅太郎	寺尾亨	中村進午	蜷川新
一〇	一〇	六	五	五	五	五	五	五	四	三	三	二
五	三	三	九	九	八	六	五	一	五	七	四	二
三六八	一七三	一	五〇	二〇	二四	一	二	一	一	一	一	三三
												三七

- 資本と外交と国際法
- 外交軍事財政の兼修
- 口絵 アルヘシーラ會議
- アルヘシーラ (Algiers) 會議 極東戦争とモロッコとの関係
- 口絵 ミュンスター會議
- ミュンスターの平和及ウエストフアリアヤ国際大會議
- 平和と武装 最近四年滞欧中雜觀
- 平和と武装 (承前、完) 最近四年滞欧雜感
- 併合国と被併合国との国語の同化
- 欧州列国の異人種同化能力の優劣と其理由
- 仏国殖民地の發展
- 倫敦宣言
- 戦争と条約
- 羅馬法王の地位に及ぼせる戦争の影響を論ず
- 世界的經濟戦争
- 異民族の同化と宗教
- 經濟同盟と日本
- 戦争と優生学 ユージェニクス

江木翼	一〇	八	六〇三
匿名氏	一一	六	五〇七
高橋作衛	一二	一	i
立作太郎	一二	二	i
長岡春一	一二	三	一九六
長岡春一	一二	四	二八六
蜷川新	一二	五	三八五
蜷川新	一二	六	四六九
立作太郎	一三	四	二六一
蜷川新	一三	七	四八九
眞野毅	一四	三	二二六
エドモン、テリー	一四	四	三三三
蜷川新	一四	六	四七九
神戸正雄	一四	八	六六五
蜷川新	一四	九	七三一

政治同盟の研究

現連合国の協同關係に就いて

移民に関する諸問題

戦局と講和問題

自治植民地之外交

現戦争に於ける軍需品供給問題 (一)

現時の戦争に対する一大教訓

現戦争に於ける軍需品供給問題 (二)

現時の戦争に対する一大教訓

現時の戦争に対する一大教訓 (承前)

現時の戦争に対する一大教訓 (承前、完)

戦局と講和観

PROBLEMS OF WAR

戦時に於ける軍機と外交との關係 The relations of Diplomacy and Strategy in time of war.

現戦争と国際法の根本観念

コスモス著「永続す可き平和の基礎」を読みカーネギー財団に告ぐ

国際政策学の研究提案

蛭川新一	蛭川新一	小山精一郎	牧野義智	Th. BATY	牧野義智	寺田四郎	寺田四郎	寺田四郎	立作太郎	寺田四郎	立作太郎	泉哲	牧野義智	蛭川新一	牧野義智	蛭川新一
一四	一五	一六	一六	一六	一六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一四
一〇	三	五	五	三	一	一〇	九	八	八	七	七	六	五	四	三	一〇
八二七	二四八	三七六	三六九	1	五	九二七	八四七	七八二	七七五	六五二	六三九	五七二	四四五	三三三	二四八	八二七

- 現戦争に於ける毒瓦斯使用
- 連合国の結束の進化
- 現戦争に於ける俘虜の待遇
- 対露武力干渉論
- 所謂二重保険条約に就て
- 二重保障条約の本体
- 国際平和同盟論の過去及将来
- 欧州戦争の戦費、損失及利益（千九百十八年米「ギヤランテー、ニユース」）
- 土壘独休戦条約に就て
- 緊要なる外交諸問題に就て
- 人種的差別に就て
- 講和会議と軍事問題
- 国際通信社に就て
- 海洋之自由
- 国際連盟の批判的研究
- 予期せられたる帝国講和条件と実現せられつつある同条件との懸隔 大正八年九月九日起草
- 国際連盟の日英同盟に及ぼす影響

小山精一郎	一六	七	五三九
牧野義智	一六	九	七一六
小山精一郎	一六	一〇	八〇六
ジョージ、ケナン	一六	一〇	八二一
箕作元八	一七	三	二一八
牧野義智	一七	四	二七一
泉哲	一七	五	三六一
アル、イ、ホエムルゼー 大蔵省財源調査課の要	一七	五	三九九
蛭川新	一七	六	四六一
高橋作衛	一七	六	五〇〇
高橋作衛	一七	七	五五五
坂本俊篤	一七	八	六四一
寺田四郎	一七	八	六七四
坂本俊篤	一七	九	七五一
牧野義智	一七	九	七五八
高橋作衛	一八	一	一
牧野義智	一八	一	二九

LA LIGUE DES NATIONS ET LA LIGUE DES CROIX-ROUGES. 国際連盟並万国赤十字同盟ニ就テ

蜷川新一八 一 五五

LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES. 赤十字連盟

坂本俊篤一八 二 一二七

国際連盟と軍備問題

伊吹山徳司一八 二 一三三

国際労働問題と支那の労働状況

立作太郎一八 四 三三三

巴里平和会議に於ける領土分配の主義

牧野義智一八 四 三一九

連盟と憲法及び条約問題

有賀長雄一八 五 四三三

中華民国と欧州大戦国際法論

高橋作衛一八 六 五四一

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第四十二議會に於て

川崎巳之太郎一八 七 六四七

華府労働會議の決議

立作太郎一八 八 七三九

国際連盟と国際条約

杉村陽太郎一八 一〇 九五〇

連盟国

高橋繁三一八 一 一

英国の世界的覇権 附世界的大戦の效果

杉村陽太郎一九 一 一二二

国際連盟規約

野澤武之助（訳）一九 一 三〇

国際連盟の内国際仲裁々判条約に関する重要なる瑞西国政府の提議

松原一雄一九 二 九三

国際連盟と Clausula rebus sic stantibus

小山精一郎一九 二 一三〇

国際連盟と軍備制限問題 (上)

松原一雄一九 二 九三

太平洋會議に至るまで	平和運動の歴史的考察	立	作太郎	二〇	七	六八三
デサルムマンの解	附 軍備制限要諦	高	橋 榮三	二〇	七	七〇七
同盟及連合国と独、塊其他諸国との平和条約の研究		長	岡 春一	二〇	八	七八七
海洋の自由と軍備制限	(上)	小	山 精一郎	二〇	八	八二六
連盟平和論の一誤謬		澤	田 謙	二〇	九	九〇三
海洋の自由と軍備制限	(中)	小	山 精一郎	二〇	九	九六二
国家連合の意義に就て		佐	々 弘雄	二〇	一〇	一〇四五
希臘及羅馬時代の同盟		牧	野 義智	二〇	一〇	一〇五八
国際連盟と国家主権	(上)	泉	哲	二二	一	一七
海洋の自由と軍備制限	(下)	小	山 精一郎	二二	一	二七
中世及近古時代の同盟		牧	野 義智	二二	一	四〇
常設国際司法裁判所の開設	(上)	山	田 三良	二二	二	七一
国際連盟と国家主権	(下)	泉	哲	二二	二	九四
同盟協約の価値及能率		牧	野 義智	二二	二	一〇五
軍備制限に関する条約		立	作太郎	二二	三	一九七
『デサルマン』の解(承前)	附 軍備制限の要諦	高	橋 榮三	二二	三	二〇二
華府會議と戦時国際法		立	作太郎	二二	四	二四三
同盟協約の一般的性質	(上)	牧	野 義智	二二	四	二九〇

- 海軍制限条約に就て (二)
- 最近の国際政局概観 (一)
- 最近の国際政局概観 (二)
- 最近の国際政局概観 (三)
- 国際連盟の目的
- 最近の国際政局概観 (四)
- 大戦後の新建国観
- 同盟協約の一般的性質(続、完)
- 最近の国際政局概観 (五完)
- 最近モロッコ問題の推移 (一)
- 国家の滅亡と政体の変更
- 最近モロッコ問題の推移 (二)
- 国際政治組織と其単位問題
- アツベ・ド・サンピエールの永久平和案に就て
- 国際行政とその機関
- 桑港大火災、関東大震災火災と国際商業 (上)
- 桑港大火災、関東大震災火災と国際商業 (二)
- 最近モロッコ問題の推移 (三)

綾川武治	寺田四郎	寺田四郎	蠟山政道	神川彦松	蠟山政道	綾川武治	泉哲	綾川武治	堀内謙介	牧野義智	高橋榮三	堀内謙介	立作太郎	堀内謙介	堀内謙介	堀内謙介	杉村陽太郎
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
一	一	九	九	八	七	六	六	五	一	一〇	一〇	一〇	一〇	九	八	七	五
五四	三七	一〇三三	一〇一四	七〇八	七〇〇	六一一	五六九	四三三	五七	一〇二二	九八七	九六八	九四九	八三八	六八七	五七三	三五五

国際平和思想より観たるカントとウキルソン

桑港大火災関東大震火災と国際商業 (三)

国際政治学の指導原理

国際連盟第四年の成績 (一)

桑港大火災関東大震火災と国際商業 (四)

国際連盟第四年の成績 (二)

国際連盟第四年の成績 (三、完)

国際連盟と国内問題——国内問題に対する連盟干渉の法理と限界

国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て (一)

世界戦争の思想的背景 (一)

国際連盟第五年の成績 (一)

平和議定書と国内的問題 (第二)

世界戦争の思想的背景 (二・完)

国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て (二・完)

国際連盟第五年の成績 (二)

平和議定書と国内的問題 (第二)

国際連盟第五年の成績 (三)

神川彦松 一三三 三 二一七

寺田四郎 一三三 三 二五二

蠟山政道 一三三 四 三六八

横田喜三郎 一三三 六 五五八

寺田四郎 一三三 六 五八二

横田喜三郎 一三三 七 六六二

横田喜三郎 一三三 八 七五一

横田喜三郎 一三三 一〇 九五五

松原一雄 二四 三 二〇五

芦田均 二四 三 二一九

横田喜三郎 二四 三 二五〇

立作太郎 二四 四 三〇九

芦田均 二四 四 三三二

松原一雄 二四 四 三四四

横田喜三郎 二四 四 三五五

立作太郎 二四 六 六〇七

横田喜三郎 二四 六 六二五

日本と各国との通商条約の現状並之に対する方針

国際連盟第五年の成績 (四、完)

国際連盟の将来の变化並に国家の主権及び独立

日本と各国との通商条約の現状並之に対する方針 (二・完)

日米關係に就て

THE FACTS ON THE FORMATION OF THE LEAGUE OF
RED CROSS SOCIETIES

Arata Ninagawa

二五

八

八三八

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響 (一)

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響 (二・完)

明治二十七八年の戦役とドイツ外交

明治二十七八年の戦役とドイツ外交 (二・未完)

日英同盟の印度条項

明治二十七八年の戦役とドイツ外交 (三)

日英同盟の史的考察 (一)

日英同盟の史的考察 (二)

日英同盟の史的考察 (三)

独逸の膠州湾、露西亞の旅順大連及英國の威海衛獲得事情 (主として独逸外交文書に依る研究)

日英同盟の史的考察 (四)

川島信太郎 二四

七

七三一

横田喜三郎 二四

七

七四二

立 作太郎 二四

八

八〇一

川島信太郎 二四

八

九三四

埴原正直 二四

九

九七一

森 權吉 二五

九

八八一

森 權吉 二五

一〇

一〇一六

立 作太郎 二六

一

一

立 作太郎 二六

二

一二八

高橋清一 二六

三

二三四

立 作太郎 二六

三

二五一

信 夫淳平 二六

三

二七三

信 夫淳平 二六

四

三五七

信 夫淳平 二六

五

四八一

永富守之助 二六

六

五七四

信 夫淳平 二六

六

五九九

日英同盟の史的考察 (五・完)

独逸の膠州湾、露国の旅順大連及英国の威海衛獲得事情 (二・完)
 (主として独逸外交文書に依る研究)

遼東還附に関する三国干渉の事歴 (一)

シヨットウエルの平和計画に就て

国際政治団体と国家状態の類同 (一)

遼東還附に関する三国干渉の事歴 (二・完)

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其一)

国際政治団体と国家状態の類同 (二・完)

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其二)

不戦条約に関する米仏交渉

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其三)

国際行政論 (一)

Securité (1)

Securité (安入主) (11)

Securité (安入主) (11)

国際制裁に就て

Securité (安入主) (四)

信 夫 淳 平 二六 七 七三

永 富 守 之 助 二六 八 八二五

信 夫 淳 平 二六 九 九〇六

松 原 一 雄 二七 一 一

今 中 次 麿 二七 一 二三

信 夫 淳 平 二七 一 六一

立 作 太 郎 二七 二 一〇五

今 中 次 麿 二七 二 一三五

立 作 太 郎 二七 三 二一五

松 原 一 雄 二七 四 三〇七

立 作 太 郎 二七 四 三一九

蠟 山 政 道 二七 五 四一七

杉 村 陽 太 郎 二七 六 五一七

杉 村 陽 太 郎 二七 七 六五一

杉 村 陽 太 郎 二七 八 七三八

神 川 彦 松 二七 八 七四八

杉 村 陽 太 郎 二七 九 八三七

- Securité (安全) (五)
- 神聖同盟の特色に就て (二)
- Securité (安全) (六)
- Securité (安全) (七)
- モンロー主義の現状と其帰趨
- Securité (安全) (八)
- 安全保障と連盟規約の研究
- 戦争とその以外の兵力使用
- ロンドン会議と潜水艦使用法規
- 「ラテラノ」協定の意義及価値
- 三国干渉前後の事情
- 満州事件と国際連盟
- 国家形成の原理としての民族主義
- 満州事件と国際連盟
- 満州事件とフーヴァー主義
- 国際経済会議の失敗原因の考察
- 民族主義の確立とアウトタルキー
- 国際紛争の解決と安全保障

大澤	神川	蠟山	横田	神川	神川	神川	芦田	鹿島	横田	松原	杉村	杉村	大山	杉村	杉村	神川	杉村	杉村	神川	杉村
章	彦	政	喜三	彦	彦	彦	均	守之助	喜三	一雄	陽太郎	陽太郎	卯次郎	陽太郎	陽太郎	彦	陽太郎	陽太郎	彦	陽太郎
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	二九	二九	二九	二九	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二七
一〇	九	八	一	一	八	四	三	六	六	三	一	七	六	二	一	一	一	一	一	一〇
一〇〇九	九一九	八六三	四六	二五	七六三	三四一	二三一	五二六	五〇三	二〇七	一	六三八	五三五	一二六	三六	一	一	一	一	九三八

安全保障問題

善隣外交と太平洋問題

一九三〇—一九三三年に於ける国際紛争平和処理の發達

モンロウ・ドクトリンの起源及原形に就て

汎大陸主義概説

共同安全保障組織に就て

空襲に関する軍事目標主義 (一)

空襲に関する軍事目標主義 (二)

空襲に関する軍事目標主義 (三)

空襲に関する軍事目標主義 (四・完)

現代帝國主義の特質

戦争責任論争の一考察

自由主義時代の典型植民地——英領臺灣植民地の成立——

戦数論

外交技術としての善隣政策

戦争と政治との關係

潜水艦及び軍用航空機の商船に対する行動

大陸連合体建設の基礎条件

横田喜三郎 三三 一 六

蠟山政道 三三 三 二〇九

一又正雄 三三 五 四五六

神川彦松 三三 七 六一一

神川彦松 三三 一〇 九一五

細野軍治 三四 一 二七

田岡良一 三五 六 四九三

田岡良一 三五 七 六三一

田岡良一 三五 八 七三五

田岡良一 三五 九 八五四

神川彦松 三六 一〇 九二五

神川彦松 三七 九 八八三

楊井克巳 三九 一〇 八四二

田岡良一 四〇 一 一

松下正壽 四〇 一 三七

神川彦松 四〇 六 四八一

松原一雄 四一 一一 一〇四一

神川彦松 四一 一二 一一四五

広域圏の要件

大東亜共栄圏の国際関係と「モンロー」主義との関係に就て

連合国の日本占領の本質——戦後占領の新形態——

国際平和と安全の確保

国際連合における表決手続

国際連合と地域主義

国際連合第一回総会

戦争の性質に関連する若干の考察

国際連合と原子力問題 (一)

国際連合と原子力問題 (二・完)

平和の哲学

世界平和と平和日本

平和日本と安全保障

平和日本と新世界経済機構

平和保障条約と日本の外交——特に満州事変を中心として——

東京判決と自衛権

国際連合の総会と安全保障理事会

国際連合と地域的協定

川原次吉郎	四二	四	三一九
田村幸策	四二	九	八六五
安井郁	四五	一・二	一九
前原光雄	四五	七・八	一九七
一又正雄	四五	七・八	二二三
安井郁	四五	七・八	二四一
高野雄一	四五	九・〇	二九一
小谷鶴次	四六	一	一
伊藤卓也	四七	一	一九
伊藤卓也	四七	二	九八
尾高朝雄	四七	三・四	一二七
横田喜三郎	四七	三・四	一四九
一又正雄	四七	三・四	一七三
大平善梧	四七	三・四	二〇一
植田捷雄	四七	三・四	二三二
横田喜三郎	四八	二	三一九
芳賀四郎	四八	三	四二五
大平善梧	四八	五	五七五

国連憲章と地方的取極
 世界経済の「根本的不均衡」とその是正の国際的責任
 多角外交
 対日講和に関する米英の動向
 国際連合と永世中立
 国際連合と日本の安全保障
 原子力管理の諸問題
 安全保障理事会における朝鮮動乱の処理
 朝鮮動乱と国際連合の強化
 日本の安全保障
 対立陣営の通商差別待遇論争 (上)
 「世界社会」における国家
 対立陣営の通商差別待遇論争 (下)
 中立制度の成立過程 (一)
 第二次世界大戦に関する若干の外交史資料
 北大西洋条約機構成立史
 中立制度の成立過程 (下)

石本泰雄	内山正熊	角田順	石本泰雄	入江啓四郎	小田滋	入江啓四郎	横田喜三郎	大平善梧	廣瀬達夫	須山達夫	山下康雄	横田喜三郎	大平善梧	英修道	小田滋 <small>ウイリアム・サンダース</small>	赤松要	西村熊雄
五二	五二	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五〇	五〇	五〇	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四八
三	一二	五	五	四	三	三	一	一	一	一	四	三	三	三	二	一	五
六三	二一	五四二	四七五	四〇三	三〇五	二四七	一	六二	三三	三三	二七五	二五七	二四六	一八七	一六七	一	六〇〇

国際連合の形成とローズヴェルトの『雄大な構想』	角田順	五二	六	五二〇
地域主義の偏向	寺澤一	五三	一一二	一三三
国際連合の形成とローズヴェルトの『雄大な構想』(二・完)	角田順	五三	一一二	四六
国際経済とILO——経済的・社会的正義達成のために——	菊池勇夫	五三	五	三二七
原子力管理における国家主義と国際主義	山下康雄	五四	五	四五—
国際連合と権力政治	内山正熊	五五	二・三・四	二二五
Disengagementの沿革と本質	内山正熊	五八	三	二一一
国際連合におけるブロック政治	内山正熊	六〇	二	一三七
国際組織における超国家性の研究(一)	筒井若水	六二	五	四二三
国際組織における超国家性の研究(二・完)	筒井若水	六三	一	三四
地域的機関における強制行動——キューバ問題をめぐる米州機構と国際連合との関係——	高橋悠	六三	四	二九五
国際連合憲章と国際政治	芳川俊憲	六四	三	二一九
加盟国の増大と国連機構への影響	神谷竜男	六五	一一二	二六
国連と南北問題	内山正熊	六五	一一二	四七
海洋と国際政治——米海軍の制海思想をめぐって——	曾村保信	六七	二	一五八
国際政治史の課題と性格——国際政治史研究序説——	堀川武夫	六八	四	四二九
国際政治史の課題と性格(二)——国際政治史研究序説——	堀川武夫	六九	三	三三〇

核時代の軍備規制

国連と軍縮——法的分析とその現代的課題

国連の平和維持活動——同意原則の再検討——

国際連合と経済社会開発

国際連合機構と経済制裁——南ローデシアに対する国連憲章第四
一条の適用——

内戦と一九四九年ジュネーブ条約——捕えられた戦闘員の法的保
護を中心に——

ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想〈外交政策分析のための
枠組〉(一)——米西戦争から「ロー・ポリティック」の成立ま
で——

ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想〈外交政策分析のための
枠組〉(二)——米西戦争から「ロー・ポリシイズ」の成立まで

日本における対外政策決定

民族自決権と内戦

いわゆる「人道的干渉」について

核実験に関する事件(仮保全措置の指示の要請)命令(正文・英
語)一九七三年七月二十二日 I. C. J. Reports 1973, pp. 99-103.

軍備競争——理論的考察と経験分析——

山本吉宣 七四 五 四六八

皆川 洗 七四 四 三七四

松田竹男 七三 六 五五三

家正 治 七三 三 一二五

衛藤 藩 吉 七二 六 六二三

進藤 栄 一 七二 二 一七四

進藤 栄 一 七一 四 三一一

藤田 久 一 七一 二 一三四

深津 栄 一 七〇 五 四八一

佐藤 和 男 六九四・五・六 六三二

香西 茂 六九四・五・六 五三六

広瀬 善 男 六九四・五・六 四九〇

前田 寿 六九四・五・六 四六五

軍人外交官——駐在武官の研究——
 アラブ・イスラエル紛争と国連の介入——P K Oの基本的性格と機能——
 資源カルテルの政治力学
 国家の属性の分析——戦後の国際政治の構造変化の背景——
 領事外交論
 軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心——
 経済的「力」の行使と国際法(一一)
 英国における国際社会論の展開
 経済的「力」の行使と国際法(一二・完)
 ダール・ハルサーニ型パワーモデルによる日米通商関係の動学的分析——昭和四二年から五二年までの日本の対米カラーテレビおよび乗用車の輸出を例に——
 「無条件降伏」とポツダム宣言
 中東和平とキャンプ・デービッド方式
 核兵器と国際法(一一)

内山正熊	七四	六	五三九
柘山堯司	七五	四	四〇七
浦野起央	七六	六	五五三
山本吉宣	七七	四	三七八
内山正熊	七八	三	二一七
黒沢満	七八	四	三五五
深津榮一	七八	五	四八五
菅波英美	七八	五	五三一
深津榮一	七八	六	五六七
薬師寺泰蔵	七九	三	二二九
五百旗頭真	七九	五	四六九
原正行	八〇	四	四〇五
リチャード・フォーク テオット・E・メイロウィツ ジャック・サンダスン	八〇	五	五一九
好正弘歌			

核兵器と国際法 (二・完)

欧州共同体の組織構造 (二) —— 「統合の組織」論再構成の試み

欧州共同体の組織構造 (二・完) —— 「統合の組織」論再構成の試み

モーゲンソー理論の再評価

非同盟と中立 —— ユーゴスラヴィアにおける研究を中心にして

フォークランド戦争の原因とその教訓

日米経済摩擦と政策決定

国家、市場、国際関係 —— 国際政治経済への諸アプローチ ——

相互依存状況における脅しの意味 —— 「2×2ゲーム」理論の応用による非対称的相互依存関係の構造変化の分析 ——

核戦略の矛盾 —— 戦略攻撃と戦略防御 ——

軍縮会議における化学兵器禁止条約交渉の現状

「政策対話」をめぐる南北間の確執 —— 第三次ロメ協定締結交渉過程の分析 ——

民族・国家論の新展開 —— 「ヒトの国際的移動」の観点から ——

リチャード・フォーク
エリオット・L・メイロウイック
ジャック・サンダスン
三好正弘(訳)
八〇
六
六五四

最上敏樹
八一
一
一三〇

最上敏樹
八一
三
二六〇

初瀬龍平
八一
四
三九九

定形衛
八三
三
三一〇

高坂正堯
八三
五
四八一

佐藤英夫
八四
二
一一三

田所昌幸
八五
三
二二三

山影進
八六
四
三三七

木村修三
八六
五
四三三

宮本雄二
八六
五
五〇九

大隈宏
八七
三
二五九

平野健一郎
八八
三
三〇九

欧州安全保障協力会議における信頼醸成措置の発達——視察・査察問題を中心に——	植田隆子	八八	五	四六一
人権問題の国際化の提起するもの	田畑茂二郎	八八	六	五六一
戦争研究の理論と方法——類型学的考察	山本吉宣	八八	六	五七八
国際政治学の基本枠組みとその動揺——国民国家体系の安定性の検討——	山影進	八九	二	一一三
国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置	中谷和弘	八九	三四	二六三
政治的武器としての経済制裁	野林健	八九	三四	三七六
国家主権の今日的意義	高野雄一	八九	五	四六一
国際レジームと対外政策過程——GATT・MFALレジームをめぐる日本の繊維政策過程——	大矢根聡	九〇	六	七二二
冷戦の終焉と国連の平和維持機能	納家政嗣	九一	三	二五五
ソ連邦の崩壊と核兵器問題(一)	浅田正彦	九二	六	六五五
ソ連邦の崩壊と核兵器問題(二・完)	浅田正彦	九三	一	九
民族紛争の『国際化』に関する序論的考察——ユーゴスラヴィア民族紛争を題材に——	月村太郎	九三	五	六一一
ポスト冷戦下の国際連合——国際安全保障機能および役割の変化と改革構想	鴨武彦	九四	五六	六一〇
国際連合の集団安全保障——その歴史、現状、課題	松田竹男	九四	五六	六四五
開発途上国の開発問題と国際連合・世界銀行	大芝亮	九四	五六	七二二

国連の主要活動の展開——機構の変化と主要決議を中心に——
 国際レジーム論——政府なき統治を求めて——
 日米自動車問題とWTO（世界貿易機関）の紛争解決制度
 欧州審議会の拡大とその意義——ロシア加盟を中心に——
 アナーキーという秩序——国際政治学におけるリアリスト理論と
 その批判——
 「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」（二）——法社会学的
 分析——
 「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」（二・完）——法社会
 学的分析——
 アンティリアリズムのパワー・サイト——国際政治における国家
 と社会——
 国連の人権保障システムの展開と機能——テーマ別手続を中心に
 ——
 OSCEの安全保障共同体創造と予防外交
 ソマリアにおける国連活動の「人道的干渉性」と国家主権とのか
 かわり——「人間の安全保障型平和活動」への道——
 「緩やかな国際制度」と遵守——IMFのコンディショナリティー
 を事例として——

古	大	吉	今	小	廣	廣	土	庄	長	山	柴
城	泉	川	井	林	瀬	瀬	山	司	谷	本	田
佳	敬	元	直	誠	和	和	實	克	川	吉	明
子	子	元	直	誠	子	子	男	宏	晋	宣	泰
一〇〇	九九	九八	九八	九七	九七	九七	九六	九五	九五	九五	宏
二	五	六	一・二	六	二	一	三	四	一	一	九四
一二五	四九五	七五七	九五	五九三	一四四	一	三三三	四二七	五四	一	五・六
											九一四

日本関係

日英協約論第一	高橋作衛	一	二	一
日英同盟後の日本(明治三十五年二月二十日日本法律学校に於て講演)	寺尾亨	一	二	四六
HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870	SAKUYE TAKAHASHI	一	四	1
明治初年外交実歴談	副島種臣	一	五	九一
明治初年外交実歴談(続)	副島種臣	一	六	八一
滞欧中の日本観	寺尾亨	一	一〇	一
HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870	SAKUYE TAKAHASHI	一	一〇	1
極東に於ける日露海軍力比較(海軍省並に外字新聞の取調報告に於て)	—	一	一	四〇
満州問題に関する七博士の意見書の批評	—	一	一	四一
極東に於ける日露艦隊の将来	山川端夫	一	二	三九
ステッド氏極東に於ける日本の地位	アルフレット、ステッド	一	二	四七
日本の外交に就て	清水市太郎	一	二	六四
仏国と本邦との本年度外交官試験問題比較	加福豊次	一	三	三四

露西亞の欲望と日本立脚の地

滿州に於ける日本臣民不当拘禁事件

軍艦千島事件意見

日露戦争の始期に関する事実

露国の宣言を評す

千島艦事件意見書

日露戦争開始の時期如何

日露戦争開始期論（捕獲開戦論）

ウエストレーキ博士の日露開戦観

三山島砲撃に対する露国の抗議を評す

続日露戦争開始期論（捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄）（承前）

浦塩斯徳は自由港となす可からず我軍港となす可し

海軍より観たる日露休戦条約

日露戦役に於ける日本軍の軍律

南滿州の施政殊に帝国諸機関の権限に就きて

日本の殖民方針

PAGES DE L'HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON

戸水寛人	二	四	一
高橋作衛	二	四	二
清水市太郎	二	五	七六
匿名	二	六	一
高橋作衛	二	六	三一
清水市太郎	二	六	八一
寺尾亨	二	七	一
立作太郎	二	八	一
ウエストレーキ	二	八	四五
高橋作衛(訳)	二	九	五一
ホルランド	二	九	五一
立作太郎	二	一二	一七
高橋作衛	三	九	三二
蜷川新	五	一	二一
篠田治策	五	六	三八
塚積辰馬	五	六	六一
蜷川新	六	二	二八
六	六	七	一

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.	K. KIJIMA	六	八	1
HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.	K. KIJIMA	六	九	1
HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.	K. KIJIMA	七	五	1
HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.	K. KIJIMA	七	六	1
日韓一家説に就て	S S 氏	七	一〇	三一
HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.	K. KIJIMA	七	一〇	1
朝鮮の合併と米国の態度(米国研究報告の1)	高橋作衛	八	七	五三一
米国水師提督ペルリは果して日本の恩人なりや(米国研究報告の1)	高橋作衛	八	八	六一七
日米条約改締に就て(補条すへき要点)	川崎巳之太郎	八	九	七〇七
日米関係の緊切なる融接点(米国と満州) 米国研究報告の一	高橋作衛	九	一	一九
朝鮮の合併	高橋作衛	九	一	二四
日米関係の緊切なる融接点(承前)	高橋作衛	九	三	一七二
韓国合併に関する公文	—	九	四	二九三
THE JAPANESE PROCLAMATION ANNEXING KOREA.	—	九	四	二九三
THE TREATY.	—	九	四	二九五
日米新条約の真価	川崎巳之太郎	九	七	五二〇
日米条約附帯全權往復文書を論ず	米田實	九	八	六〇五

発表後の日米新条約	川崎巳之太郎	九	八	六一七
日米通商航海条約	川崎巳之太郎	九	八	六三九
議定書	川崎巳之太郎	九	八	六四一
修正	川崎巳之太郎	九	八	六四一
宣言	川崎巳之太郎	九	八	六四一
衆議院に於ける対米外交問答	川崎巳之太郎	一〇	八	六一八
明治天皇と国際法	有賀長雄	一一	一	一
威海衛の降伏と旅順口の開城	高橋作衛	一一	二	九七
威海衛の降服と旅順の開城(完)	高橋作衛	一一	六	四七八
昨年の日米問題	高橋作衛	一二	五	三七九
日米仲裁条約の効力	米田實	一二	六	四七九
日米議員会創設の顛末	清水市太郎	一二	六	四九〇
日米問題に関する報告	清水市太郎	一二	七	五七三
在留敵国人の保護に関する日本の主義	高橋作衛	一三	一	一
帝国の対外電信政策	渡部信	一三	一	一八
帝国の対外電信政策	渡部信	一三	三	二〇二
日英同盟条約私議	蜷川新	一四	七	五七三
日英同盟協約を論ず	島谷亮輔	一四	七	五八三

經濟同盟と日本
 日露交渉の沿革
 我が外交の權威
 欧州大戦と日本
 日米新宣言
 帝國海軍の与国に対する貢獻(地図参照)
 日本の講和条件を論じて「ジャツパン、クロニクル」の社説に答ふ
 高橋博士の講和条件論に対する神戸クロニクルの再評
 日本の古代史と國際法
 太平洋觀
 予期せられたる帝國講和条件と実現せられつつある同条件との懸隔 大正八年九月九日起草
 國際連盟の日英同盟に及ぼす影響
 青島に於ける專管又は共同居留地設置の結果を比較表出す
 過激派東來より生ずる日露支の外交問題
 連盟と憲法及び條約問題
 日米今昔物語 附西國親善の妙諦
 日本國民の世界に対する二大主張

神	牧	湘	沼	牧	森	高	東	蟻	坂	高	牧	高	清	牧	高	川
戸	野	南	田	野	山	橋	讓	川	本	橋	野	橋	水	野	橋	島
正	義	子	照	義	慶	作	三	新	俊	作	義	作	泰	義	作	信
雄	智	一	義	智	三	衛	郎	一	篤	衛	智	衛	次	智	智	太
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
四	五	五	五	六	六	六	六	六	七	八	八	八	八	八	八	二
八	一〇	六三	五四五	一九二	二四五	二七七	三九二	六三四	八四九	一	二九	二二三	二二〇	三一九	三六七	一四五

関東州還附論について	清	水	泰	次	一三	三	二七一
大津事變の史的回顧	信	夫	淳	平	二五	一	三一
信夫博士の『大津事變の史的回顧』を讀みて	武	田	勝	藏	二五	五	四八〇
明治初年岩倉大使遣外始末(一)	信	夫	淳	平	二五	七	六八〇
明治初年岩倉大使遣外始末(二・完)	信	夫	淳	平	二五	八	七七六
第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(一)	和	田	禎	純	二五	九	八六四
第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(二)	和	田	禎	純	二六	一	六一
第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(三)	和	田	禎	純	二六	三	二九〇
第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(四・完)	和	田	禎	純	二六	四	三八一
ポーツマス講話談判始末(一)	信	夫	淳	平	二七	三	二四九
ポーツマス講話談判始末(二)	信	夫	淳	平	二七	四	三五三
明治の外交史上パークスの地位(一)	信	夫	淳	平	二七	七	六七五
明治の外交史上に於けるパークスの地位(二)	信	夫	淳	平	二七	九	八六九
明治の外交史上に於けるパークスの地位(三)	信	夫	淳	平	二七	一〇	九八六
明治の外交史上に於けるパークスの地位(四・完)	信	夫	淳	平	二八	二	一六一
滿鉄附屬地の行政問題(一)	蠟	山	政	道	二九	五	三九五
滿鉄附屬地の行政問題(二・完)	蠟	山	政	道	二九	六	五五七
フランスと日本との關係につきて	米	田	實	三一	一〇	一〇	四八

日本同盟協商制度論 (一)	鹿島守之助	三三	一〇	一〇四一
日本同盟協商制度論 (二)	鹿島守之助	三三	二	一六八
日本同盟協商制度論 (三)	鹿島守之助	三三	三	二二五
最近の日蘇關係	清水泰次	三三	三	二四六
日本同盟協商制度論 (四)	鹿島守之助	三三	四	三四八
日本同盟協商制度論 (五)	鹿島守之助	三三	七	六三一
日本同盟協商制度論 (六)	鹿島守之助	三三	八	七四八
日本同盟協商制度論 (七)	鹿島守之助	三三	九	八五九
日米協商——日本同盟協商制度論 (八)	鹿島守之助	三四	一	五五
第二回日露協商——日本同盟協商制度論 (九)	鹿島守之助	三四	二	一三一
第三回日英同盟——日本同盟協商制度論 (一〇)	鹿島守之助	三四	三	二五〇
國際連盟脱退の要件及効果 (一一)	松原一雄	三四	四	二九一
第三回日露協商——日本同盟協商制度論 (一二)	鹿島守之助	三四	四	三四五
連盟脱退の要件及効果 (一三)	松原一雄	三四	五	四二〇
日仏・日露並日英仏露四国同盟案——日本同盟協商制度論 (一二)	鹿島守之助	三四	六	五〇五
帝国の倫敦宣言加入並びに第四回日露協商及び秘密同盟条約	鹿島守之助	三四	七	五九一
日本同盟協商制度論 (一三)	鹿島守之助	三四	九	八二九
石井・ランシング協定——日本同盟協商制度論 (一四)	鹿島守之助	三四	九	八二九

日英同盟の廃棄並びに四国条約の成立——日本同盟協商制度論
(一五)

支那に関する九国条約(二)——日本同盟協商制度論(一六)

支那に関する九国条約(二・完)——日本同盟協商制度論(一六)

日蘇条約と両国の新関係——日本同盟協商制度論(二七)——

我が大陸政策の史的考察(二)——日本同盟協商制度論(一八・
結論)

我が大陸政策の史的考察(二)——日本同盟協商制度論(結論)

我が大陸政策の史的考察(三)——日本同盟協商制度論(結論)

我が大陸政策の史的考察(四・完)——日本同盟協商制度論(結
論)

イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題(一)

イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題(二・完)

第八一議会の外交・国際法問題の解説 外交問題 一般外交方針

第八一議会の外交・国際法問題の解説 共栄圏政策(一) 中華民
国と滿州国

第八一議会の外交・国際法問題の解説(二) その他の地域

鹿島守之助 三四 一〇 九三四

鹿島守之助 三五 三 二二三

鹿島守之助 三五 五 四一五

鹿島守之助 三五 八 七六〇

鹿島守之助 三六 四 三四五

鹿島守之助 三六 五 四三二

鹿島守之助 三六 六 五六七

鹿島守之助 三六 九 八八九

奥平武彦 三九 七 五四七

奥平武彦 三九 八 六七六

神川彦松 四二 五 四八三

植田捷雄 四二 五 四九二

川原次吉郎 四二 五 五〇四

第八一議会の外交・国際法問題の解説	国際法問題	占領地の軍	前	原光雄	四二	五	五二二
第八一議会の外交・国際法問題の解説	敵産の処理		江川	英文	四二	五	五二五
第八一議会の外交・国際法問題の解説	俘虜の取扱		横田	喜三郎	四二	五	五一八
第八一議会の外交・国際法問題の解説	敵国在留邦人の待遇		松下	正壽	四二	五	五二三
第八一議会の外交・国際法問題の解説	日満関係		一又	正雄	四二	五	五二七
大東亜共栄圏の国際関係と「モンロー」主義との關係に就て			田村	幸策	四二	九	八六五
第八十四議會に於ける支那問題			植田	捷雄	四三	五	四七八
大東亜共栄圏の性格——「大東亜共栄圏の政治機構」の研究前論			川原	次吉郎	四三	六	五一九
第八十四議會に於ける一般外交方針			神川	彦松	四三	六	五七一
日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて	(一)	モロッコ	高橋	八郎右衛門	四三	一〇	八一八
問題を廻る英仏交渉の過程分析			高橋	八郎右衛門	四三	一一	八八七
日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて	(二)	モロッコ	高橋	八郎右衛門	四四	一	四二
問題を廻る英仏交渉の過程分析			高橋	八郎右衛門	四四	一	四二
日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて	(三)	モロッコ	安井	郁	四五	一一	一九
問題を廻る英仏交渉の過程分析			安井	郁	四五	一一	一九
連合国の日本占領の本質——戦後占領の新形態			高野	雄一	四五	一一	四五
「ポツダム」宣言受諾の経過			高野	雄一	四五	一一	四五
降伏後ノ於ケル米國ノ初期ノ対日方針(仮訳)			高野	雄一	四五	一一	八〇

終戦後に於ける在華日本権益の処理とその将来

世界平和と平和日本

平和日本と安全保障

平和日本と新世界経済機構

平和保障条約と日本の外交——特に満州事変を中心として——

東京判決と自衛権

日本の開国と中国(一)

ソ連邦の対日講和主張

対日講和と中国

国際連合と日本の安全保障

日本の開国と中国(二)

日本の開国と中国(三・完)

VICISSITUDES OF INTERNATIONAL LAW IN THE MOD-ERN HISTORY OF JAPAN.

講和と賠償——対日講和条約草案をめぐる諸問題——

最近日本の貿易協定

対日講和条約と集団的自衛権

日本の安全保障

植田捷雄 四五二・二二 三三五

横田喜三郎 四七七 三四 一四九

一又正雄 四七七 三四 一七三

大平善梧 四七七 三四 二〇一

植田捷雄 四七七 三四 一三三二

横田喜三郎 四八 二 三一九

植田捷雄 四九 二 一〇四

入江啓四郎 四九 三 一九九

植田捷雄 四九 三 二二四

横田喜三郎 四九 三 二五七

植田捷雄 四九 四 三三三

植田捷雄 四九 五 四六四

J. Shinohu 五〇 二 一三四

山下康雄 五〇 四 三三一

湯川盛夫 五〇 四 三五九

大平善梧 五〇 五 四三一

横田喜三郎 五一 一 一

「総理衙門」設立の背景 (二)	坂野正高	五一	四	三六〇
「総理衙門」設立の背景 (一)	坂野正高	五一	五	五〇六
「総理衙門」設立の背景 (三・完)	坂野正高	五一	三	八九
フランクリン・ルーズヴェルトと日本——一九一三年より一九三三年に至る——	關 寛治 <small>ニユーマン</small>	五三	五	四〇二
沖繩帰属の沿革	英 修道	五四	一・二・三	三
アメリカ学者の観た沖繩問題	植田捷雄	五四	一・二・三	四〇
沖繩帰属に関する一省察	秋保一郎	五四	一・二・三	五七
沖繩諸島の法的地位	入江啓四郎	五四	一・二・三	六三
沖繩の国際法上の地位	新城利彦	五四	一・二・三	九六
沖繩と日本の主権	横田喜三郎	五四	一・二・三	一〇八
日本の領土処理における二つの盲点——千島と沖繩——	高野雄一	五四	一・二・三	一一六
沖繩に關し日本又は米国の有する権利の範圍	大郷正夫	五四	一・二・三	一三三
沖繩に關する準国際私法問題	久保岩太郎	五四	一・二・三	一四一
沖繩における国際私法問題	川上太郎	五四	一・二・三	一六五
沖繩に施行された旧日本法令は、外国法ではないか	大郷正夫	五四	一・二・三	一六九
沖繩經濟の現状と将来	板垣與一	五四	一・二・三	一七三
海運より見た沖繩の地位	高梨正夫	五四	一・二・三	二〇九

日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (一・完)	曾村保信	五七二	一四五
日中漁業問題			
対華二十箇条問題と列国の態度 —— (特に、米國) ——	桑原輝路	五七六	五六五
安保条約改定の歴史	石田榮雄	五八四	三三三
一 日米安全保障条約改定問題重要日誌	西村熊雄	五九一	一
日華事変における拡大派と不拡大派 —— 「日華事変初頭における いわゆる拡大派と不拡大派の対立について」 ——	杉山茂雄	五九一・二	二六〇
日華事変における拡大派と不拡大派 (一)	秦郁彦	五九四	五七四
日露戦後における満州善後措置問題の一斑	秦郁彦	五九五	七〇五
幕末期日露関係	栗原健	五九六	七三九
明治初期の北方領土問題	阿部光蔵	六〇四・五・六	四四三
ポーツマス条約と北方領土問題	大山梓	六〇四・五・六	四七七
シベリア出兵と北樺太問題	石田榮雄	六〇四・五・六	五〇六
占領管理下の北方領土	植田捷雄	六〇四・五・六	五三七
北方領土問題の起因と経過	入江啓四郎	六〇四・五・六	五六五
戦前の日ソ漁業 —— 明治四十年日露漁業協約の効力存続問題を中 心として ——	田村幸策	六〇四・五・六	五九〇
第二次大戦後における日ソ漁業関係	小林幸男	六〇四・五・六	六八九
戦後の日ソ関係	大平善梧	六〇四・五・六	七一五
	尾上正男	六〇四・五・六	八五二

北方領土の返還要求運動

日ソ関係年表

陸軍起案「対清策案」

日韓関係史

竹島紛争

日本の国連活動の実績と課題

日布移民問題 (一)

日布移民問題 (二・完)

小幡公使アグレマン問題——日中外交の一断面——

日露戦争と開戦外交

日ソ危機 一九三二—三四年

大陸政策論の史的考察——幕末より日清戦争直後まで——

日本の台湾接収と対外措置 (一)

日本の台湾接収と対外措置 (二・完)

外務省情報部の創設と伊集院初代部長

明治時代の霞ヶ関外交

外交一元化と外務省

外務省の機能変遷

桑原輝路	六〇四・五・六	八六七
関野昭一	六〇四・五・六	九一六
大山梓	六三三	五三五
植田捷雄	六四四	二八一
太寿堂鼎	六四四	三八五
星文七	六五五	一・二 七三
瀬川善信	六六六	一 六七
瀬川善信	六六六	三 二六四
瀬川善信	六七七	三 三三二
大山梓	六八八	二 一九七
秦郁彦	六八八	三 三四七
大畑篤四郎	六八八	五・六 五六五
黄昭堂	六九九	一 六三
黄昭堂	六九九	二 一九〇
松村正義	七〇二	二 一九四
大山梓	七〇七	五・六 六〇一
大畑篤四郎	七〇七	五・六 六二六
内山正熊	七〇七	五・六 六六四

戦前のわが国における外国人の処遇	宮崎 繁 樹 七二	二	一三七
山座圓次郎論——明治時代における大陸政策の実行者——	一 又 正 雄 七二	三	二四九
日本における対外政策決定	衛 藤 藩 吉 七二	六	六二三
戦後日中関係の一考察——石橋、岸内閣時代を中心として——	池 井 優 七三	三	一六八
日本外交史における亡命者問題	瀬 川 善 信 七四	二	一二九
米国における対日占領政策の形成過程(一)——その機構的側面と占領軍構成の問題——	五百旗頭 真 七四	三	一九一
米国における対日占領政策の形成過程(二・完)——その機構的側面と占領軍構成の問題——	五百旗頭 真 七四	四	三四三
日露戦争における金子堅太郎	松 村 正 義 七七	三	二六三
ダール——ハルサーニー型パワーモデルによる日米通商関係の動学的分析——昭和四二年から五二年までの日本の対米カラーテレビおよび乗用車の輸出を例に——	薬 師 寺 泰 蔵 七九	三	二二九
「無条件降伏」とポツダム宣言	五百旗頭 真 七九	五	四六九
京釜鉄道の建設をめぐる日露関係——日英同盟成立要因としての鉄道問題——	井 上 勇 一 八〇	五	五五六
海運をめぐる国際関係と日本海運	地 田 知 平 八〇	六	六〇七
日清戦争と占領地行政	大 山 梓 八〇	六	六三八
帝国政府のポツダム宣言受諾をめぐるスイスの仲介(一九四五年八月)	植 田 隆 子 八六	四	三七六

国際レジームと対外政策過程——GATT・MFALレジームをめぐる日本の繊維政策過程——

戦後日本の国際経済秩序への復帰——日本のGATT加盟問題

日米自動車問題とWTO（世界貿易機関）の紛争解決制度

日本外交史研究

アジア・オセアニア関係

東洋に於ける露西亞人の挙動

満州談

暹羅国に就て

満州に於ける露兵の撤去

極東総督に関する疑義

ステッド氏極東に於ける日本の地位

フィドロッフ氏東洋に於ける露国商業政策

露西亞極東太守管轄内軍隊管理（十月十六日官報）

レード氏清国革新策

満州に於ける日本臣民不当拘禁事件

大矢根 聡 九〇 六 七三二

田 所 昌 幸 九二 一 二七

長 谷 川 晋 九五 一 五四

五百旗頭 真 九六 四・五 七五二

戸 水 寛 人 一 二 一四

戸 水 寛 人(口渡) 速記事務所員(速記) 一 一 四九

山 川 端 雄(口渡) 速記事務所員(速記) 一 二 四五

高 橋 作 衛 二 一 二四

高 橋 作 衛 二 一 三四

アルフレット、ステッド 二 二 四七

フィドロッフ 二 二 六一

レード 二 二 九八

レード 二 三 二四

高 橋 作 衛 二 四 二一

- 朝鮮国中立の価値
- 亞細亞問題
- 朝鮮の処分
- 朝鮮の地位に関する英国学者の意見
- 満州の行政制度
- 朝鮮談
- 旅順開城の真相と遼東行政に関する実験談
- 樺太に関する実状
- 旅順開城の真相と遼東半島行政に関する実験談(承前)
- 朝鮮の実状
- 緬甸の發達
- 南滿鐵道附屬地論
- 南滿州の施政殊に帝国諸機關の権限に就きて
- 小亞細亞に於ける独逸帝国の經營
- 小亞細亞に於ける独逸帝国の經營(承前)
- 極東に於ける未決事件(ノーウオエ、ウレミア所載)
- 日韓一家説に就て
- 支那の将来に就て

阿部守太郎	S S 氏	X Y 生(訃)	藤井實	藤井實	塚積辰馬	蜷川新	蜷川新	匿名	篠田治策	篠田治策	篠田治策	無名	高橋作衛	戸水寛人	ウエセリツキ	高橋作衛
八	七	七	五	五	五	五	四	四	四	四	三	三	三	三	二	二
六	一〇	六	一〇	八	六	五	八	七	五	四	六	五	一	一	一	五
四四〇	三一	四〇	三五	三八	六一	三九	六一	五	二四	一四	一	二八	六	一	七〇	二八

朝鮮の合併と米国の態度(米国研究報告の二)

注意すべき朝鮮の耶蘇教伝道者

ハリス博士の朝鮮伝道者に関する書簡を読む 四十三年三月十五日

日——二十日朝鮮新聞所載

朝鮮の合併

韓国合併に関する公文

THE JAPANESE PROCLAMATION ANNEXING KOREA.

THE TREATY.

清国の将来に就て

米国人の対清野心と其告白

米国対清野心の複雑

清国革命動乱と国際法

清国革命運動の由来

外国か清国革命に乗せし実例

清国革命に潜在する米国の潜勢力

支那人の国民性に就て

印度に於ける土人の教育問題

威海衛の降伏と旅順口の開城

高橋作衛 八 七 五三二

—— 八 八 六七二

無名法学士 八 八 六七二

高橋作衛 九 一 二四

—— 九 四 二九三

—— 九 四 二九三

岡田朝太郎 九 七 五二三

川崎巳之太郎 九 九 六八九

川崎巳之太郎 九 一〇 八〇四

有賀長雄 一〇 三 一六七

川崎巳之太郎 一〇 三 一九五

無名氏 一〇 四 二五六

失名氏 一〇 七 五四五

奥田竹松 一〇 七 五五七

伊吹山徳司 一一 一 一二

高橋作衛 一一 二 九七

- 台湾に於ける既往及現在の国際問題
- 英国殖民政策と印度の遷都
- 威海衛の降服と旅順の開城(完)
- 支那に関する最近感想(三月十六日本会例会にて講演)
- 西藏問題
- 朝鮮南漢山城の開城条件
- 西藏問題(承前)
- 太平洋上の国防問題
- 西藏問題
- 豪州防備の声と太平洋問題
- 上海租界か上海国か
- 西藏問題(承前)
- 支那の中立
- 印度国境諸国
- 支那に於ける列強の鉄道割拠を論ず
- 黒龍江鉄道の敷設及東清鉄道の政策
- 印度国境諸国

江木翼	野村徹	今井嘉幸	江木翼	根來源之	藤田豊八	今井嘉幸	沼田照義	藤田豊八	沼田照義抄訳	藤田豊八	藤田豊八	篠田治策	藤田豊八	村田俊彦	高橋作衛	伊吹山徳司	後藤新平
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四	三	三	三	二	一	一	一〇	一〇	九	九	八	八	八	六	三	三	三
二七四	二一〇	一九一	一七七	一二八	二九	一一	八六三	八四六	七四〇	七二九	六七〇	六五六	六三七	四七八	二一五	二〇三	二〇三

- 切迫せる南洋諸島問題
- 太平洋観
- 最近西藏問題
- 山東問題と支那の主張及不法
- 国際労働問題と支那の労働状況
- 青島に於ける専管又は共同居留地設置の結果を比較表出す
- 過激派東来より生ずる日露支の外交問題
- 中華民國と欧州大戦国際法論
- 支那の国際法的観 附我國の警戒
- 外蒙古自治取消
- 支那の国際法的観(承前) 附日本の警戒
- 支那の国際法的観(承前) 附我國の警戒
- 支那の国際法的観(完) 附我國の警戒
- 自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ
- 支那に於けるボルシエビキ運動
- 自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ(承前・完)
- 最近露支關係
- 支那北辺の国際騒乱

高橋作衛	一七	六	五一
坂本俊篤	一七	一〇	八四九
清水泰次	一七	一〇	八六一
蜷川新	一八	二	一一九
伊吹山徳司	一八	二	一三三
高橋作衛	一八	三	二二三
清水泰次	一八	三	二二〇
有賀長雄	一八	五	四二三
高橋榮三	一八	五	四五八
清水泰次	一八	六	五六五
高橋榮三	一八	六	五七九
高橋榮三	一八	七	六六二
高橋榮三	一八	八	七四三
三枝茂智	一八	九	八三七
三枝茂智	一八	一〇	九三五
三枝茂智	一八	一〇	九五九
清水泰次	二〇	一	七一
清水泰次	二〇	四	四〇〇

支那に於ける同盟の起源
 満州の移民について
 新借款団の将来につきて
 印度問題
 最近の露支關係
 關東州還附論について
 支那の軍備縮小問題
 朝鮮海峽論 (一)
 朝鮮海峽論 (二)
 朝鮮海峽論 (三・完)
 波斯国民主義と最近の革命
 印度北西境蕃界の重要性 (一)
 印度北西境蕃界の重要性 (二)
 春秋時代の国際慣習
 印度最近形勢と英国 (上)
 印度最近形勢と英国 (下)
 満鉄附屬地の行政問題 (一)
 満鉄附屬地の行政問題 (二・完)

蠟山政道	蠟山政道	米田實	米田實	泉哲	高橋青一	高橋青一	神川彦松	松波仁一郎	松波仁一郎	松波仁一郎	清水泰次	清水泰次	清水泰次	高橋榮三	清水泰次	清水泰次	清水泰次	清水泰次	牧野義智
二九	二九	二七	二七	二七	二七	二六	二五	二四	二四	二四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二〇	二〇
六	五	五	四	三	一	八	三	八	七	六	七	三	九	五	二	九	九	六	六
五五七	三九五	四八七	三七九	二〇五	八一	八一三	二八六	九〇五	七二二	五九三	七二四	二七一	八九三	三八六	八一	九三四	五九一	五九一	五九一

東支鉄道問題	清水泰次	三〇	二	一七九
南滿に於ける日支鉄道問題	清水泰次	三〇	七	六四六
在滿鮮人問題	清水泰次	三一	五	五〇七
クリミヤ戦争と極東(一)	奥平武彦	三五	一	四二
クリミヤ戦争と極東(二・完)	奥平武彦	三五	四	三二三
露清密約と直隸湾問題(一)	秋保一郎	三六	一〇	九四八
露清密約と直隸湾問題(二)	秋保一郎	三七	二	一四九
露清密約と直隸湾問題(三)	秋保一郎	三七	三	二〇一
露清密約と直隸湾問題(四・完)	秋保一郎	三七	六	五一八
植民地統治者としての和蘭東印度会社(一)	楊井克巳	三七	九	九〇七
植民地統治者としての和蘭東印度会社(二)	楊井克巳	三七	一〇	一〇一六
東亜に於ける旧体制と新体制	神川彦松	三九	四	三二六
日本国中華民国間基本關係ニ関スル条約		四〇	二	一九六
附屬議定書		四〇	二	一九八
附屬議定書ニ関スル日華両国全權委員間了解事項		四〇	二	一九九
關於中華民國日本国間基本關係條約		四〇	二	二〇〇
附屬議定書		四〇	二	二〇一
中日両国全權委員間關於附屬議定書了解事項		四〇	二	二〇二

大東亜共栄圏の性格——「大東亜共栄圏の政治機構」の研究前論	川原次吉郎	四三	六	五一九
中国政治協商会議	植田捷雄	四五	三四	一二七
中国政治協商会議の成果	植田捷雄	四五	五六	一七六
中国公司法の修正	植田捷雄	四五	九・一〇	三一九
終戦後に於ける在華日本権益の処理とその将来	植田捷雄	四五	二・二二	三三五
朝鮮を繞る国際情勢	植田捷雄	四六	二	一一八
インドの独立	高橋通敏	四七	一	四三
外交交渉における清末官人の行動様式(二)——一八五四年の条約改正交渉を中心とする一考察——	坂野正高	四八	四	五〇二
アジア經濟復興計画	藤井茂	四八	五	六一一
アジア復興開發計画の問題——特に資本發展率について——	板垣與一	四八	五	六三六
外交交渉における清末官人の行動様式(一・完)——一八五四年の条約改正交渉を中心とする一考察——	坂野正高	四八	六	七〇三
日本の開国と中国(二)	植田捷雄	四九	二	一〇四
対日講和と中国	植田捷雄	四九	三	二二四
日本の開国と中国(一)	植田捷雄	四九	四	三三三
カイロ宣言と朝鮮の独立	高野雄一	五〇	一	一

国際連合における朝鮮独立問題

安全保障理事会における朝鮮動乱の処理

朝鮮動乱とソヴェト的法主張

朝鮮動乱と中共の態度

阿片戦争と清末官民の諸相

義和団事件と清朝政府

ソールズベリーの東方政策

イギリスの伝統的政策より観たる

ソールズベリーの東方政策 (二・完) —— イギリスの伝統的政策より観たる ——

砲艦政策の形成 (一) —— 一八三四年清国に対する ——

砲艦政策の形成 (二・完) —— 一八三四年清国に対する ——

日比賠償協定及び借款取極

天津条約 (一八五八年) 調印後における清国外政機構の動揺 (一)

欽差大臣の上海移駐から米国公使ウオードの入京まで ——

天津条約 (一八五八年) 調印後における清国外政機構の動揺 (二・完) —— 欽差大臣の上海移駐から米国公使ウオードの入京まで ——

で

須山達夫	須山達夫	廣瀨夫	廣瀨夫	大平善梧	入江啓四郎	植田捷雄	植田捷雄	曾村保信	神谷不二	神谷不二	衛藤吉	衛藤吉	有田武夫	坂野正高	坂野正高
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五一	五一	五一	五二	五三	五三	五五	五五
一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	三	三	五	六	一
一五	一五	三三	三三	六二	一〇二	一二四	一二四	一三四	六〇五	六〇五	一四三	一四三	三八〇	五九五	三三五

袁世凱帝政問題と日本の外交

二十一箇条要求に関する若干の考察

二十一箇条要求に関する若干の考察

旅順をめぐる一世紀

日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (一)

日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (二・完)

一九一七年ハルビン革命 (一) —— ハルビン・ソヴエト樹立をめぐる国際政治学的一考察 ——

一九一七年ハルビン革命 (二・完) —— ハルビン・ソヴエト樹立をめぐる国際政治学的一考察 ——

日中漁業問題

近代中国における戦争と中立

現代の中国と太平洋問題

日韓関係史

竹島紛争

オーストラリアの移民政策

アジア政治体制試論

小幡公使アグレマン問題 —— 日中外交の一断面 ——

會村保信	五六	二	一一七
堀川武夫	五六	三	二一五
堀川武夫	五六	六	六四三
ハイマン・カブリン 植田捷雄	五六	六	七〇四
會村保信	五七	一	一
會村保信	五七	二	一四五
關寛治	五七	三	二五四
關寛治	五七	四	四〇七
桑原輝路	五七	六	五六五
植田捷雄	五九	一・二	二二五
會村保信	六二	一	二二五
植田捷雄	六四	四・五	二八一
太寿堂鼎	六四	四・五	三八五
加藤俊作	六六	四	三六五
衛藤藩吉	六七	二	一三一
瀬川善信	六七	三	三三二

極東民族大会と中国

中国の東南アジアに対する政策

朝鮮戦争と中国の経済政策

ベトナム分裂国家成立の経緯 (一)

ベトナム分裂国家成立の経緯 (二)

戦後日中関係の一考察——石橋、岸内閣時代を中心として——

伝統的東アジア世界秩序試論——十八世紀末の中国のベトナム干渉を中心として

日中平和友好条約のあとさき

南太平洋フォーラム諸国の地域協力——南太平洋非核地帯条約成立をめぐって——

東南アジアの地域主義形成とイギリス(一九四一—一九六五)

——東南アジア総弁務官と駐在官会議の役割——

中東・アフリカ関係

西班牙の麻洛哥政略

麻洛哥に於ける西班牙軍の活動

土耳其の視察談 本年二月国際法学会にて講談せられたるもの

摩洛哥問題の経過

山	松	笠	浦	浦	池	猪	高	小	都	逸	逸	立	川
極	本	原	野	野	井	口	野	柏	丸	見	見	作	崎
晃	三	正	起	起	優	孝	雄	葉	潤	晋	晋	太	巳
六八	六八	六九	七一	七二	七三	七三	一七八	子八九	子九八	八	八	郎	之
二	四	二	三	一	三	五	一・二	五	四	三	五	八	太
二二三	四五九	一六八	二二一	四六	一六八	四八六	一一八	四七三	四三三	二二二	三九四	五四五	三三二

伊国宣戦の内情 附、伊土開戦の由来	川崎巳之太郎	一〇二	一二九
土耳其軍隊と仏独両国軍人との関係	蜷川新	一二七	五六七
波斯帝国の将来 (上) (露国革命の及ぼしたる影響)	米田實	一六六	四四一
波斯帝国の将来 (下)	米田實	一六六	五八三
パレスチンと英国	米田實	一八五	四三八
近東の一大問題 (希臘政局変動と外交関係)	米田實	二〇二	一五八
近東の一大問題 (下) (希臘新形勢と英仏伊外交)	米田實	二〇三	二八一
埃及の独立	高橋 燦	三二二	二六五
最近モロツコ問題の推移 (一)	綾川武治	二二五	四三三
最近モロツコ問題の推移 (二)	綾川武治	二二六	六一一
サグルル・パーシアの死去と英埃関係 (一)	米田實	二二六	八三四
サグルル・パーシアの死去と英埃関係 (二)	米田實	二二六	九三八
ザグルル、パーシアの死去と英埃関係 (三・完)	米田實	二二六	一〇二九
ダニエル書の予言トルコの運命	長谷川久一	二二九	三二二
スエズ紛争——主として世界経済から見たその影響と推移——	高梨正夫	五五六	七〇
ソマリアにおける国連活動の「人道的干渉性」と国家主権とのか かわり——「人間の安全保障型平和活動」への道——	大泉敬子	九九九	四九五

北米・中南米関係

米国の首唱せる第二回平和会議の趣意

モンロー主義を論ず

墨西哥マグデレナ湾に関する問題

朝鮮の合併と米国の態度 (米国研究報告の一)

米国雜感 此篇は去る二月の国際法学会にて講述せられたるものなり

日米条約改訂に就て (補条すべき要点)

巴奈馬運河防備問題に就て

日米関係の緊切なる融接点 (米国と満州) 米国研究報告の一

巴奈馬運河防備問題に就て (前号の続き)

日米関係の緊切なる融接点 (承前)

南米視察談

米国大統領タフトと極東 (米国研究報告の一)

日米新条約の真価

米国大統領タフトと極東 (承前)

仏国の電信制度

高橋作衛	三	二四	高橋作衛	九	一	川崎巳之太郎	八	九	七〇七	寺尾亨	九	一	一	寺尾亨	九	一	一九	高橋作衛	九	一	一〇	寺尾亨	九	二	一一〇	高橋作衛	九	三	一七二	赤塚正助	九	四	二四一	高橋作衛	九	六	四四〇	川崎巳之太郎	九	七	五二〇	高橋作衛	九	七	五四〇	米田奈良吉	九	八	五八五
------	---	----	------	---	---	--------	---	---	-----	-----	---	---	---	-----	---	---	----	------	---	---	----	-----	---	---	-----	------	---	---	-----	------	---	---	-----	------	---	---	-----	--------	---	---	-----	------	---	---	-----	-------	---	---	-----

日米条約附帯全權往復文書を論ず	米田 實	九	八	六〇五
発表後の日米新条約	川崎 巳之太郎	九	八	六一七
日米通商航海条約	川崎 巳之太郎	九	八	六三九
米国人の対清野心と其告白	川崎 巳之太郎	九	九	六八九
米国大統領タフトと極東 (米国研究報告の一承前、完)	高 橋 作 衛	九	九	七〇八
米国対清野心の複雑	川崎 巳之太郎	九	一〇	八〇四
The Anti-Japanism of Americans is Ingratitude.	S. Takahashi	九	一〇	1
米露条約問題	米 田 實	一〇	六	四四六
米国移民法改正案に就て	川崎 巳之太郎	一〇	六	四五四
玖馬並ポルトリコ及比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義	無 名 氏	一〇	六	四六八
清国革命に潜在する米国の勢力	失 名 氏	一〇	七	五四五
玖馬、ポルトリコ比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義 (前号の続)	東 讓 三 郎 <small>(訳)</small>	一〇	七	五六九
衆議院に於ける対米外交問答	川崎 巳之太郎	一〇	八	六一八
カーネギー平和財団第一部の活動	一 会 員	一〇	一〇	七八八
米国と巴奈馬共和国との関係	米 田 實	一〇	一〇	七九八
カーネギー平和財団に就て	宮 岡 恒 次 郎	一一	四	三三三
巴奈馬運河の防備 アリアス氏の説 (Harmodio Arias - The Panama Canal.)	天 羽 英 二	一一	四	三三六

南米視察談

南米視察談(承前・完)

パナマ運河通航に関する米国の義務

巴拿馬運河通行税に関する北米合衆国の義務(承前、完)

昨年の日米問題

日米仲裁条約の効力

日米議員会創設の顛末

日米問題に関する報告

伊太利移民の研究

墨西哥並に外人の要求

米国の中立態度

武装せるパナマ運河

全米主義の勝利

ウイルソンの軍備演説を読む

亜米利加に於ける大陸国際警察

矢作榮藏 一一 八 六六〇

矢作榮藏 一一 九 七五四

ル吉田五郎弁記 一一 九 七七〇

ル堀内茂智記 一一 一〇 八六五

高橋作衛 一一 五 三七九

米田實 一一 六 四七九

清水市太郎 一一 六 四九〇

清水市太郎 一一 七 五七三

蜷川新 一一 九 七二三

チャレス、チネ、ハイト
国際法学会(抄記) 一一 九 七五二

米田實 一一 三 一〇七

ブレイクスレー
兒島多賀太記 一一 四 一〇四

島谷亮輔 一一 四 三〇九

島谷亮輔 一一 四 四九一

泉哲 一一 四 六〇八

- 亜米利加主義の動搖
- 米國態度變遷の順序
- 米國態度變遷の順序 (承前)
- 參戰前の米國內情
- 米國の斷交及參戰事情
- 日米新宣言
- 獨逸の新聞政策と親獨系の米國新聞王
- コスモス著「永続す可き平和の基礎」を読みカーネギー財團に告ぐ
- 加奈太の異民族問題
- 領土に関する智利と秘露との紛争附パラグアイと暮里比亞との紛争
- 米國市民に与ふる書
- 加州に於ける排日土地法問題
- 排日問題の解決方法
- 加州土地法の合法性
- 排日問題の解決方法 (中)
- 排日問題の解決方法 (完結)
- カーネギー平和財團に就て

蠟山政道	米田實	米田實	吉野作造	米田實	小林絹治	高橋作衛	矢野真	米田實	蟪川新	橘利康	牧野義智	川崎巳之太郎	川崎巳之太郎	川崎巳之太郎	川崎巳之太郎	島谷亮輔
二〇	二〇	一九	一九	一九	一八	一八	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一五	一五	一五
三	一	四	三	三	九	一	八	一〇	五	四	三	二	一	一〇	九	三
三三一	五九	二七三	二三三	一六九	八四七	二三三	六六〇	七八三	三八六	三二五	一九二	九六	一八	九一四	八三七	二五五

日米今昔物語 附西国親善の妙諦

カーネギー平和財団に就て (承前)

中米に於ける国際平和維持機関の設定

ウツドロー、ウイルソンの外交

「モンロー」主義と米国の外交

太平洋及極東方面に於ける米国発展の段階

太平洋及極東方面に於ける米国発展の段階 (一・完)

汎米会議の将来 (残されたる加奈陀の参加問題)

AMERICAN FOREIGN POLICY WITH RESPECT TO
JAPANESE RELIGIOUS AFFAIRS.

T. Wada

二五

四

四二四

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (一)

汎亜米利加 (一)

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (二)

汎亜米利加 (二・完)

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (三)

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (四・完)

米国の対メキシコ政策の一考察

米国の対メキシコ政策の一考察 (一)

高橋 三 二〇 四 三六七

蠟山 政道 二〇 四 四一五

泉 哲 一三 二 一〇九

ジョンソン 二三 九 八七〇

松原 一雄 二四 二 一〇七

高木 八尺 二五 二 一一三

高木 八尺 二五 三 二六七

米田 實 二五 四 三一七

和田 禎純 二五 九 八六四

永富守之助 二五 一〇 九九四

和田 禎純 二六 一 六一

永富守之助 二六 一 七六

和田 禎純 二六 三 二九〇

和田 禎純 二六 四 三八一

和田 禎純 二七 九 八五一

和田 禎純 二八 三 二五四

米国の対メキシコ政策の一考察 (三)	和田 禎 純	二八	五	四六八
モンロー主義の現状と其帰趨	大山 卯次 郎	二八	六	五三五
米国の対メキシコ政策の一考察 (四)	和田 禎 純	二八	七	六五五
アメリカ、メキシコ戦争について	和田 禎 純	二九	一	三七
キューバの革命と対米関係	米 田 實	三二	九	九六〇
モンロー主義の考察	神 川 彦 松	三八	七	五七六
チリーの断交	松 下 正 壽	四二	三	二九九
アルゼンチンの革命	松 下 正 壽	四二	八	八三六
ポリビヤの革命	松 下 正 壽	四三	二	一七八
アルゼンチンの断交	松 下 正 壽	四三	三	二八八
ソヴェト陣営と人権論争 (一)	入 江 啓 四 郎	四九	五	三七七
ソヴェト陣営と人権論争 (二・完)	入 江 啓 四 郎	四九	六	五三二
講和と賠償——対日講和条約草案をめぐる諸問題——	山 下 康 雄	五〇	四	三三一
国際連合の形成とロースヴェルトの『雄大な構想』	角 田 順	五二	六	五二〇
国際連合の形成とロースヴェルトの『雄大な構想』 (二・完)	角 田 順	五三	一・二	四六
フランクリン・ルーズヴェルトと日本——一九一三年より一九三三年に至る——	關 寛 治 記	五三	五	四〇二
沖繩に関し日本又は米国の有する権利の範圍	大 郷 正 夫	五四	一・二・三	一三三

ウルグアイ事情

メキシコの現状

セント・ローレンス・シーウェイの軍事的意義 (Strategic Value of the St. Lawrence Seaway)

日米安全保障条約改定問題重要日誌

「ニュー・ルック」をめぐる諸問題 (一)

「ニュー・ルック」をめぐる諸問題 (二)

日布移民問題 (一)

日布移民問題 (二・完)

キューバ土地改革法——一九五九年土地改革法と国有化について

ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想 (外交政策分析のための枠組) (一) —— 米西戦争から「ロー・ポリティクス」の成立まで

ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想 (外交政策分析のための枠組) (二) —— 米西戦争から「ロー・ポリシーズ」の成立まで

米国における対日占領政策の形成過程 (一) —— その機構的側面と占領軍構成の問題

米国における対日占領政策の形成過程 (二・完) —— その機構的側面と占領軍構成の問題

大隈 信 幸 五八 四 四五六

大倉 敏 之 五八 四 四六一

高梨 正 夫 五八 五 五二〇

杉山 茂 雄 五九 一・二 二六〇

神谷 不 二 六一 三 一五七

神谷 不 二 六一 二 一一五

瀬川 善 信 六六 一 六七

瀬川 善 信 六六 三 二六四

今村 之 治 六七 五 六四〇

進藤 栄 一 七一 四 三一

進藤 栄 一 七二 二 一七四

五百旗頭 眞 七四 三 一九一

五百旗頭 眞 七四 四 三三三

米州機構における紛争の平和的解決 (一) —— 米州平和委員会の展開を中心に ——	中村道七六	六	五九一
米州機構における紛争の平和的解決 (二・完) —— 米州平和委員会の展開を中心に ——	中村道八〇	一	四六
カナダ・ケベック州の「国境を超えた」活動について	苑原俊明 八八	四	四一五
メルコスル諸国における信頼醸成と地域安全保障	澤田眞治 一〇〇	五	七〇一
ヨーロッパ関係			
日英協約論第一	高橋作衛 一	二	一
東洋に於ける露西亞人の挙動	戸水寛人 一	二	一四
露仏宣言の疑義	戸水寛人 一	三	二七
第二ベルリン条約 (Page 2759, No. 530) 東方問題の決定に關し大不列顛國、奧匈國、仏國、伊國、魯國、土國間の条約 (一千八百七十八年七月十三日) 伯林に於て調印)	高橋清 一	四	二七
伯林會議ノ一般議定書訳文 (一千八百八十五年二月二十六日) 伯林に於て調印)	高橋清 一	五	五六
欧州公法学者の戦争観並に平和観	蜷川新 一	六	七
伯林會議の一般議定書訳文 (承前)	高橋清 一	六	四一
欧州公法学者の戦争観並に平和観	蜷川新 一	七	六
伯林會議一般議定書 (完)	高橋清 一	七	三三

ブリュッセル會議一般議定書千八百九十年七月十二日同地に於て
調印

滿州に於ける露兵の撤去

極東に於ける日露海軍力比較 (海軍省並に外字新聞の取調報告に
よる)

露国の黒海艦隊を論ず

極東に於ける日露艦隊の将来

フィドロッフ氏東洋に於ける露国商業政策

露西亞極東太守管轄内軍隊管理 (十月十六日官報)

仏国と本邦との本年度外交官試験問題比較

露西亞の欲望と日本立脚の地

「タイムス」通信員放逐事件と露国の外人追放新法

日露戦争の始期に関する事実

露国の宣言を評す

日露戦争開始の時期如何

日露戦争開始期論 (捕獲開戦論)

ウエストレーキ博士の日露開戦観

三山島砲撃に対する露国の抗議を評す

高橋清 一 九 四八

高橋作衛 二 一 二四

松波仁一 二 二 四〇

山川端夫 二 二 三九

フィドロッフ 二 二 六一

加福豊次 二 三 九八

戸水寛人 二 四 三四

高橋作衛 二 四 一七

匿名 二 六 一

高橋作衛 二 六 三一

寺尾亨 二 七 一

立作太郎 二 八 一

ウエストレーキ 二 八 四一

高橋作衛(訳) 二 八 四五

ホルランド 二 九 五一

露日露戦争開始期論 (捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄) (承前)	立	作	太	郎	二	一	一七
露国と欧州	二				二	二	四九
露国黒海艦隊	三	トーマス・ギブソン、パオルス (Thos. Gibson Bowles)			三	四	三九
英国の中立宣言	三	テ、イ、	ホル	ランド	三	五	四四
バルチック艦隊の運命	三	高	橋	作	三	六	四八
英国の中立宣言	三	テ、イ、	ホル	ランド	三	六	七三
仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや A Development of the Views and Designs of the French Nations; and why they persist in making the Rivers Rhine, Maese, and Scheldt the boundaries of their country.	高	橋	作	衛	四	八	三八
仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや (承前号、完結)	高	橋	作	衛	四	一〇	四〇
海軍より観たる日露休戦条約	蜷	川		新	五	一	二一
滞仏中の欧州外交界雜観 (其一)	長	岡	春	一	五	三	三九
仏国に於ける国家と宗教との分離問題	長	岡	春	一	五	三	五三
滞仏中の欧州外交界雜観 (其二)	長	岡	春	一	五	四	三三
欧州土産 (明治三十九年十二月十九日国際法学会講演)	秋	山	雅	之	介	五	二
滞仏中の欧州外交界雜観 (其三、終)	長	岡	春	一	五	五	一四
仏国に於ける国家と宗教との分離問題 (承前)	長	岡	春	一	五	五	四四

ARRANGEMENT ENTRE LA FRANCE, LA GRANDE-BRETAGNE ET L'ITALIE, CONCERNANT LES IMPORTATIONS D'ARMES ET DE MUNITIONS EN ABYSSINIE.

仏国と其被保護国に於ける行政

小亜細亜に於ける独逸帝国の経営

小亜細亜に於ける独逸帝国の経営 (承前)

巴爾幹半島の近情

英独の關係

欧米所見の一部

最近土耳其政変の真相

西班牙の摩洛哥政略

露国と芬蘭土

被保護国に対する仏国の政策

摩洛哥に於ける西班牙軍の活動

バルカン半島外交問題の近状

維納會議と権力均衡主義及正統主義

東方問題の濫觴

西班牙に於ける宗教問題

長岡春一	藤井實	藤井實	西源四郎	S. M. 生	高橋作衛	高橋作衛	逸見晉	ジエト、ウエストレーキ 逸見晉(音訳)	逸見新	逸見晉	立作太郎	立作太郎	立作太郎	高橋作衛	逸見晉
五	五	五	七	七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八
七	八	八	三	四	七	七	三	四	五	五	八	八	八	一〇	二
七八	三八	三五	一	四九	一	五八	二二二	三二二	三五一	三九四	六六三	八〇七	八一二	一一六	

巴爾幹半島談
 伊国宣戦の内情 附、伊土開戦の由来
 摩洛哥問題其後の進行
 バルカン半島の最近状況
 米露条約問題
 威海衛の降伏と旅順口の開城
 英国殖民政策と印度の遷都
 威海衛の降服と旅順の開城(完)
 平和と武装 最近四年滞欧中雜観
 パルカン戦争と各国の利得
 平和と武装(承前・完) 最近四年滞欧雜感
 欧州最近の重要案件
 土耳古軍隊と仏独両国軍人との關係
 世界大戦争に対する英人の覺悟
 英国と海戦法規
 奈翁の遠征と學術の尊重
 全「スラヴ」主義と欧州國際關係
 ウェットシュタイン氏欧州和合戦争論大意

廣	松	蟪	長	高	蟪	蟪	長	蟪	長	高	伊	高	米	宮	川	川	奥
瀬	崎	川	岡	橋	川	川	岡	川	岡	橋	吹	橋	田	本	崎	崎	田
溫	壽	新	春	作	新	新	春	新	春	作	山	作	實	平	巳	巳	竹
一三	一三	一三	一三	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一一	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇	九
七	七	六	六	四	七	四	四	三	三	六	三	二	六	五	二	二	三
五二〇	五一〇	四二六	四一五	二五七	五六七	三一	二八六	二二八	一九六	四七八	二二五	九七	四四六	三五四	一三三	一二九	一五五

全「スラヴ」主義と欧州国際関係（承前、完）

ウエットシユタイン氏欧州和合戦争論大意（承前）

英国政府に対する印度人の好感

露西亞及蒙支

独逸開戦理由と英国の反駁

欧州和同論（承前完）

仏人の声

露西亞及蒙支（承前）

英国外交政策と三国協商の真相

独逸外交政策の今昔

独逸外交政策の今昔（前号の続）

トライチケの国際法論

戦争の欧州永世中立地に及ぼす影響

独逸外交政策の今昔（承前、完）

仏国は戦勝の代償を仕払ひ得可きか（千九百十五年七月仏「ルヴ
ユー、ポリテック、エ、バルルマンテール」）

独逸の開戦理由と英国の反駁

松崎 壽	一三	八	五八九
廣瀬 溫	一三	八	六〇〇
伊吹山徳司	一三	九	六七五
野村 徹	一三	九	六七七
兒島多賀太	一三	九	六八六
廣瀬 溫	一三	九	六九二
蜷川 新	一三	一〇	七四五
野村 徹	一三	一〇	七五八
西島彌太郎	一三	一〇	七六二
松崎 壽	一四	一	三七
松崎 壽	一四	二	一二九
寺田 四郎	一四	三	一七七
泉 哲	一四	三	二二九
松崎 壽	一四	三	二四八
東 讓三郎	一四	五	四一〇
兒島多賀太	一四	六	四九九

日英同盟条約私議
 日英同盟協約を論ず
 人口より観たる欧州人の世界的発展
 英独戦因論駁
 現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て
 現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て
 日露交渉の沿革
 SUR L'ATTITUDE DE L'ALLEMAGNE A L'EGARD DE LA
 BELGIQUE A L'OUVERTURE DES PRESENTES HOSTI-
 LITES
 ルクセムブルグの将来 (The Future of Luxemburg)
 独逸の白耳義侵入事件 (The Case of Belgium)
 戦前の英独輸出貿易比較研究
 葡国共和革命史概要
 欧州大戦と日本
 独逸皇帝の位地

蛭川新	一四	七	五七三
島谷亮輔	一四	七	五八三
松崎壽	一四	七	五九二
兒島多賀太	一四	八	六八二
遠藤源六	一四	一〇	八一五
ドラ、フアイユ 町田梓樓記	一五	一	一
牧野義智	一五	一	一〇
C DELLA FAILLE	一五	一	1
フランシス、グリッパル 東讓三郎記	一五	二	一四四
ゼームス、エム、ベツク 東讓三郎記	一五	三	二七七
松崎壽	一五	四	三五三
内山岩太郎	一五	四	三六二
沼田照義	一五	六	五四五
ゼー、エリス、バーカー 東讓三郎記	一五	六	五八三

- 白耳義統一とフランダース人の運動
- 露国革命と親独系の勢力
- 白耳義希臘及支那の現在の地位
- 希臘の偉人ヴェニゼロス氏
- 芬蘭及び小露問題(上)
- 英国の所謂対独封鎖
- 芬蘭及小露問題(下)
- 滞欧所感(大正六年十一月本会大会にて講演)
- 独逸の新聞政策と親独系の米国新聞王
- 独逸の膨張附戦争時論
- 独逸膨張論附戦争時論(承前完)
- アルサス、ローレーンと国籍主義
- アルサス、ローレーンと国籍主義(承前完)
- 西伯利戦争と戦利品問題
- 独逸講和と羅馬尼

東 讓三郎(訳)	フェルナン、パッセレック	一五	七	六七三
米 田 實	米 田 實	一五	八	七四九
蜷 川 新一	蜷 川 新一	一五	九	八三一
長 瀬 鳳 輔	長 瀬 鳳 輔	一六	一	三〇
米 田 實	米 田 實	一六	二	八九
板 倉 卓 造	板 倉 卓 造	一六	三	一七五
米 田 實	米 田 實	一六	三	二〇五
鳥 巢 玉 樹	鳥 巢 玉 樹	一六	四	二七一
橘 利 康	橘 利 康	一六	四	三一五
高 橋 榮 三	高 橋 榮 三	一六	六	四五二
高 橋 榮 三	高 橋 榮 三	一六	七	五四七
東 讓三郎(訳)	パウ、ヘルマー	一六	八	六六一
東 讓三郎(訳)	パウ、ヘルマー	一六	九	七三五
小山 精一郎	小山 精一郎	一七	二	一〇八
米 田 實	米 田 實	一七	六	四七二

欧州中立諸国の戦時利益

独逸の住宅問題に関する諸提案

ルクサンブルグ問題

国際連盟の日英同盟に及ぼす影響

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西沿岸貿易制度

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度(承前)

過激派東来より生ずる日露支の外交問題

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度(承前)

パレスチンと英国

伊太利並列国沿岸貿易制度(承前)

伊太利並列国沿岸貿易制度(承前)

重大なる露国貨幣問題

伊太利並列国沿岸貿易制度(承前)

伊太利並列国沿岸貿易制度(完)

英国の世界的霸権 附世界的大戦の效果

希臘の政局(上)

千九百十八年七月十五日米
「アナリスト」
調査月報 訳載 一七 六 五一四

千九百十八年七月二十五日英
「スト、オブ、シ、ト、ザ、ヤ、シ、ト」
大蔵省調査月報 訳載 一七 七 五九九

米 田 實 一七 九 七四三

牧 野 義 智 一八 一 二九

寺 田 四 郎 一八 一 三六

寺 田 四 郎 一八 二 一五三

清 水 泰 次 一八 三 二二〇

寺 田 四 郎 一八 三 二四〇

米 田 實 一八 五 四三八

寺 田 四 郎 一八 五 四四七

寺 田 四 郎 一八 六 五九八

野 村 徹 一八 七 六五六

寺 田 四 郎 一八 七 六七七

寺 田 四 郎 一八 八 七五七

高 橋 榮 三 一八 一 一

米 田 實 一八 二 一〇二

獨蘭電信会社 附管理問題要諦

英國の世界的霸權 (承前) 附世界大戰の效果

英國の世界的霸權 附世界的大戰の效果 (承前)

平和條約実施の爲めにする独逸の国内法令に就て

最近露支關係

白耳義に関する一八三九年の條約の改訂委員會に就て

近東の一大問題 (希臘政局變動と外交關係)

英國の世界的霸權 附世界大戰の效果

近東の一大問題 (下) (希臘新形勢と英仏伊外交)

英國の世界的霸權 (承前) 附世界大戰の效果

英國の世界的霸權 (完結) 附世界大戰の效果

スカンディナヴィア三国と國際紛議平和的解決運動

北歐三国の連盟規約修正案に就て (上)

露仏同盟の真相 (上)

北歐三国の連盟規約修正案に就て (下)

露仏同盟の真相 (下)

最近の露支關係

リトアニアとメーメル

高橋 三	一九二二	二	一一二
高橋 三	一九一八	三	一八一
高橋 三	一九二四	四	二八二
末弘 殿太郎	二〇二〇	一	一〇
清水 泰次	二〇二〇	一	七一
林 毅	二〇二〇	二	一四八
米田 實	二〇二〇	二	一五八
高橋 三	二〇二〇	二	一九五
米田 實	二〇二〇	三	二八一
高橋 三	二〇二〇	三	二九九
高橋 三	二〇二〇	六	五九九
寺田 四郎	二〇二〇	六	六二〇
米田 實	二〇二〇	七	六九二
立 作 太郎	二〇二〇	八	七九八
米田 實	二〇二〇	八	八〇八
立 作 太郎	二〇二〇	九	九四八
清水 泰次	二〇二〇	九	八九三
米田 實	二〇二〇	三	二五九

一八八七年の欧州の危機 (二・完)	田中直吉	三七	七	六三六
植民地統治者としての和蘭東印度会社 (二)	楊井克巳	三七	九	九〇七
植民地統治者としての和蘭東印度会社 (二)	楊井克巳	三七	一〇	一〇二六
一八七七年の露土戦争 (一)	田中直吉	三八	四	二八一
一八七七年の露土戦争 (二)	田中直吉	三八	六	四八一
一八七七年の露土戦争 (三・完)	田中直吉	三八	七	六二七
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (二) —— (一九〇七—一九一四)	細野軍治	三八	九	八二〇
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (二) —— (一九〇七—一九一四)	細野軍治	三八	一〇	八六五
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (二) —— (一九〇七—一九一四)	米田實	三八	一〇	八九五
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (三) —— (一九〇七—一九一四)	細野軍治	三八	一〇	九一一
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (三) —— (一九〇七—一九一四)	細野軍治	三八	一	二四
大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (四) —— (一九〇七—一九一四)	細野軍治	三九	二	一四八
イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題 (一)	奥平武彦	三九	七	五四七
イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題 (二・完)	奥平武彦	三九	八	六七六
ドイツ外交の政治経済的背景 (一) —— 共和政府時代の外交政策	田中直吉	四〇	三	二〇五

ドイツ外交の政治経済的背景(二) —— 共和政府時代の外交政策

第二次欧州大戦直前に於ける波蘭を繞る英独交渉

欧州外交と政治的イデオロギー(一)

欧州外交と政治的イデオロギー(二)

ウイルヘルム二世の世界政策(一)

ウイルヘルム二世の世界政策(二・完)

欧州外交と政治的イデオロギー(三)

ドイツの世界大戦政策(一)

ドイツの世界大戦政策(二・完)

ソ連邦外務人民委員部の連邦的・共和国的人民委員部への改組

日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(一) —— モロッコ問題を廻る英仏交渉の過程分析

日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(二) —— モロッコ問題を廻る英独交渉の過程分析

日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(三) —— モロッコ問題を廻る英仏交渉の過程分析

ソ連邦の対日講和主張

朝鮮動乱とソヴェト的法主張

朝鮮動乱とソヴェト的法主張

田中直吉	四〇	四	三三四
桂原譽	四〇	七	六〇五
神川彦松	四一	一	二三三
神川彦松	四一	三	二二〇
田中直吉	四一	四	三〇三
田中直吉	四一	七	六四八
神川彦松	四一	八	七七〇
田中直吉	四二	九	八九一
田中直吉	四二	一一	一一九
山之内一郎	四三	五	四一一
高橋八郎右衛門	四三	一〇	八一八
高橋八郎右衛門	四三	一一	八八七
高橋八郎右衛門	四四	一	四二
入江啓四郎	四九	三	一九九
入江啓四郎	五〇	一	一〇二

一八九八年の英独同盟問題	細谷千博	五〇	三	二九九
一八九八年の英独同盟問題 (下)	細谷千博	五〇	五	四九五
ソールズベリーの東方政策——イギリスの伝統的政策より観たる	神谷不二	五一	六	六〇五
西欧統合と国家主権の問題	一又正雄	五二	一・二	一
欧州石炭鉄鋼共同体の成立	入江啓四郎	五二	一・二	五一
シューマン・プランの一考察	村野孝	五二	一・二	八四
ソールズベリーの東方政策 (二・完)——イギリスの伝統的政策より観たる——	神谷不二	五二	四	三二〇
独ソ不可侵条約の世界史的意義	田村幸策	五二	六	四六一
英国の外務機構	英修道	五三	四	二二三
小英国主義論 (一)	神谷不二	五三	五	三五九
小英国主義論 (二・完)	神谷不二	五四	六	六一九
スエズ紛争——主として世界経済から見たその影響と推移——	高梨正夫	五六	一	七〇
ザールラント	宮崎繁樹	五六	四・五	五六一
日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (一)	曾村保信	五七	一	一
日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (二・完)	曾村保信	五七	二	一四五
ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳	佐藤和男	五七	二	一七七

—— デイズレーリの帝国主義とその史的背景(二) —— 帝国と民衆

—— デイズレーリの帝国主義とその史的背景(二) —— 帝国と民衆

—— イギリスとウィーン体制 —— パックス・ブリタニカの外交的側面

幕末期日露関係

明治初期の北方領土問題

ポーツマス条約と北方領土問題

シベリア出兵と北樺太問題

占領管理下の北方領土

北方領土問題の起因と経過

戦前の日ソ漁業 —— 明治四十年日露漁業協約の効力存続問題を中心として ——

第二次大戦後における日ソ漁業関係

ソ連の領海制度

戦後の日ソ関係

日ソ関係年表

ヨーロッパ共同市場における法と経済

坂井秀夫 五八 五 四六五

坂井秀夫 五八 六 六六〇

高坂正堯 五九 三 四〇一

阿部光藏 六〇 四・五・六 四四三

大山梓 六〇 四・五・六 四七七

石田栄雄 六〇 四・五・六 五〇六

植田捷雄 六〇 四・五・六 五三七

入江啓四郎 六〇 四・五・六 五六五

田村幸策 六〇 四・五・六 五九〇

小林幸男 六〇 四・五・六 六八九

小平善梧 六〇 四・五・六 七一五

内田久司 六〇 四・五・六 七五五

尾上正男 六〇 四・五・六 八五二

関野昭一 六〇 四・五・六 九一六

佐藤和男 六一 六 四九四

日ソ危機 一九三二—三四年
 一九三五年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察
 イギリス労働党外交政策の起源
 フィウメをめぐるイタリアの対ユーゴ政策——二十年代初期イタ
 リア外交の性格——
 ヨーロッパ共同体の対外的権能
 ヨーロッパ議会の直接選挙をめぐる
 二十世紀におけるドイツ対外政策の連続性の問題に関する一考察
 ECの新しい動向について
 欧州共同体の組織構造(二)——「統合の組織」論再構成の試み
 国際カルテルの経済統合化要因——欧州石炭鉄鋼共同体による考
 察——
 欧州共同体の組織構造(二・完)——「統合の組織」論再構成の
 試み——
 非同盟と中立——ユーゴスラヴィアにおける研究を中心にして
 帝国政府のポツダム宣言受諾をめぐるスイスの仲介(一九四五年
 八月)

植田隆子	定形衛	最上敏樹	筒井若水	最上敏樹	大谷良雄	平井友義	ヤコブ・セン	ハンス・アードルフ・	金丸輝男	大谷良雄	岡俊孝	川端末人	平井友義	秦郁彦
八六	八三	八一	八一	八一	七八	七五	七五	五・六	七五	七五	七四	七二	七〇	六八
四	三	三	三	一	五	五六	五六	五六	五六	五六	一	一	二	三
三七六	三一〇	二六〇	二三五	三〇	五一四	六一三	六一三	五六六	五六六	五三五	四七	一	一三三	三四七

欧州安全保障協力会議における信頼醸成措置の発達——視察・査察問題を中心に——	植田隆子	八八	五	四六一
バルト三国の自決——過去の併合と連邦・共和国制度をめぐる諸問題——	伊藤哲雄	九一	一	一
ソ連邦の崩壊と核兵器問題(一)	浅田正彦	九二	六	六五五
ソ連邦の崩壊と核兵器問題(二・完)	浅田正彦	九三	一	九
民族紛争の『国際化』に関する序論的考察——ユーゴスラヴィア民族紛争を題材に——	月村太郎	九三	五	六一一
ロカルノ方式の萌芽——ワシントン会議からカンヌ最高会議へ——	濱口學	九三	六	七四九
EUの対ユーゴ政策——欧州政治協力(EPC)から共通外交・安全保障政策(CFSP)への歩み	辰巳浅嗣	九四	一	三七
北大西洋条約機構の東方拡大問題	植田隆子	九四	三	三五二
東南アジアの地域主義形成とイギリス(一九四一—一九六五) ——東南アジア総弁務官と駐在官会議の役割——	都丸潤子	九八	四	四三三
OSCEの安全保障共同体創造と予防外交	吉川元九	九八	六	七五七